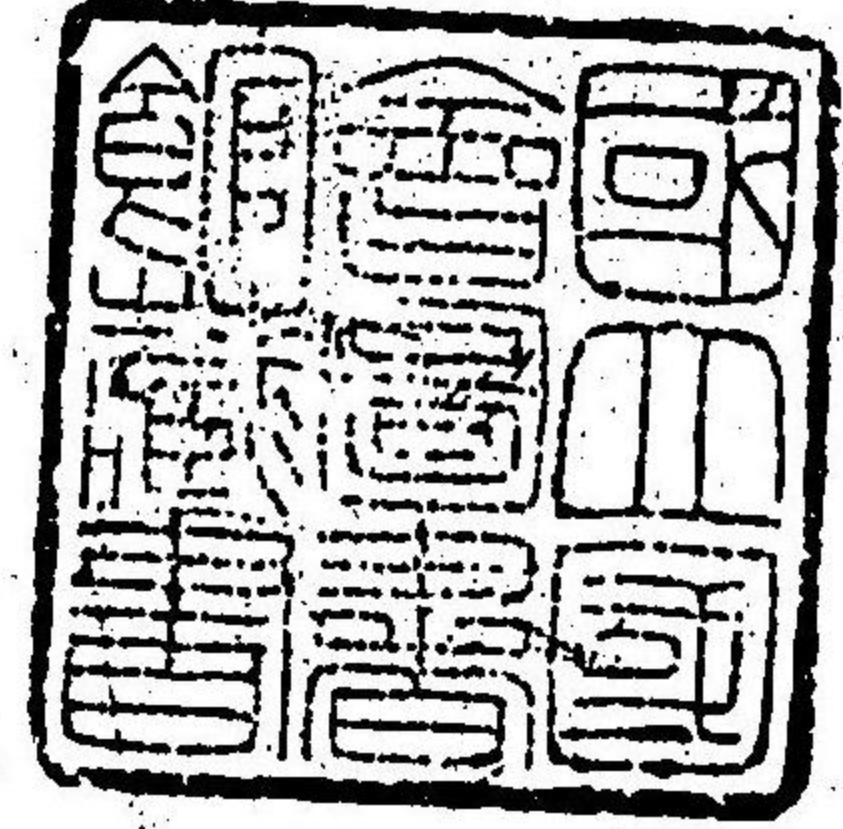


蜀山人全集 卷五



918.5
Q846s



261243

新百家說林

蜀山人全集 卷五

目次

訂增	一話一言……後篇……	一頁
	一話一言補遺……	五三頁

新百家說林 目次

829103

増訂一話一言總目 下

○卷二十九

寛文中江戸武家名畫時の逸物	一〇
天明三卯年江戸牛込行元寺敵討	一五
吉田道風相撲免許の寫	一七
伊東秋颯詩文	一九
江戸風俗の事	二〇
甲斐二十二將傳	二二
文化元年北齋畫大達磨紀事	二四
生花秘傳圖式跋	二五
宮根山大笠	二五
尾張二老傳	二五
寛文元年日記	二七
鳥銃	二七
日光山燈籠銘並序	二七
誹諧	二八

哈臺大駢

王勃詩

神輿押御徒頭
衛生遊稿

甲水源委序

以上原卷四十一、卷末に年月なし

花月社會

渡邊幸庵對話抄

○卷三十

上野凌雲院勸請圓稻荷之事

後櫻町院御引導

鈴木白藤記時事詩

簽

攝州有馬湯山町古文書

謎

海岳相豆紀行雜詠序

大橋近江死去之節書付

以上原卷四十二卷末に文化十二年乙亥暮春廿八日使甥野村方監梅翁裝釘香花圖とあり

阿闍陀人へ申渡御書付二通

寫

○卷三十一

尾州古田文治事

町方齋離之事に付御觸

文化三年丙寅御臺様御歌

安德天皇

有徳太君

湯原氏日記抄

伏見城之事

南條山人手書詩稿

歳暮作

以上原卷四十三卷末に文化十二年乙亥夏日僧人裝釘香花圖とあり

○卷三十二

辛酉革命事

御徒方萬年記抄書

豆州村々様子大概書

反古さらへ	一〇〇	當御代譜	一二四	徒卒隊紀事	一四六
天寛發書目録	一〇六	文化年賀大孫詩	一二六	武藏國豊島郡の事	一五三
補陀落山碑陰	一〇八	以上原卷四十五卷末に年月なし		義後後覺抄	一五七
杏花園六帙賀筵雜費	一〇八	河内古市玉碗記	一二八	以上原卷四十七卷末に文化十二年乙亥 夏日一續故紙爲此卷杏花園とあり	
以上原卷四十四卷末に年月なし		信太社祭神記並泉州五社次第	一三一	雲茶會初集	一六五
朝鮮信使列名	一〇九	越後國曼茶羅會我禪師房故跡	一三四	雲茶會二集	一七二
深川四軒寺町鯉屋所藏書畫	一一〇	陸奥國平泉中尊寺鐘銘	一三五	○卷三十五	
飛頭猿	一一六	平泉醫王山毛越寺義經堂棟札寫	一三五	南市令罪案抄	一七五
仙臺秋演義零本	一二六	札寫	一三五	茅野和助書簡	一八一
林祭酒述齋詩四首	一二七	金田八幡宮記録	一三六	室新助書簡	一八二
白藤鈴木氏詩三首	一二七	越前白山麓	一三七	雨森東五郎書簡	一八三
○卷三十二		加賀白山麓	一三七	富士山本門寺會我物語	一八五
童子産子	一一八	松前島郷帳	一四〇	正徳六年日記抄	一八六
古文書	一二〇	以上原卷四十六卷末に年月なし		南朝曆粉	一九三
朝鮮陣以後日本通用始之事	一二〇	村岡鐵之助	一四二	酒井朝負亮裁判	一九五
筑前宗像阿彌陀經碑墨本跋	一二一	遊女玉菊が傳	一四三	牛天神下孝心の者	一九七
萬安橋碑	一二三	○卷三十四		清水御屋形御成の節表御供	一九七
放下着傳來略記	一二三	市谷左内坂書林富田屋新兵衛親母渡邊氏墓の銘	一四五	方御料理物調	一九七
蝦夷人唄	一二三				

○卷二十六		珍重坊道安が傳	二二一	誹諧師乙由書簡寫	二四九
鈴木白藤所藏白石著述目	二〇〇	琉球の雜	二二九	狩野氏系圖	二四七
遊月亭叢書目	二〇〇	酒札	二二九	御徒七番組書留之内數條	二四八
躬弦和文並和歌	二〇一	擁書城小集詩附白藤詩	二二九	彈左衛門山緒の事	二五一
翁三番叟次第	二〇三	山菴茶寮記	二二九	安永改元林家書上	二五三
寛政譜なりける時和歌	二〇五	小山園記	二三〇	文化改元記	二五三
志賀隨翁和歌	二〇五	岡八郎兵衛事	二三三	本朝國號考	二五五
發句	二〇五	長崎二人罪狀告示	二三四	庚申	二五五
卯花園漫筆	二〇五	桐長桐芝居松葉落候事	二三四	名物出猿入猿之御鏡傳來寫	二五六
妖狐禁文	二〇五	以上原卷五十卷末に文化丙子裝釘とあり		白川侯和歌	二五七
寺社什寶一覽 <small>金輪寺護持院 四浦寺護國寺</small>	二〇六	和州鎔物師共より書上候古文書	二三五	丹後國成相寺境内地裂候御届	二五七
以上原卷四十九卷末に文化十一年甲戌裝釘とあり		淀屋三郎右衛門關所道具	二三八	信州地階候御届	二五八
鉤吻	二一八	三州大樹寺村農家古文書	二二九	京傳机塚	二五八
櫻花帖題跋	二一九	寛政二戌年二月人足寄場之儀に付書留同繪圖	二四〇	醒齋翁の机塚に詣てよめる	二五九
天明七未年江戸御救金米	二二三	○卷三十八		長歌	二五九
大田氏隨筆	二二三	明和元年原武太夫書置候物	二四三	諸國銀銅山名	二六〇
其角書簡	二二六			新編江戸志抄	二六一
				高陽園飲卷	二六四
				元和七年辛酉十二月資勝卿	二六四

高尾終句	三七四
新吉原九郎助稻荷奉納一卷	三七四
記夢	三七五
邪流起本	三七六
梁田才右衛門花押	三七七
片猷詩	三七七
唐高駢聯珠	三七七
大治古寫經	三七八
一本菊	三七八
題野泊圖	三七八
川傍柳三序	三七八
長崎土産	三七九
以上原卷五十六卷末に年月なし	
右五十六卷は翁の年をる書	
あつめおかれたる原本なり	
その中にて卷の一巻の二巻	
の三巻の八巻の三十三巻の	
四十は缺たり卷ごとの末に	
纂輯の年月を記したると記	
さぐるとの差ありて五十六	

にはなしされど其巻の末つ	
かたにのせたる長崎土産の	
はしがきに文政三年庚辰の	
とし文月廿八日とあるは翁	
の世を去りし三とせ前にあ	
たりたれば此あたりにて筆	
をとめられしものなるべ	
し	
○卷四十四	
古來俠者姓名小傳	三八七
薩州隅州の海中に在之櫻島	
神火の次第	三九四
難船紀聞	三九六
房州漂着大清人稟	三九八
天明三年卯七月淺間山燒拔	
候一件	四〇一
集千家註批點杜工部詩集	四〇五
加州仰西寺尼詩歌	四〇五
北向	四〇五

大坂追手燒失奪付	四〇五
心學の事	四〇六
熊坂氏恤民書付	四〇六
小野篁作の闇魔	四〇一
俵の字	四〇二
鱗形屋畫双紙作者	四〇二
兩國橋向築山	四〇二
二百里	四〇二
かくれたるしん	四〇二
樹上授書	四〇二
○卷四十五	
徂來詩	四一三
梅の風	四一三
三州志飛州志	四一四
羅念庵文集抄 <small>水大福戸の事 人別改の事</small>	四一四
野州阿蘇郡佐野郷時平大明神	四一五
萩寺	四一五
仙臺釘子村百姓敵を被討に	
参り候實記	四一五

衰代の事 <small>衰袋 宣體</small>	四一九
文政壬午正月日暈圖說	四二〇
野翁物語抄三條	四二四
禁裏萬歳之御式	四二六
朝鮮試官契會圖寫	四二八
大佛古文書	四二八
縁山三大藏經縁起	四二九
寛文中常世はやり物	四三〇
奇炭	四三一
萩をめぐる詞	四三二
戲子市川團之助書置寫	四三三
四方眞顔長歌	四三四
日本一阿房鑑	四三六
一言奇談	四三八
河童圖說	四四一
唐々春	四四二
欵器之圖	四四五
萬葉遺漏	四四六
右古來俠者姓名小傳より樹	
上覆裏までの一卷徂來詩よ	

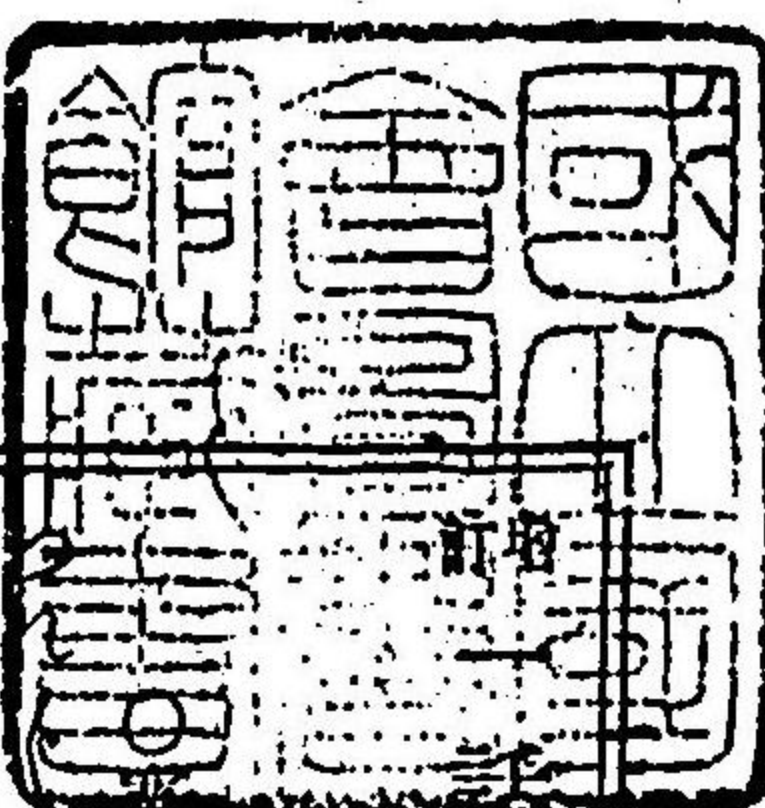
り萬葉遺漏までの一卷合せ
て二巻は永井脩平ぬしの近
き頃市にあさりて得られた
るものなりとて緒方重三郎
ぬしの紹介して集成館にか
しよこされぬぬのれよるこ
びにたへず披き見るにその
一卷は一話一言巻といふ文
字までを存して巻数の文字
を破りとりたるあとあるは
奸商のしわざなるべしその
巻末に翁の筆もて天明五六
年の比とあるをもて推せば
卷の八の伏存せしものと
ぼゆるは卷の七の末に天明
四五年の比集むとあり卷の
九の末に天明七年八月より
云云とあるをもて知れるな
り又の一卷は一話一言巻と
ばかりありてその數はしる

○卷四十六	
東武百景詩	四四七
松岡清介答人之問書	四四九
三味線來由並澤の苗字附事	四六一
御材木石奉行支配穴太頭二	
人由緒書	四六二
道富丈吉由緒書	四六五
空也僧鉢敲考	四六七
○卷四十七	
さすそが中に載せたる萩を	
めぐる詞の末に辛末九月二	
日杏園とあるを見れば文化	
八年の頃なるべし然らば卷	
の三十三にあつべきものか	
そはとまれかくまれ二巻と	
も翁の自筆にまぎれなけれ	
ばこゝに收めていさゝかそ	
のゆるよしをしるす	

鶴岡山炎上事記附勸請以後興發考	四七二	盜賊の歌	五〇九	三十三所觀音札所	五一五
小松彌助由緒書	四七六	奥州赤鼠	五〇九	將軍家御食物	五一五
鏡巧明珍家譜並巧拙之評	四七七	奥州の海紅になる事	五〇九	寺社領御朱印	五一五
○卷四十八		神道者吉川惟足が事	五一〇	絹木綿の尺を定む	五一五
吉川家由緒書	四八五	小倉山莊の色紙	五一〇	宗門の分ち	五一六
村庵小藁	四九四	江戸中辻番町々木戸	五一二	町人刀を帶する事御制禁	五一六
偽年號考	四九五	江戸惣町敷	五一二	馬場先御門新橋を懸	五一六
浦井傳藏へ申渡の事	四九九	大阪の家敷橋敷	五一二	異國へ銅を渡す	五一六
淺野家臣遺族の事	四九九	京都の家敷	五一二	有馬頼利卒	五一七
蕉翁書簡	五〇二	寛永江戸大火	五一二	三十六番觀音札所	五一七
蝦夷の風俗	五〇三	日光御門主參向	五一二	一季居奉公人三月五日定	五一七
比丘尼總頭	五〇四	東照宮の奉號	五一二	本朝通鑑	五一七
清少納言の塚附猿の歌	五〇四	明曆大火	五一二	通鑑奉行	五一七
壬生忠見幼童の時の歌	五〇五	同焼屋敷	五一二	弘文院御加増	五一七
下わらび抄	五〇五	火事に付下金其他	五一二	通鑑出來に付下賜	五一七
白氣立	五〇八	同焼死者	五一三	大橋長左衛門卒	五一八
横田甚五郎八木兵助喧嘩	五〇八	羅山卒日	五一三	創業記考畧	五一八
兩頭龜	五〇九	寛文二年御制禁	五一三	石谷土入卒	五一八
		仙洞御所御制法	五一四	川合龍節新曆献上	五一八
		俗人の舞被仰付	五一四	天子御稱號讀方	五一八

四書の國人の字讀方	五一八
龜山敵討の事	五一八
有馬侯縁談書付	五一八
半井卜養事蹟	五二一
右東武百景詩より以下の三卷は一話一言の名をあげて轉寫本の傳はりたるものにしてあのれいまだその原本を見ねば眞偽のほど定めがたけれを併せてこゝに收めおきて後の考をまつ	

増訂一話一言總目録



嘉文年中江戸武家名畫時の逸物

成まゝに、日暮祝にむかひ、うきよにはや
りゆくよしなし事を、そこほかとなく書付れば、あ
やしうこそ物をかしけれ、江戸やつこの様に生ては、
にぎわしかるべき事こそおゝかんべいなれ、公方の
御位はしかも賢し、松の園生の末葉まで、人の他に
思はんにこそやんごとなき、一の人の有様は雅樂也、
上の御子を孫にて酒井榮る繁昌の本、何の御時ぞや、
元和年中龍虎互に位をあらそひ、羽柴しばた、かふ
といへども、かうりやうの首忽立所をさらず、折し
も寅の御年より卯辰巳代とさかふれば、今武藏野の
野狐は穴賢しと罷出て寅のいを借徘徊す、しかなる
故此方武勇彌さかんにしてはなつ矢島の外までもた
てをつく者なかりけり、猶いやましに續る代の雲井
につづく富士よりも、續は長き人の命をたばかわの
水も薬と水土の旗本衆に、大火事は下のををりや十
分の代は垣住居させんとの司天は相火在家は木生火

にて火を生ず、然に依て筋雲を火吹竹とは立見たり、
それにくつせずはた本は形も火事のやけになり、
はやらかしぬるはやり物、先大身も小身も分に過た
る御もつたい、是ぞ當世のはやり物
先年頃の かつは 立身せんと 朝公儀 三河
言葉を にせ廻り 立いんぎんの きつとばる や
い共すれば 先祖ざた 其次の わかばへは
寄をふたびは 馬咄し 御番咄しに 三谷ざた 野
郎の批判 男だて 生酔しての 死氣だと ひくの
山のと か、かあい しやくりをくれて 死氣だと
言口下に 中なをり としてかくして ねだりく
い 物なれふりの ていたらく はゆるをそしと
さかやきを 後上りに こびたいを ちつくと入て
かんぬかせ 中もとゆいに ちくと巻 きやらの
油を かつ付て さやちりめんの 黒小袖 ちつさ
きぬいの をりもんに 白むくなれば 半ゑりは
きん平をりや とうぞめや 茶色の羽折 さいわい
小紋 たきをいの中に 四角ぞめ 袖口中に 中ぐ
り 江戸むらさきの 大ひぼを しつかとして
むな高で 帯はとびざや りうもんや 羽がたへそ

りし 大小に 能相ざめと きくとちに 柄は十王
てつがしら 宗傳がらちや しけうちや 焼き付
目貫 すかしつば なこやつこに すじめへて
金と銀との をきもんに 野ざらし 扱は鬼のつら
袴はこもん 長みじか 合引低 襦高 袴の腰
を あつくして 馬乗形は きの字也 肩衣しやん
と ゑりほそく こん玉虫の うらに付 ひだは七
つに 折目高 くゝり頭巾も へりほそく とちめ
んたびを するがひも 空も晴なる 所へは 熊が
へ笠に つゝみへは こも僧笠を かつかぶり 身
のはうけ成 あだ戀を するが次郎に ことならん
じみなる殿は 聞なれて 居合を知るも しらざる
も 大小みじか そりをかけ つかをこなかくり
うご成り 無地の鐵つば あらくして 黒いりざや
を うけざしに 伯耆流にや ことならん 扱又馬
上 乘なりは 八條流に 大坪や あらき新當 直
心流 何も流儀 あらそひて とも前にしの 頭高
馬 尾ぶりは見事 振物に 紫手綱 をしかけや
猩々皮にて 尾ばさみし 海無ぐらの 金もんや
ねも妙らんに 辯聲 馬上の形 色々や 寄合衆と

小性組 兩口とらせ いたりぶり 御書院組は
功者ぶり 御歩行頭と 御先手と 御番衆は りき
みのり 扱持鍔の はやり物 鍔を御前て したや
なる 無邊かみや 紀州より 江戸こんきぬ笠 水
たまや かし原流に 雲半流 關口流も 紀州なり
扱又本間 法藏流 まなべ神道 五の坪流 さぶ
りに 又は竹内 何もす鍔 十文字 くだにかぎ鍔
大身鍔 穴澤流や 長刀は 殿の供べに 流の紋
さやは色く 物ずきに せんだん巻や さびいろ
や しろかね金具 かぶら巻 供一べんの 作りひ
げ 紺のてらに どてら帯 何も供は 同じ事
扱又公儀 きらひにて ひいの弱かる 殿達は け
んぬん咄し 食つかへ せんきけん引 氣色沙汰
江戸に名高き 醫者咄し 先以て醫者といへば り
やうじ吉田の 意安にや 判のすわつた 果法いし
や 仁宗説と 世間沙汰 醫の上ざたは 功者にて
玄つへありと 聞えたり 御目見醫者の 名高き
は 死病も醫關 玄悦や よの手にあます 難病を
よく島村と 名を得しは ずい一庵と 世間ざた
日出浅尾 長澤や 渡邊間鍋 薬なべ 玄古も有

と聞へたり 又學ずきの 殿達は 出入かどは
 どれくぞ 木戸の御屋敷 保科殿 内膳殿に 大
 和殿 井上河内 備の新太 此方くへ 参ては
 氣に入だての 禮智信 世上の批判 神學や 治る
 御代に 好文院 しんしゆんも又 はく學と 菊地
 とぶんに 武道たしなむ 殿達は 豊後殿
 んと 掛廻りぬる 水野監物 豊後殿
 學 越前家 道具さた 先軍法に 見廻
 甲州流を 専と 城取を能く 工夫して 専一それ
 を 傳じゆ也 扱其外は をち流 義經流に 公
 方流 けんしん流に 山本流 精流に 小笠原流
 何も流儀 あらそいて 扱兵法に 名高きは 不申
 ととも 柳生殿 一刀流の 小野殿と 此兩人は
 かくれなし 柳生の家の 極しんの 神妙劍と 小
 野殿の 五天も晴る 星矢當 文五郎流に 鞍馬
 流 東軍流に しけん流 天流念流 願流や 吉岡
 武藏 かくま流 扱此比は 旗本衆の 若黨共のめ

り出る ならひくさせし 病法を 我がしり顔に 口
 上手 名の有衆をも いゝかすめ さかぬおのこも
 あて合せ もどねにも ならでは あさだを
 るう ものおかし 扱又居合 名高きは 田宮の
 家の名けんは おほき敵をも 四方切 片山に秘す
 名劍は 水玉や すいと劍 兵法の しあいにて
 何れも太刀に 奇妙あり 居合の徳は 扱いかん
 先大將は 常く 手をくだかる 物なれば
 亂軍に 又やじんば 將と將との 出合なり し
 のびの敵に ねやの内 登城の時と 遊山場 振舞
 の座に 手打の時 舟や乗物 本意成なんを のが
 るべし 扱其外の 居合には 一傳流に 一の宮
 關口流に しかん流 吉留流に 土屋流 扱其外は
 數しらず 扱又弓に 名高は せつかの家に 印
 齋は 吉田竹林 大藏流 むりも吉田の 久米の家
 今の天下の 矢數者は 紀伊のかせ者 その右衛
 門 年は十八 弓勢は 矢をためとにも こへつべ
 し 又其跡を 星野とや 扱又やさし 柳瀬氏 年
 は八歳 矢は六千 通り矢數は 何程ぞ 三千餘に
 は かくれなし やわらに名よ 息笛は かくれな

し ひしぎにせんと かつちめる しばしはのども
 關口屋 ひつひといえる 下よりも やわらく
 と ひつばづす けても痛まぬ まりの身や せい
 こう流は かぢわらよ 扱鐵砲に 名高は 井上田
 付 いなとめて 筒の咄し とんとやむ 今旗本に
 しなんする 軍者の執行 誰くぞ 北條殿の 弟
 子として はやらかすは 世に傳兵衛 山が甚五は
 名にしふふ 山がへこそは 入りにけり 布施の
 源六 遠藤や 伊兵に高田 平内よ 扱其外は 數
 しらず 劍術の師は 誰くぞ 柳生流にぞ 助進
 齋 又市之進 小野流に 溝口棍井 新右衛門 齋
 藤孫四 伊藤氏 平石いり身の 其時は ころりと
 ねごろ 八九郎 井藤安言 當世や 東軍流に
 川崎よ 其打太刀を 庄太夫 入の眼を くらま流
 わら品のよき 表裏 しぶくしぶや 長兵衛 の
 ぢ知伊介と 同じ者 戸田の意春も ことはやる
 いぢ知學知と 傳心は 生兵法の 大疵か 忽ほろ
 び うせにけり 居合に田宮 流儀逆 長さ刀の
 すくはげに 入の眼を ぬきわさや 筒井金太 一
 の宮 さぞ太刀 いか程ぞ 三尺八寸 候べし

いか物作り ぬく手には たこの出来るも 道理
 なり 關口流に 廣瀬氏 權太服部 彌五兵衛に 片
 山流の ながれとて 中川はやき 彌兵衛や 敵打
 太刀の 我が身へは ちとも近藤 新五左と 菊地
 與十も 同じ事 大學流は 意春也 法藏流の 鍵
 として 道河邊 彌右衛門よ 誰にましほの 彦兵
 衛 かくれなし 梅田空 雲平流に 傳兵衛門 ぐ
 だに松本 權太とよ 柳生の鍵は 出淵や 扱其外
 は 數しらず 馬上の功者 稻垣や 清右に松田
 傳兵衛 飯村氏 逸見氏 彦左小林 權太夫 宮野
 主税に 森くらや 長崎氏に 山田氏 庄兵衛 四
 郎兵衛 與五兵衛 弓功者は 間宮氏 次郎兵衛其
 外 數しらず 關口流の やわらには 廣瀬權太に
 彌五兵衛 棍原流に 隨賀とや 隨諸扱は 神明
 の 修理も やわらと 鳥居也 捕手を 須頭 武
 藝 僅なる 天上天下 ゆいか毒尊と 申されき
 付ておきだまは 不審紙 大略はやる 澁川長意
 人見とや 平賀玄順 あら井氏 了庵吉田 策庵や
 人參卜壽 外科には 桂南養庵 忠丞とや 久甫

に扱又針は 玉川や 宗川 定齋道庵 本加徳せ
 ん きるに書札は 會我家 久保の吉右や 數寄
 者 舟越片桐兩人 元道具目利に 小見氏 はやる
 古筆の 目利には 了佐平庵 勘兵衛 旗本には
 山中氏 手跡は時に 大橋也 この流には 押田
 氏 定家流には 備の新太 扱大名の取持で はや
 らかすは そも誰ぞ 土入宗閑 神尾しい 牧野吉
 法 朝比奈よ 久意に 猶も物頭 諸役人衆に 其
 外は 御坊主や 上野坊 野間三竹 本あ彌や 狩
 野法印 本因坊三和に 將恭持なるは 宗慶よ 心
 入角やと ほめん人もなし 又其次は たれくそ
 樋垣を庵 と申ける 治る御代の ためしとて
 民のかまどの 誹諧は そこはかとなく はやり出
 げにや あづまの はてしまで なまり言葉の
 住田川 歌に心は 都鳥 其名に逢よ 人くの
 東西廣く 聞へにし なんと養と 世間さた 世の
 ほまれかや 機玄札 花も未徳も 有とかや 正恒
 ならぬ 立しだや 歌の傳授や 了兼豊 付句紅甫
 は 一雲をよく 帶刀と申 山川ふかき 水の面に
 宮鍋程な 月影見ては 調蝶子 花に泉や 未琢

とや 其いたれも 祐正と ひたとすゝめを 加
 友扱又 誰が子式部か 九つなる おさあいの
 誹諧をよく 批判するは 紅甫の子さかしき いづ
 れをとらず 名を江戸の 歌の大名小名も まだ黄
 いな口の はた本衆も 四の五のと六 七八九だを
 卷 一世ならざる 二世やつこ そと學文を 利才
 の有るが 是やこの ふうしの文に いりんなん
 世にふきの有 清水の しぎやうは 智恵も とう
 をつ也 又其つぎは 玄ていや ゆふてき醫學 名
 高かきは さはくにちらと あいかはや 醫術を人
 の とういんに ふるなのべんも かくやらん 醫
 者は都に 一之進 詩の名人は 石川や せみの小
 川に 住なれし 四明山ての 一閑じん 猶しも江
 戸に はやる坊 むなんせきらん いんげんは 二
 王執行の しやうさんは 又此比の すたり物 先
 一番に 諸浪人 小太刀に二とう やわら取 長刀
 さがみ やつこのさ みやうさくくの 代参り 法
 花ぶぢふせ 式部流立文 あんだ 小尻當 連歌の
 會 諸振舞 柄のみしかき 長刀 むそりさめ は
 や馬のふん腰 され歌かく計

つれづれの廊才なしぞとひしゆるし給へや捨て
 おく

寛文十一年辛亥十月吉日

○天明三卯年江戸牛込行元寺敵討

下總國相馬郡早尾村百姓富吉敵討之節懐中書付三通
天明三年癸卯十月江戸牛込
 行元寺中にて敵討留申候

乍恐以書付申上候口上之覺

松平一學知行所下總國相馬郡早尾村百姓富吉

心願之意趣左に申上候名主入右衛門組下

一私村方氏神文間大明神祭禮として毎年九月十五日
 神事御座候時分者村方百姓共一統手酒少々宛造祭
 禮仕候拾七ヶ年以前明和四亥年九月十五日則祭禮
 之内親庄藏日頃入魂致候同村組頭甚内と申者と同
 道にて川村へ罷出歸宅之節夜四ツ時頃甚内一同私
 方へ立寄手酒給候上何歟口論仕候得共從年心易挨
 拶合故其座之者何之事なく相濟申候扱甚内歸宅之
 節庄藏方へ申候は咄度事有之候間後刻一寸参り候
 様に申罷歸り候依之亡父義無何心甚内方へ罷越候
 處又々先達而之意趣申募り候哉高聲に罷成候由近
 所之者聞付々欠付見候處はや父儀深手負申候右に

付村役人中へ立會之上私母親類共一同 御公邊へ
 御願可申上奉存候所同村寺院布川村寺院方爲取扱
 被相掛候其節私義漸々拾二歳に罷成候依之母親共
 色々利解被申候に此上 御公邊へ相願候内に庄
 藏相果候は々甚内解死人に取候迎可致蘇生事にも
 無之候間右手疵にて相果候は々甚内に出家爲致永
 く庄藏菩提爲相吊可申候旨夫にて思ひ明らめ内濟
 仕候様に達て取扱被申候得共存命之程も不相知手
 疵故是非御願申上度奉存候得共女之儀ゆへ恐入母
 親類共一同無據取扱之衆へ挨拶仕候處無間も父儀
 相果候に付甚内儀布川村來見寺爲致出家及内濟候
 然るに漸々四五ヶ月計寺に罷在早々出奔行衛不相
 知罷在候處私義幼年に及承罷在候然る上者右内濟
 契約之通致出家罷在候得者毛頭申分無御座候得共
 出奔還俗仕其後致帶刀國元へ罷越隣村にて私共甚
 無甲斐者之様に稱々雜言廣言申候由後日に承候間
 致出家亡父之無跡相吊候と申偽一件相濟契約を變
 じ候儀私共見侮候仕方父者欺し打同前之儀に重々
 口惜奉存何卒尋途日比之鬱憤晴し度所々相尋候然
 る上は何國何方にても甚内に出會次第亡父之敵討

致度心願に御座候得共
御上様へ對恐入候儀に奉存候間甚内見掛り候は、
住居見届早速御注進可申上心底に者御座候得共理
不盡成者故其砌に至り如何相成可申哉難計若又及
刃傷にも候事御座候て首尾能相打留め候は、口上
を以趣意可申上候得共萬一返討に相成候歟又者相
死仕候は、如何之始末候哉難相分儀も可有御座奉
存候に付乍恐書付懷中仕罷在候何分にも御慈悲御
憐愍奉願上候以上

寶永二巳年

御代官所

御役人中様

寺社御領所

御役人中様

御私領所

御役人中様

松平内匠知行所下總國相馬早尾村百姓富吉奉申上候
私親庄藏儀拾七年以前明和四亥年九月中同村組頭甚
内と申者聊口論之上親庄藏儀手疵負和果申候右一件
取扱之儀御座候間相手甚内儀出家仕亡父菩提可相吊

契約にて事内濟仕候尤其節甚内儀出家仕候得共間も
なく契約相變早々寺出奔仕還俗存命仕罷在候由風説
及承候に付口惜奉存候國元所々相尋候得共行衛不相
知候處 御府内徘徊致候由及承候に付四ヶ年以前御
當地知縁求一夜二夜宛休泊仕所々相尋候所此程敵甚
内見出し候に付出會次第亡父の敵討仕度所存に奉存
候得共 御上へ對し奉恐入候儀故見掛り候は、住居
相糺早速御訴可奉申上候得共右躰之者故刃傷にも可
及儀可有御座哉難計萬一返討にも相成候歟又者同死
仕候ても存念難相分儀と奉存如此相認め懷中仕候以
上

下總國相馬郡早尾村

百姓

天明三卯年十月

富吉

御役人中様

一御知行所下總國相馬郡早尾村名主喜助組下百姓富
吉奉申上候私親庄藏儀拾七ヶ年以前明和四亥年九
月十五日夜氏神文間大明神祭禮之日同村組頭甚内
と口論之上甚内儀父庄藏儀に爲負手疵申候に付村
役人中立會之上母親々類共御屋敷様へ御訴申上候

に付早速爲御檢使御役人様御越被遊御見届之上御
歸府被成候然る所其節同村西光寺并傳右衛門布川
村來見寺爲取扱被掛候其節私義漸々十二歳に罷成
弟平吉義は四歳に罷成候故祖父仁左衛門并母并親
類共方へ色々利を解被申候へば此度の儀 御公
邊及沙汰候内庄藏相果相手甚内致解死人取候迎庄
藏蘇生可致事にも無之間甚内儀も出家爲致菩提爲
相吊申候間夫にて相あきらめ内濟致候様にと被取
扱候に付無是非一條にも存祖父母親類共一同承知
得心仕候段及挨拶候に付取扱人親類共御屋敷様へ
罷出其節御役人河田段右衛門殿渡邊平内殿より御
願申上候處意味御聞届之上御願御下ヶ被成下亡父
死骸引取甚内儀は於來見寺出家いたし一件内濟仕
候然る所漸々四五ヶ月計寺に罷在契約を變じ致出
奔行衛相知不申罷成其後還俗仕帶刀致國元へ罷越
隣村杯にて私共甚甲斐なき者と雜言廣言様々申候
由後日に承候て残念至極奉存候亡父義はだまし打
同前之仕方且又出家を致菩提相吊候と母私并親類
大勢に申爲事爲相濟早々出奔還俗仕候段私見候儀
致方重々口惜奉存候拾ヶ年以前所々相尋候得共不

相知候處 御府内を徘徊仕候由及承候に付表二番
丁戸ヶ崎熊太郎と申仁知縁を求四年以來彼仁世話
罷成所々相尋候所漸々於御當地年來之敵甚内住居
見届申候に付然上者定て 御上より 御屋敷へ段
々意趣御糺可有御座儀と乍恐奉存候年來相立候儀
今度御糺明之節當御役人様御心得にも可相成儀可
有之哉乍恐心附右之始末以書付内々奉申上候將亦
別紙之通書付二通相認め懷中仕其砌御檢使之御役
人様方へ差上候所存に御座候且又御心得にも可能
成哉と乍恐奉入御覽何分にも御慈悲御取計奉願上
候以上

下總國相馬郡早尾村

百姓

富吉

御地頭様

御役人中様

○吉田追風相撲免許の寫細川越中守殿家中
吉田善左衛門也
相撲濫脇并許狀之寫

相撲之起者

天照太神之御時より始る 朝廷にては
日本記人王十一代 當座驟速出雲國猛士野見宿禰等

力

垂仁天皇之御宇相撲の節會行れ候得共其作法不正
争に而已に相成勝負之裁も難分

人王四十五代

聖武天皇之御宇神龜三年奈良之都に於て近江國
志賀清林と申者を召御行司に被定しより相撲式委
細に相備子孫相續仕候處多年之兵亂にて相撲之節
會行れ不申候志賀家も自然と斷絶仕候

八十二代

後鳥羽文治年中再び相撲之節會可被行之處志賀之
家之故實傳來仕候旨達

叡聞被叙五位追風と名を賜り 朝廷御相撲之行司
に可被定置旨蒙 勅命候時立合に用候木劍師子之

串之御團扇を賜り代々相撲之節會之式相勤候處

八十四代

順德院之御宇又々承久之兵亂に逢候て節會中絶仕
候

百七代

正親町院永祿年中相撲の節會被行候節者十三代目
追風罷出候如舊例相勤申候

同御宇將軍足利義照之時元龜年中二條關白清長公
より日本相撲之作法二流無之との言上にて一味清
風と申御團扇并烏帽子狩衣袴被下置其後信長公秀
吉公

權現様御代にも度々御相撲之式相勤之中候十四代
目追風 朝廷御相撲之式相勤之元和五四月十七日
於紀州和歌山

東照宮 御祭禮御相撲之式依御頼御祭禮奉行朝夷

惣左衛門殿と諸事申談相勤候依之御刀一腰拜領仕

候十五代目追風に至 朝廷に相撲之節會も自然と

中絶に成行申候二條様御家御相撲に付御懇之筋目

御座候間他へ出申度段奉願候處奉願候之通相叶候

に付萬治年中當家へ罷出申候元祿年中

常憲院様牧野備後守のへ被爲 成相撲 上覽之節

彼方様御家來鈴木棍右衛門と申仁入門之御願有之

將軍家上覽之式之儀一通致相傳品々拜領物仕候先

祖より拙者迄都合十九代前文之通

禁裏其外之御方様より追々相撲故實傳授仕來候當

時諸國之行司并力士とも免許拙者家より代々差出

申候事

肥後家中

吉田善左衛門

追風

西十一月

免許

一横綱之事

右者谷風槐之助依相撲之位授與畢以來方屋入之節
迄相用可申仍如件

寛政元己酉十一月廿九日

本朝相撲之司 御行司十九代

吉田追風判

證條

一當久留米御家來

攝州大阪住人

右者此度相撲力士故實門弟に召加依之證條仍如件

寛政元己酉年十一月廿九日

本朝相撲之司 御行司十九代

吉田追風判

○伊東秋風詩文

不佞盛夏以來。相甲之際。遂出于駿中。留于城下數
月。不料迎咄札騎輿。子子千旌。從崎陽歸東都。不

相見殆一年矣。幸今見平安之容止於阿水。喜以走迎。

將飲客舍。然急景如梭。日既過午。以由井之遠。不

下轎。霎時就轎簾下相話。從者不顧之。轎已發。徒

勞瞻望耳。翌日從由井置郵傳一書。敬披之則蕪曲之

次韻。及隣睡眺望之佳什。賜與寓目客舍三復。恍如

蹈其地。觀其光景。則清意可掬。謹藏之櫃中。永珍

焉。伏念當 先生歸館之後。從游之賀日滿門。且官

事不遑啓處。曩所願思慕編序。委曲告崎陽嚴原之官

舍。烏瑞庵致書。以屢責不佞。彼固不知

先生官事無暇。却以不佞之懶惰爲未成矣。伏願他日

叙次一二言。以賜瑞庵。於不佞亦多幸。阿水竹枝六

章。蕪辭鄙俗。以備一嘆。後請投之淺草郷返魂紙家

幸甚。時嚴寒層氷維勝他歲。千萬自重

南畝田先生梧下 東秋風詩首拜

阿水竹枝

奔流衝石動侵瀆。建驛駿城此別區。慣水土民能出沒。

一身何借千金瓠。

櫻樹山邊花綴雪。船丘祠上碧如紗。天工何賦生奇石。

有客寒裳撈淺沙。

輕操華弁發歌聲。冰質糝和黃雪清。行客醫飢入佳境。

何人喚做稱川名。

傍水山村滿圃茶。抱籃婦女摘芳芽。幾番揀得相擔去。

一曲勞歌人晚霞。

彌勒街邊二女巷。爲之陳跡立幽籠。當年奇事存人口。

唯見架頭佛十三。

白道南通巷作了。翠樓紅閣就驕奢。銀燈齊點鉤簾處。

蕙怨蘭思相蕩摩。

○江戸風俗の事

服飾之部

諸役人 万石以上以下
小身之旗本

安永天明の初のは、島琥珀のうち附上下、夏は仙登ひら安中ひらこはくひらなど、その價至て貴きものを袴とし、小身迄なべて著せし也、麻上下も麻にてはせず、龍門琥珀麻太麻など繻をも織れるものにて製す、小袖は黒羽二重に限り諸大夫は常に白無垢と二ツ三ツ重ねて著たり、夏はすきやちみなどいふ絹ちみの上品なるを著す、白紐のすげ笠、黒き琥珀にて作れる合羽など皆人著せしなり、大小は細弱にして多く赤銅鍔を用ひ、拵は家彫または金むくの彫あるものを用、印籠は菊藻形とて細長き五重

の高蒔繪あるを提、あたひの貴きをもて人にはこり、扇は半びらきの形チやさしきものを持ちたり、紅毛より齋來る香箱時計をみな懐にせり、夏冬白き足袋を用ゆ、誠や太平武を不用の風俗とやいはん。

天明の末節儉の令一たび出て、忽服飾を變じ、小倉木綿京さんどめわけんたんなどをもて袴に製し、津もじに裏つけて肩衣とせり、或は葛布に小もんがた打て袴となせるもあり、または肩衣は麻上下の上を著るもあり、提ものは無地黒の印籠或はなめし革姫路かわの大胴亂をいかにも見ぐるしきを是として提たり、網代の笠をかぶり、合羽はさいみ木綿などにて造り著るもあり、一さわ當世めきたるは裝を著て御城内を行かふさいといかめしく見ゆ、足袋は花色薄柿など用ひ、または生木綿にて製るも有、多くは冬もすあしにせり、大小はいかにもふと身を好み惣味あかぬにて作り、又は無地の鐵をもて拵とするもあり、鍔は多く鐵の角鍔のあつきを打たり、鞘も一かたならぬ塗にして鍔を鐵にて巻ぬ、小袖はきぬ袖の紋付または細島なども著せしなり、白無垢一ツに定り麻上下のときのみ著す、麻上下はな

藝文之部

繪双紙

へてみな諸麻のやれたるを著す、ゆきたけもみじかく著なし、藁のぞうりをはけり、夏はさむみに紋かさ又はあらし布を柏木にて染などして著せり、寛政の末に至りては漸また服飾の制も美しく見へて、多くはつねに羽二重の黒く染たるに紋付て下にも白むくかさね著たるも有り、又八丈じま丹後じまなど小袖として著すもあり、肩衣は絹にうら付、はかまは唐さんとめたんどじま茶字じまなど思ひく、に著せり、夏も絹もじなどの肩衣に精好じま絹よこ麻の島など袴とせり、かたびらはさらしちみ島ちみなどまじへ著す、提ものも異國の革など用ゆるもあり、又は蒔繪の印籠などさげるも有、香箱時計もすこしよき役人はみな懐にして出るなり、大小は鐵のこしらへに金を紋などあき、または象眼にもし小柄のみ家彫を用ひ、或はあかぬのこしらへに目貫ばかり家彫りを用るもあり、足袋も夏冬しるきをばく事にはなりぬ、殊に一般なるは老若を不問、みな常に杖をよくろにして持することなり、しらすいかなる武用有りてか、槍とひとしく身をはなたざる事にやといふか。

三十年以前までも繪艸紙おふくは古への武者功名の次第、又はいづれの軍いづれの敵打などいへるものを繪につくり、詞を書くわへ童蒙の見るべきものもありける、安永のころ高慢齋行脚日記といへる戯作出て、放蕩無頼の世に處する趣を書あつめ淫奔の媒となす、此編大に世に行れ、幼稚のたのしみとならず、只大人の觀となり人氣をとらかす、是より年々月々淫蕩無頼の趣を綴りて繪双紙とせり、搢紳士大夫の間此双紙の巧拙を論じ消日の談となすに至る、於此つひに勇剛孝義の著述すたれ童蒙の玩を奪ひぬ、其後寛政のはじめにおよびて作者を呵嘖せらる、事あり、是より又一變して心學のおもむきをとり、事は當時の洒落に渡り教訓を表として、陰に無頼者の意を迎ふ、此編數百部日をあらそふて出るに及て、さきの淫蕩の編すたる、しかれどもつひに古へに復する事あたはず、幼稚の玩好によしなし、大人もまた是を捨る事なし、幼稚の導をあやまる事すくなからじ。

器財之部

行平鍋

近きころまでは、鑿をこゝのゆるには、かならず土にて鍋の形せる小き器を用ひ、一人一人に供するに便りせず、其後安永のころよりは、銑をもつていゝとあさくちのさき鍋を造り出しけるより、いつとなく土鍋のまゝ供する事すたれぬ、其後天明の末より又土にも平椀の形したるものに汗うつすべき口をつけ、又とり手をつけて持に便ある器を製し行平鍋と稱す、此うつは一度出て一人一人の配供に甚便りあるをもて、鑄鍋漸衰へたり、貴人の器にあらずといへども、冬日不可開の器とはなれり、そも行平の名何によりて名付けるやといふがし、もし平椀の用にして暖食せる縁によりて湯氣平にいへる心にかゝり、又は中納言の卿須磨のさすらへのわびじさにかゝる器をもて味ひをととのへ長き日を消し給つるにやとあぼつかなし。

右中川飛州手書なり

○甲斐二十二將傳

著述甲斐二十二將傳之說

世有甲斐二十四將圖者。不知何人作。而傳以珍藤焉。予校諸舊記。無所據由也。昔者室町氏失其柄。諸侯力爭。彙弱吞小遂爲戰國。乃集類樹黨。以相誇張。於是家々有三老四天七槍之稱。吾玄公朝亦有號稱二十二將。威能感會風雲。奮其智勇。深圖遠算。後世所法。各志操之士也。玄公用此輩。同計議。明鑑不差。無一不死事者。雖往古烈士。何以加哉。所謂二十二將者。武騎將八人。

板垣駿河守信形

三郎兼信 之後裔

甘梨備前守信益

一孫次郎 忠賴支流

兩角豊後守信清

法名智賢 忠男居士

飯富兵部少輔虎昌

鎌倉時源太宗 長者之後胤

原加賀守昌俊

法名德初男主人佐昌勝 法名朝原共顯名字當世

小山田備前守昌辰

男昌行又稱備前 中守榮與父齊

日向大和守昌時

法名 宗英

小宮山丹後守昌友

男内膳正有名字世法名賢宗院 忠斐道節居士次子亦七郎昌親

輕騎將七人

原美濃守虎胤

法名清岸父曰能登守友胤男 曰甚四郎昌胤乃千葉之庶流

加藤駿河守昌賴

鎌倉延尉勝次景康之後 男丹後守信厚又有聲

古典厥信繁

玄公弟乃左馬頭信貴之父法 名松樂院藏山與月大居士

逍遙軒信綱

玄公弟法名道遠 院海天綱公庵主

仁科五郎盛信

玄公五男 稱薩摩守

小笠原源與齋

亦皆有聲於當世。而無載者。或帳中謀臣。而非將帥之數。或以貴族避之也。其餘歸降之臣。信人

眞田彈正忠幸隆

誠一德齋男源太左衛門信綱兵部丞 昌輝安房守昌幸共爲世所稱

蘆田下野守幸成

依田豐 平之孫

浦野宗波

九子良存

依田右衛門佐信恭

依田豐 平之孫

保科彈正正俊

越前守正 直之父也

毛人小幡上總介信定

父曰尾張守正 定誠直龍崎

安中左近大夫景繁

父曰 定誠直龍崎

武人倉賀野淡路守秀景

始云 六郎

越人城意庵

謂部正發茂又稱和泉守弟曰玉虫其時馬守定茂男 曰城和泉守昌茂其知子世乃城小太郎資盛後

大熊備前守長秀

父曰 守朝秀

駿人岡部次郎右衛門尉昌綱

内膳正 長盛父

尾畑山城守虎盛

法名日忍父曰日淨日意弟滿三左衛門其弟彌左衛門光盛後爲山城守法名日善日意男又兵衛昌盛稱豐後守乃小幡景盛父

横田備中守高松

男十郎兵衛綱松又稱備中守實原虎胤男乃其右門尹松之父也

多田淡路守

始名三八男又稱三入次子久藏其死事

山本勘介晴幸

法名神山 道鬼居士

米倉丹後守重繼

男彦六 耶種出

三枝右衛門尉虎吉

謂之三枝衛尉法名三星院寶山玄玖庵主男勘解山左衛門守友其子土佐守昌吉共有聲亦有

香坂彈正忠昌信

法名德院支 庵道忠居士

内藤修理亮昌豐

實工藤下總守虎登次子始稱源左衛門兼倉時庄司景光者之後也爲内藤相摸守虎資之嗣後更名昌秀法名善龍院泰山安安居士

馬場美濃守信武

始曰教來石民部爲馬場伊豆守虎貞嗣名或作信房

山縣三郎兵衛尉昌景

始曰飯富源四郎乃虎昌之弟出繼山縣河内守虎清之祀

廿梨左衛門尉晴吉

備前守 之甥也

秋山伯耆守晴親

飛騨守光 朝之裔

土屋右衛門尉昌次

實金丸筑前守虎茂次子曰平八郎繼土屋氏法名昌次院忠屋神眞居士以其弟德藏昭忠爲嗣

是稱外七人。合二十二人。若有父子兄弟同時齊名者

載其一不載其二。前後時異者。乃具載焉。至若。

遠人小笠原與八郎長忠之屬 又無載焉。

郡內小山田信有 有一作茂曰兵衛尉又出羽守 鎌倉之時別當有重者後胤 世及之臣也。

下山之穴山信君 女善九坂梅雲法名 泉寺古蹟集公居士 厚祿之人也。及

今福淨閑 男市左衛門尉昌常 新右衛門尉昌常

萩原豐前守昌明 始彌右衛門法名融松院利峰道顯居士 父常陸介昌勝號天眞院功若元忠居士

淺利右馬助信種 伊豫守虎 在之男

駒井右京進昌直 法名常史 道溫居士

溫井常陸介 法名慶室 道賀居士

安部加賀守 法名慶室 道賀居士

曾根下野守昌世 始內 匠介

初鹿野傳右衛門昌次 實加藤駿河守之男 綱五郎忠次之嗣

小山田八左衛門 法名秋峰 道 紀居士

秋山紀伊守 法名秋峰 道 紀居士

小原丹後守 法名鐵岩 基船居士 弟下總守 共有法名空若東海居士

廣瀨鄉左衛門景房 後稱美濃守 男曰左馬助

三科傳右衛門 後稱肥前守 法名形幸

孕石主水 男曰 前守

小菅五郎兵衛 男曰又八 耶信有

早川彌三左衛門幸豐 父曰 後守

川手主稅

穗坂常陸 男金右 衛門

蘆澤賴母信 伊賀守元 辰之男

之輩。尚不乏其人。然時不相逮。或以功名求榮于他

邦。苟不令其終者。咸不載也。予欲著二十二將傳。

而搜其家譜。未能全得。竊從長老好故事者。編列其

事。姑錄之姓名。以俟同人爾。

享和二成之暮春 甲斐 花溪內藤禹昌

○文化元年北齋畫大達曆紀事

文化甲子三月。護國寺觀音大士。啓籠縱人瞻拜。士

女雲集。率無虛日。四月十三日。畫人北齋。就其堂

側之地。畫半身達摩。接紙爲巨幅。下鋪烏麥糶。以

襯紙底。紙大百二十筵。畫者攘臂蹙裳。縱橫斡旋。

意之所向。筆亦隨之。蓋胸中已有成局。不待擬議而

爲也。畫成。觀者環立。嘖々賞歎。然唯見一斑。未

能盡其情狀。登堂俯瞰。所見始全。口大如弓。眼中

可坐一人。其所用。四斗酒桶一。銅盆二。皆以貯墨。

水桶一。以貯水。爲筆者凡六。而葉帶居三。大者如

罍。小者如瓶。棕帚二。地膚帚一。皆以代筆。

右中村文藏所記

○生花秘傳圖式跋

一勺香泉。一枝幽花。蓄之膽瓶。插之湘筒。可以供清賞矣。可以避世氛矣。而其爲趣也。棟梢枝去凡卉。高低疎密。整々斜々。正在於有意無意之間耳。風鑑齋夢寐此趣漸入佳境。著爲一書。名曰秘傳圖式。圖以明之。式以記之。蓋傳花神之秘與。抑代化工之妙與。南畝子題於杏花園中。

○宮根山大笠



大宮根山大笠

大宮根山東福寺湯釜一口滿山大衆別當法橋上人位隆

五百二十七年 文永五年戊辰十一月十二日

奉鑄治大宮根山東福寺浴室釜一口奉爲天長也地久御頭圓滿 東靜齋武家安穩別當 眼和尚位隆實并滿山大衆奉之狀如件 弘安 五月一日大工豆州磯部康慶



○尾張二老傳

尾張有二老焉。皆博聞強記。滑稽不窮。覃固不識也。有翁。而愛其戲文。體中不佳時。讀之以當枚發陳檄。嘗欲刻其所著鴉衣者于東都。而未得善本也。得六林翁本。而上木行世。因識六林翁。千里面目。恍如一室。噫。也有既爲無何有之人。六林之木亦拱矣。偶閱篋中。得二老手書。合而裝之。附小傳于後。寬政四年壬子孟夏。南畝大田覃題于杏花園。

也有翁傳

橫井時般。一名並明。又名順寧。字伯懷。號也有。又號暮水。稱孫右衛門。其居曰羅隱。曰遜窩。曰知雨亭。曰半掃菴。而其爲也有最著。其先伊豆北條氏。尾張敬公始封。委質爲臣。時般仕至參政。食祿二千石。少壯留意武事。無伎不通。受學伺齋小出氏。亡論經史集。野乘稗史。涉獵殆遍。賦詩屬文。又詠和歌。篤好俳諧連歌。最善戲文。偶爾所筆。傳稱善謔。亦寓微意云爾。中歲勇退致仕。卜居于城南前津。蕭然如一野翁。天下好俳諧連歌者。無不知尾張有也有翁。所著有羅葉蟻封二集及鴉衣。以天明三年癸卯六月既望終。歲八十二。葬藤瀨西音寺。

六林騎傳

堀田方舊。字維新。號恒山。又號六林。稱紀六。其先出自紀氏。世事尾藩。爲直使者。病免。起爲先鋒隊長。遷少府。出爲岐阜宰。再入爲少府。復爲先鋒隊長。老病爲奉朝請。遂致仕養志。學於松平君山。博覽無不該通。最好誹諧連歌。又好戲文。殆伯仲於也。有翁。而質實有餘。雋永不足。寬政三年辛亥七月二十日。病終于家。歲八十一。葬于名古屋城南總見寺。所著有護花園錄稿。及隨筆若干卷。其他戲文不遑枚舉云。

右也有翁の手書のうちに

昨日者珍敷人にいざなはれ七寺之藤見に參申候牛馬間に、阿波手の森反魂香の森といふ、所有彼地に遊行し稻園山長福教寺に宿す、世に七ッ寺と稱す、阿波手の森反魂のより此寺に有、此長福寺昔は同國中島郡下津の南阿波手浦西萱津原の裏にて、聖武帝天平三年行基の開基なり、光仁帝寶龜十一年奥州伊治一領岩麿反く平治すといへども殘黨なをしづかならず、故に河内權守紀是廣勅を奉じて奥に赴く、天應元年の秋なり、此紀是廣といふは河州學田の人、世々

河内平岡に居、役に臨て其妻に謂て曰、我いまだ子なし、今汝娠り我七年の役滿は歸見るべし、又此藥師如來の尊容は我多年信じ申是をいのりて男子を産育すべしとて、妻にあたへて是廣は奥に下り、別れて男子を産り、母は身まかりぬ、此子七歳の年乳母に問ふ、人皆父母有我父母は何國に有哉、乳母涙共にしかくの事を語る、此兒奥に下りて父に逢はん事を思ひ、河内を忍び出て尾州に至る、時に寒風烈しく雪ふりまさりて終に下津里の邊にして身まかりぬ、又紀是廣は既に七年の役みちて古郷に歸る、今日此所に宿す、亭の長を呼て何ぞ世にかはりたる物語もなきやと問ふに、亭主曰、されば今日六七歳ばかりなる男子雪にこゝへて道路に死せり、是廣聞給ひ懷中にするしとなるべきものもなきや、亭主曰、守り袋に藥師佛の有と申、是廣その死骸を見んとて彼所に至れども胎内に別れし子なれば、其面はしらねども妻にあたへて別し藥師佛を持ければ、我子なる事を知て悲歎慟哭して、ともに死のおもひ有、さてなきからを長福寺へ葬んとて、彼寺に至り智光上人に事の仔細を申、親子始て對面如此今生た一度言

葉かはさせ給へとて上人にいたくなげき給ひければ上人もごとほりなりとて彼死骸を壇上に臥しめ醫王密法を修せられけるに、死躰自暖氣わたり忽蘇生して言語をもて親子の名乗を終り、又もこの死躰となんぬ、其地を今につたへて反魂香の森といひ、浦を名づけて逢はでの浦といへり、其後人皇五十八代光孝帝仁和三年七月大震の時海變じて陸となりし浦のたへ今は阿は手の森といふ、是廣河州へ歸寺院堂塔ととくく造營有しより土俗七載寺といふ、其のちは七ッでらといふ、月往年去二條帝の比には同國清洲に寺を移せり、時に大中臣朝臣安長勅を奉じて尾張權守に任ず、海部郡勝幡城に居す、安長に一女有、仁安二年五月廿八日七歳にして死す、安長も又むかし紀是廣の跡を追ふて一切經を書寫し此七ッ寺へ納近國の能書を集て是を寫しむ、高倉院安元々々に始り治承二年に終る、其時の經今に存す云々。

○寛文元年日記

寛文元年四月朔日
隱元禪師事今度於山城國大和田村寺院拜領に付て爲御禮使僧獨智差上之允明筆之一卷献之於柳間伊

豆守謁右使僧井上河内守如座
六月六日

只今迄有來深川口人改之御番所今度本所新堀出來に付中川口へ御番所引移り候間於彼所如最前御番可相勤之旨先番之面々水野圖書高木甚左衛門山口勘兵衛へ被相傳之

○鳥銃

舜水文集明朱 答小宅生順書云。鳥銃大明頗有絕高手。銃砲亦甚多。

全浙兵制明侯本區統倭亂記云。嘉靖三十五年八月。

總督胡侍郎宗憲搗沈家莊賊巢平之。徐海就戮。提督阮都御史鶚勦徐海餘黨悉平之。土官汪相向變死之。

總兵盧堂擒賊酋辛五郎。五郎倭酋是銃今之鳥銃自伊傳始

○日光山燈籠銘并序

彙歲獲聞

日光山中爲

東照大權現廣設道場既

已鑄送法

鐘以彰

誠孝今又聞

大猷院殿眞宇並建遂治

成燈籠轉

達靈山用助崇奉之具

仍讚

永慕之意而爲之銘

誕樹功德並參諸天道場

既開慧燈方懸範銅作範

俾護神光爰眞法筵吐筵

熒煌孝思無方冥福是薦

寶坊長明金輪永轉

乙未年正月 日

朝鮮國司憲祭裕俊撰

知中樞府事英峻書

○誹諧

隋書曰。侯白。字君素。好學有捷才。爲儒林郎。通

悅不持威儀。好爲誹諧雜說。楊素甚狎之。素與牛弘

退朝。白謂素曰。日之夕矣。大笑曰。以我爲牛羊下

來耶。高祖每將擢之。輒曰。侯白不勝官而止。梁求續

○哈萊大廚

許侍中環。顧司空和。俱爲丞相從事。當夜至丞相府

宴。二人歡接。丞相便命入己帳眠。顧至曉回轉。不

得快熟。許上床便哈臺大廚。丞相顧謂客曰。此中亦

難得眠處。世說 事文 類聚後集

○王勃詩

觀佛跡寺

遊座神容儼。松崖聖跡餘。年長金跡淺。地久石文疎。

頽華臨曲磴。傾影赴前除。共嗟陵谷遠。俄視化城虛。

王勃詩集

○神輿押御徒頭

京極備前守殿御目付森山源五郎殿を以御渡被成候

御書付

山王祭禮之節神輿押御徒頭并組供連之書面及評義候

處神威被敬候而警固被 仰付不輕事に候間深く考候

は仕來定之外に餘之人數心掛も有之度程之事歟に

も被存候其上分限に越候從者召供し候者規模成御役

當に候尤當時諸向共無益之雜費相止遠國御用相勤候

而々旅行之人數等も減候得共夫とは意味も違候事故

省略者無之方可然候組御徒も翁爲持候など於武門他

見可羨一ツにも候間旁頭組共途中之行列は唯今迄之

通にて宜存候下宿向取計等之義者私事に付程能省略

可有之者勝手次第之事に存候

子六月

山王祭禮神輿押

御徒頭

深尾八太夫

○衛生遊稿

客路

曳黎黃稻夕。極目白雲秋。遺却是非境。詩腸回筆頭。

度鞘川

舟行三十里。晚色總縹愁。雲洩半輪質。水光不耐秋。

津島の祇園社にて

露ふかき宮居や御田の朝ぼらけ

土朗を訪ひて俗稱井上草庵

玉ちらす軒よほどよき雨の秋

秋日草堂小集岡子回示西村生途中之作漫用其韻

却寄懷

石川定香

當日新川宅。相逢已幾秋。遂無書札至。空眺海門秋。

此地逢佳節。如何動客愁。莫將菊花色。不及故園秋。

謝石川君馨寄懷兼留別

彩毫深識故人情。舒卷幾回秋夜清。昔日歎因多病潤。

通宵夢感合離成。詞源共索朝陽館。筆陣高張金尾城。

過雨類合留滯意。曉雞難奈報新晴。

和西村生留別作兼送別

滿天爽氣得幽情。況是重陽節物清。忽有故人尋我至。

豈無新賦與君成。布帆直去蓬萊島。鞍馬難留姑射城。

明日歸鄉洋海市。菊花開處萬峯晴。

用原韻再謝石川生

憐君爲慰遠遊情。留別淡交秋水清。雲裡雁鴻鳴不止。

篋中賦筆老無成。沈痾徒臥三重郡。事業誰如姑射城。

明日盃尊多少興。登高何處弄新晴。

矢はぎの橋のほとりより名勝を探りて岡崎の驛

にやどらんとて行李をしる人の方へはこぼす時

即興

東行にふし見がてらの夫婦づれ

法師ならねばやどなをしみそ

九日登瀧山 神祖廟

瀑泉山畔步重陽。秋水如藍菊自黃。不是尋常登高地。匹夫還拜世時康。

十日吉田城過田子直

離菊既開松樹深。先生宿醉膝中琴。擬同處士佳辰興。征軒載酒此追尋。

西村節甫携内見過有詩卒次韻爲謝

暫時談話故情深。幾處提携瑟與琴。節後登高弄詞筆。龍山餘興好相尋。

登大岩大悲閣

植田義方

岩頭安置木仙身。信處夢中救度人。救度不知玄妙理。躡攀好爲絕風塵。

宿吉田城此行趣在翠嶽結及

解裝豐水曲。豐水者吉田川也暮磬入鄉愁。鴉噪城門月。船逗沙岸秋。新詩慙勝景。舊話數會遊。懸望峯巔雪。與情甘子猷。

雨中過岡崎

楚臺秋夜夢。醉後近如何。老去久無賦。不堪雲雨多

途中

下駄傘に御油赤坂や雨の旅

客路雨

雨中孤劍涉參州。一舍一亭移客愁。啄粒雞鶩當滴步。卸鞍馬渡印泥休。雲低驛樹松林外。波盪河梁水石頭。遠近山川難可辨。昏黃無處不悲秋。

同郷のよしみをたづねてやどる

秋ひと夜池鯉鮒を餘所のはなしかかな

病を起て初て多度の宮居に詣る

足びきのやまひのみかは起ふしに

丙辰九月

久しくいのる宮どころ哉

○甲水源委序

馬曹西村貞勢州四日市驛長
四村庄右馬門

甲之爲州。環城皆山也。而南傑峙諸山之上者爲富嶽。西則七面檜田白嶺風皇農牛地藏駒岳。北則八嶽茅岳金峯。東則天目篠籠諸峯。比肩接踵。若夫前山之爲兒爲孫。而踰踞於諸嶽之腰者。不可枚舉。是以其巒谷之所吐出。懸河涓泉亦許多矣。而獨其流之巨者。爲釜無笛吹又次之者爲荒河。其宅百川盡爲此三河所吞。而又并吞其三河。傍引東西河內之險流早河常盤河等諸水。而走南海者。富士河也。蓋水之爲用。與火相伍。不可一日無。而其害於物也。亦不爲鮮。然有害

日にあればなり

忍池藏

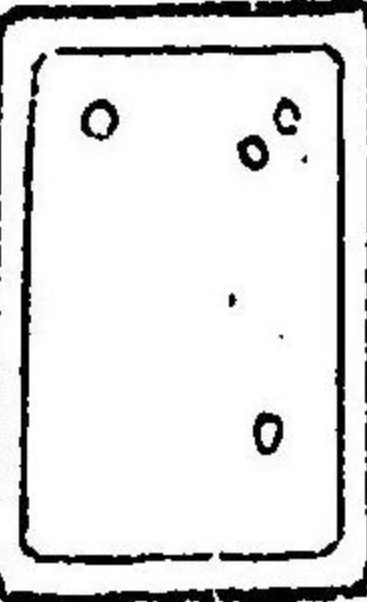
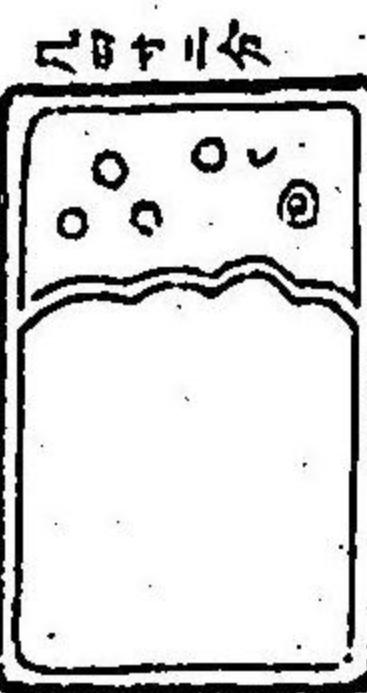
端溪研

鼎

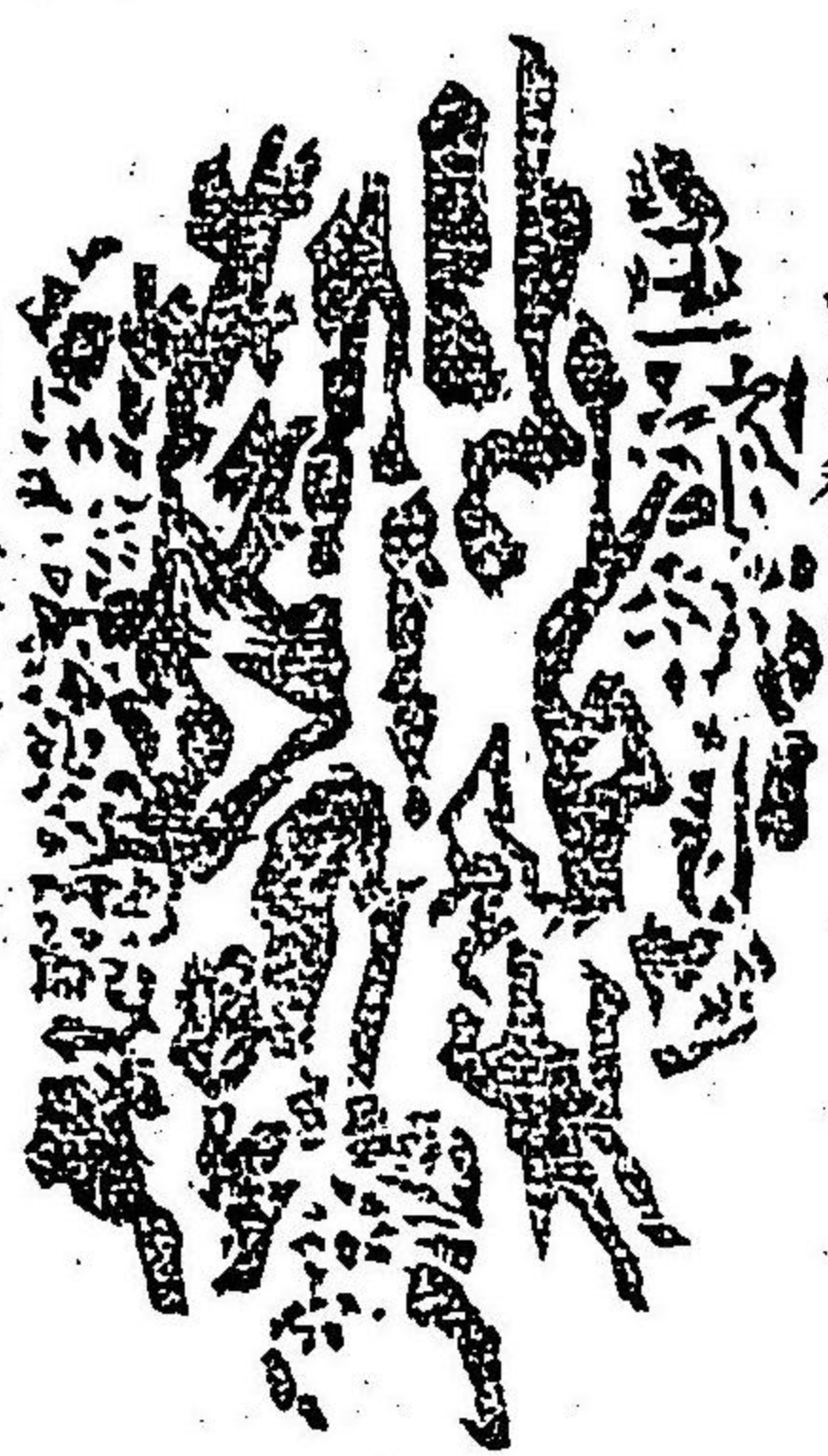
茶

紙色

和州箱石山より出る土



獅子風爐底



吉

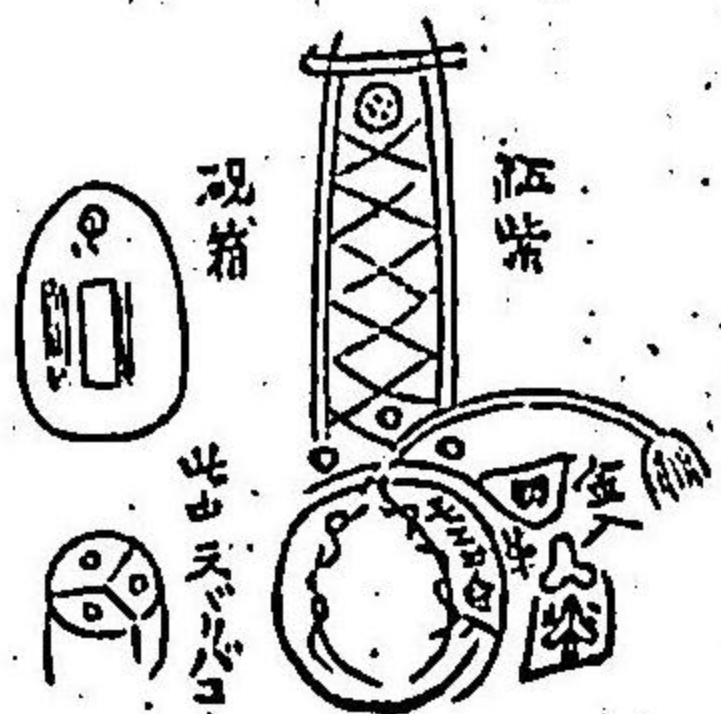
文化乙丑夏四月

岸緯字汝裕

○花月社文化九年壬申八月十三日

御書物奉行元與力支配勘定小普請方近藤重藏名守重字重藏正齋宅にて年々古器物展覧の會あり、花月社と名づくるは二月八

胡蝶福島正則遺物



戴袋福島正則遺物
太閤ヨリ賜フ所ト云五九
の桐菊の縫金地淺黄小柳

玉盃虎耳聲

泉州境浦掘得

古土釜

市川氏藏

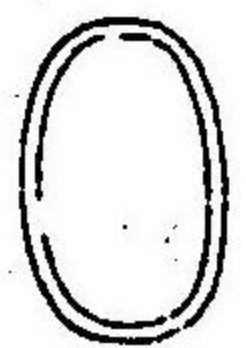
上毛群馬郡保彦村掘得

古土鉢

同前



澄泥



背に

宇多天皇

寛平三年

二月亥日

影ヲアリ

大塚氏藏
其一面揆發之田圃書中之通
承届候いかにも丈夫に被討
果可然候其方之人數にて難
成候は、無御隔心可被仰越
候左様之事遅く候は、唐人
めうち甲を見候ては隣郷へ
もうつり可申候間可有心得
候最前紙面にも如令申唐人
との武籍にためらひ候ては
流矢の一つも被射當候ては
悪候萬人之中へ只一騎乗込
候へは中ノ手にてたまる事
にて無之候其段下々へも可
被仰付候貴所御かせぎ御尤
候恐を謹言

十一月十七日

加主清正

結城大炊介殿

建長康元間刊鐫

兇像即稱
狛犬

アワン古木像

一雙

撞春齋藏

市橋近江守殿也

○渡邊幸庵對話抄

同年二月五日に見廻て對面

一多舌魚の香爐を見せ被申候是は天竺にて求持參申
候金は紫銅金にてかねを七色合れる物に候摩羯魚
の圖も有之候へども是は大きにて重く不能持參故
不求此マカッ魚の圖は假令は鯨魚の恰好にて頭に
冠を戴有之候其冠は鎌倉海老の頭のごとく成もの
を頭に戴有之候

一布袋の香爐を見せ被申候交趾ものにて天龍時代の
出焼物にて候然ば四百年餘に成申候由
同十六日對話

一細川三齋は中古の茶湯者也、茶菓子に能登の刺鯨
の頭を切て折敷に椎の葉を敷て夫にのせ箸を添て

被出けり、鯖の頭の鹽出し切様に口傳あり。
一椎の葉ニツ計に切て夫を添て面々に被出ける、其
葉にてすくひ喰ふ無類の茶菓子也、亦以前は香物
鉢に入る事なし、三齋の時代より香の物鉢は出来
ける也、兵部太輔藤孝は丹波知行の時漸三百石計
の由、將軍義昭公に勤仕の時今の千石計の身上と
云へり。

一天正十八年小田原へ秀吉公御出陣の時、駿州宇津
山にて御馬の沓され申を見て、道の側の土民石垣
忠左衛門と云者沓を持出御馬に打申候へば、秀吉
公御覽有之、御馬より御下り結の結様惡敷とて御
自分御直し被成、忠左衛門には御召の紙子の羽織
を被下候、御歸陣の御時御立寄水を上り候、歸陣に
は水を吞申事故實有といへり、茶碗はしとろ焼な
り、後世尾張紀伊の御兩殿御立寄かの紙子御覽亭
主に白銀五枚被下之、是流例と成て見物の諸大名
衆歴々は必五枚三枚被下候、二條大坂在番の大番
頭は銀、組頭は三百疋、組子は百疋宛とらせ申候、
初て通る面々必見物候て白銀鳥目を遣し申故忠左
衛門至子孫於今有徳也、彼茶碗は破れて今は無し。

一軍陣にて働申には素肌能し、昔の書物には其法を
書申候、大方は偽り有也、其内籠の謠に甲も落さ
れて大童の姿と成てと謠ふ、是計は實なるべし、
籠手脇當杯して中々働悪くし、切られぬやうに用
心するほど切られ安し、然共大法有て心儘に素肌
にもなられずこまりたる事なり、素肌とよろひた
る者とは出會候ては、鏝たる者は大形負くべし、
心持口傳あり。

一古の軍記等は虚説多しと云へり、さも有べし、信
長記太閤記杯を見るに虚説多し、近き難波戦記鳥
原記等は親く予見及たる事共也、書そふなる事を
書洩し、そでも無き事を工面らしく書たる也、是
に古をも被察なり。

一大坂にて井伊掃部頭殿松平隠岐守殿杯すはだにて
有けるを予見たり。

寶永七寅三月廿四日對話

一加藤肥後守清正側へ忍參組付九尺計抛ける、清正
あをのけに倒て我等内甲を見て久三郎あほうする
など笑ひ被申候、中く健なる武士にて力量も有
ける、予若き時は基盤の上へ鐵砲二十挺上げ心安

く持上げけり。

一予が祖父は遠州於味方原討死す、久助と云、渡邊
の惣領筋は八幡の士民に成て居る、昔より百石領
知す、此領知之儀至御當家御吟味有之候處、何れ
の代より賜たる共代々の讓狀もなし、但代々源頼
光自筆の物あり、依之古筆見等に被爲見候處に頼
光の手跡不見、知紙は其時代の紙と云けれども百
石の知行の事はなし、又小鍛冶宗近作の四尺餘の
太刀有氷の如くと云、代々所持す、箇様の物も公儀
へ上り候處御吟味の上にて士民へ被返下百石も先
規の通領知す。

一松平隠岐守殿弟に松平織部と申神君の小將也、大
坂にて働有依之二千石被下、隠岐守殿より爲合力
三千石代々遣被申、都合五千石也、其子は主馬亦
其予も今の主馬也。

一戸田左門氏鐵弟戸田帶刀本多佐渡守と申合て眞田
伊豆守信幸子息志摩助を遺恨ありければ討て立退
き、上總國中を鉢をひらき居けり、後傳通院住持職
其以後増上寺に居り智哲と號、于時戸田帶刀がな
れの果と名乗被申由博學也、又志摩之助は眞田家

の雅名也。

一人八十八齡にして米の寺を俗家に書事誤也、堂上
方には八十歳にて書也、八十人と書八十人。

一佛道に可性行想と云事有可性はよし行想はあし、
とて人の信心にも此差別有、法花宗檀方の體をみ
るに悉く行想なり。

寶永七寅年四月廿五日對話

一腸の出たるに、黒猫の頭に有之腦を黒燒にして、
腸の出申たる程の背中に粘にもし交て張置候へば
腸忽に引込也、眞の黒猫至て稀成物也。

一京都の人江戸へ流浪、神明町經師屋吉左衛門介抱
にて醫師と成、御茶水薪屋の亭主の喘息を黒猫の
黒燒にて直し名醫の名を得る、又本多内記正勝の
家人子細有て自身刀を腹に突立るを側より奪取、
然共腸出て内へ不納、于時右記す黒燒を背中に張
候へば腸引入けり、内記殿喜悅有、可召抱旨御申
ければ、醫師少々存念有て固辭す、爲合力一生五
十人扶持與之と云云。

一岩蓮花本名戒禁火鎖火草棟被屋に植置ば火を防ぎ
云々。

一加賀屋敷に菊地治部左衛門と云浪人居住常行力を
本として信心也、富士白山立山大峯湯殿山等の尊
き山くを不殘上る處、或時諏訪に通例の俗人上
りがたき山有、治部左衛門是をも不恐上る處に異
人出迎て三間計下へ蹴落す、然ども治部左衛門不
驚起上り又山に登る此度は變る事なし、則山を巡
見して其夜は山に臥翌日麓に歸らんとするに、彼
異人亦出て此度は五間計下へ蹴落す、去共早速起
返り行處彼異人聲を懸て呼て柄のなき鎌を與ふ、
則治部左衛門が頬に當るを取て歸る、是より心に
不叶事なしと語る、常に精進第一火を忌て他所に
て食だにせず、人には客の乞物を即座に求て喰し
む、其外怪しき事共數多有、殊に劍術に妙を得る、
予も行て對面しけり、此方へも一度入來す、去々
年も逢しなり、いまだ存命か不知、天狗など云者
の附けるか、色々奇特成事有し也。

一家康公常に御馬廻に附添申候者は菊間伊兵衛大竹
勘助小泉三太夫山田四郎右衛門也、各長命にて家
光公御代までも存命の者も有けり、四人中能於權
田原野屋敷を被下ける時、四人並て拜領仕度旨申

上面々三十五間に裏へ四百三十間宛被下けり。

一生腦は楠の脂也、夫を焼たる物也、龍腦は生腦を七度焼にしたるを片腦と云、是龍腦也、焼様天目を蓋にして焼、其湯氣上の天目に付たる片腦也。

一竹村武藏子は伊右衛門と云ひけり、父に不劣劍術の名人、手裏劍の上手なり、川に桃をうけて壹尺三寸の劍にて打に桃の核を貫たり。

一竹村武藏上泉伊勢中村與右衛門此三人同代劍術の名人也、與右衛門は武藏が弟子也、武者修行す、伊勢は泉州堺の住人也、武者修行の時於信州卒歎助

武藏は細川三齋に客人分にて居る、小坪と云所に三齋遊山所有是に茶屋有、夫に武藏居住也、歌學も有連歌も功者也、與右衛門は中村三郎右衛門子なり父三郎右衛門は能上手也。

同六月廿九日對話

一宗長の年忌に「ふる跡の名はしられけり春の草玄仍」又宗長の句に「梅が香も岩木に同じむかしかな」我は玄仍の弟子なり、名乗は昌玄と云へり、亦頃日讀けるがよしあしもしらず、連「心よりしづかならずは靜なるかくれ家とてもちりの世の中」

「あはれたれとよ人もなしさしてめて世をすきたる門の明暮」待戀の題にて「宵の間はたれも人めを忍べども更るつらさをわすれてぞまつ」是古歌にもあり。

同八月五日對話

一女の陰門へ蛇の入たるを予一代に三度見たり、一人は片羽道味療治す、先は手洗に水溜蛙を放置候處に蛇頭を出す時に足の末を蛇の際へ寄る處に可喰と致し申を引取二三度も左様に致して後蛇に喰せ申候、亦蛙内ふとき所を出し右之通可喰と頭を出し申を二三度も引取外に蛙の中へ山椒を二粒三粒入包之外へ不知様に認て蛇飛つき中刻最初に蛙と取替山椒入たる蛙をくはせ候へば四半時の内に蛇外へ出申候、内にては腸を巻居申との了簡にて蛙を以て指引致申内蛇も其所へ心を移し内巻ほぐれ申考にて指引を致し申候、左もなく理不盡に出し候へば腹痛候半と右之通道味考致療治候。

一石龜の小便耳のきこへ不申に入候へば能候此龜は龜甲有之にて候、此小便を取申には龜の口へ山椒を一二入候へば其儘小便をいたし候。

一幸菴詠歌

あしめあしむ身さへ骨さへ皆くちて

残るは後の名のみならずや

此歌を酒井勘解由殿近衛太閤基熙公へ被入御覽候處に甚御褒美有けると被申也。

同年閏八月四日對話

一旗の立様うるこ形に立るがよし數多見ゆる也鷹行に立るは多くても人數かさに見へざる也。

同月廿六日對話

一小西攝津守行長關ヶ原前住吉屋と云銀座に好み有て長子を養子に遣す、我が形見に殘置と云、名を小西宇右衛門と云、則銀座の家督に成ての後は江戸へ下り銀座頭を勤、公儀より五十人扶持被下けり、宇右衛門子に御醫師小川宗春方へ養子のち宗春と云、無學にて家業疎也、外戚腹に男子一人、是は京の難波屋養子となる、是も放埒に金銀を遣ひ失ひ身體を果しけり、父宇右衛門はさすが行長か子にて一器量有、常に芝大佛に茶屋一軒かり置近所火事の節は家財諸道具に構なく彼茶屋へ一家連立退く、人笑らへば財寶は求安し命は求がたし

天下を望むも命有てこそと云。

一將軍家光公出頭の女中有り、細工上手にて公の御形を透く木像に奉刻、或時風と部屋へ被爲入急成に依てかくし申間もなく箱に入側に置候處に將軍家其蓋を御取候に御覽何に候哉と御尋候處に女中御請なく赤面す、于時彼像をつぐと御覽候て是は我像に似たりと、鏡を御乞合候て正敷我が像也と上意の時、御請被申上候は日頃御厚恩難有まゝに順次を申さば先君は私より先へ被成御座等也、左候は宮仕の心得にて朝暮可拜ために奉刻と心底をありの儘に申上る處に御機嫌にて、とてももの事に我が髮爪をも可遣と夫をうへ可申旨上意にて被下也、切木像出來部屋に安置する處に重て上意に神君之御繪像を被成爲御見御木像に可刻旨被仰出出來御殿に御安置也、御二代共家綱公御代まで御城に御安置也、然に綱吉公御代に成御殿の内に被差置を憚思召て内々麴町の天神の郭内へ可被移と御僉議有之候へども、郭内せば故大塚の御藥園を引ならし、其跡に何となく表向は觀音堂を御建立桂昌院様家光公より御拜授の唐佛の

音を御安置、其郭内に堂を建られ右御木像二體を被移、二重厨子に被仰付堅く鎖し花立釣燈籠各金にて造立、神君の御前には金の御幣二本被建之寺號を護國寺といへるも故有歟、寺領千貳百石也、
 一 太閤秀吉公御一生御手をも負せ不給不思議の御運命と云者有是辭事也、箇様の大將は自身手を下すものに非ず、弓鐵砲の先にも不居、故に御手も負不給也、命を輕んずる匹夫の事也、一手の侍大將は繩下に成ても何卒命を通る、覺悟也、去に依てあやうき所に進むは衰ぬ事也。

一 予も此度の煩は心氣へりく／＼ての上なれば本復かたし、昨夕もあまり朦々たる故をこら歩行して護國寺の門前より富士を見て

直上由旬碧落間 千秋積雪擁東關

月明夜若星無影 富士峯前不見山

ふじといへば時しきも、のを三冬さへ

珍しからぬ雪もめづらし

又賀の歌

人もさぞ龜のうへなる山にをふ

松は老せぬ色とこそみれ

寶永七寅九月二日病氣見廻に行對話

一 箱根寺に根本寺と云、往昔會我時致が住ける寺は福壽院と云、寛永三丙寅年將軍秀忠公共に御上洛之刻時に御旅館此時箱根寺御巡見之處大破たり、寺領を御尋候處に古來より七百石と申上る、御旅館ありて亦御庭より風と出御八重山を御巡見候處に寺有、何寺と御尋候へば淨土宗三島の誓願寺の隠居の庵にて候本願寺と申由申上る、庭に菊を多く植て芽にて蓋をして有花を御尋候處に、山中寒氣強く常に霧深く候故日當りの方漸々三程咲申候と申上る、御歸館以後根本寺の寺領七百石之内二百石を寺領に被爲附四百石は御代官附に被仰付、寺破損修理料に被定、殘る百石は八重山の本源寺へ御寄附也。

一 八重山は山の形屏風を八折立たる如く成故に此名有、萬治年中に隱元禪師開基にて此所に五間四面の白木作りの觀音堂を造立、此材木は湖水に沈み有之木を引揚げ用木とす、何も杉なり、柱板共に色々の花の形の理自然に有、右の用木の餘りにて白木の歌書篋を禪師被申付、後水尾院殿へ献上候

處甚御褒美重てかの杉材にて見臺を可被仰付旨勅定有之湖水をさがし候へども自餘の木は有之杉は最早無之と云、湖水の淵は藥研の如く也中は不知、見へ渡りたる淵の土は白き也、夫へ杖を突込少暫、時有之ぬくに會て不拔、或人試に鎗を突込暫時有之抜候處に不拔なり、物にすひ付土と見へたり。
 一 祭禮は六月十四日也、供物は強飯二器に盛り各五升計御酒并肴色々是を舟に飾り神主二人乗候て湖の半にて供物を湖水に入神主は歸る所につぶくと沈む時は御納受有りと皆人悦ぶ、又供物會て水に不沈神主の歸る舟の跡に付て岸へ寄る事有、此時は御納受なきとき神主も氏子も不快、時の宿り今の海道は新道也。昔は箱根寺の本海道也、然るに寺の麓の宿の者共箱根の神事を勉め申上に馬借に勤がたさ旨申立三島小田原と公事に相成箱根の者利運になる、依之三島小田原より峠に道を開き兩宿より半分づゝ建て馬借を勤箱根の本海道を塞ぎて人を不通、本海道の時彼民家七百軒計有しなり。
 一 箱根の奥水懸りなき土地へ田を作る御供領にて三百石の所也、米の味よろしからず。

一 駿河に長徳寺と云一向宗寺に住持有、七十二歳にて三十年以前に卒す、無隱物覺にて駿府在番の勤様加番の作法等前々の事を一事も無相違覺居る故に在番衆の秘藏にて何事によらず前々の事は長徳寺に尋て事を辨被申候故、常に御城へ呼て馳走有之、其上長徳寺料理上手連歌茶湯も功者故に在番衆を毎々饗應、其度々に家具皿等を改かの前方遣申家具は旅店の亭主毎へ年々あたへ申由、料理の間の棚迄客毎に物數奇を仕替申也、日比有徳にして無欲也、卒する時寝具并銀子わづか有吊料も不足也、在番衆より各金銀を贈られ、其上諸方より香奠集りて數日結構成法事あり。

一 鍋松様御誕生之時御座之力綱を懸け御腰をいだし申役人を御廣式廻り之役人之内にて御吟味之處、子を産の儘にて育立申者は添番之内加藤清太夫一人也、歳七十餘男子五人無事末子は廿二歳也、子共を御留守居久貝因幡守殿へ被呼寄御見分候處何も器量よし健成生れ付なり、依之かの役人を清太夫に被仰付御産後三人扶持に廿俵被下都合五人扶持に五十俵に成、俸共は皆々追て可被召出候間外

居申共私宅へ引取養育いたし可申候、其内何も二人扶持に御仕着せを被下其上赤木明神の前にて表口三十間有之町屋敷を被下地代一ヶ月清太夫其前去者の方へ行所に亭主渡邊幸庵と近付故に八丁堀の石屋某の絹地に三社の託宣を頼候て、則亭主茂太夫幸庵へ申入に敷出来来るを何れ宜有之と各見分大文字に被調候方宜候半と一枚石屋へ遣し先一枚は餘り有之候を、清太夫茂太夫に申けるは、幸庵とは一兩度出合表近付に候へども老人に筆を願候義も遠慮にてひかへ有之候、幸予伊勢信仰に候間申請度と懇望して貰ひ結構に表具し翌月十五日日待に懸置拜禮す、及深更清太夫不覺して居眠る内に公方様へ御目見へ被仰付候間上り候様に御留守居業より申来る、則登城菊之間に伺公平伏すると見て夢覺たり、其儘垢離を取託宣を拜してそこに居る内又眠けり、夢中に何方ともなく清太夫おがふだか能おがめと聲有り、あたりをみれば人もなし、そこで夢覺たり、其翌日十六日松平主計頭殿久貝因幡守殿より呼に來り右之役儀被仰付、其刻因幡守殿御申は何ぞあやしき事は無之哉と被相尋

候處、右有増申上る處、扱々希代の事也、主計拙者兩人共に昨夜夢中に誰ともなく清太夫は有難さとの也と御申聞、右之懸物御取寄候處御老中土屋相模守殿大久保加賀守殿若年寄久世大和守殿も御拜禮有けり。

同九月十一日對話

一重陽之發句をいたしたるかど被尋候故不仕と申候へば、病家のなぐさみにいたしたるとて書て見せ被申候

園菊見 見る儘に心のやとやその、菊柴屋郷花本昌玄

此序に被咄けるは、柴屋は宗長の舊跡を昌琢は持し也、昌琢卒去の後我等が玄陳歟と御僉儀、上手に極り申候、玄陳の日比の願ひに一日にても舊跡を持度と被申候故予七年持候て玄陳に譲る、玄陳跡はそうてさ其次昌程歟、はや此時は委敷僉議は無之由なり。

一予病氣不宜次第に氣力衰候へば此度は果可申と思ふ也、死後に人の若尋る時箇様に書置たると云べし迎わねへ被申候

右者野叟獨歌舞於石上而誦之曰三樂人生難遇太

平世吾有今不見兵革此一樂也人生難得支體完備不吾身殘疾此二樂也人生難得壽吾今百二十九矣此三樂也

寶永七庚寅年初秋日

渡邊幸菴

日次前後

同月六日見廻對話

一大坂御陣に予が討取首之内にて真田平六第一也、予感狀は一生に十八通此内遠州見附にて拔群の働有於大坂拙者取候首は横田甚右衛門別に記之入御

一予が父は渡邊久助と云荏原の城責に討死す、一家は皆御譜代也、父は渡り奉公して何方にても三千石取し也、予は天正廿年に家康公へ破召出關ヶ原御陣の刻は御留守を勤し也。予が稚名久三郎後號下總守。

訂増 一話一言卷三十

○上野凌雲院勸請圓稻荷之事

一享保十三年戊申二月廿日東叡山凌雲院前大僧正實

觀より弟子慈雲院空潭をもつて被申聞候は小傳馬町歟

三丁目津村三郎兵衛と申者の妻名おゑん當年廿六歳

に罷成候去年霜月中頃物怪有之大僧正へ頼來り祈

禱などいたし遣し快氣の様に御座候所猶又正月十

八日より致再發今月に至り一昨十八日より以の外

あら立物の怪のわざと見へゑゑんに自滅などす、

め候者有之由依之三郎兵衛家内の者共齋さまた

く大僧正へ頼來候如何いたし可然候半哉了簡も

有之候は、被承度由被申聞猶又慈雲院委細病人の

様子被物語候上則御符守常之通相認慈雲院へ相渡

候也一御符三包壹包に七粒宛入内壹包、病家へ參

着次第一度に七粒頂戴いたさせ残り二包は七日に

致頂戴候様に并居所の四方へ張候守も遣候也

一翌廿一日使僧を以て昨日御符遣候以後養尋遣し候

訂増 一話一言卷二十九終

所にいまだ何の沙汰も無之由申來候也

一 同廿二日慈雲院より申來候は一昨日の御符□先方へ遣し則一昨夜は御符七粒頂戴爲致候所腹内より喉をしめ殊の外苦しめ殊の昨朝一粒頂戴いたさせ候節も其通りに御座候由昨日三郎兵衛参り申候勿論咽をしめ申候事は十九日より始りたる事にて一昨日御符爲戴候節も兩度共に頻りに腹内よりしめ苦み強くしばらく絶入氣付杯用ひ本性に成候由御符戴候ても口走り候事も無之一昨日昨日共に先靜に成候由御座候猶一兩日の内相替候義申來候は可申入由告來り候

右の通に申來候に付咽をしめ候とても相やめ不申候様にと及返答候

一 同廿四日使僧を以慈雲院迄手紙添様體相尋候所返答に被申越候は先日病人の義昨日三郎兵衛参り最早善心に立歸候間ちゑんに付大僧正へ参り細委直談仕度由申越候に付構ひ候ては可惡と善心に成候はゞ狐形にて直に參儀様にと申遣候處昨夜また三郎兵衛を以て立除候て石の手水鉢の邊へ狐形現

じ可申候乍去とかく狐形にては咄杯仕候事難成候間今日參度候由申越候得ば狐形見候にも不及ちるんに付參候事も無用に候申度事候はゞ以書付申越候様にと申遣候いまだ其返答無之候一昨日より御符頂戴爲仕候ても咽をしめ不申猶又社を此方へ引取くれ候様にと申越候故今晚にても天氣次第指越候様に申遣候段々しづまり候體忝存候由被申越候也猶又申遣候は鎖り候體重疊の義に御座候得共御油斷被成間敷其上社御引取被成候事必々御無用可被成旨申遣候也

一 同廿五日慈雲院御入來去る廿一日以來の義咄有之扱昨日御返答に宮引取候事申進候は間違にて御座候被仰開候通成程引取申覺悟にては無之候早速傳馬町へも右之段申遣候病人事彌靜に罷成御かげにて忝候との御事故昨日も申進候如く物怪除候とは不被存候廿一日より七日程之日積りにて祈禱をも始め修行いたし見可申候はゞ相濟申間敷候不斗拙僧罷越加持をもいたし候はゞ様子相知れ可申候乍去三郎兵衛方へ拙僧參候儀被仰遣間敷候狐付等耳驚き仕候ものに可參候承候はゞ迹失候事數多有

之候間不意に押掛可參候左様に御心得可被成候とかく廿七日比よりそろ／＼彼者にさばり見可申旨相達し慈雲院被歸候

一 同廿六日慈雲院より手紙來る昨日參候て承候御挨拶の趣大僧正へ申聞せ候然而昨晚方別紙之通申越候に付左程の神に候所不借法力候ては立除候義難叶候はゞ其通にて不離罷有候様に申遣候此根并新兵衛と申者は去年中よりの近付にて不斗見舞に參候由此者に爲落候心にては無御座條申越候尤昨日の様子中／＼新兵衛落候事罷成間敷體に相聞候由此方へ參候手代咄申候右可申述と如斯候則彼方よりの手紙狐口上書掛御目候大僧正も宜申進候様と被申付由申來候故委細致承知候旨致返答三郎兵衛方よりの手紙并狐口上書も返却候故留ては無之候得共狐の申分は上野の法力にて相離候に付中々暮目にて離れ申者ては無之段申越候

一 同廿七日今日迄に御符遣候てより一七日も過候間致祈禱遣候半と酉刻過より行法に取かゝり候也

一 同廿八日廿九日時取如前日毎夜三月朔日まで修行候所何の驗も不申來候也

一 三月朔日慈雲院迄手紙にて申遣候は此間は御左右も不承候夜前などは殊外行法も致相應候如何夜前杯の様子承知仕度旨申進候に付則彼院より傳馬町へ被相尋返事をも被爲見加程に靜に成候ては却てむづかしき方にては無御座候哉若迹去候様の義にても可有御座哉と被申越候故猶又申遣候は被仰開候通中々大概のものと不相見候間明日四ツ前比より黒衣着用仕忍候て推かけ參加持いたし様子見候半と存候左様御心得可被成候尤加持を寄に仕候歎また直加持にいたし候半哉其義は彼者方の様子次第に可仕候先はよせ候覺悟にて出家も兩人召つれ申候間手間取候ともよせ候様に可致と存候旨申遣候也

一 同二日四ツ時出家兩人召運小傳馬町三郎兵衛方へ參着此家に東叡山凌雲院へ相頼候病人有之由に付彼院より拙僧被相頼参りたりと申候所三郎兵衛は他出の由丹波や五郎兵衛と申親分の者出迎大僧正様へ御苦勞奉掛候病人此家主三郎兵衛妻にて御座候とて病人の母五郎兵衛と兩人にて召運座敷へ罷出病人の様子去年以來の事共有増申述此程は善心

罷に成候様子に御座候乍去如何程の義にて御座候
半も難計奉存候其上此間は餘り外之義は不申われ
を宮様の前へつれゆけつれ行さへすれば何事も相
濟候と計ひたと申候勿論病人申候は罷御出被成候
など申候得共正氣の程一向難計候に付取合不申兩
人の者に致挨拶去年以來の事承候也

一病人並五郎兵衛も申候は根井新兵衛と申仁去年初
發の時分より此元へ被參此間も不斗御出に付墓目
候義御頼申候兼ては先月廿日より始候筈御座候所
ちと指合候義有之昨日より始り來る七日に相濟候
等に御座候と申に付拙僧申候は兼て凌雲院より承
候は此義に付此義は相止候筈の由にて候如何いた
し及其儀候哉と相尋候得ば病人申候は三郎兵衛物
入も御座候得共不相整候ては親類共の内合點不仕
者も有之態と稻荷より直に御頼の事に候よし申候
故拙僧存候は前後の事様子も急にはしれ難く候半
と直に假宮の前へ向病人は後ろに指置神拜等相濟
加持に取かゝり一座修行畢て伴僧助候て有之普門
品心經等施畢り直に病人に指向ひ加持三座引繼修
行神物加持を畢て休息候處蕎麥切申付候由病人母
郡合四座也

配膳病人も罷出平生の如く時宜など申述候なかば
に五 兵衛に申候はあなたひへおはんたいにて不
被申上私罷出候上度事も御ざ候へ共野狐と被仰候
て名も違て候故御めにも不被掛候と申に付五郎兵
衛申候は申上候事も有之候は直に被申上候へ不
苦と申候也左様に御座候は彌御加持可被成被下
候と申に付加持之事相心得候蕎麥過候は追付猶
又加持可遣旨申此節最前の加持に野狐をよせ候事
いたし候は如何可存候は重て神明を助請申加持
加持に神祇を助請する事此さき致決定たる也扱
蕎麥切も過休息之内病人機嫌克正氣も不違體にて
彼此致世話罷有候也頓て加持に取かゝり候半と存
候節病人申候は上野より御出被成候御出家様之事
なればよき折節にも御ざ候御出被成御目にかゝら
れ候はあなたにも大僧正様へ御みやげにも能御
ざ候半に今日は如何いたし候て御出不被成と申候
拙僧申候は被出候にも及び申まじおゑんをば今日
此方へ請取出入之有之者は何方へ成共勝手次第に
參候様に祈りよけ候覺悟にて参りたり用事も有之
候は出らるべし左もなく候は勝手次第にいた
さるべし加持は押付相始候と申其時に召連候兩人之出
家に申候は今夜に入

候事も難計又明朝迄手間取候半も心元なし自庵に急務之いたしか
ば指合り急務無之旨 病人に指向候へば五郎兵衛様
とひたと呼候に付脇に居候者押つけ五郎兵衛參候
由申候ても此時五郎兵衛自用有之
呼に來り歸たるうち也また五郎兵衛様
とよび候事二三度也加持の前方便に取掛候節五郎兵衛も參
は無之ものに御座候やと相尋候間其程難計候へども口々に人々
ばつけむき可然候萬一はしり出候へば力強く足早きものに候間其
へしと申すそれより病人申候は御咄被成御逢被成候
は御出の御出家様之御みやげにも可罷成候に如
何いたし今日は御出不被成候哉とひとりつぶやき
または五郎兵衛に向ひ咄し坏いたし罷在候拙僧は
不相構以前存付候ごとく至心に神明を勸請し加持
を初め一座畢と二座めに取懸り致加持候内病人の
行儀崩れ身をまげ手をあげ頭をかき或は片手つき
候にも左右をあちこちといたしもだへ口には御出
被成可然と申事をくり返し申候其節加持之内
五郎兵衛申儀相聞へ候はいつも御出被成候に手間
もとれ不申候此間上野へ御出被成候節も早速御出
被成候今日は御加持之御法力に恐れさせられ候歎
中、あの御様子にては御出被成候事はならせら
れ間鋪相見へ候と申せば病人申候は加持あれば必

ず出るはづの事也玉藻の前は加持なかばより出た
る也と申す然るに今日は何として御出不被成候哉
と病人ひとりして應對のことばやむことなく次第
に聲だかに口上もしきりにはや言になり五郎兵衛
と應對いたし又は一人にての應對相聞へ加持も病
人の聲につれ三座めの加持はや念誦すみ候時數珠
の緒され候を投すて、かゑの念誦取出し候節同時
に病人申候は出ていふと申候言は耳にいり候と
ひとしく拙僧左之脇へ飛來候其氣色言葉に述がた
し天井より物の落るが如くにて其足音少も聞へ
ず居よりすり付拙僧膝の上を叩き能き
やれ其方上野より參られ候へばおれを宮
様の前へつれ行べし 御前へさへ出候へば
何もかもすみ事也と二三くりかへし申に付拙僧申
候は其方望の如く成まじき事にておなし去ながら
能合點もいたし見らるべしおゑんを宮様に御存可
被成哉又口にて申事にて相濟候譯に候は拙僧聞
届候て申上候事は成まじき事にて無之其方願
之筋相立候譯に候は幾重にも大僧正へ申拙僧も
とも、可申上と申候へば病人しからば其方必ず

宮様へ申上られ候半哉と申に付筋有る事にて下の事を上へ申上候事常の事に候へば其方願にて筋之立候事に候はゞ何がさて言葉詰候にも及ばぬ事儘に可申上候と申候へば猶又拙僧膝の上を二ツ三ツたゞき能きやれ願ひといふはまづ宮地がほしひじやて先達て白銀町といひたるにより五郎兵衛など相働さしるかね町土手の内に宮を立て外へ見へぬやうにいたし置くれ候半と申候間夫にては本望に無之故相止候此上宮様より公方様へ仰せ立られ宮様の御費分に成とも被成白銀町廣小路の内にて多分によらず地を被下宮を立て候様に願ひ候也地の願さへ濟候へば社立候事杯は佐竹屋敷にも手傳くれ候者も有之猶また佐竹よりも我等方へ申越置候事も有之に付先日書状を認め遣候此以後上野へ客分に移り候はゞ其跡にて開き見候様に申遣置候間宮建候節も皆々打より致世話くれ候はゞ出来可申候地の事も相濟宮も立候はゞ位階の事は三郎兵衛物入等世話いたしけれ候筈の事に候間是も相濟可申候此等の趣とくと能々宮様へ申上是非宮地の事御費被成被下候様に大僧正へも申せぬし

も能取持申べしと申すに付相心得候旨申候へば長聲して聲をあげぬと申故何事をかと存候へば貌をより大僧正は徳が高ひ中へいはれる事てなし先日上野へ参候節も大僧正を悪口して罵のしり候へ共少もよからぬやうにいひなし凌雲院を出て其歸りがけに中堂大師其外諸堂不殘致参詣歸りしされが眞實に上野の事大僧正の事大切にも不思議は道筋にて高聲し罵の内よりわめきくも體多はあゑんなればいたし方も有之間敷處無其儀神妙に歸候事上野の事大僧正の事大切に思ふ故也此方へ歸り大僧正徳のあつき事を皆へに申さけ候へ共あれらが申計にて人の合點せぬ事也大僧正も自分に自分の事は申されぬ事也それはあぬしなどて自分によき事はよしとは申されまじき事其方など合點の事也其譯とくと申べしと申候節拙僧尋候はその方は何方より参候哉と相尋候へば病人分別貌にて先江戸さとし一聲申す歳はいくつに成候哉と尋候へば其事も申されぬ也乍去先日上野へ申遣候間大僧正へさしやれと申す扱名は何と申すと問ひ候へば何といふことや有べき其方のしるごとく也

といふ拙僧申候はしるごとくと云はいふかしく名を申候へといへば愚癡なる坊主かなくと二三度くり返し罵り候此時拙僧念入候事心附にてつし候加持の存方がしるごとくと申候一念の間加様に申候事善惡苦樂の事により名を尋候故に拙僧申候は成程さきに勸請申候て合點いたしたる旨申候へば病人申候は大僧正あぬしなどは合點の事に候へ共新兵衛などは其合點無之候故墓目をも頼ませ候也其儀は新兵衛計にてもなし町内の者も半分程は三郎兵衛所のおゑんには狐が付たりといひ半分程は神にても是あらんと申者もあり親類の内は勿論其通り佐竹屋敷にも右之通り半分へに思ひより居候間ひさめを射させ王子の稻荷へも面談せねば第一此家のおゑんがすたる也おゑんがすたれば大僧正もすたる也大僧正が捨れば上野も捨る也上野が捨れば宮様も捨る也宮様が捨れば公儀もすたりあぬしなどもすたる也夫ゆへに此譯を立候にはひさめもありてよし王子のいなりへ面談候へば猶能候故此間も王子へ人遣候處逢ともなかりやる譯か今に返事無之と申に付拙僧申候は成程神明にて可有之候乍去神明のわざとし

て不利益成事は有之候哉と尋候へば病人申候は一つとして不利益成事なしと申す拙僧申候はなしといふべからず病人また何をあれが不利益成事いたしたるやと申に付拙僧答候は神明と申譯に候はゞ大慈大悲を基ひに被致蟬蛸蚊ひとごも殺す事なく露計の事も人の爲にとこそあもはるべきに去年以來この家のおゑんを苦め被申候家内親族の者ども足を空にし或は醫療祈禱の物入不少此等の事利益と申べくや其上天照太神八幡宮にても御座あれおゑんをはしごにいたし候事此執をくだくべき祈りなければ不叶況み其餘の邪氣に於ておや拙僧今日此元へ参り候事もこの爲に來りたり早くあられ候へと申候へば病人申候は成程あぬしの被申候如く先日上野へ参候節大僧正も左様に被申候乍去それには多きに譯のある事也世に志し勝れたる人また世間にまれ成人もあればこそ加様の不思議をも顯す事也能々さしやれと又膝の上をたゞさいたけ高になり當時公方様の御政道宜候故之事と思ふし其譯云に及ばず事によりて御しわき事あり去ながらこゝはよしと人さし指にて自分がむねをさし示

す事三度也唯々神佛の事有かなしのやうに下へ移り候事是一つ我思ふ所也代々の將軍にも無之の公方様也是により自銀町の宮地など被下候は神の事をも御捨なき譯を下への利益と思ふ故此家のおるんに因縁有により託し願ふ也執宮地被下候は宮を建候事のみなく世話を頼置也社頭も出来候はゞ大僧正へ遷宮の節被參候様にと先達て申遣候へ共猶更おぬし能頼む也宮移りもすみ其後神位も相濟候はゞ彌人の願をも叶へ候半と思ひてはばらくおるんに託したるは此事有に依て也不利益と思ふべからずと其時拙僧申候は下への移りと申は國家の事を思召ての事に候哉と申候へば病人申候は成程く其合點能候と申に付段々御願之趣承届候乍去社地社頭の御願の事は上野へ申立候ても是は分絶候事と存候へ共先御申候通相違候半と答へ候へば病人申候は宮様公方様御合點に候へば出来申候宮様から是非く御願被成御貫分に成共被成候様に能々頼む也萬一夫ともならぬ譯に候はゞ上野か天神の臺に大社に建度候小宮は乍もなし地を被下候はゞ夫は成次第の事に候乍去とかく地を

被下候様に申へしおぬも此上随分と世話を頼む也此旨能々宮様へ申上くれよとくり返し申候に付拙僧申候は是まで委細に承候大社の御願ひも御尤に候人々の願申上候も大ひに志候を以て佛の心にもまた道を學び候ものも本意にて有べき事也然ば天下國家の守護の事と相聞へ候生有ものはあぶ蚊といへども殺す心なく其上大僧正を後ろだてにいたし被申候上は三寶の尊敬もおのづから相聞へ候天下國家の守護を被致候事を承候へば近々日光へ御社參の御沙汰も有之候定て御油斷は有問敷候と申候へば病人成程くと殊外悦ばしく打うなづき候に付則五郎兵衛並病人母三郎兵衛初め家内の者共等に打向ひ申候は先刻より靈の物語其方なども承候通少も神靈に曲り候處不相聞候拙僧共頭をまるめ候とても利益邊の事修行と申も此外は有問敷と思ひ候曲りたるにこそ慕目も加持も容候處有之候半に少も曲りたる事見へ候はねば此上は唯々神威増益して神の願ひの成就と申は則人民の願ひの成就に候旨申聞候へば五郎兵衛を初め何も難有奉存候と申す拙僧猶又病人に申候は願ひ

筋も承候間罷歸大僧正へ中宮様へも申上候事は早速可相濟事也然る上は先達て上野大僧正迄客分に御越候半との由承之幸今日御同道可申候拙僧忽にめされ御こし可有之候也先日爰元假宮之事先達て三郎兵衛より大僧正迄移し可申とやら承越候拙僧方より押へ遣候今日幸に可致同道と申候へば病人申候はそれは今少またねばならぬ譯有之て被參問敷と申に付何として被參問敷やと尋候へは今日すぐに上野へ參候ては今迄致逗留候おるんもすたり候也前に云如く公儀迄もすたる様に成り候由申候故夫は何として左様にすたる譯有之候哉と尋候へば最前も申候通た町内之者並に親類とも佐竹屋敷神と云者半分狐付と云者半分にてひきめもすみ王寺の稻荷へも逢候はゞ世間の狐付杯の類と違候譯も相しれ彼者共も信を興すべし其後上野へ客分に參るべし夫迄は此元におらねば公儀もすたるといふは此譯也と申すに付何とも此儀致領掌がたく候へ共今五三日おるんをかし置候へば未だ長き大利益の御心掛有之儀其上公儀迄捨ると御申候を承候ては何れの道罷成問敷とも難申候然る上は右御

申候御用相濟候迄はおるんをかし置申候おるんが一身は今迄其許住居の家の事に候へば立除候節は随分不損様に修復をも被致上野まで當分客分に御越あるべく候乍去我々凡夫の上の事此元へ參りたる故に段々其元用事相濟日限迅も相極候同前之事に候然る上は大僧正迄一通可被指越候夫を以大僧正へも申宮様へも可申上と申候へば成程書てやるべしといふ時五郎兵衛病人の前へ視箱指出す則相認候其文に
新兵衛ひきめもすみ候はゞ王子のいなりに逢候て後其元へ參申べく候當分客分になされ下さるべく候其元へ引越申さぬさきに其元へ逢申物語致度候宮うつりまての事たのみ申たく候
大僧正 稻荷
右書面之相認候内五郎兵衛に向ひ申候は親類中半分くと申事ひたと病人の口上に相聞へ候此家の親類中の事に候哉と申候へば五郎兵衛成程仰之通りに御ざ候と申を病人書面半分も出来候と相見へ候節夫はあれが云てさかせうくと申手に筆を持口にもものをいひ候事書面無覺束様に存じ先とくと

被相認跡にて緩々と可承と申せば病人あゝ聞し今
いふてさかせうくと申うち書面も出来候を請取
則五郎兵衛にも見せ候上懐中いたし候節病人申候
は先此家の親類何某と申候者遠國商致し他國に手
代并に妾をも指置致往來候右之妾致懐體候内用事
に付江戸へ參候跡にて娘壹人致出生候處間もなく
相果候を何某が方へは隠置船頭の子を入子して成
人いたさせ候得共是を入子とは不知故に右の妾に
娘も有事なれば母子共に江戸へ引取候故本妻は心
らく明暮なきしみつきて相果今に迷ひ居候彼の夫
の何某も相果候に付他國より參候妾も尼になり入
子の娘にむこをとり御袋様と仰られ居候是に依て
おれが去年以來爰元へ参りてよりその尼にも申候
は其方の事は不存寄果報なる人なり然るに何某夫
婦は苦患にしづみ候に其方の事寺参り彼此ともに
人見せよき後生被願候得共夫にて中々彼の某がう
かぶ事にてなし其方家の爲に成難く身の上も危き
事也一捻の香をもるとも誠の心を以てもるべし
誠なくしては爲にもなるべからずあやうき事也と
毎度いへば其者氣にあはぬやら此家の娘に狐が付

たり氣が違つたりといふちらけさまに申候へ
共おれが爰へ來ぬ先まはれが歸りての後にて
も此家の娘の事は人々にも聞てやれ女なれども正
直にして慈悲あり篤實成事いはれる事でなしと申
節此家の娘とはあるんことにて候哉と尋ね候得ば
おぬしは能知りたりそのあるんことなり誠有りとい
ふに付ておぬしに云ふていらぬ事なれ共誠なる
心の咄は宮様へも申上くれよ白銀町土手に柴田玄
意といふ小兒醫師あり去年あるん弟の孫三郎春秋
兩度大病相煩ひ就中秋の病氣の時百死を遁れ難く
たれながらへんといふもの一人もなし然るに玄意
致療治遣し候に付無程致本復候依之あるんも常に
心に存候は子共醫師にて候得共何角鬼懸の療治の
譯扱大病の致本復候上は大人小兒のさのみ替有間
敷ければ自分に何を煩ひ候共この玄意の藥申請候
半と心に思ひ居候節去年霜月の病氣以外の候故
家内の者は彼是と申候へ共あるん是非の玄意の
藥をと相願ひ玄意へ
已下不寫候内本書返し申候、右之外欠たると
ころ追可補之

○後櫻町院御引導

窮陰已盡一陽前
看過四時代謝遷
覺果自斯成熟早
恭惟 新晏駕
後櫻町院尊儀
宿因深厚
除却障纏
得寶位於日域
丕建皇極六十六州
撫民庶於春園
長在仙宮四旬餘年
王道蕩々
無黨無偏
愛世尊之遺囑
領至教極理之真註
誦金口之具文
信轉女成佛之忽然
即往無垢界
孰分彼此淨穢

増訂一話一頁

直指成佛道

豈涉遲速漸圓
達忘則真元非他物
如幻則離不假方便
會斯理則
生死則涅槃
凡情佛性則無隔
煩惱即菩提
流水流水同一川
心外無法 活路通玄
雖然末後更呈金言
一句以謹奉示授
舉鑑子鑿空云
諸法寂滅相
不可以言宣
以上
文化十四年十二月十六日酉上刻
右御導師泉涌寺中新善光寺讀海長老
○鈴木白藤記時事詩文化十一年甲戌
門松疑是近新正。首夏都下市門皆建松竹。一翌宛如初春云是讀海。清泉湯沸自然

鐘。金龍寺有物傷有自。長竿釣得黃金佛。一黃土人品川海釣得。然鐘。不辨自。中冬六日七日十二日。德本上人重出定。豐稔方呈白雪祥。十五日。皆盈尺。中村芝翫。僧德木出山。住傳通院。不火食。唯稱佛名而已。詔者如。雲。飄然歸山。人皆仰其高行。旬日而又至。風大。再登場。中村芝翫。名優也。去年癸酉歸大。頻傳淺草謎坊。一僧來淺草。能解度。隨問而答。如響。所問皆。妄意。解皆有條理。意想所不及。真奇才也。新下市村三五郎。始得開場。都昌切。音當。銀鐘。長鎖也。漢書。作琅當。又庚。韻。音撐。釜屬。有耳足。宋太祖紀。雷德驥判大理寺。言趙普強市人第宅。上怒。叱曰。鼎鑪猶有耳。汝不聞普吾社稷臣乎。引柱斧擊之。下。此借隣韻正字。

○釜
八年吳明國。洞實肥有。貢常燃鼎。量容三斗。光潔類玉。其色純紫。每修飲饌。不熾火而俄頃自熟。香潔異於常等。久食之。令人反老為少。百疾不生。杜陽麻城毛柱史鳳詔為余言。近日平岩縣耕民得一釜。以凉水沃之。忽自沸。以之炊飯即熟。釜下有諸葛行窩字。鄉民以為中有寶物。乃碎之。其釜複層。中有水火二字。亦異哉。
右精里ヨリ抄シ來ル云其書ヲ忘ルト後圖書集成釜

部ヲ閱スルニ云
獅山掌錄。平谷耕民得一釜。水沃沸。炊則熟。下有諸葛行窩字。碎之複層。中有水火二字。
集成前ノ書ヲ節略セシ者ナラン
○攝州有馬湯山町古文書
攝津國有馬郡湯山町の戸長池坊左橋右衛門先祖より傳來の品々寫
為見廻帷子二到來
誠以遠路之心入被
悅思食候仍高麗之
事彌別儀無之候大
明國も不可有程候
也
六月廿八日判
湯山
池坊
蜜廿一折送被懸御
意候寔賞不斜候
かた／＼以面可申
述候恐々謹言

二月三日

秀吉判

筑前守

左吉殿 秀吉

御宿所

書

昨夕こゝ元へ參らせ候にたつね候へは御そくさいと申目出度存候御隙に御出まち申候ひさしく不參候間可得貴意候此淺黄しま人くれ申まゝ一端おくり申候おかしく候也

十九日

判

池□□様

宗和

- 攝州有馬湯山御藏米御算算用狀
- 一六拾壹石九斗三升 文祿四年拂殘
- 一五拾石 慶長元年納物成
- 一五拾石 同貳年納物成
- 合三百六拾壹石九斗三升
- 右之はらひ
- 一拾石

大藏觸局御湯治の間のまかに
いに被下大藏觸局さし紙在之

増訂一話一言

- 一貳百拾四石貳斗六升 湯の山御うへ御殿大申しにそ
- 一三拾七石貳斗六升 同所御けしやうの
- 一拾九石貳斗三升 同所御せいの入用
- 一拾九石壹斗 同所御せいの入用
- 一拾八石七升 同所御せいの入用
- 一拾四石壹斗六升 同所御せいの入用
- 一六石三升 同所御せいの入用
- 一八石三升 同所御せいの入用
- 一拾石七升 同所御せいの入用
- 一拾八石貳斗壹升 同所御せいの入用
- 一貳拾五石六斗三升 同所御せいの入用
- はらひ
- 合四百石五升
- 過上三拾八石壹斗貳升
- 右之外
- 一銀子貳拾四枚 御朱印 慶長三年分
- 一銀子貳拾四枚 只今迄 同貳年分
- 右皆濟也
- 右拂 御朱印並小帳請取申候此日付以前之拂
- 御朱印小帳等雖在之重而御算用に相立間敷候也

慶長三

十二月二十九日

長東大藏太輔判
石田治部少輔判
増田右衛門尉判
淺野彈正少弼判
徳善院判

善福寺
池之坊
掃部

攝州湯山

禁制

一軍勢甲乙人等亂妨狼籍事
一新儀課役事
一理不盡入鑑責使事

右如先規今停止訖若於違犯之輩者速可被處嚴科者也仍下知如件

天正八年三月

同判

太閤様御湯治之時當所地下人酒さかな以下なにもかい候て進上申候事かたく御停止なされ候其外之物も無用被思食候へともけに上度候はな大こん

こはう又もちなとのやうなる手つくりのたぐひはぬし次第に可進上之由被仰出候也

文祿三年十二月八日 木下大膳太夫判
有馬惣中

禁制

湯山中

一亂妨狼籍之事
一放火之事

右條々相とむくともからにあらはくせ事たるへく也

九月廿日

羽柴左衛門太夫判
羽柴三左衛門判

應安のはしめ關東關西の官軍一時に蜂起により京都警衛のため白旗を打立ける其比上總介病ありて有馬の出湯にありしをも同道せむと立よりそれよりつゝみのたさにもむき宴にたはふれ居ける處に彦部秀光將軍よりの御内書持參しけり則これを頂戴し某もはや動履候へし御請のしるしには天下全く打しつめ千代までめてたき狂歌一首奉れとて

則祐

音にさくつゝみの瀧を來て見れば

上にはちとたむほの花

天正十八年十月四日於有馬御茶湯會席の事阿彌陀堂にて御茶湯座敷

二疊敷

- 一御床きだうのぼくせきかけて
- 一長そろり
- 一御かまうてかま
- 一志さかたつさ
- 一いとちやわん
- 一茶しやくあぶら竹
- 一水指ひせん物
- 一志賀の御壺を
- 一御かけあかんさん十徳

客來

- 一 番利休小早川有馬法印
- 二 番善福寺阿彌陀坊池坊
- 三 番志摩守こふかもん

判

於郡中諸役所馬貳疋不可有其煩候爲扶持如此候狀如件

永祿四年

六月廿八日 倉田孫右衛門尉

一年貢米銀年内に皆納いたし御褒書粘入裏白にて五奉行より池坊左吉殿と有之書狀數通有之寫略之外に

- 一 太閤より被下候品々一見之分有増左にしろし候
- 一 八幡太郎義家公之鎧の袖切
- 一 太閤朝鮮征伐の時被爲持候旅櫛箱一ツ小道具有之鏡二面但袋裏割江錦斑
- 一 杖黒塗に桐の金紋ちらし長五尺計
- 一 茶の湯の道具一式 名器有之

右之外にも色々有之候へとも早卒の一見にて氣慮無之
一 前章左吉と有之は池坊左橋右衛門之祖先にて、當時は苗字にては無之家の名になり池坊といふ、尤支配之役所にも諸御用向にも池坊誰と認候、外に壹人中坊左近右衛門と申もの有之、池坊と凡同様

の事

外にいろ／＼のもの多し

○謎

謎即古人之隱語。左傳申叔展所云。山鞠窮。河魚腹疾。公孫有山之呼庚癸。其濫觸也。亦曰庚詞。國語。秦客爲瘦詩。世文字能對其三。楚莊齊威。俱好隱語。漢東方朔射覆。龍無角蛇無足。生肉爲胎。乾魚爲肺之類。尤爲擅長。劉歆七略。有隱書十八篇。則並有輯爲書者。然皆不傳。惟卯金刀千里草之類。出於風謠者。略存一二。至東漢末。乃盛行。謂之離合體。加蔡中郎書曹娥碑陰。黃絹幼婦。外孫豔白。楊脩解之。謂妙絕好辭四字也。又孔北海有四言一篇。漁父屈節。水潛匿方。與時進止。出寺弛張。呂公儼釣。閻口涓旁。九域有聖。無土不方。好是正直。女固子城。海外有截。隼逝鷹揚。六融不奮。羽儀未彰。龜蛇之蟄。比他可忘。玫瑰隱耀。美玉韜光。無名無譽。放言深藏。按轡安行。誰謂路長。共二十四句。每四句離合一字。乃魯國孔融文舉也。如首四句。漁字去水爲魚字。時字去寺爲日字。合之則魯字也。下皆倣此。詩載石林詩話。又越絕書。不知何人所撰。楊周修據其書

後序云。以去爲姓。得衣乃成。厥名有米。覆之以庚。謂漢人袁康所作。又越絕篇外傳云。文字屬定。自于邦賢。以口爲姓。承之以天。楚相屈原與之同名。乃吳平也。黃佐曰。吳平因袁康所錄成書。又三國志註。曹操初作相國府門。自往觀之。題一活字。人皆不曉。楊修曰。門中活乃閣字也。相國嫌太耳。據此可見東漢末之好爲隱語也。然猶未謂之謎。其名曰謎。則自曹魏始。文心雕龍云。魏代以來。君子嘲隱。化爲謎語。謎者廻互其詞。使昏迷也。魏文陳思約而密之。高貴鄉公又博舉品物。然則高貴鄉公時。又嘗輯之成編矣。南史孫廣爲吳興守。有高爽者。嘗有求不遂。乃有履謎以譏之。曰刺鼻不知隄。踢而不知噴。嚙齒作步數。持此得勝人。北史斛律光傳。褚士達夢人授以詩。曰九升八合粟。角斗定非真。堰却津中水。將留何處人。祖珽解之曰。角斗斛字。津却水何留人。合成律字。謂斛律也。又魏孝文帝云。三山橫。兩人從岐女。白日行青空。屠兒研肉與秤同。有人辨得賞金鐘。彭城王勰曰。乃一習字也。又咸陽王禧敗逃。謂防閑尹龍武。試作一謎以解愛。龍武曰。眠則同眠。起則俱起。貪如豺狼。賊不入己。謂箸也。則謎之爲

技。六朝更盛行。唐蘇颺嘲尹姓者。云丑雖有足。甲不全身。見君無口。知伊少人。宋陶穀使於南唐。書十二字於驛舍曰。西川狗。百姓眼。馬包兒。御厨飯。宋齊邱曰。乃獨眠孤館也。錢氏私誌載字謎云。目字加二點。不得作貝字。猜貝字欠兩點。不得作目字。猜乃資資二字也。四箇口盡皆方。加十字在中央。乃圖字也。洪巽陽谷漫錄載儉字謎云。一人立三人座。兩人小兩人大。其中更有一二口。教我如何過。莊緯雞筋肋又云。兄弟四人。兩人大。一人立。二人坐。家中更有一兩口。便是凶年也。好過婦字謎云。左七右七。橫山倒出。王介甫相國時。有人題相國寺壁曰。經歲荒蕪湖浦焦。貧女戴笠落柘條。阿儂去家京洛遙。驚心寇盜來攻剽。東坡解之曰。終歲十二月也。十二月爲青字。荒蕪田有草也。草田爲苗字。湖浦焦水去也。水去爲法字。女戴笠爲安字。柘落木剩石字。阿儂是吳言。吳言爲誤字。去家京洛爲國。寇盜爲賊民。蓋言青苗法安石誤國賊民也。西溪叢語有一鏡隸字。云一生有十口。前牛無角。蓋甲午也。此皆謎之見於書傳者。前明并有刻爲成書。曰謎社便覽。又賀從善編一書。曰千文虎。其序有云。宋延祐間。東坡山谷

少游介甫。以隱字相倡和者甚多。刊集四冊。曰文戲。金章好謎。選蜀人楊圃祥爲首。編曰百斛珠。刊行。元至正間。省掾朱十凱編者。曰揆叙萬類。又四明張小山。太原喬吉。古瀾鍾繼先。錢塘王日華徐景祥編者。曰包羅天地。然則此狡獪小技。編集成書者。且不一而足矣。趙翼咳餘叢考

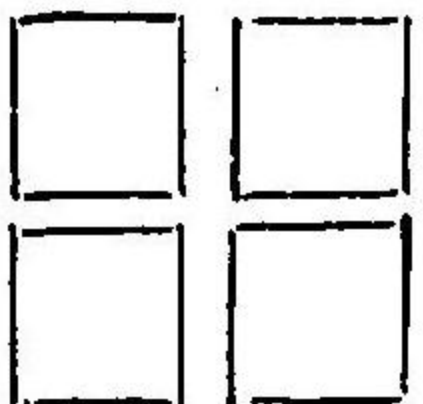
○海岳相豆紀行雜詠序

乙丑之冬。僕旅寓崎山。得南畝先生出示友人之集。曰海岳雜詠。並相豆紀行。屬僕序之。僕以詩紀之工。覽者宜自得之。不待僕之贅述也。若其遊歷之意。則請推焉。竊謂天於詭奇之地不多設。人於遊覽之樂不常遇。有其地而非其人。有其人而非其地。有其地與人。而不寄之詩文。皆不足以盡夫遊觀之樂也。今相豆溫泉爲名山水。而遊覽諸子爲能文士。蓋必相須而適相值。夫豈偶然哉。宜其目領而心解。景會而理得也。且夫人之渡汪洋。綠危崖。攀叢莽。履奇險。非爲名役。即以驅。不爾不往也。然遊覽諸子。治裝裹糧不憚遠邁。非有二者之徇也。特以相豆溫泉山水之勝。戴笠褰裳。綠崖湖洞。蒐覽詭奇。盪摩懷素。宜乎此山之佳者。悠然離叢鬱。而爲之盤峙。石之奇者。突然出嵐嵐。

而爲之優塞。松檜爲之拂舞。溪流爲之清韻。幽顯巨細。爭獻厥狀。披幣呈露。無所隱遁。夫山之異於人者。尙能待人而自見。而況人之異於衆者哉。且聞。菊池君者平日所著甚富。此特其遊歷所咏。觀者如嘗指於鼎。一櫛可知也。若僕之浪跡天涯。才思荒落。屬爲之序。則僕豈敢然。勉誌人地遇合之奇。僕亦不得而辭焉言。

秋琴張敬修題

吳趨潘用社書



○大橋近江死去之節書付

一大橋近江何年以前何月御預被成候哉誰殿被仰渡候哉 寶曆八戊寅十月廿九日御預被成候於評定所神尾備前守様被仰渡候
一評定所列座 神尾備前守様依田和泉守様菅沼下野守様牧野織部様にて御座候
一近江何歳にて候哉 當午年五十七歳之由常々申候
一江戶出立何時分 五年以前寅十一月十五日丑之刻江戶致出立同廿三日中村へ致着候

一道中如何致召連下候哉 物頭貳人中目付壹人給人拾人醫師貳人徒目付貳人徒拾人足輕三拾人乗物せんに仕候
一評定所にて被仰渡候趣如何及承候哉 承知不仕候
一近江居間へ入候節如何 居間近所迄駕籠を入役人共番人共無刀にて入申候
一常々附居候者共罷出候様申候哉 圍座敷入口に中目付壹人侍五人宛相詰罷有候に付呼出申事無御座候
一近江居候場所夜中も見廻し候哉 番士貳人宛不罷番仕中目付時々見廻し申候
一平生身持如何 行儀正敷御座候
一平脈如何 實成脈に御座候
一常々丸散用候儀兩様之藥用候哉 丸散折々用申候
一平心に候哉 何之相替儀無御座候
一常々何ぞ書物等見申度旨申候儀無之候哉 好不申候
一新類爲給候哉 好候得ば爲給申候
一食事者好候て出候哉但し毒味致候哉 好候節出申候毒味中目付致候

一楊枝遣候儀如何 爲遣不申候
一菜數何程にても好物有之候哉 一汁三菜分て好物と申品も無御座候五節旬は二汁五菜
一菓子等好無之候哉 折々好候節出申候
一精進日如何 四日八日九日十日十二日十四日十七日十八日廿日廿四日晦日但小ノ月ハ廿九日右何も前夜より當日夜迄
一精進日は近江申開候哉 前條之通近江申開候
一常々椀膳如何用候哉 常々椀膳用申候
一箸何寸候哉 四寸二分に仕候
一魚類給候節皿用候哉 木皿用申候
一上戸か下戸か 下戸之由申候酒は爲給不申候
一湯杯好候節如何 木椀にて爲給申候
一多葉粉如何 爲給不申候
一常々苦に致候體相見候哉 相見不申候
一常々何を致居候哉 何之仕業も無御座候
一常々咄何を致候哉 時節之物語致罷有候
一常々煩敷候哉 稀々積痛有之候迄にて煩敷儀無御座候
一常々介抱如何 隨分心に隨ひ介抱仕候

一髮月代之事如何 髮者爲結申候月代は爲致不申候
一朝夕手水之事 日々爲遣申候
一湯行水之事如何 好候得ば爲致申候
一缺類遣候哉 爲遣不申候
一爪之事如何 爪爲取不申木賊にて摺申候
一不斷衣服之事 絹用申候
一蚊帳たれ候哉團扇之類遣候哉 蚊帳たれ申候團扇爲遣不申候
一帯之事 眞なし用申候
一燈如何 有明差出申候
一寒暑之事如何 寒暑難義之由申候
一常々夜分何時寢候哉但夜分能寢候哉 夜四時前後寢申候致快寢候
一常々朝何時目覺候哉 朝五時前後目覺申候
一最初着致候衣類は如何 仕舞置候右衣服之事今度奉伺候處近江親類共へ遣し可申旨松平右近將監様被仰出候
一せい恰合は如何 せい高く中肉にて御座候
一常々兩親妻子之事咄候哉 咄不申候
一死後之儀何共不申候哉 何共不申候

一 體にて詰候月日刻限 去七月廿一日夕七時
 一 死骸入候箱大サ 長六尺八寸五分横貳尺八寸六分
 高サ壹尺九寸四分
 一 手跡は如何學文有無之事 手跡學文相知不申候
 一 足袋はかせ申候哉 はかせ申候
 一 下帶之事 越中下帶用申候
 一 頭巾之事 かぶり不申候
 一 宗旨何にて候哉取置候寺は 曹洞宗之由常々申候
 城下東泉院と申寺へ土葬に取置候積に御座候
 一 冬は火を置候哉 火鉢差出申候火箸は出不申候
 一 兩便場所如何 圃之内にしつらい申候
 一 不斷爲着候夜具之事 絹紬布用申候
 一 今度死去に付煩付候事如何 當八月九日より浮腫
 御座候
 一 病氣重候は何時分に候哉 當八月廿八日より差重
 候
 一 病氣重死去之刻限何時有之哉 去月廿一日丑之上
 刻死去仕候
 一 物則宿番有之哉 物頭は宿番不仕候附置候中目付
 添役之内寮人宛宿番仕候

一 用人如何 一ヶ月五六度宛見廻し申候
 一 定番人何人相勤候哉但不寝番有之候 侍二十人附
 置五人宛勤番仕候尤貳人宛不寝番仕候
 一 附置候物頭目付役勤方如何候哉 物頭定掛無御座
 候中目付貳人添役貳人常掛申付壹人宛勤番仕候
 一 表門足輕番人何人候哉但不寝番有之哉 表門番
 足輕貳人宛臺所番足輕貳人宛差置申候
 一 醫師は不斷附居候哉 兩人定掛申付置不絶見廻し
 申候
 一 病氣之節他醫師之藥用候哉 用不申候
 一 醫師勤方儀之如何 附置候醫師兩人にて日々罷出
 候病氣付候より晝夜附居申候
 一 鍼灸致候哉 不致候
 一 御預以後火事無之候哉 無御座候
 一 火事有之近江退候儀如何心得候哉 駕に乗せん
 に仕中目付侍共其外足輕以下手當仕置候
 一 大小評定所にて札有之候哉 大橋近江守と紙札有
 之候
 一 刀備前長船實光 長サ壹尺八寸八分五厘
 一 鮫白 一目貫菊折枝金 一線頭磨赤銅

一 柄糸にこん 一切羽金させ 一 細一枝金させ
 一 鰐鐵丸ニツ篠輪兩ひつ赤銅埋メ
 一 鷗目金二枚座一下緒茶駿河打
 一 脇指廣光 長サ壹尺四寸八分
 一 鮫白 一目貫人形金 一 線頭磨赤銅
 一 柄糸にこん 一切羽金させ 一 細金させ
 一 鷗目金二枚座一鰐鐵丸すかし有
 一下緒茶駿河打
 右御尋被成候箇條一々御答書仕候通御座候以上
 午十月十一日 定番士 半野 八十衛門
 大非山六右衛門
 池田 御 杜
 大槻 十 間
 金澤 三 太 夫
 西 内 善 司
 齋藤與五右衛門
 佐藤 宇 兵 衛
 富田 庄 太 夫
 紺野 五 百 五
 遠藤 靜 家

手戸善之丞
 般若 孫右衛門
 田村 喜 七
 渡邊十郎右衛門
 末 永 新 八
 佐藤 武右衛門
 羽根田 十太夫
 西 政 機
 氏 家 屯
 添役 島田 兵左衛門
 猪狩 勘右衛門
 中目付 草野 甚五兵衛
 中野 宇右衛門
 用人 服部 伴左衛門
 岡部 五郎左衛門
 家老 勝本 喜兵衛
 門馬 嘉右衛門
 兒島平右衛門殿
 杉山藤藏殿
 御徒目付頭組也

此古文書杉山氏家ニ有之甥野村梅翁持參候ヲ寫サセ置也

○阿蘭陀人へ申渡御書付二通寫

覺 是は例年歸帆之期前年より在留之かびたん方へ申渡

阿蘭陀人往來之國之内南蠻人と出合候國も可在之間彌南蠻人と通用仕間鋪候若出合候國於有之者其國其所之名具書付毎年着岸之かびたん長崎奉行人へ可差上之者也

寛文十戌九月十九日

覺

一阿蘭陀事は 御代々日本商賣仕候様にと被 仰付每歲長崎へ着船仕候段此以前如被 仰遣候切支丹宗門と通用仕間鋪候若致入魂候由何れの國より申上候共日本渡海可被成 御停止候勿論彼宗門之族船に乗せ來申間鋪事

一不相替日本爲商賣渡海仕度奉存上候切支丹宗門之儀付而被聞召可然儀於在之者毎年阿蘭陀渡海仕事に候間可申上候新く南蠻人手に入切支丹宗門に成候國も在之候哉渡海道筋之儀者可承候間見及間及候は、長崎奉行人迄可申上候事

一日本渡海之唐船ばはん仕間敷事

以上

年號月日

單按古板節用集云番船然ラバ賣買スルヲフバハント云シトミヘタリ八幡と書テバハントヨムトイフ說モアリ

切支丹宗門御制法之札之寫

奉 上令旨。爲禁革進南蠻廟之事即天主教。切見南蠻人。立心不軌。流毒四方。專行僞教。煽惑良民。深爲可恨。罪不容誅也。今見唐船往來本國貿易。各宜恪遵

御法度。毋得違禁。今將禁欸。例開于後。一繇來進南蠻廟之人本國。原有舊禁。近今更加森稍嚴。有隨足。斬艾靡遺。

一不許裝載南蠻和尙並進南蠻廟之人即天主教。或中有夾帶南蠻貨物違禁等件者。通船人貨。俱各勦滅。決不輕恕。但在唐山。雖同謀到日本。即來出首者。更加重賞。亦免其罪。

一密通日本進南蠻廟之或書信貨物或進廟家攸等件。

通船人私寄詫而來之事。或船主客水梢知情者。速々出首。

王上重賞。雖本身或同伴。出首者亦免其罪。諒其情賞之。

一南蠻人即天主教。或學唐人言語。衣唐人衣服。混入唐人中。附船渡海而來。大明開駕不及檢點。裝載而來。或于洋中覺察。或抵長岐知情。速々投首如此者。通船免罪。更加重賞。倘他人先出首者。通船盡行勦滅。

一南蠻人即天主教。在唐山。謀合唐人私財物。裝載南蠻惡黨而來。速々出首。如此者。即免其罪。更加倍賞。倘陰匿來。首。他人出首者。通船同罪。惡黨一體施行。

以上律條。至重至大。如有違犯。盡行勦滅。此係日本法度。嚴如軍令。毫無漏網。不比唐山官府尙可曲情假貨狗私解脫。爾等唐人慎勿犯之。各宜謹守持爾。

右諭知悉

右は唐船荷役之節通事共方より持乗り書役之唐人によみ聞せ候て船中之者に具に傳之

右御制法之札之趣唐通事共和解

一奉承 上意切支丹宗旨之事を禁止す則天主教之事也惣て見るに南蠻人心だてすなをならす害を四方に流し專僞教を行ひ人民を令惑候事ふかく可惡之上科誅するに不足者なりと見るに唐船本國に往來致商賣候間面々よろしく御法度に隨ひ禁止之旨に不可違犯今禁止箇條を以此跡に記候

一由來切支丹宗旨之族本國に元より御禁制雖有之候近比は彌稠敷被 仰付之候間少も於有其志は不遜斬科に可行

一南蠻伴天連並切支丹宗旨之輩を乗せ渡間敷候則天主教之事也或船中に南蠻人之荷物其外 御法度等之物を拾乗渡者一船之人荷物共に皆々可爲滅收定輕くゆるかせたるまじく候但大明にて謀惡之同類たるといふとも日本に至て即時於申出者重く御褒美を被下又其科を可有御赦免

一日本切支丹宗旨之輩に密通致或書簡荷物或切支丹宗旨之道具等を船中之者共ひるかに被頼持渡事可在之或は船頭客或は水主にても其由を存候者はすみやかに申出べし從 公儀重御褒美を可被下其本

人に不限縦同類たりといふとも於申出者其科を御赦免之上其品に依て御褒美可被下

一南蠻人は則天主教也或は唐人と言葉を學び唐人の衣類を着し唐人之中に入交船に乗渡海し來るに大明にて出船之節不及吟味して乗せ來る事可在之或は洋沖にをひてあらはれ或は長崎に至て知事在之候は速に可申出如此ならば一船之科を御赦免之上彌重く御褒美可被下候若脇より於申出は一船悉く滅却に可行

一南蠻人は則天主教也大明にをひて唐人に内談いたしひそかに賄を受南蠻之惡黨を乗せ來る事在之候は速に可申出如此ならば其科を御赦免之上御褒美を可被増下若隠し不申出脇より於申出は一船之者惡黨と同罪たるによつて一槩に可行

右之禁條重大之至候若違犯之族有之者悉滅亡可行是日本之法度にして稠敷軍法のごとし毛頭漏す事有間敷候大明官家のごとく賄を以事をまげ私に隨ひ可遁にあらず候汝唐人等謹で違犯無之面々よろしく守べし爲其置之

右得て知者也

歸唐之節船頭役者等より差出候手形

一御法度之呂宋へ參中間鋪候其外何れ之國にても切支丹居中國へ參中間敷候事

一當津出船仕候てより何れの浦へも舟着中間敷事

但日本へ渡海仕候共長崎之外何れの湊へも舟寄

申間敷事

一重て日本へ渡海仕候共伴天連入滿同宿之義は不及申上切支丹宗門之者壹人も乗せ渡申間鋪事

一日本人壹人も乗せ渡不申候事

一日本之武道具は不及申上武者繪之類に至迄持渡不申候事

申候事

一丁銀并灰吹銀少も持渡不申候事

一於海上ばはん仕間敷候事

右之條々相背申間敷候若於相背申者重て此船入津之刻我等共を何様にも曲事に可被 仰付候少も違背申上間敷候爲後日請狀如件

寛文十年亥二月廿二日

禁制

肥前國長崎

一伴天連乘渡日本事

一日本之武具持渡異國事

一日本人令渡海異國事

右之條々於有違犯之族者速可被處嚴科之旨依 仰下

知如件

寛文十年七月十一日

奉行

櫻町立之

一耶蘇邪徒傳曰以罪惡深重故。其駕船所來者。先年悉皆斬戮。且其徒自阿媽港發船渡海之事。既停止之。自今以後。唐船若有載彼徒來。則速斬其身。而同船者亦當伏誅。但縱雖同船者。告而不匿。則赦之可褒賞事

一耶蘇邪徒之書札。並贈寄之物。潛藏齎來於日本。則必須誅之。若有違犯而來者。速可告訴焉。猶有匿而不言者。其罪同前條事。

一以重賄密載耶蘇之邪徒于船底而來。即可早告之。然則宥其咎。且其賞賜可倍於彼重賄事。

右所定三章如此。唐船諸商客。皆宜承知。必勿違矣。

寛文六年十一月

定

耶蘇宗門文事累年御制禁たりといへども今以無斷絶

急度可相改之自然不審成者有之ば申出べし

一伴天連之訴人

一入滿之訴人

一同宿並宗門之訴人

又は三拾枚品によるべし

右之通褒美として可被下之若かくし置他所よりあらはるゝにをわては其五人組迄御穿鑿之上可令行罪科之旨所被 仰出也仍下知如件

寛文十一年七月十一日

奉行

定

一伴天連入滿惣て切支丹宗門者不可隱置事

一異國住宅之日本人若於歸朝者不可隱置事

一人賣買停止たり但年季之者は可限十ヶ年事

一請人無之者に家を賣並宿かすべからざる事

附主人之前背來者不可抱置事

一武士之面々異國人之前より直に買物停止事

一異國人之物を買取銀に遅々致へからざる事

一ふり賣に來る物兩隣へ不見して不可買事

一にせ銀吹出まじき事

一分銅並秤之類後藤寫之外取遣すべからざる事

一喧嘩口論停止事
 一博奕一切停止事
 右之條々違犯之輩於在之者可被成嚴科者也

條々

一ばてれん並切支丹宗門族異國より日本渡海之沙汰
 近年無之間自然相忍密々差渡儀可有之事
 一先年異國へ被遣之南蠻人之子共伴天運に可仕立企
 在之由此以前渡海之伴天運共申候條今程漸伴天連
 可成候間日本船を作り日本之姿を學び日本之言業
 をつかひ相渡儀可在之事
 一異國船近年四季ともに渡海自由たるの間浦々之儀
 者不及申在々所々に至迄常々無油斷心を付見出し
 申出べし縦彼宗門たりといふとも申出にを以ては
 其咎をゆるし御褒美之上乗渡船荷物ともに可被下
 之萬一かくし置後日にばんれん又は同船之輩等捕
 之拷問之上は其かくれ有べからざるのあいだ不申
 出相かくすの輩之儀は不及申其類又は其品によ
 り一在所之者迄急度曲事にをこなはるべき事
 右條々海上見渡所々番之者は勿論獵船之輩其外浦々
 之者に至迄念を入見出聞出奉行所迄可申出之者也仍

下知如件

亥九月日

忠左衛門
權右衛門

一公義之船は不及申諸廻船共に遭難風時者助船を出
 し船不破損様成程可入情事
 一舟破損之時其所近き浦之者入情荷物舟具等取揚べ
 し其場所之荷物之内浮荷物は廿分一沉荷物は十分
 一川船は荷浮物は三十分一沉荷物は廿分一取揚候
 者に可遣之事
 一沖にて荷物はぬる時は着船之湊にをめて其所々代
 官下代庄屋出合遂穿鑿船に相殘荷物船具等之可出
 證文事
 附船頭浦之者と申合荷物盜取之はねたる由偽申
 にをめては後日に聞といふとも船頭は勿論申合
 輩悉可被行死罪事
 一湊に永々船をかけ置輩あらば其子細を所之者相尋
 日和次第出船を致さすべし其上にも令難澁は何方
 之船に承届之其浦之地頭代官へ急度可申達事
 一御城米廻之刻船具水主不足之惡船に不可積之并日
 和能節於令船破損は船主沖之船頭可爲曲事惣て理

不盡之儀申懸之又は私曲於在之者可申出之假雖同
 類其科をゆるし御褒美可被下之且又あつたを不成様
 可被仰付事

一自然寄船并荷物流來にをめては可揚置半年過迄落
 主於無之者揚置候輩可取之若右之日敷過落主出來
 たりといふとも不可取之雖然其所之地頭代官差圖
 を受べき事

一博奕惣て賭之諸勝負彌堅可爲停止事

右條々可相守此旨若惡事於仕者申出べし急度御褒美
 可被下之科人者罪之輕重に隨ひ可爲御沙汰者也
 寛文十一年九月日 奉行

櫻町立之

此邊へちりあつたすつるにをめては曲事たるべき
 者也

午八月日

同斷

湊きは斷なくしてつき出へからず次かるもの並ち
 りあつた一切捨間敷候若猥の輩於有之は可爲曲事
 者也

午八月日

小川町に立る

此川筋へちりあつたすつるにをめては可曲事者也
 午八月

禁制

出島町

一傾城之外女人事
 一高野聖之外出家山伏入事
 一諸勸進之考並乞食入事
 一出島廻ほうしより内船乗廻事
 附橋之下船乗廻事
 一斷なくして阿蘭陀人出島より外へ出事
 右條々堅可相守者也
 午八月日

出島 定

日本人異國人御法度背き不依何事惡事をたくみ禮
 物を出し頼者有之は急度申出べしたとへ同類たり
 といふとも咎をゆるし其禮物一倍御ほうび被下べ
 し若隱置訴人於有之者可處罪科者也
 午八月日

出島 覺

一阿蘭陀人無差圖出島之外へ出間敷事
 一商賣不始以前定之外之者出島へ入間敷事

一諸商賈不始以前荷物出島之外へ出間敷事
 附ちんたぶだう酒無差圖而出間敷事
 一日本之武道具并武者繪出島へ不可入事
 一奉行人之外刀指置出島へ不可入事
 右之旨堅可相守者也

月日

出島 覺

一出島鑑板出候日門番にて壹人充相改出入可爲仕事
 一番所にて不知見者つれ有之ば不可入不審成者候は
 留置穿鑿可仕事
 一かんはん出候次之座鋪町使其外家持敷通事敷相添
 罷在不審成者之可相改事
 一かんはん出候日いまり物賈せ申間敷候小屋番二人
 充差置人多置間敷事
 一かんはん出候日入札に加里不申候者一切出島へ參
 間敷候若通事家持へ用所有之候は、使越候節門番
 に斷出入可仕事
 一入札に加里申候者にても中ケ間五三人充申分八ッ
 前可參候八ッ過候は、出島へ參り間敷事
 一かんはんはに參候者賣物見申候て直可罷歸候出島見

物仕間敷事以上

月日

一出島坪數三千八百拾五坪六分四毛
 此地主廿五人組阿蘭陀人居住に付阿蘭陀人より爲
 地代毎年銀子五拾五貫目充出之此銀共五人にて配
 分す右之者共入津より出船まで出島之自身番相勤
 之荷役荷積之節は四番にして罷出候其外門開き候
 ては毎日罷出候
 御停止物覺
 一異國へ武道具武者繪之類其外鉛灰吹銀跡々より不
 被遺候
 一跡々は異國へ丁銀持渡候處寛文八申年度より銀子
 御停止にて金子持渡候事
 但銀道具にて持渡候分は遺之勿論金道具も遺候
 事
 同年被仰出候御停止物
 一生類 一藥種に不成植物之類
 一藥種不成唐木 一珊瑚珠
 一伽羅皮 一ひよんかつ
 一たんがら 一丹土

一器物惣而玩物之類

一小間物道具色々

一金糸

但目鏡并目鏡に成候びいどろ此分御
數免右之外唐重寶に成物之分は小間
物之内除之

一衣類不成結構成織物

毛織之覺

一羅紗

一羅背板

一狸々皮

一毛氈

此分は可持渡旨此外之毛織は御停止

寛文八申歲御停止にて日本より不持渡覺

一絹袖綿

一織木綿并わたり

一布類

一銅是は其以後御數免
にて以來迄賣渡者

一麻

一漆

一油 酒 此二色は船中用之分は不苦

唐船に持渡候諸色より出る口錢覺

糸類之口錢

一糸百斤に付

銀五十目充

唐物道具類之口錢

一賣高壹貫目に付

銀五拾目充

卷物端物毛織等之口錢

一壹卷に付

銀五分充

藥種鹿革荒物口錢

但數加羅なども
荒物之内に入

一賣高壹貫目に付

銀五拾目充

明曆三百年大村より出候切支丹翌成年刑罪之覺

一男女都合六百三人

内

四百九人

死罪

百拾九人

於長崎死罪

百三十一人

於大村死罪

五十六人

島原預り置斬罪之

三十七人

佐賀預り置斬罪

六十六人

平戸預り置斬罪

六十九人

籠死

百人

御助

十五人

大村籠内之

五人

長崎籠内殘置之

五人

大村預置之

朝鮮國へ武具差渡候者共御成敗之覺

一合九十八

内

五人

磔

十四人

獄門

十八人

斬罪

五十一人

追放

貳人

赦免

右者寛文七未の奉令露顯同年右之通相行之

未六月興力並荷役檢使之面々被仰渡覺

一荷役之刻早々人足之數宿町乙名へ尋之可相極事

附兼々定置之通唐人隱荷物有之候は、過料爲出候段船頭へ可申聞事

一唐人衣類之内新敷物之分不殘可取上之候其外身にまとい穢候物之分は貴人之衣類にも可罷成候間一端之内ニツ三ツに切候て持主に爲取之可申事

附細か成切帶にも不成物は新敷候共船中にて可爲取之候雖然金入其外卷物之類は少々切たりといふとも可取上之事

一唐人衣類之外致持用之物之内取上候分銘々唐人之名書付御停止物吟味之刻通事共致持參差出候様可申渡事

一砂糖唐人給料に少充所持之分四五斤程之位に候は則船にて可取之候四五斤より多分は其宿町へ相渡音物願之刻右之砂糖之内を以可被下之候其外何に

ても給料或は藥物之分商賣仕候程之物に無之候は、是又船にて可爲取之事

一如何様之用事有之といふとも其船荷改役人之外一切船へ不可爲乗事以上

六月日

一九月七日諏訪大明神波戸場御旅所へ出與太田太左衛門并同心手前足輕町吏等召列警固

一同日諏訪へ御名代山田十郎兵衛藤井彌次右衛門右兩人之若黨上下にて召列

一御棧敷兩ヶ輪與力四人充警固并御棧敷下之方同心町吏堅之

一同心組頭上下其外小屋頭等上下御紋之羽織此外船番町吏以下不殘上下

七日先手丸山町寄合町

子どもおどり 浦五島町
子どもおどり 引地町
唐子踊 堀町
子ども薩ま踊 新町
太神樂のまね 本石炭町

子どもおどり

桶屋町御中入

山伏の山立

大井手町

子どもおどり

舟大工町

子どもおどり

袋町

やつこおどり

酒屋町

御棧敷より折節譽之幼少之世倅を御棧敷之下へ召寄御菓子など被下之

御棧敷高木作右衛門長尾安右衛門池部迪庵佐伯道順同友之丞吉田自休會根川檢校小林謙貞

九月九日 諏訪祭禮

御先番用人責人給人與力藤井彌次右衛門同心召列罷越

一六ツ半時分諏訪へ御出被遊候

一諏訪へ御持參之目錄節用文言集に記之

一波戸場御名代岡田次郎右衛門太田半左衛門同心并町吏召列之

一踊又様子町之可知前後但裝束仕組等替之

大明國并外國西洋ヨリ日本へ海路附り所々土産

一北京 唯今王城ニテ御座候從韃紐置王

順天府 土産 藍眉石 銀魚 綿梨 藥種 小問物 ○保定府 土産 蟾蜍但蛙ノ ○河間府 土産 薔荊子 ○眞定府 ○順德府 土産 瓷器但土ノ 紫斑石 ○廣平府 ○大名府 土産 紫草 ○延慶州州ハ府ヨ 土産 蒲萄 榛實 ○保安州 土産 牡丹 ○萬全都指揮使司 土産 水晶 瑪瑙 黃鼠 此國々ヨリ商人來 日本ヨリ三百四十里 一南京 古ノ王城ニテ候今ハ王ナシ文官武官有共ニダンタンヨリ置也

增訂一話一頁

七十一

○廣州府 土產 茶 紙
 ○崇明縣 日本ヨリ二百五十里 但離島ニテ候
 此所ヨリ船參候 ○安慶府 ○太平府 ○寧國
 府 土產 烏骨鷄 紙 ○池州府 土產 茶
 紙 ○徽州府 土產 墨 硯 筆 ○廣德州
 土產 茶 白糸 ○和州 土產 天鵝ノ毛
 ○滁州 土產 黃精 ○徐州 土產 花石
 何首烏
 此國々ヨリ商人來

一山西省

太原府 土產 瓷物 人參 天花 毛氈 羊
 ○平陽府 土產 葡萄 龍骨 藥種 ○大同府
 土產 石綠 黃鼠 瑪瑙 花斑石 ○潞安府
 土產 人參 ○汾州府 ○遼州 土產 人參
 麝香無名異 茅香 ○沁州 土產 黃芪 石
 菖蒲 ○澤州 土產 人參 茅香 此外藥種色
 々在之

一山東省

濟南府 土產 金杏 ○兗州府 土產 阿膠
 蒙頂茶 ○東昌府 土產 枸杞 棗 黃絲 ○

○青州府 土產 硯石 牛黃 臘腸臍 ○萊州
 府 土產 五色石 藥種 文蛤 ○登州府 土
 產 牛黃 河鮫 ○承州府 土產 五色石 藥
 種 文蛤 ○遼東都指揮使司 土產 貂鼠 黃
 鼠 青鼠皮 松子
 此國々ヨリ商人ハ稀ニ參候得共船ハ不參候

一河南省

開封府 土產 瓷器 弓 ○歸德府 ○彰德府
 土產 牛黃 磁石 艾 ○衛輝府 ○懷慶府
 土產 藥種 地黃 熊膽 劉奇奴 ○河南府
 土產 藥種 鹿茸 臘梅牡丹 羊棗 ○南陽
 府 土產 白花蛇 石青 香橙 綠毛龜 ○汝
 寧府 土產 藥種 茶 薯草 碁子石 ○汝州
 此國ヨリ商人ハ來船ハ不參

一陝西省

西安府 土產 鹿 麝 羚羊角 飛鼠
 旱藕 ○鳳翔府 土產 藥種 鸚鵡 烏蛇
 漢中府 土產 鹿茸 紫河車 麝香 藥種 羚
 羊角 熊膽 硃砂 蜜 ○平涼府 土產 瓷器
 ○鞏昌府 土產 藥種 麝香 石膽 羚羊角

雄黃 ○臨洮府 土產 手氈 藥種 鷓牛
 皮 此尾ハクマコ ○慶陽府 土產 藥種 蟾酥
 クマニナリ申候
 金絲草 ○延安府 土產 瑪瑙 藥種 牡丹
 石油 黃鼠 ○寧夏衛 土產 土產 枸杞 青
 木香 ○寧夏中衛 土產 羊 野馬 ○洮州衛
 土產 豹 馬鷄 洮石硯 ○岷州衛 土產
 錦鷄 馬鷄 豹 ○河州衛 ○靖遠衛 ○榆林
 衛 ○陝西行都司 土產 石油 馬鷄 野馬
 天鷄 牛 羊 枸杞
 此國々ヨリ商人ハ參候ヘ共船ハ不參候
 日本ヨリ三百五十里程

一浙江省

杭州府 土產 冬筍 毛氈 小間物道具 藥種
 黃精 芡實 此所ヨリ船參候 ○嘉興府 土
 產 裏絹 錦 雲絹 ○湖州府 土產 綾 白
 糸 縐紗 綿 羅 筆 茶 ○嚴州府 土產
 漆 紙 茶 ○金華府 土產 竹鷄 日本ニテシヤ
 紙 南棗 ツメナ ○衢州府 土產 茶 硯 紙
 ○處州府 土產 青瓷器 此所ヨリ出ル物 ○紹興
 府 土產 碗 藥 紬 茶 銀魚 ○寧波府 日

本ヨリ三百三十里程 土產 葛布 紅木 犀
 此國々ヨリ船來 ○台州府 日本ヨリ三百三十
 里程 土產 茶 方竹 四角竹 ○温州府 日本
 ヲリ三百三十里程 此所ヨリ船來 ○舟山 日
 本ヨリ三百三十里程 此所ヨリ船來 ○普陀山
 日本ヨリ二百五十里程 但離島ニテ御座候
 此所ハ南京浙江兩國ニ屬ス此所ヨリ船來

一江西省

南昌府 土產 茶 ○饒州府 土產 染付茶碗
 之類 茶 ○廣信府 土產 紙 瓷器 ○南康
 府 土產 葛布 茶 ○九江府 土產 茶 石
 耳 ○建昌府 土產 金糸布 撫州府 土產
 矢竹 ○臨江府 土產 紵布 ○吉安府 土產
 水晶 龍須草 ○瑞州府 土產 石青 石綠
 ○袁州府 土產 黃精 地黃 ○贛州府 土
 產 斑竹 ○南安府 土產 矢竹 茶磨
 右之國ヨリ藥物少々在之商人ハ參候ヘ共船ハ
 不參候

一湖廣省

武昌府 土產 茶 紙 水晶 ○漢陽府 土產

天鵝 橙 橘 ○襄陽府 土産 石膏
 石緑 黄精 ○德安府 土産 白蠟 葛布 ○
 黄州府 土産 白花蛇 綠毛龜 白艾 ○荆州
 府 土産 硯石 千歲藟草 ○岳州府 土産
 石膏 石緑 方竹 ○長沙府 土産 硃砂 斑
 竹 ○寶慶府 土産 丹砂 黑鷓 鷓鴣 ○衛
 州府 土産 鷓鴣 地榆 紙 ○常德府 土産
 石緑 佛頭柑 ○辰州府 土産 水銀 丹砂
 石青 石緑 ○永州府 土産 異蛇 ○承天
 府 土産 花猫 卑薺 ○鄖陽府 土産 錦鷄
 ○諸洲 ○郴州 ○施州衛軍民指揮使司 土
 産 金星草 石合草 龍牙草 金稜藤 ○永順
 軍宣慰使司 土産 丹砂 野馬 錦鷄 ○保
 靖軍民宣慰使司 土産 丹砂 水銀 白鷓 豹
 此國々ヨリ商人來ル舟ハ不參右之外藥種色々
 一四川省
 成都府 土産 牡丹 藥種 薛濤腹薛濤紙并 ○保
 寧府 土産 麝香 羚羊角 黄糸 ○順慶府
 土産 黄糸 天門冬 ○叙州府 土産 五佳皮
 荔枝リチ ○重慶府 土産 牡丹 苦藥子

丹砂 荔枝 扇子 ○夔州府 土産 麝香
 山鷄 ○龍安府 土産 錦鷄 羚羊角 蟾酥
 ○馬湖府 ○潼川州 土産 空青空青ツナ ○眉
 州 土産 斑竹 (長崎開港)

増訂一話一言卷三十終

増訂一話一言卷三十一

○尾州古田文治事

古田文治尾州岩が瀬村の生れ也、午年二月市谷屋敷
 坂野氏に仕ふ、去冬比より新宿松のやへ行しに、なじ
 みの女郎さわり有て名代に出し染次といへる新造に
 なじみ、未二月十七日二階を定められ、三月十三日
 夜八時旅人となり新宿へ茶やをつれ行、跡よりつれ
 參候よしにて染次をあげ置、合方に酒をのませへや
 へ入て心中いたし死す、兩人とも髪をすき返し白ざ
 らしにて鉢巻いたし白むくをニツづ、着し大なる珠
 數をかけ枕もとに金をおきて死す、金につまらぬと
 いふ事が、書置もありたしかなる事也。
 三月十四日と有

即到信士 二十歳

智到信女 十八歳

十三日一日奉公を引候計にて身の廻りをこしらへし
 に傍置一人もしるものなし。
 ○町方舊離之事ニ付御觸

一町方にて久離願差出候者共數多に候親子兄弟之教
 等等閑にて多くは幼少之時より我儘に育終には親
 兄弟之手にも餘りあふれ者に成其時に至り久離帳
 外に成候得共多くは眼前に無宿に成飢渴にも及或
 は惡事をいたし重刑に行はれ又は乞食非人と成一
 族も耻辱を請候事に候久離帳外之事人倫にあつて
 不安事に候條一族は勿論所役人等も精々心付候は
 ゞ子弟其外身代不持者共邪路に入様に教育を盡
 し可申其上にも不得止事不[○]久[○]離[○]して難成は一族并
 所役人迄相揃訴出可待差圖候筋に寄り不得止事は
 尤聞届可遣候
 一是迄家出又は欠落者出先にて如何様之惡事可致哉
 難計由にて久離帳外願候得共此磯者猶更不容易候
 兼て之儀は等閑に致し置右之節に至り後難を存久
 離候類者不埒に候條是又吟味之上聞届可遣候
 一父母并一類共久離可致心底には無之處所役人共後
 難を量一族へ申勸め久離願はせ不承知に候はゞ家
 明可願旨申談候類は所役人共心得違成筋に候一族
 銘々は勿論所役人等も一同其旨存現には久離之儀
 不申出情々心を盡し可申教候實に不得止事分計可

訴出左候は、猶利害之中聞方も可有之候尤糺之上品に寄り久離も聞届遣可有之事

辰七月

右被仰渡之趣町中名主支配限り家持借屋店借り迄不洩様入念申聞一統行届候段一組限御届書來十四日當役所へ可差出候旨被仰渡奉畏候以上

寛政八辰年七月十一日

右之趣町中一軒毎に不洩様得と爲承不洩行届候は、其旨御届申上候様可爲仕旨能登守様御差圖を以樽與左衛門殿被仰渡候間一組限名主へ早々相達し支配町々右之通篤と爲承候上名主銘々御届書一組限肝煎へ取集メ支來ル十四日差上可申旨申入候

辰七月十一日

○文化三年丙寅御臺様御歌

文化三寅年九月俊明院様二十一回御忌之節御臺様御歌 御手向御たんさく

寄露懷舊

ふることはいく年秋をかさねても

ぬれにし袖の露ぞひがたき

御和文うすやう紙

渺茫としてすべて夢に似たるいにしへを言つゝくははかなきわざなれを古君のおとと世をしり玉ふよりめぐみはつくば山の薩よりしげく仁は秋津洲の外にながる草木もなびくやごとなき御代の榮をふりすてたまへるかへすくいとなき御事になんかくて今年廿年あまりひとせにみつる御跡を忍びあづさ弓のいるが如くなる年月をかこつものいとはかなし月にあふぎ露にそぼちて歎こしむかしはゆる秋のゆふ暮すべて嬉しきもうきにもおはしまさばとわする、世なくこひ侍るをまいて折からさへ哀れなる鴈の聲虫の音につけても我身ひとつのとちになしまる

きりくすなれもしらじなふりし世の

秋をこひつゝ音のみなくとは

あるとある人此法の會にまうて侍る事のいとうら山しく過にし寛政十とせ五月の頃東の比叡にまうてなるを思ひ出るに實九品上品の浄土もかくあるべきにこそと世に濁る心のちりも清らにてかゝる所につねにあらばやなと限りなく心もすみて尊かりし分てこの御爲供養のほどいか計にかと思ひやらる

濁りなき蓮のうてなの花の上に

かすならぬ身もめぐみの露淺からずかくてありけるも此御あはれみかいらざらましかはいかてさは御爲何ごとをしておかむくひ侍らんとおもへどいふかひなした、情うちらうごきて言外にあらはるゝ心くゝのわざと歌をあつめかつはつたなき筆にあもふことをついで侍るとて

君がためひくすゝのをのくりかへし

たのむ佛の御號はかしこき

○安徳天皇

承久三年七月日遷御鳥羽院

基通

建久七年十一月云々九年月日改關白爲攝政土御門院

寛喜三年月日落飾御法印皇統略國良然

熱田大神宮司範古文書

平直方

最勝王商口斷命流身前伊豆守正五位下源朝臣

被談仰件龍象而云

○有徳太君

有章院太君。正徳壬辰冬十月甲子。十四日受父綱豐元

増訂一話一言

后之禪。而立即位。丙申夏四月癸未。即日。紀中納言吉宗。嗣舊基。立即位。而爲本邦之太君。同族左京大夫某。以先公文昭院元后之遺命。封之紀伊國。使弟某。收於左京之舊邑豫州三萬緡地。喪服已畢。而秋七月朔。改元爲享保。本朝初國樂。享保大。使諸侯及百官爲新君禮。復使左京某任中將。賜諱宗一字。號紀州宗直。其他近侍士。各命官職。秋八月辛卯。四世子長福幼君。入於城中第二殿爲儲貳。以書院番小性組二隊附之。同庚子八月。天子詔公卿德大寺右大將某。庭田前大納言某。二條內大臣某。一條大納言某。使宣下征夷大將軍之命。任公位。任正一位同壬寅。癸丑。設田樂。使內外諸侯及百執事賜之盛饌。候殿上同。乙巳。因公卿等。奉答於殿詔。同癸丑。同寅甲。同乙卯。使內外諸侯及百職如正端之儀正衣冠賀公位之命。同丙辰。使先公之諸姬嫁水戶某加賀某等者。及閩中之公女親見於殿上。各賜之繡帛。同九月丁巳。明使東都之神社佛閣之巫祝衣袴等。歷見於殿上。同己未。同庚申。格寬永寺増上寺之有廟告承終。同辛酉。使讚州刺史某往洛拜賜除命。同丁卯。同辛未。同壬午。表祝宣

七十七

下之命。使内外諸侯百執事兩寺之僧僧及至於平時許朝見之僧輩下士設田樂各賜盛饌。同冬十月甲子。十八貴公子小次郎入之於城中第一殿矣。以其幼弱未能離婦人之手也。同乙辰。廿九使雲州大守某往洛奉賀天子納后妃。

○湯原氏日記抄

湯原氏日記 御徒目付湯原源兵衛源正房配元祿元辰年十月六日改元

八月十一日

林藤五郎組

小曾晴元四九小十人組

御步行組頭

宮岡八左衛門跡

近勝 又右衛門

同

松平左門組

小曾晴元鳥見目

同

嵐崎彦左衛門跡

中村 六左衛門

同

神風飛騨守組

小曾晴元四九小十人

同

可兒彌三右衛門跡

松村 長左衛門

同十四日

一二九張番被仰付之

御步行神尾飛騨守組

土原主稅組

山本市太夫

淺野 茂左衛門

松平左門組

同人組

檜崎三郎左衛門

小池 七左衛門

永見權七郎組

是皆神田御殿御鷹匠也

三橋 藤兵衛

御步行へ入人ニ成ル

十月廿五日於燒火之間

御步行組頭

大久保市郎右衛門組目

源兵衛子

秋間 新右衛門

右御徒目付被仰付之

御步行組頭跡目

野崎 平八郎

右表火番被仰付之

同二年巳

正月十八日於御前御役替

御步行組頭

御小性組戶田長門守組

同

前田 孫八郎

同

永見權七郎跡御組八西丸ニナル

同

阿部越中守組

同

仁木 甚五兵衛

同

松平左門跡

六月九日於御前御役替

阿部志摩守組目

御步行頭

小笠原十右衛門

中山平右衛門跡

同斷

瀧川長門守組目

同斷

石卷七郎左衛門

同斷

小翠十兵衛跡

同斷

阿部越中守組目

同斷

堀田 善右衛門

同斷

松平五郎右衛門跡

同斷

八月廿九日御步行松浦市左衛門組野村喜右衛門御詮議有之二付頭市左衛門へ御預夕御科ハ博奕之由九月十四日佐渡へ流罪

同斷

九月廿三日御徒頭仁木甚五兵衛召之老母河内只今迄取來候卸切米千俵地方千石被成甚五兵衛へ被下置甚五兵取來三百俵老母河内ニ被下之段老中列座相模守被申傳之河内事ハ御乳人之由甚五兵衛父ハ三枝善右衛門也

同斷

十二月十九日

同斷

御步行組頭傳兵衛養子

同斷

百目跡五十俵 磯田 傳八郎

同斷

同斷新兵衛子

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

同斷

頭堀田善右衛門組中召連御先へ罷越知足院へ被爲入候由御城へ注進可申上等之處遅く罷成右之注進遅く申に付不調法に被思召候 桂昌院様初て被爲入たる義に有之故此度は其迄被遊候重ては急度可被仰付旨老若中列座安房傳達之右之節御注進之御步行兩人逼寒善右衛門義御目見扣可申由

御步行頭

吉田小右衛門

同四年未

二月七日

一聖堂遷座今朝卯刻大久保加賀守秋元但馬守右爲御迎參上

遷座行列

御先拂

德永十左衛門

供奉

小十人

吉田小右衛門組共 蜂屋傳左衛門組共

惣押 御目付 牧野半三郎

御步行

仁木甚五兵衛組共 介四田孫郎

辻固

佐野内藏亟組共

小笠原十右衛門組

介松浦市左衛門 柘植五太夫組 介堀田善右衛門 士屋主 稅 聖堂廻御番 石野八兵衛組共 仰高門 御先手一組 同所裏門 御先手

同三月廿二日辰の刻柳澤出羽守へ始て被爲成

御留守 松平美濃守瀧川越 御供 内藤丹波守 加藤佐渡守 松平隼人正 酒井甲斐守 松前八兵衛 御番

院番 高力伊勢守組共 御小性組 村越伊豫守組 共 小十人 向坂清三郎組共 御步行 御先仁木甚

御先土屋 御道番御步行 根來十郎右衛門組共 中 主稅組共 川勘三郎組共

十一月十日

大久保加賀守 阿部豊後守 土屋相模守

名付奉書出る大關大助酒井勝之助へ御步行稻生七郎右衛門組兩人宛にて持參す

同五年申

十一月朔日表火之番組頭植木奉行 山菅甚右衛門御步行組

中村六左衛門兩人被仰付之三人に成向後晝人宛泊

番可仕之旨於燒火之間若年寄衆中別座佐渡守被仰

渡之

同十八日松平頼母組御徒組頭中村六左衛門小普請 佐野源内

同六年酉

三月廿七日御步行頭土屋主稅願之通御役御免

四月朔日於御前御役替

御步行頭

御小性組太田隆岐守組 奥津兵左衛門 土屋主稅願

五月四日於御前

大石伊勢守組 御廊下番頭

御步行頭

石卷七郎左衛門

六月十五日御役替

御步行頭

二丸御留守居 齋藤治右衛門 神尾飛騨守跡

同斷

高木惣十郎 石卷七郎左衛門跡

同斷

御書院番大久保淡路守組 折井市左衛門 堀田彦右衛門跡

同斷

鹽見典力杉原四郎左衛門組ヨリ

同斷

富岡兵助

八月廿五日

御步行松平又右衛門組 迎水太左衛門跡へ

鹽見典力杉原四郎左衛門組ヨリ 富岡兵助

同七年戌 三月十八日

御廊下番へ

御步行 根來半右衛門組 三宅新八郎 改佐左衛門

私云同十四日公家御馳走御能御前置に罷出候者之由組中にて申傳候

四月廿五日

御步行奥津兵左衛門組 林藤五郎組 藤澤九太夫

川村五郎左衛門 聖八年亥十二月布 衣ニナル御小納戸

柘植五太夫組

能勢新右衛門 小笠原十右衛門組 清水友右衛門

四人御廊下番被仰付之百五拾俵宛被下之

七月七日御步行頭松平又右衛門死去

同廿一日御步行高木惣十郎組頭鈴木太兵衛跡小普請

大井庄兵衛此父八郎右衛門組ヨリ

同廿九日の記に御步行頭佐野内藏丞事不届之儀有之

御役被召放閉門被仰付之日限不知

八月十二日於御前御役替

御歩行頭松平又右衛門跡

太田隠岐守組ヨリ
布施孫兵衛

同断佐野内蔵丞跡

小山和泉守組
柘植平右衛門

十二月廿三日

御歩行頭

水野權十郎

貳百俵宛御加増

同

金田新太郎

同八年亥

正月廿九日

御歩行組頭

山口勘兵衛組
津田小七郎跡
香取作右衛門

同

奥津兵左衛門組ヨリ直ニ
横田與四右衛門

河村與五兵衛事九郎左衛門御近所相勤に付依願去
る隠居に被仰付之
初メニ五郎左衛門トテ名改歟

七月五日

一御歩行八人致一列御訴訟之儀頭へは不申彼是取締
申に付不届乍思召今晚中能勢出雲守方差遣之旨御
歩行頭へ但馬守被仰渡之依之御歩行頭中同役柘植平

右衛門宅に寄合八人之御歩行衆召寄今晚出雲守方
へ差遣之並成人之悴共々同事に出雲守方へ可差遣
之旨にて宿々より直出雲方罷越候幼少之分は先組
中に預り可之候旨右八人揚り屋へ入候

林藤五郎組
大澤市兵衛
金田新太郎組
瀬戸八郎左衛門

小泉兵衛組
佐々木次郎太夫
山中伊太夫

前田孫八郎組
長坂新兵衛
高木惣十郎組
井上太郎左衛門

小笠原平右衛門組
折井市左衛門組
田中彌三右衛門

悴共三人揚り座敷へ入
八郎左衛門子
新兵衛子
太郎左衛門子
瀬戸傳左衛門
長坂淺右衛門
井上清藏

同九年子

佐板倉甲斐守申中剋鎮り還御也

二月廿八日於御前御役替

御歩行頭ヨリ
水野權十郎

四月二日御歩行頭水野多宮儀小左衛門ト改
同廿一日於御前御役替

御歩行頭
林藤五郎

同
改三郎右衛門
柘植平右衛門

八月十三日御歩行折井市左衛門組頭鈴木甚右衛門御
役御免川越へ罷越可在之旨被仰渡候由是は大澤九
太夫舅故歟

九月廿七日御歩行折井市左衛門組頭鈴木甚右衛門跡
則御足高被下之
廣戸次郎右衛門

十二月十一日

稻生七郎左衛門組
古橋九左衛門御免跡
御歩行組頭
可兒藤右衛門
小普請ヨリ

○伏見城之事

伏見城ノ義相糺候書付

伏見城

武徳大成記云文祿三年甲午春正月朔日

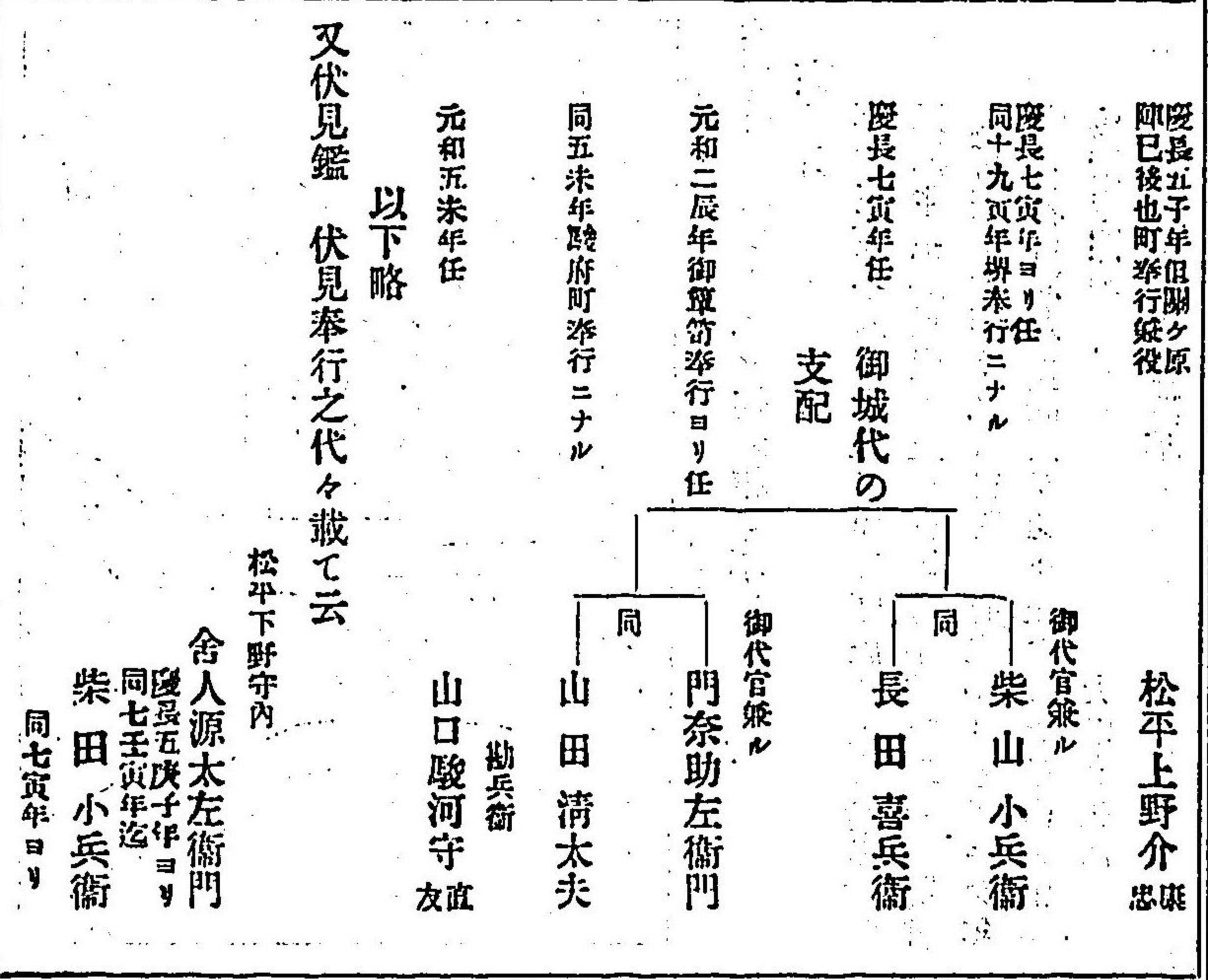
神君江戸ニ御座シテ群臣賀儀例ノゴトシ此比秀吉
天下ヲ秀頼ニ讓ラント思ハレケルニ關白秀次謙讓ノ
心ナカリケレバ先大阪ノ城ヲ秀頼ニ與ントテ伏見ノ
城ヲ築シム諸國ノ大名ニ命ジ人夫ヲ出サシム二月
神君關東ノ諸士ニ命ゼラレ伏見ノ役夫ヲ出サシム諸
士ヲ柳原式部大輔康政ガ家ニ會セシメ役錢ヲ貸サシ
ム一萬貫ニ三百人ヲ役シテ各人夫ヲ發ス中三月七日
伏見ノ城普請初ル諸國ノ人夫總テ二十五萬餘人ナリ
神君伏見ニ至リ玉ヲ秀吉城地巡見アリ略六月秀吉伏
見城普請巡見アリ
神君茶ノ會ヲ催シ伏見ノ邸ニテ秀吉ヲ饗シ玉ヲ此秋
伏見城成ル秀吉遷居玉ヲ
雍州府志云文祿甲午三年豊臣秀吉公山崎天王山城
以封疆狹小而水利不便使築城於伏見山上ニ于時
命ニ佐久間河内守瀧川豊前守佐藤駿河守水野龜介石
尾貞右衛門ニ爲監吏慶長庚子五年墮其城別置館
舍使麾下人守之
玉露遺云

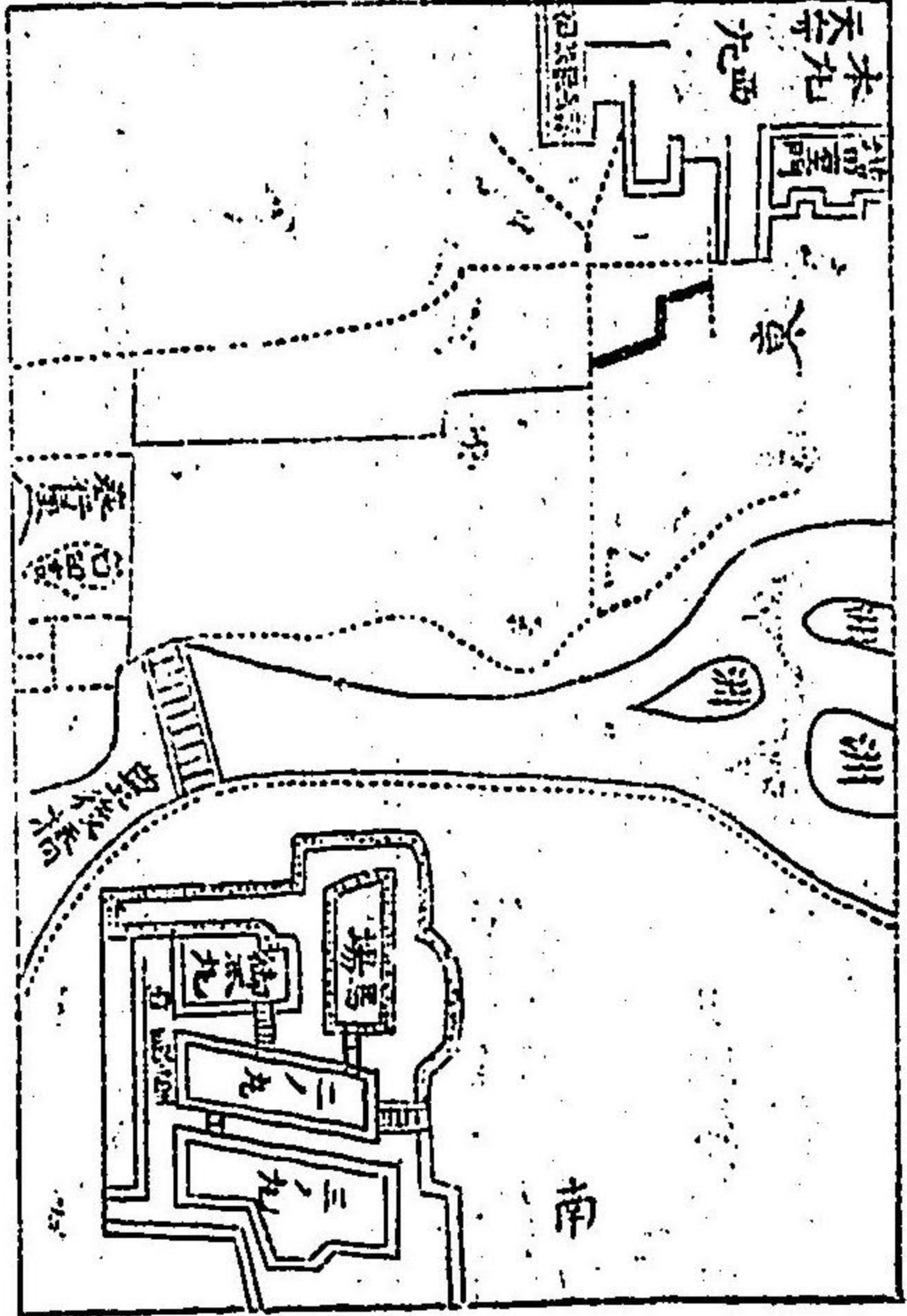
一向島ノ普請出來候ニ付テ去月十九日ニ御移ナサレ
向島ト下ノ御屋敷ト兩方ニ御坐ナサレ候事
一伏見ノ城明置テハ無用心ニ候間
内府様御移リナサレ可然由生駒雅樂頭中村式部少
輔堀尾帶刀等參ラレ奉行衆申ノ由就申上閣三月三
日ニ御移リナサレ候ナリ右ニ如申候帶刀御内證申
上ラレ德善院當番時御移ナサレテヨリ德善院モ總
奉行衆トノ參會最早無御座候事
一伏見ノ御城ニハ秀康公ヲ爲御留主居差置レ
秀忠公ハ早々大阪ニ可有御參山以伊奈圖書被仰遣
サレ候ヘバ一騎ガケテ十日ノ未明ニ大阪へ御參候
トナリ九月十一日ニ治部少輔屋敷ヨリ木工頭屋敷
ヘカケテ御移ナサレ候トナリ
一増田右衛門尉長東大藏少輔ナド取持テ
内府様ニハ大阪西丸ニ御移徙ナサレ候ヘトテ則西
丸ニ大廣間天守ヲ建テ進上有シナリ左候テ明春年
始ノ御禮ノ儀ハ秀頼公ヘノ通元日ヨリ五日マデ諸
大名衆其外ノ面々西丸大廣間ニテ御祝可被申上事
向島 武徳大成記云慶長四年己亥正月
神君伏見ノ御館ニアリ中略加藤清正細川忠興ト手ヲ携

テ御館ニ趣キ
神君ニ告テ御座ヲ向島ニ移サン事ヲ懇ニ勸ム
神君其志ヲ感シ許容シ玉ヒ御館ヲ向島ニ築ク三月十
九日吉日タルニ依テ假ニ御館ニ移リ玉フ其後忠興ニ
語テ曰爰ニ居住シテヨリ以來我心安堵ス從士モ各悦
ブ汝ガ志丁寧ナリ忘ルベカラズト忠興恐伏ス略
見鑑云
向島城 四ッ谷村にあり秀吉公の築玉所にして伏
見の城とも廢れたり
都名所圖會云
向島 豊後橋の南爪の民家の地をいふ右は巨椋堤に
かゝりて大和街道なり左は椋堤にしてに宇治に至
る双方の堤秀吉公の御時設る所也
中書島豊後橋の西にあり 文祿年中向島に壘を築くといふは此
中書島の地なり慶長のはじめ伏見城とも滅亡
せり
伏見城番 伏見城代 伏見三年番
武徳大成記云慶長六年辛丑十月
神君伏見ヲ發シテ
米津清右衛門 稻垣平右衛門 岡田竹右衛門

ヲ伏見ノ城番トシテ十一月五日江戸ニ歸リ玉フ同十
年乙巳正月
神君江戸ヲ發シ二月十九日伏見ニ入玉中略七月
神君列候ニ命ジテ伏見ノ本城ヲ修理セシム同十二年
丁未閏四月廿九日松平隱岐守定勝神君ノ弟ニ命ゼラレ
伏見ノ城代タラシム西丸ニ居ラシメ玉フ嫡子河内守
定行後ニ隱岐父ノ封ヲ嗣ギ遠州掛川ノ城ヲ領ス大番頭
渡邊山城守水野市正命ヲ承リ各一組ノ番士ヲ卒ヒ是
見城ヲ警衛ス伏見ノ三年番ト云是ナリ大番頭替々伏
ヲ勤ム
同十六年辛亥阿部備中守正次大番頭トナリ伏見ノ城
番ヲ勤ム
伏見奉行
累代記云松平上野介康忠松平隱岐守定勝松平下總守
宗明此三人伏見御城代也但上野介バカリ記スハ伏見
奉行ト名目有之故也其後御城二條ニ引ケ御城代三代
ニテ止ム歟其後奉行バカリニナル
元祿九子二月朔日京町奉行ノ支配ニナリ此御役止其
後同十一寅十一月十五日又建部内匠頭政宇被仰付

御城代





長田喜兵衛
元和元年迄

以上累代記之通路之

右伏見城之儀ニ付諸書相糺候處諸書ニ相見候趣ニテ

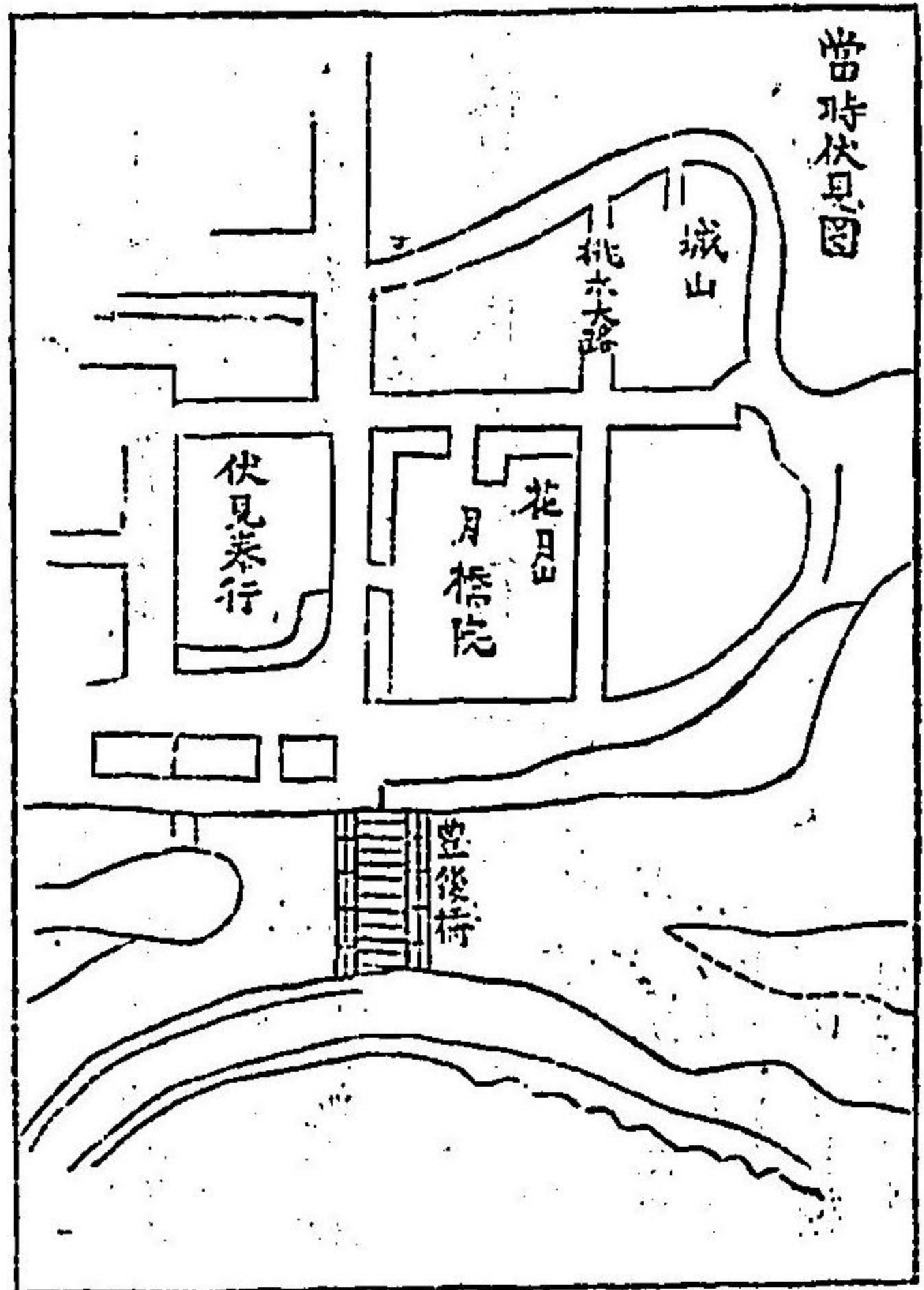
伏見城跡ハ

當時城山下唱候地

向島古城跡ハ

當時豊後橋南詰ノ方

伏見奉行御役宅ノ地ハ
在古宮田信濃守屋敷跡ニテ難州府志
ニ有之候別置ニ館舎ニテ申候所ノ相
見申候



當時伏見圖

右之外委敷儀書記シ候者相見不申候

亥八月

享和三亥年八月十八日伊豆守殿へ秋山松之丞ヲ
以柳生主膳正殿御上被成候處年號無之分年號書
入可差出旨同十九日御下ケ有之小札朱書ニテ年
號書入御同人へ同人ヲ以御上ケ被成候由大田作
兵衛申聞ル
大田直次郎
○南條山人手書詩稿

三蓋山

悲風搖落舊都秋。永夜凄々獨倚樓。三蓋山邊千古月。
獨餘海外使臣愁。

春日遊友人宅。某公子新婚之狀。醉後戲作歌。

寄公子及令媛。

東都城外百萬家。王孫公子競繁華。風流如君人所羨。
儀容閑麗粲如霞。況復文藻原不群。未得良媒空朝暉。
東家有女顏如玉。粧就綠鬢駐楚雲。琴心漫學臨邛
客。客心繚繞歲月隔。願作輕雨吹羅裙。願作落花媚
綺席。花飛風散空悠悠。相思西東自倚樓。朝々雲風
陽臺恨。夜々風濤河漢愁。兩情鬱々爲誰語。彼是消
息寄無路。生憎池上雙鴛鴦。雙去雙來空回顧。可憐
獨夜情。漫々夢魂驚。宛轉腸欲斷。終宵徒吞聲。々々
斷腸無人知。秋風慘澹月明時。起臨池上向雙鯉。
錦字細寫相思悲。雙鯉有情合素書。流得遙傳佳人處。
凋花從是生顏色。春風一夕吹幽居。連理枝頭並夢新。
相携日々弄芳晨。翡翠樓中夢不斷。鳳皇臺上別有春。
古來窈窕空反側。如君儂誰又偷。狂生對酒歌此曲。
爲寄千秋借老人。
雲原望千丈嶽

增訂一話一頁

躍馬登雲原。遙望千丈嶽。嶽峻攀無路。側身仰大息。

巖雲抱奇石。崖樹森如束。憶昔殊類賊。賴嶮寇邑屋。

將軍時奉詔。一朝盡誅戮。爾來千餘載。民庶安耕織。行

見山村裡。社酒相娛樂。當知王化隆。膏澤普窮谷。

八島舟中

壽永蒙塵屋島頭。變轡不返水煙愁。欲求遺跡知何處。

海氣茫茫片月流。

由良浦晚眺

憶昔良家子。流泣海沂。于今秋浦上。更見背令飛。

天龍灘舟中

天龍灘上下天龍。龍去雲開不見蹤。波際只餘勁風颯。

回頭已失萬重峯。

甲陽道中

曾提鐵騎倚晴關。叱咤軍前力拔山。安識千秋曠原暮。

哀歌唯有牧童還。

○歲暮作

歲暮窮陰取次催。回頭往事思悠哉。從他短髮爲霜盡。

無復長風送雪來。身在官途期汗漫。業隨年少試徘徊。

杏園縱有明春宴。櫪社應同昨日材。

大田覃

別歲飲甘露門

歲闌杯酒興無窮。世故相忘半醉中。兒輩不知欣樂趣。一生心事在絲桐。

同前

美酒唯當醉。離情不可忘。今宵聞一曲。斷盡九回腸。

增訂一話一言卷三十二

○辛酉革命事

勘申辛酉年被行例事

醍醐

延喜元年例 考證禹錫玄珪文云延喜

昌泰三年 前年十月下旬乙亥文章博士三善朝臣清行

奏議云明年當辛酉革命期君臣剋賊之運云云同四年

當年七月十五日甲子有改元事改昌泰為延喜詔文云去歲之秋

老人乘壽星之耀今年之曆辛酉呈革命之符云云

八月廿九日戊申被發遣諸社奉幣使伊勢石清水松尾平被野春日大原町住吉被

申依辛酉革命老人星事改元之由他事又被載 宣命

辭別云云

村上

應和元年例 此年及椒房回祿

天德四年 前年十二月十七日壬午被行臨時仁王會咒

願文被載辛酉之事云云

同五年 當年二月十六日庚辰左大臣以下參着右仗座

有改元事改天德和詔文云參居握符之名未知馭俗之道

增訂一話一言卷三十一終

去秋皇后居孽火之妖忽此歲辛酉革命之符既呈云云

廿六日庚寅被行臨時仁王會咒願文云革命相當彗星

忽見云云閏三月七日庚午大納言高明卿參入被發遣

宇佐使 宣命云去年九月中仁物怪頻爾古登有仁依

互又今年當年革命之年登陰陽道勘申勢利云云

後一條

治安元年例

寬仁四年 前年十月十三日庚寅令大法師仁統勘申明

年辛酉革命當否

十一月十一日戊午被立宇佐使慎例使也

宣命辭別云

今明年波公家重久可慣給支內仁世認仁世認仁庚申

辛酉 乃年波天下不靜須止從古傳來禮利云々

同五年 當年正月仰紀傳明經陰陽曆道等令勘申今年

辛酉革命當否之由

二月二日丁未左大臣以下諸卿參着仗座被定申諸道

勘申今年辛酉當革命否事

又被定改元年改寬仁詔文被載辛酉之事云云赦令賑

給同應和例

廿五日庚午依臨時御祈被發遣廿一社奉幣使今年相

當辛酉種々各德相發之由被載 宣命辭別云云

白河

永保元年例 考證尙書云欽崇天道永保天命又曰王子

子孫孫保民文章博士行家考之

承曆四年 前年十二月右大臣仰外記云明年辛酉當革

命否宣仰紀傳明經陰陽曆道等博士權左中辨大江

匡房朝臣令勘申者又大外記清原定俊辛酉年被行例

事等兼令申之廿四日壬午有赦令事 詔文云明年之

曆當辛酉之支于一人可慎四海多危常赦所不免者皆

悉赦除云云

同五年 當年二月一日戊午 天皇行幸八省院被發遣

伊勢公卿勅使權中納言宣命云今年聖體可慎給加上

仁辛酉前毛相當禮利道々能所奏其恐勞分多利云々十日

丁卯內大臣以下諸卿參着仗座被定申諸道勘申今年

辛酉當革命否並有改元事改承曆為永保詔文云被載辛酉事云

云是日天下諸神可奉增一階之由被下 宣旨三月三

日庚寅從今日七ヶ日入道師明親王於禁中被修孔雀

經法依有御慎也

廿四日辛亥被行春季仁王會咒願文被載辛酉事

六月十二日丁卯被發遣二十一社奉幣使被申辛酉並

世間不靜天台園城寺開靜事也

十八日癸酉於南殿被行臨時仁王會依辛酉御祈也

七月二日丁亥相撲之節可停止之由被宣下是依辛酉並園城寺火事也

廿一日丙午 天皇行幸八省院被奉遣 勅使於伊勢

大神宮參議源保宣命云世毛及澆瀆年毛當辛酉禮利災害明例爲使荐見依都鄙無閑云云

八月十二日丙寅於大極殿被行千僧御經讀仁王今年相常辛酉之上又可有御愼仍所被行也

十一月三日乙酉被發遣宇佐使後守高宣命辭別云年當辛酉且兢懼尤支上爾聖體毛 理連止之且慎給借幾年仁相當禮利止即食須云云

崇徳

永治元年例 考證魏文典論云□□與於上頌聲作於下

永治長徳與年豐也權中納言藤原實光考之

保延六年 前年三月五日庚辰被發遣宇佐使武藏守藤被

申八幡宮火事並明年辛酉御愼事

十二月廿九日己亥左大臣以權右中辨藤原朝臣資信傳宣左大史小槻政重云明年辛酉當革命否仰明經算曆道博士令勘申者

同七年 當年二月七日丙子左大臣同仰云今年辛酉當

革命否宣令權中納言藤原實光卿式部大輔藤原敦光

朝臣並紀傳陰陽道等博士勘申 三月八日丁未被發遣伊勢公卿 勅使參議右大辨藤宣

命云年當辛酉利時呈惟異世利云云又有宸筆 宣命云云

廿五日甲子權中納言藤原伊通卿參着八省院被奉遣祈年穀奉幣使 宣命辭別被載今年辛酉厄運不輕之由云云

五月十四日辛亥被行春仁王會今年辛酉御愼事被載

六月十五日午權中納言藤原公教卿參着八省院被發遣諸社奉幣使 宣命辭別被載今年辛酉厄運不輕之由云云

五月十四日辛亥被行春仁王會今年辛酉御愼事被載

載咒願文六月十五日壬午權中納言藤原公教卿參着八省院被發遣諸社奉幣使 伊勢實茂平野日各被申辛酉並本社恠異事

七月十日丙午左大臣以下諸卿參着仗座被定申權中納言藤原實光卿並諸道勘申今年辛酉革命否事又有改元事改保延詔文云俗及澆瀆告辛酉云云

是日左大臣宣下云應早奉增一階且注進本位管内諸國大小神事云々

土御門

建仁元年例 考證文選曰竭智附賢君必建仁策註云爲人君當竭盡智力託附賢臣必立仁惠之策賢臣歸之文章博士宗業考之

正治

○御徒方萬年記抄書御徒組頭小善請給木新右衛門者慶安四辛卯年ヨリ寛文八戊申年迄拾八年此下不寫而止

正慶承明日記

一慶安四年辛卯五月廿六日御相從東叡山奉送日光御

供衆には御徒頭小出越中守同大草主膳正組板倉市

正組 戶田五郎右衛門

正慶承明日記慶安四年辛卯ノ下ニ

一油井正雪方事ノ時

丸橋忠彌方兄御步行宮城三左衛門組に罷有加藤市郎右衛門と云老母も市郎右衛門方に抱置市郎右衛門世伴二人以上四人早速三左衛門へ御預以後牢舎後に御成敗獄門に成市郎右衛門娘同妻は御免

御日記寫

一萬治元年

二月廿六日晴安部四郎五郎近藤勘右衛門兼松又

四郎右三人今迄山里御番所相勤候處向後於山里御番被仰付候山里御番所御步行一組可相勤

旨被仰付之

同五日酒井兵部事病氣ニ付而御徒頭御役御赦免

之旨又紀伊守へ被仰渡之

五月三日辰刻爲御鷹野角田川筋出御御物數

梅首鷄 三十五 川鳥青鷺 四 鷺

雅樂頭御先也御供伊豆守御留守豐後守申刻還

御

同四日所々へ御鷹之鶴被遣之略拾三羽織伊奈半

左衛門銀十枚木母寺御船手御拾二羽織被下柳

原大膳太田十左衛門組御徒衆御拾一宛被下但

與頭は二宛被下

九月十五日崇源院殿就三十三回忌爲御追善去十

日より於増上寺萬部御法事御執行今日結願依

之御佛殿御參詣各御道筋警固神尾内膳能勢市

十郎兩組之步行者並他組合六組御佛殿御廟所

本堂方丈御裝束所寺中所々勤番有之

二年 七月廿五日御役替御徒頭加々爪宇右衛門跡牧野

傳藏
明曆大幕後也

九月三日今日より御本丸御書院御小性組御番新

御番小十人組御徒何も所々御番所勤仕之

同五日御本丸へ御移徒

十二月四日來年日光御社參之時可致供奉候御歩

行頭能勢市十郎神尾内膳柳原大膳本多平右衛

門石谷五右衛門市橋傳左衛門朝倉仁左衛門黒

田源右衛門岡部小右衛門坪内又左衛門太田十

左衛門星野長十郎

三年

三月十一日御書院番戸田備後守組都筑彌兵衛事

御歩行頭坪内又左衛門跡役被仰付

十二月廿六日三百儀御加増御徒頭大久保彦兵衛

牧野傳藏組御徒與頭久下作太夫石谷五右衛門

組御徒與頭眞島彦太夫柳原大膳組御徒與頭小

野彌一郎中西圖書組御徒與頭熊谷與五右衛門

八十儀宛御加増都合百五十儀に成

以上萬治年中の御日記に出

御日記

一萬治三年

十二月十八日御徒衆貳拾組へ如例三年に一度ッ

御羽織一ッ被下之旨岡野長十郎能勢市十郎

兩人へ被仰渡但御徒六百人也

按岡野長十郎組筋は壹番組能勢市十郎組筋

は四番組也

此能勢市十郎組初五番組之處正保年中割

組に成市十郎は組替新組の頭に被 仰付

右組は天明寛政時代拾壹番の組也五番組

四番と繰上り候は慶安四年也

但正保二乙酉歟同三丙戌歟兩様に記有

之

決定之處城彦右衛門追考致へし

御日記

一寛文元年

四月廿日早旦露辰后刻細雨即刻止陰○東叡山大

猷院様御堂爲御參詣辰后刻出御御牛御刀松平

紀伊守從御車寄御乘輿但稻葉美濃守内藤出雲

守其外御側衆御小納戸衆並中興衆大目付衆御

御日記

廿五日改元万治

四月廿日早旦露辰后刻細雨即刻止陰○東叡山大

猷院様御堂爲御參詣辰后刻出御御牛御刀松平

紀伊守從御車寄御乘輿但稻葉美濃守内藤出雲

守其外御側衆御小納戸衆並中興衆大目付衆御

御日記

廿五日改元万治

四月廿日早旦露辰后刻細雨即刻止陰○東叡山大

猷院様御堂爲御參詣辰后刻出御御牛御刀松平

紀伊守從御車寄御乘輿但稻葉美濃守内藤出雲

守其外御側衆御小納戸衆並中興衆大目付衆御

御日記

廿五日改元万治

四月廿日早旦露辰后刻細雨即刻止陰○東叡山大

猷院様御堂爲御參詣辰后刻出御御牛御刀松平

紀伊守從御車寄御乘輿但稻葉美濃守内藤出雲

守其外御側衆御小納戸衆並中興衆大目付衆御

御日記

廿五日改元万治

四月廿日早旦露辰后刻細雨即刻止陰○東叡山大

猷院様御堂爲御參詣辰后刻出御御牛御刀松平

紀伊守從御車寄御乘輿但稻葉美濃守内藤出雲

書院番一組御小性番一組小十人組二組御歩行
二組供奉也御道筋大手御門より神田橋筋違橋
通り也中今日御參詣之間從大手東叡山迄道番
御歩行七組勤仕
五月十七日曇辰后刻紅葉山御宮御參詣御長御使
番並新番頭勤番如例式御弓御鐵砲頭與力同
心御歩行頭共御宮廻り所々勤番如例式
同廿四日昨夜雨今日快露辰刻台徳院様御堂へ御
參詣御長御佛殿廻り御歩行頭共勤番
十一月廿八日甲辰晴風烈地震申下刻半込三枝平
右衛門組淺羽羽與右衛門宅より出火組町十四軒
酒井空印やしき坪内半三郎組やしき三軒町屋
並大信寺御九んす町御歩行町酒井雅樂頭忠清
やしき長屋四十軒程焼失
十二月十四日己未雨御歩行中山勘ヶ由組朝倉八
右衛門小十人組に被仰付之禁中方朝倉越前守
子たるについでなり
同二年
六月三日落合源右衛門組御徒組頭千草八右衛門
諏訪善右衛門改易被仰付候に付山口七右衛門

義善右衛門親類故追放被仰付
六月十日今日安宅へ御成に付先雅樂頭美濃守土
屋但馬守御詰衆御近習之面々被罷越已刻出御
御供久世大和守板倉筑後守松平民部少輔辰之
口より安宅丸之前迄御船被爲召即安宅へ被爲
移高覽此時向井兵部御のし献之暫時在而御船
に被爲召天地丸に被召替行列に而川口迄被爲
成佃島前に御船留り於此所天地丸而に而御膳
被召上即兵部御樽肴並蓬菜進上之過而川御座
船被召替未刻還御
御船行列
土屋忠兵衛御船 伴作兵衛御船 小笠原安藝 中興衆
南 御歩行衆 小從人組 龍王丸 非番御徒頭
五十挺立 御日付
八挺立 御日付間宮造酒之丞御船 五十挺立 小島船
天地丸 小島丸 傳馬船 大河御座傳 同船
向井兵部御船 向井兵部御船 小島船
常之御召船
高家衆 御詰衆 大目付 町奉行

六十一挺立 御勘定頭 酒井八郎兵衛船
大龍丸 傳馬船 御作事奉行 大平船 御小性組
小島船 島田久太郎 中坊榮作 小流左衛門船

御書院番頭一人
御小性組番頭一人
御目付
非番進物番拾人

六月十八日御徒頭落合源右衛門組與頭黑柳武左衛門熊谷武兵衛被仰付之

十月十五日御徒頭へ 能勢市十郎跡 大岡五郎右衛門 岡部小右衛門跡 高田庄右衛門 右之通被仰付

十一月朔日來年日光御供被仰付之御徒頭本多平右衛門大岡五郎左衛門石谷五右衛門神尾内記市橋傳左衛門岡野七十郎朝倉仁左衛門天野佐左衛門落合源右衛門高田庄右衛門神原大膳大森半七郎

寛文三年

正月廿六日已上刻御黒書院出御來ル四月日光へ御供之面々路銀被下之旨被仰出之白銀百五十枚ッ、御徒頭十四人金十兩ッ、御徒之組頭廿

八人

九月三日御歩行頭中山勘解由跡へ川口源右衛門一四年記事無之

一寛文五年

三月廿六日明廿七日公家衆御馳走御能中今期増上寺御佛殿へ公家衆參詣に付爲案内高家詰衆御目付御徒頭等被遣之

十二月十八日辰下刻隅田川筋爲御鷹狩出御御供能登等、今日御供之面々雨天故濡申候に付時服可被下旨被仰出明日登城可致由其頭々へ能登守被傳之

十九日昨日被仰出候通今日時ふく被下之御納戸前圍爐裏間にて上意之趣土井能登守傳達之小袖二ッ、御徒頭神原大膳神尾内膳朝倉仁左衛門富永孫左衛門岡野長十郎安藤傳右衛門牧野傳藏高田庄右衛門北條新藏大岡五郎右衛門小袖壹ッ、御徒與頭四人銀二枝ッ、御徒牧野傳藏神尾内膳組五十六人

一寛文六年

正月十五日御徒頭大森半七郎原田利齋野村久清

當年宇治御茶爲御用可被差遣之旨被仰付之十一月廿七日安藤傳右衛門組御徒之者志賀與右衛門飯田七右衛門御制禁之博奕を好候付追放被仰付

一同七年

正月廿日晴東叡山爲御參詣已上刻大廊下通御のしめ御半袴大廣間車寄より御乘輿今日御成還御御道筋大手神田橋筋遠橋下谷廣小路辻々御徒八組警固之

二月十四日曇御歩行頭岡野長十郎組大岡彌右衛門是は武田越前守組より出る

一寛文八年

二月十一日

御歩行之面々川口源右衛門組東惣右衛門上西野又左御門大森半七小野清左衛門同片見兵右衛門同若林角左衛門高永孫右衛門組朝倉源五左衛門同鈴木三郎右衛門同岡本新五左衛門同大野介右衛門中西勘吉谷田部郷右衛門右十人銀十枚ッ、被下金三枚木原内匠鈴木修理銀十枚御披官大吉本加右衛門同御ソッ豊田半兵衛銀五枚御細王與内山清左衛門

金三枚ッ、小細工大工貳人銀三枚ッ、小細工大工八人右者去六日火事之節御本丸北之方にて入精申に付爲御褒美被下之旨土井能登守被傳之

一今度江戸中類火に逢申候者共家一軒に付米三俵ッ、一石壹兩之直段御拂可被成候旨被仰出之由也

三月

覺

一御徒衆儉約可相守之番頭中へ若年寄衆より口上にて被仰渡事

一御番之節絹袖之小袖木綿袴に而相勤可申候但持來候者は當分紗綾縮緬給子に而も可着自今以後絹袖之外拵申義無用に可仕候羽二重は不苦候附り紋を定付候不入事

一召仕小者貳人下女壹人此外可爲無用事

一振舞仕間敷傍置共參候節茶之外一切出申間敷候但嫁娶之節又は無據儀に付振舞出申においでは組頭迄可相斷候一汁二菜酒三色肴一種之外可爲無用事

一 熨斗目小袖持合候は正月計致着不苦候御能
御宮御佛殿御供等之節は熨斗目無用候尤向後
拵候義可爲無用事
一 御禮日裏付上下に而も不苦候但御能日五節句
公家衆御對顔之節は麻上下にても可相勤事
以上 三月日
右は御歩行頭衆へ被仰渡由也
○ 豆州村々様子大概書
豆州加茂郡川奈村此村より八幡野へ三里
一 此村方は南西に山を請け東北に海を請くるなり魚
獵專之耕作いさゝか當村高百拾八石四斗九升皆畑
なり家數百九拾軒程有り
一 漁業は春冬ひつ赤魚夏秋鱈貝類
一 明火堂とて川奈崎に有り九尺四方其内にあんどろ
三尺餘にして四方布にて張り其内へ紙張りいたし
其内にして燈廻船の當とす油は一夜三合つゝ之積
りにして代金は紙代燈しん布代共に登ヶ年八兩ほ
ごのよし支配の代官より渡すとむとぼし人足は
村役にて一夜兩三人つゝ出し雨風之夜は五六人も
參り番いたし候由

一 此村方之枝郷にて二丁程脇に小浦といふ村方有り
是も業方同様なり
一 村内に五ヶ寺有り禪宗四ヶ寺日蓮宗壹ヶ寺なり
一 濱運上貳兩三分ほど
但壹ヶ年也
一 諸魚十分一壹ヶ年凡六兩ほど上納
一 廻船壹艘貳百石餘積獵船三拾艘ほど有り
一 獵船壹艘に付船役永九拾文ツ、上納但船ノ中梁一守ニ付永三拾文ツ、上納也
一 山手役米七斗貳升八合
但壹ヶ年
一 寛政十一未年の改此村方人別男女合八百五拾八餘
之由
同州同郡八幡野村此村より赤澤へ三里
一 此村方魚獵專にして尤透之節は薪伐出し江戸表へ
積送り渡世とし村高八拾三石七斗貳升貳合皆畑也
壹反之御年貢上貳斗壹升中壹斗八升下壹斗家數百
四軒之由人別男女共五百人程
一 農業は牛を遣ひ候事
一 獵船之内上へ書き上ヶ之船三艘附船小ませ船と唱

ふ三艘有り

一 江戸廻船砲船五艘江戸廻船は五大力砲船至て小船
なり
一 諸色十分一永五貫文餘也
一 砲運上永壹貫五百文
一 楊梅木是はしぶき皮と云て染草之由此實椎實より
大く至極之風味也以前は公儀へも献上に相成候由
此運上凡永壹貫文程上納
一 此濱東南諸之地にして暖地也向へ大島利島新島三
宅島神津島見ゆるうろ山也
一 馬艸場は天城山より續至て大く候得共上納無之事
一 寺二ヶ寺有之宗門は六ヶ寺へ入會也當村之内に他
村に寺有之者多し
一 丸木船役永貳百五拾文是は古來より船無之丸木を
堀候て乗り候節之引附にて今に出す
一定免之由鹽竈役永七百五拾文宛是は鹽燒不申候得
共古來より引附候由以前は燒候由當時燒不申候
一 山手役永貳百五拾文是は以前鹽竈有之候節右薪取
候よしにて出候由當時は燒不申候得共馬艸永出し
不申其うへ江戸廻し薪等伐出し候間其代りと村方

は見込居候よし

一 此村方より赤澤へ之往來に川津三郎の墓有り右に
赤澤山□杯も有る
同州同郡赤澤村此村方より大川へ三里是は五拾八丁之由土地のものを申聞る
一 此村方は魚獵專とす耕作は聊にて村高貳拾三石七
斗六升家數拾八軒人別八拾人程皆畑也
一 船貳艘計
一 江戸廻し薪是又專之業とす
一 寺壹ヶ寺禪宗也
一 薪運上小物成少々之由役人共得と不辨獵師にて一
向之人物也
一 此村方後は赤澤山にて南請之村方也
一 此村より大川へ參る往來に江戸御城出來之節伐出
し候石之由長二間巾四尺餘厚五尺位之石有之脇に
丸ノ内二ツ鴈の紋掘附有り
同州同郡大川村此村より赤澤へ三里
一 此村方山海之業也家數四拾八軒人別男女三百八人
禪宗寺壹ヶ所
一 獵船四艘
一 薪之義も透間之節伐出す江戸へ廻し候節は旅船也

是は稻取川東邊之船也
 一田六町餘畑五町餘村高は百拾五石九斗壹升新田共
 一濱運上は十分一壹ヶ年永六貫百文餘外に天艸運上
 壹ヶ年増減有之候得共請負人有之八兩位も上納い
 たし候由
 一此村方後赤澤山嶺にて前東南の間を請る暖地なり
 一獵事は冬いかさんま杯にて外に業無之荒濱也
 一山役永壹ヶ年五百文餘
 一田州同郡奈良本村此村より片瀬
村へ登里半
 一耕作專にして透間之節江戸薪伐出し渡世とす家數
 九拾軒程人別男女五百人餘但人別は枝郷北川と云
 有り是もこめてなり北川は家數貳拾九軒程魚獵計
 りなり
 一押送り三艘獵船貳艘外鱈網船壹艘天滿船五艘有り
 一田畑合村高貳百四拾四石九斗貳升五合
 一禪宗二軒有之
 一山手役永壹貫文程
 一鮑壹兩貳分一〇十分一五貫七百文餘
 一鹿皮役永貳百五拾文程是は先年より出し來る
 一本村山方枝郷は濱也

一鹽竈運上永七百五拾文是は先年より出し來る
 一鱈網運上永貳百七拾五文出る
 一此村方は南嶺後山也
 一田州同郡片瀬村此村より和
取へ登里半
 一此村方耕作專にして薪炭透間之業とす獵方無之家
 數六拾軒人別男女貳百八拾人程村高百九拾五石七
 斗五升三合
 一田凡百五拾石程畑三拾石程牛馬道ふ三拾疋餘
 一もかり船四艘此船にて冬いか釣り出るよし
 一薪其外山方出物十分一壹ヶ年永三貫文程
 一山手役永三百文程
 一濱運上無之
 一禪宗壹ヶ寺
 一地摺役米納にて壹ヶ年米四斗四升出る
 是は役之事に候哉難相分古來より出し來り候由
 申聞候
 一此村方南東を請後西北山にて暖地なり
 一上田は四斗位畑の上は貳斗五六升也
 一九石をば江戸へ遣し候由是は近邊之廻船にて遣し
 候由一日之日雇を取候得は石代無之遣し候由

一薪は稻取見高川東邊より船を調候て江戸へ遣し候
 由
 一田州同郡稻取村此村より見
高へ登里半
 一魚獵專とす透間に耕作す家數三百五拾軒程人別男
 女貳千人餘鮭するめさんまぐるなり折々薪杯を
 伐出す
 一村高貳百七拾石田無數畑多し
 一天艸運上壹ヶ年百兩之由
 一江戸廻船三艘獵船拾五艘
 一諸十分一永五百文程
 一禪四ヶ寺淨土日蓮淨土新宗壹ヶ寺ッ、
 一此村方北向にて少しの船掛場有之餘程之湊に候得
 共北向故風有之節は海上荒く掛り船無之由凡五拾
 艘位は可被掛様子也
 一田州同郡見高村川津拾七ヶ村之内此
村より濱村迄半道
 一此村方は獵作五分一之渡世に有之薪杯も伐出江
 戸表杯へも送り候事家數百九拾軒餘人別男女九百
 人程村高三百六拾七石八斗壹升壹合田貳百石餘畑
 九拾石程
 一魚獵は錫冬夏之縁とす鯛はた杯釣り候由海老網な

一廻船壹艘もなし獵船二艘其外に貳拾艘餘是は百姓
 持にても取り八丈其外流峽類人引船にいたさせ候由御
 永納候は二艘計り
 一炮海老さゝむ運上壹ヶ年三兩貳分程上納
 一天草運上五兩程上納
 一炭薪等は年季を限り引請いたし壹ヶ年運上四兩貳
 分位は上納のよし
 一山手役永百四拾文程馬艸は百文程上納
 一後山南請濱也
 一田州同郡濱村同前此村より
谷津迄七八丁
 一此村高貳百三石七斗四升七合田百五拾石程其餘
 畑也耕作專獵事はいか少々取候計り至て荒濱也家
 數六拾軒餘人別男女三百五拾人程
 一禪壹ヶ寺淨土壹ヶ寺
 一此村より奥に澤田村と云有り是より青石出る由
 一此村は谷合也南請之濱手也
 一田州同郡谷津村太田備中守殿領分河津拾七ヶ村
之内此村より繩地迄十六里半
 一此村方は濱村之續にて大川にて上は梨本より出し
 候川之由是を越計り境也家數八拾軒程村高百五六

拾石之由後はをいれい山と云山有り東北請也業に炭薪之梨本邊より出し候を取つぎ家杯いたし候由獵も少々はいたし候由

同州同郡細地村同郡此村より

一此村方は作計り家數六拾軒程人別男女貳百五拾人程村高百三拾石餘此村へ谷津村より越候山はをいれい山を越此谷合に犬權餘程見ゆる是は自分遣ひの油にいたし候由此村方谷合也

一炭は百姓持林より伐出し薪少々は江戸へも廻し候由

一壹軒平均牛壹疋位は有る子出来候と他村へうり候由大概貳分位之由三年に壹疋位ッ、産る、由

一山畑なし

同州同郡白濱村江川 此村より

一此村方は作獵兩様之稼也薪も少々ッ、江戸表へ遣し候由家數貳百六拾軒餘人別男女千三百人餘村高五百六拾五石壹斗壹升四合

一獵さんま錫杯也

一船六艘外に肥船拾艘程

一田四拾町外畑拾八町歩餘上田定免六斗五升上畑貳

斗四升牛多し馬少し

一天草運上年季限り村方請負之由六兩ッ、上納

一此濱にて取り候得共江戸四ヶ市町鹽や金兵衛請負居候由上納辻は村方にて不辨

一山役永三百五拾文程

一此村方は南東請後は山也暖地地性もよし

一猪鹿多し

同州同郡柿崎村此村より下

一此村方作獵半々之稼也村高四拾四石七斗八升家作百五拾軒餘人別男女六百八拾人程此村方山手也

一獵船八艘

一池引運上永五貫百文匏運上永壹貫八百文天草運上永八百文

一田多し畑少し居村之内山も有之濱も有之當村湊へ

も諸廻船入津いたし候

一此村々に外浦と云有り五拾軒程貳百人程此所に三人乘五大力貳艘有之

一船運上は三人乗にて壹艘に付永三百文ッ、出す

一當村之内船番いたし候家貳拾貳軒有之

○反古さらへ兩巻編

孝年の泪は故人の文をうるほすとは香山が生きたる歎にしてみな橋のむかしをしのぶなど人煙のとまをいひそめけるぞかし反古さらへもこのころじやと申され候

俳諧の前句附もこと

ふるきたはむれぞかし

めぐりあひても甲斐なかりけり

はつせ川くめでたまらぬ水車

あしもてかへる難波津の浪

みだれ藻はすまひ草にぞ似たりける

なにとてか蓼湯の辛なかるらん

むめ水とても配もあらばや

ちからがはをものぼる鯉かな

馬の背にいかなる淵のあるやらん

ひろき空にもすはる星かな

ふかき海にかゝまる海老のあるからに

手にとるばかり手こしをぞ見る

峯たかさあしがら越る足もとに

梨節

後陸 峨院

源頼義朝臣

從二位家隆

前大納言爲家

西行 法師

頼阿 法師

ともし火はたきものにこそ似たりけれ
丁子かしらの香やにほふらん 待賢門院堀川
右大將頼朝公上洛の時も山をすぎたまふに
ちごのさかりなるを見て運歌をよめとのたまひ
ければ

もり山のいち子さかしく成にけり 平 時 政

ひばらがいかにかにうれしかるらん 頼 朝

鞠子河ければ波はあがりける 梶原 景時

かゝりあしくも人やみるらん 頼 朝

妹が子ははふほかにこそ成にける 平 忠 盛

たゞもり立てやしなひにせば 白河院御製

發句にも

散花を追かけてゆく風かな 黄門 定家

いと櫻花の縫よりはこるびぬ 前大納言爲世

此反古一枚なり

われ落に貴妃とぞまよふ女郎花 澤菴 和尚

草よ木よ汝にしめすけさの露 榮珪 和尚

たゞり歌の拍子も都曇灯籠説 林大學道春

詩の韻のへうそくしめせ秋の月 石川 丈山

水なさに舟をやる風の一葉かな 宇都宮 由的

秀吉公入唐の時
 からたちの其みはやがてきこく哉 細川 玄旨
 宗祇法しの連歌の席にて
 御座敷をみればいづれも神無月 守武 朝臣
 ひとりしぐれのふる鳥帽子着て 宗 祇
 五月雨にようこそきたれみのゝ者
 此句は近衛信尋公へ御禮を申上けるに美濃國
 のなにかしなりければかくもあそびしけると
 なん
 水をひすせば月も手にやどり花をおれば香はこ
 ろもにうつり候ものを袖をひくにひかれぬはあ
 らにくやとうたふをさきて 立圃
 月かげを汲こぼしけり手水鉢
 筒に姫ゆりをいれて此はなの名は人めきていろ
 もあかしげ也よく見よといへり昔竹取の翁がも
 とめ出たりける竹のなかにこそ世に珍らしき姫
 はあるなれ露は玉の枝ならぬかとたはむれて
 立圃
 竹のなかにこめたる百合やかやくや姫
 この反古一枚立圃真跡にてあり松翁といふ印
 の文字見へたり



左一 基佐入道永仙 まづ散や 風の ながなる 虫喰葉	左二 尤昌坊空存 能因や かれに 花ちる 証據人	左三 未得 葵にや ところあり そふ 車百合	左十三 梅盛 うら枯の おして ふせぎや 草の庭	左十四 原木 花すいき いつ くればて 炭俵	左十五 自悅 べうくこ 唇をならぶる 田うへかな
左四 光貞妻 天の月の すかしもの 三日 かの の月	左五 釋日能 ちる花に さし 足びきの 山路かな	左六 令徳 馬合羽 露うちばらふ 袖もなし	左十六 季吟 下種ちかう さべや露井の ほこいぎす	左十七 由平 夏野狩 もし 女 此草や 花	左十八 幽山 鼠ども 宿はと とはい 煤拂
左七 重頼入道維舟 心つれて そり樹 おる あられ哉	左八 貞室 こればく とばかり 花の よしの山	左九 正武 はらわたも たつぞや 花の 衣がへ	右一 法橋玄禮 香のあらば 水くさ 雪の 花	右二 弘永 はるたつと いふ 忠峰の かすみ哉	右三 徳元 桐の葉も 汲わけ 井戸の 水
左十 かうれ女好女 爪はつれ 花寄に そたつや 若楓	左十一 休甫 あたしむる 夜は徳利の なさげかな	左十二 常短 親の杖 よばりし はてや 桐麻木	右四 貝原すて いざつまん 若菜もらすな 籠のうち	右五 西岸寺任口 兒櫻落ても 水のあわし かな	左六 西武 水鳥か それ あらぬ 意かな

右七 立 圓 名月に 目の欲 ふかし 水の月	右八 幸 和 露の玉 手にく かな にきる	右九 玖 也 よの中は 何か常世が 雪の松	右十 行 方 斐 おく露は 玉の やうなる 小萩かな	右十一 既 友 月の輪ぞ 桶 の 水 うらに 入けり	右十二 元 順 吹出や野分 の朝また おかし	右十三 和 及 ぐどくと 二日に 更 衣 なりぬ	右十四 重 鏡 奥のらん 杓あたらしき 岩清水	右十五 惟 中 後家に 見せん 立かと おもふ女郎花	右十六 調 和 十夜すぎて 林に眠る からすかな	右十七 四 鶴 毛が三すし たらひで それが呼子鳥	右十八 似 船 からかさば すぼめる花 の露もなし	左一 芭蕉兼桃青 はつ秋や 蚊屋 の 夜着	左二 才 磨 秋の暮 おとこ なかね ものなれば	左三 如 泉 梅が香や 夜蘭の 水の いく所
------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------	--	--	---------------------------------	---	----------------------------------	--	-----------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------

此六俳仙ならびに俳仙は撰ぶ人もさだかならずた
がもとにてうつしけん更におぼへだになししかれ
どもよく考たるのめでたければ序ておかしくおも
ひ櫻にいのちながくすむかし歌仙三十六人とさだ
められしことは大納言公任卿の作として神代のと
き女神の御歌にあなうれしにへやひましおとこに
あひぬとのたまひ又男神の御歌にあなうれしにへ
やひましをとめにあひぬと此ことの葉の文字のか
ず十八字づゝありければ左十八右十八にわかちて
その人をゑらび和歌の道の師となさしめしよりこ
とおこれりとかやこの古風の俳仙を捨得しよりい
ま又愚意にかなふものをつとりあつめ新俳仙とし侍
りぬ

左四 常 牧 いつわれて 秋を たすくる 三井の鐘	左五 信 徳 あけくれて 大根むまし 神無月	左六 其 角 わが子なら 供には つれじ 夜の雪	左七 鬼 貫 しろく候 紅葉の 奈良 ほかは の町	左八 伊勢女その はつれく 粟にも 似たる すまきかな	左九 山 夕 行水に 口すゝぎ 白 梅 げり	左十 來 山 花咲て 死とも ないか 病かな	左十一 萬 海 はつ秋やばや 骨にしむ 水のいろ	左十二 圓 水 ぼたくさ 権のおつる 朧月	左十三 文 十 ちからなや 雌はのひて 居る雞合	左十四 山 白 ほととぎす げふに かぎりて 誰もなし	左十五 好 春 秋の花や 下土器の あぶらさす	左十六 檢校立吟 のがれても 世に かし ましき 紙子哉	左十七 一 禮 おもへ 只 蚊遣の 灰の 初期	左十八 松 露 門すゝみ よくぞ 男に 生れけり
右一 湖 春 人われな かばゆしと 見ん雪の笠	右二 一 品 白妙や うごけば 見ゆる 雪の人	右三 立 志 矢の下に 母の 乳を呑 鹿の子哉	右四 言 水 見に来る人 かしましや 須磨の秋	右五 我 黒 その癖に 雨さへふりの ほととぎす	右六 風 雲 秋かぞの うごきわ 繩 塵	右七 秋 風 櫻われて うろくさ なるひとり かな	右八 藤所尼智月 夢葉の 家して やらん雨蛙	右九 一 鏡 すまあかし 師走の果に ながめゆく						

右十 子英 あらし木がらし よく堂守の 寝るこまよ	右十一 沾徳 背夢の奥で 寝なる 雞の聲	右十二 狐界 木曾人の 落葉 くまよ
右十三 貝丸 むつまじや 柳が門の 繩すだれ	右十四 荷兮 鶯や竹の 枯葉を ふみおとし	右十五 鞆石 蚊屋つるか さもし火 ふけて 釘の音
右十六 心桂 夏ばらへ 人肥たがり 潮たがり	右十七 林鴻 するくと 花の花 かきつ ばた 産	右十八 翠白 白露のおかでは おかぬ 千種かな

よし野小紫が姿を畫にかける
ふところに貌半分の霜夜哉
おなじ火を切籠に見るは哀也
たゝかれて蚊を吐盡の木魚哉
八橋のなかばや寺の芋島

立吟
木因
東柳
羊素

うさあがる蟻に息なし五月雨 爲文
秋の暮あくびうつしに行にけり 天弓
中ノノ案山子はひくし稻のはな 撰者兩覺堂 梨節
鎌倉にて天文博士なりける人の妻を朝日のあざ
りとさこへし法師のぬすみ侍しをあるじ成ける
はかせ見つけて侍りしかば西の口よりにげ侍り
しをあるじ
あやしくも西より出る朝日かな
といゝかけ侍りしかば阿闍梨にげさまにとりあ
へず
天文のはかせいかゝ見るらん
といゝ捨てにげ侍りしをはかせ情有るものにて
呼戻しゆるして夜一夜酒のみ連歌し侍りき
有下巻闕

○天寛叢書目録 享和四年甲子
一水谷幡龍記一卷 一坪弓老談記二卷
一小田天庵記一卷 一佐野宗綱記一卷
一館林城覺書一卷 一小弓の御所様御討死軍
物語一卷 一安房里見家記一卷

- 一立齋舊聞記二卷
- 一自天正至元文大事記一卷
- 一上杉景勝家法二卷
- 一毛利家記二卷
- 一薩摩兵亂記一卷
- 一柴田退治一卷
- 一東奥軍記一卷
- 一徳川記一卷
- 一武家執事之事一卷
- 一新帝踐祚事一卷
- 一朝鮮軍記一卷
- 一開見集抄一卷
- 一免長老勸進帳一卷
- 一慶長小説二卷
- 一伊東法師記一名三
等ノ城ヲ攻ラ 四卷
- 一古文符 朝鮮征伐ノ 一卷
- 一有馬記 此書ハ有馬家ノ事ヲ記ス殊ニ修理大
夫晴信ノ事ヲイヘリ慶長ノ比ナリ
- 一清水長左衛門尉平宗治由來一卷
- 一近藤登助貞用家譜一卷
- 一享祿以來年代記一卷
- 一朝倉敏景條々一卷
- 一毛利元就記一卷
- 一太閤秀吉出生記一卷
- 一薩摩兵亂記一卷
- 一永祿以來出來初一卷
- 一大久保家記一卷
- 一法條之事一卷
- 一年紀考一卷
- 一朝鮮征伐覺書一卷
- 一蝦夷紀事一卷
- 一異本慶長日記一卷
- 一慶長記一卷
- 一佐用軍記 此書ハ天正五年豊臣
太閤播磨國佐用上月
- 一阿部定次記一卷
- 一武邊咄抄一卷
- 一老十物語 此書黒田如水同長
政ノ事ヲ記セリ

- 一卷
- 一藤堂和泉守記一卷
- 一卜齋覺書一名慶長日記此書ハ文殊 一卷
- 一石川覺書一名見二卷
- 一濃州關原軍記一卷
- 一除邑録一卷
- 一備前老人物語一卷
- 一御家號家々之事一卷
- 一智渡談話二卷
- 一嘉祥之事一卷
- 一北川覺書一卷
- 一大阪陣覺書山口久 一卷
- 一幸島若狹大阪物語一卷
- 一福島正則遠流記一卷
- 一大阪夏御陣圖一布
- 一鳴海家譜一卷
- 一從元和十年至寛永四年記一卷
- 一御遺訓并附録二卷
- 一御上洛記一卷
- 一寛永小説二卷
- 一吉備烈公遺事一卷
- 一泉州櫻井表合戦一卷
- 一古老夜話關原合戦ノ事 一卷
- 一太閤送葬之記一卷
- 一福富覺書一卷
- 一古談記一卷
- 一談海抄一卷
- 一渡邊勘兵衛軍物語一卷
- 一青野合戦一卷
- 一於安舞物語一卷
- 一福島没落之記二卷
- 一口宣案一卷
- 一治要七條 本佐雜同 一卷
- 一日光山某院藏書一卷
- 一寛永行幸記二卷
- 一大猷院殿治世略記一卷
- 一正慶承明記抄一卷

- 一 略御系圖一卷
- 一 岩淵夜話別集一卷
- 一 當家御先祖數代子一卷
- 一 黒田如水記于一卷
- 一 多賀谷修理大夫領地于一卷
- 一 越前中納言御代給帳于一卷
- 一 前田創業記于五卷
- 一 秀吉公教訓書一卷
- 一 最上記一卷
- 一 結城源秀康卿行狀記一卷
- 一 景憲記一卷
- 一 大坂冬夏御陣繪圖并御城圖三枚
- 一 一反町大膳訴狀一卷
- 一 一吉野甚五左衛門開書一卷
- 一 一越後國內輪弓箭開書一卷
- 一 一茗話一卷
- 一 一莊内物語一卷
- 一 一立入左京亮宗繼入道隆佐記一卷
- 一 一松平十郎左衛門記一卷
- 一 一正田隼人書上寫一卷
- 一 一水野左近一代武功覺書一卷
- 一 一有吉家代々覺書一卷
- 一 一鳥原記一卷
- 一 一松平甚三郎覺書一卷
- 一 一并河一類武功之次第開書一卷
- 一 一尼草陣繪圖一鋪
- 一 一別當左衛門覺書一卷

一卷 一 尼草有馬原覺書一卷

一 山田右衛門佐申口一卷

一 北有馬村農夫覺書肥前國有馬古老物一卷

○ 補陀落山碑陰

重建沙門勝道上補陀落山碑記

人藉靈境以進道。境因勝人而彰名。如補陀落山。亦其徵哉。勝道上人創窮其頂。精練功成。弘法大師揮天縱才。文之詳矣。於是世人昭昭知其為名山也。其文則載性靈集。傳到于今。而其碑則歷年遼邈。掃地不存。嗚呼廢而不興。非人情也。近者余鼎樹貞珉刻其文焉。庶乎使登臨者讀雄文以審靈境。知靈境誠為進道之緣矣。然則此舉豈曰無所係乎世。有高淡淨心。蔑視山水者。不亦謬哉。因題碑陰。聊紀歲月云。

時

寶永二年歲次乙酉春三月前天台座主一品公辨親王識

右之臨三監事西田備前守從五位下藤原秀英

○ 杏花園六帙賀筵雜費

杏花園六帙於遷喬樓小石川金剛寺坂 戊辰三月三日賀會客入用

柚中へん 三ツ菜

汁つかみ 豆腐

香物 澤庵

- 一 猪口はりく 干大根 うごめ
- 一 中皿平め切身 煮附
- 一 小豆飯
- 一 三拾五人前すまし しら魚 たんざくうと
- 一 吸物すまし たらこ
- 一 鉢しんせうが すばしり 煮附
- 一 酒六升程到來物
- 一 金壹分トゼに
- 一 大平め壹枚半つみ入五合
- 一 四八拾八拾文
- 一 半べん二十
- 一 一百三拾貳文
- 一 すばしり貳ツ
- 一 四拾文
- 一 干大根一と掛
- 一 貳百四拾四文
- 一 中椎茸壹升小椎茸五合
- 一 一百文
- 一 醃壹合
- 一 拾貳文
- 一 小買物色々
- 一 五百六拾九文

一 一百文

一 三拾貳文

一 半紙貳帖まんぢう 包紙用

一 一百六拾四文

一 上田紙貳東二味線引子供 兩人へ遣す

一 金壹分と錢壹貫八百八拾五文

外に四百文程

一 一硯蓋到來物

有物

鹽味噲新燈油貳拾目掛蠟燭拾壹丁小蠟燭四丁

炭半俵餘此目方三貫 貳百目程 此代壹匁六分七厘

五毛

○ 朝鮮信使列名

正使通政大夫吏曹參議知製敷金履喬字公世號竹里申

申生四十八歲居京城○副使通訓大夫弘文館典翰知製

敷兼經筵侍讀官春秋館編脩官李勉求字子餘號南霞丁

丑生五十五歲居京城○上々官知中樞府事玄義洵字敬

夫號坦々軒乙酉生歲四十七○大護軍玄斌字陽元號一

遲子午生五十歲○同知中樞府事崔昔字明遠號菊齋戊

子生四十四歲○上判事前判官卞文奎字玉汝號梅軒乙

酉生四十七歲○前主簿崔仁民字章叔號碧堂己丑生四

十三歲○漢學上判事前正李儀龍字雲卿號蒼海丁卯生

六十五歳○押物判事副司猛越行倫字明五號逸庵乙未生三十歳○次上判事前主簿金祖慶字子祐號青蓮壬寅生三十歳○前判官洪得俊字仲偉號徑園乙未生三十七歳○製述官奉常寺僉正李顯相字相之號大華戊子生四十四歳○正使書記幼學金善臣字士緯號清山癸未生四十九歳○副使書記通德郎李明五字季良號泊翁壬午生五十歳○醫員生徒金鎮周字汝安號活元齋丁亥生四十五歳○副司勇朴景都字聖拜號從五所戊子生四十四歳○寫字官護軍皮宗鼎字士重號東崗癸未生四十九歳○書員副司果李義菴字爾信號信園戊子生四十四歳○右文化年韓使來聘對馬時一行姓名也

○深川四軒寺町鯉屋所藏書畫

深川四軒寺町に鯉屋といふ煙草屋あり杉風の子孫也芭蕉翁其外俳諧師の書畫等夥しく所持也

立軸組地

葛の葉のふもてみせけり 懸崖 はせを

けさのしも 篠菟 朱尾 白羅

横幅紙地

青 朱字

毘沙門堂の花盛四王天の草花も是にはいかでまさるべきうへなる黒谷下河原むかし遍昭僧正のうき世いとひし花頂山鷲の深山の花の色枯にしつるの林まで思ひしられて哀なり観音のいらかみやりつ花の雲

はせを

桃

白字

立軸小紙地

長嘯の

はかも

めぐるか

鈴こなき

立軸組地 書畫ハ杉風あり

月夜とつさはりけししおせせき

としのくれ



芭蕉

立軸紙地

表具

白字不詳

瓢 銘 芭蕉庵家藏

一 瓢 重 泰 山

自 笑 稱 箕 山

勿 慣 首 陽 山

這 中 飯 顯 山

貞享三仲秋後二日

素堂山子香

我思 古人

白字

立軸小紙



芭蕉

立軸 組地

元禄九丙子歲秋九月圓

聖氏龍翹口

とひつぬきくろくろくおひぬ

ころもが

横幅 書ハ杉風

竹ハ翁



横幅紙地

コレハ杉風ニ時候ノ服ヲ贈レル時ノ書簡ナリ

時雨此比致候

初時雨猶も小葉を

ほしげなり

猶期後刻候以上

十月十日

杉風様



持野本書集四

押紙

ふる畑やなづな摘ゆくおこごも
菜畑に花見がほなるすしめかな
花にあそぶあふなくらひそ友すめ
古池やかはづ飛こむ水のおと
ながき日も轉りたらぬひはりかな
花さきて七日つるみにふもとかな
はせな

立軸

短冊五枚
ハリマセ

白

元日やおもへばさびし
秋の暮
桃青

歳旦

白

元朝夢眉
餅を夢に折結蘭菜の草枕
華桃青

茶

誰やらがたらしに似たり
けさの春
はせな

ギエモ

たるむころしたに
もちおふうしの
とし

茶

ほつらにきかはやいの初便
はせな

立軸 紙軸

あうくさろて
つれなくも秋の
風

横幅

杉風様
祝 南山
其角
はま弓や常時
紅斑四天王 其角
かううら御免
大くほしくのかみ
牧野備後のかみ
御としおさこ
井月つしまのかみ
下條 長兵衛
かたきり石州のちやくし
三代四代につかへたまふ人
當時四人の高老を祝申候是
は私へ御恩被下候方へきげ
んとり也

横軸許六番 紙地 秋草

元祿六文月七日夜風雲天に
満白浪銀河の岸をひたして
烏鶴も橋杭を流し一葉棍を
吹折けしき二星も扇形をう
しなふべしこよひ猶たぐに
過ぎむも残多し一燈か
げそふ折那通昭小町か歌
を吟する人有これによつて
此二首を探て兩星の心をな
ぐさめんとす
小まらびうた 芭蕉
高水に星も旅寝や岩の上
返昭うた 杉風
七夕にかされはうとしきぬ
合羽

立軸 紙地

彩風書畫堂

寒くとも

三月月見か
落葉かな



横幅

別紙に申達候其以後堅固之番所に承及候
江戸表變地先々驚候御事共に御座候此度
萬句廻狀所々へ出申候所別而貴翁御事御
取持奉頼候此筋丈出艸出来浪地上□在打
つらさ御果候而今は殊更心細き折節何事
も先輩失候てちからなき心地仕候此度萬
句巻頭に深川御連衆にて出し申度願望に
御座候尤先師舊住之地と申貴翁先達之よ
しみ旁々難黙止奉頼度存候此旨猶萬千公
へもなげさ遣候此序の事は此方に御入候
間素堂へ頼候へば書て可給候旨に御座候
返々萬部ひとつ御發句にて頼上候以上
三月十八日
支考

増訂一話一言

立軸

杉風様

立軸

牡丹彩書畫

立軸 紙地

一蝶齋



朝漢に
まかせ食ふ
おんこ哉
はせな

横軸 紙地

許六番

芭蕉桃青

芭蕉



一字
許六番
維藏
六許

一卷

深川のほとりなる予茶菴のあたりちかき隠士うちよ
り秋野のながめせむと催しいつくへか立出むといひ
ける予思ふ所あり一とせ聖護院の宮御下向の時角田
川の御詠に

東路のせきやの里に宿もがな

すみだがはらのあかぬ詠めを

と遊ばしければ此里をたづねがてらすみだ川あたり
の野を分むとちひさき舟に竿さゝせあさ草川にのぼ
しけるに岸ちかく舟とめて色黒き男腰たけ川に入ら
つふけになりて水底の土を抱あげ舟に積世のわざと
いひながら秋の風身にしむ比木にひたりくるしとあ
はれなりければ

土とりよなにはど冷る秋の水

杉風

川づらに舟かけならべ釣たる、人限りしられず岸に
も立ならびて多し此興にさかづきをととりて

我酒のさかなにこはむ釣のはせ

友五

川岸を見れば山里の炭籠のごとくなるをつくりて瓦
をこめて焼その煙たちのぼりそらくもりければ

瓦焼けふりは霧にまじるかな

若波

同じのき端についで土をこね瓦つくりならべて干

ければ

焼ぬまは露やいとほむした瓦

杉風

舟さしのぼす程淺草より牛島へ行てふわたし舟あり
牛島の方より西瓜冬瓜秋茄子色々のつくり物を賤荷
ひてわたしをこゆる淺草よりはさまくの商人荷を
持てこゆる其外男女出舟に乗おくれじといそぎ走て
うちける又歴々と見へて人あまた召つれたる武士來
り馬よりちりて舟一艘に上下のりて馬も外の舟にの
せむとするにあらけなくはねてのらす人大勢よりて
漸引のせ漕出しけるに川半にてもくるひてあやうく
見へければ

吹よどめ馬のる舟に秋の風

全

漸里はなれる岸に舟さしよせてあがり野を分るに
ちくさの花おのが色く咲て見ぬ草の數多かりき

名はしら草毎に花あはれなり

全

といひて立やすらひけるあたりをみなへしの花も
がれたるありける比しもさかりなるべきを世にこゝ
ろなきもの、ありけると打うらみて

莖の色花のかたみやをみなへし

全

なを分行ば野中に塚ほどの木権一かぶ花さかりにて

ありけるいづれの里に主やあるいやあるまじきとあ
のくうたがひければ

手をかけておらでしさりし花木権

全

滄波師のいひけるはあれに田を新賤のあまた見へた
りいざ行て見むとて晴づたひにはるか行て見るに新
草臥たる男と見へて笠着ながらうつふけに寝たるお
かしさに

鎌捨てかり子稻をしきね哉

滄波

新田に行てふからすを見て

嘴ぶとの薄穂をひろふ田面かな

友五

刈ながらはなしは稻の實入かな

杉風

暫やすらひて歸るさに牛頭山にまゐり佛前に拜して
齋堂にまゐりければ机の瓶にあさがほをいけて眼前
の哀に

齋堂にあさがほいけてあはれかな

全

はや夕日漸くかたふけば舟に乗てさしくだしけるに
兩國橋のあたり屋形船所せきてわめく聲夥しととし
し名月にはかゝる事もありけるがはまだ三ヶのゆふ
べなりけるにとちもひて

待かねて三ヶ月見るか屋かた舟

全

何かと口ずさみ過る程舟岸に著ければ乗出す時關屋
の里を尋むといひけるをさもひ出手を打てわすれま
じき所を道すがらの輿に乗じて見のこし侍るとちの
くあされけり思へば彼清女がほととぎすの歌よみ
に出むなしく歸りけるそれは車これは舟なりと打わ
らひて草の戸に歸りて

野の露によれし足を洗けり

全

元祿二仲秋初三

短冊のたちくす

長八寸五分

長一尺六分

はら中やものにもつかずならひとり

いかめしきちとや骸のひの木かさ

巻物

鹿島記行

よき荷擔の人ならんかし

ありくにかはらぬ空の月かけも

ちくのなかめはくものまに

月はやし

和尙

桃青

てるにねてまこと顔なる月見哉 同

あめにねて

つささびし堂の軒端の雨雫

ソラ 宗波

此後發句多し略之

貞享丁卯仲秋

みのむし一巻

はせを桃 雷は枯木

みのむしの

みのむし

ねをさしに

こよ

翠装翁書

石在 山雲泉 不同

草の庵

貞享南至日誌

丁亥郎蚊足書

末に芭蕉菴桃青の跋有之略

眼前

みちのべのむくげは馬にくはれけり

此家に葛籠三つばかりに納め置たるを冬の日のみじかきに見のこしぬ

○飛頭猿

飛頭猿頭將飛。先一日。頸有痕而如紅縷。一本及夜狀如病。頭忽飛去。須臾飛還。其腹自實。其覺如夢。雖猿不知也。予嘗入石抱山。洞中偶一本無見二頭。一食蟹。一食蚓。見人驚起。食蚓者尙銜蚓而飛。蚓長尺許雙耳習々。如飛鳥之使翼也。猿俗賤之。不與婚娶。一本作猿欲絕其類。手按古城有尸頭蠻。本婦人目無瞳子。飛頭食童子糞。糞盡童子輒死。婦日益明。地與此猿爲婚。一笑。知不足齋叢書 赤雅

南方有落頭民。其頭能飛。以耳爲翼。將曉還復著體吳時往往得此人也。博物志 太平廣記四百八十二

○仙臺秋演義零本

只職得乾々地響處。跳出一隻如豕大一般黃鼠。口銜一個幘子。托地待要望外面跳將去。只見階下現出一個年少好漢。怎生打扮但見。

若一領罷熊工繡上下。穿一幅棋局爲紋衣裳。身長力壯。膽大心雄。手裡提將晃々黑漆鐵骨扇一枝。腰間跨督燦々春水雁領刀三口。鐵骨扇要打幾許多腦袋。雁領刀可斬數十個頭顱。名聞室町男之助。聲振江都。團十郎。

那年少好漢。生得環眼大耳。腰潤十圍。威風凜凜。相貌堂々。八尺長短身材。二十四五年紀。他是源賴兼公部下心腹的健士。一身好武藝。有萬夫不當之勇。江湖上都喚他叫做荒獅子。姓男。雙名之助。大喝一聲道。俺竭來緣爲誰人阮陷。退去在家。頃聞府中歹人縱橫。鶴公主身上少伏侍的人。俺懷着鬼胎。放心不下。憂得苦了。夜間暗々地來階前保護。端的大驚小怪。那善生在這里探頭探腦。況口中銜得一幘。必有緣故。吃俺祖傳七代鐵扇罷。就勢劈將來。那大鼠亦不尋常。右躲左閃。男之助肚裡尋思道。果然是怪物。非同小可。抖擻精神。盡平生氣力。只一扇。從半空中劈將下來。向大鼠額上一下。那大鼠被男之助一扇。立地倒翻了。忽見一道濃烟滾將起來。黑暗々置了庭上。濃烟散處。現出一個大漢。雙手捏訣。口中念念有詞。男之助吃了一驚。定睛打一看時。那大漢怎生模樣。但見

隆準深目。長而口方。額上陰々露出癩痕。口中念念誦來咒語。滿腹藏機。陷阮幾個正士端人。中心暗算。結火許多刁徒姦黨。名馳八百行衢街。氣掩五十座州郡。奸雄家老稱彈正。絕伎俳優仰錦升。

那大漢銜這一幘在口。向外面走去了。男之助慌忙叫道。兀那撮鳥休走。向前侍要揪捉。那大漢右手起處。呵呀一聲。一口銜飛將男之助面門來。說時遲。那時快。却好男之助手段高強。眼明手快。霍地一閃。把那銜劍只一綽。綽在手裡。看一看時。那漢呵々大笑。拽開脚步。大踏步向那里走了。不知去向。有分教。訟堂上喋血。忠良奸邪判然。公案前呈書。巫蠱計策露了。方是從來姦計施何益。終使忠賢到底榮。畢竟男之助見了的是甚人。且聽下回分解。

白藤庵主戲撰

仙臺秋演義第□回終

○林祭酒述齋詩四首

每值暇餘來駐車。一園秋色望中除。西風已落淮南葉。細雨纔開彭澤花。爲奉寵恩趨殿閣。難拋簪紱臥煙霞。世間多少男兒業。要及髮邊猶未華。風笠烟簑彼一時。何圖中道受塵羈。年光鼎々芙蓉老。霜信年々鴻雁馳。撫柳乃思宣武歎。感秋偶誦退之詩。此身定被沙鷗笑。尙暑前呵到水湄。

秋暮遊相忘園憶懷

蕉軒 林公 山人

壬戌孟冬廿有四日 棕堂書 阿印子純 正精氏

寒盡帳帷鉤繡。夏堂虛豁納林嵐。臥看一鳥梢峰去。入自南窓出北簷。

半窓梧葉影交加。蝴蝶夢醒西日斜。睡起渾身無氣力。呼童目指漑盆花。 夏日縱筆二首 述齋

杏園集已夜迎聲妓阿勝勝有盛名噪于一時家住駿河街

金樽會客駿河臺。有妓駿河街上來。品海鮮鱗抽錦縷。墨田新釀入瓊杯。知迎粉黛人皆醉。方是釵叢獨占魁。若使娉婷論價買。名珠十斛乘如灰。 鈴木 恭

元日早朝二首 數枝桃李秋門陰。陪宴且欣恩澤深。魏闕千尋發籠雪。親軍八萬簇如林。氏知青葉凌霜色。國氏章表紅苞向日心。章表 謝劣從班同獻壽。耻無一語比南金。

城頭初日報春温。近午衙衙車馬喧。白雪呈祥新霽色。蒼松假蓋老蟠根。半生素職耻羊質。一服青袍是主恩。堪笑隱淪難免俗。退朝同拜五侯門。 鈴木 恭

增訂一話一言卷三十二終

り、妊娠のていなり、童女の有べき事ならねば、或は醫師の診察をうけ、或は陰陽者の占卜にとひけるに、とかく懐妊にきはまり、ことに男子とあらなひしもあり、月重なるに随ひ胎動など有て、九月二日夜中より腹痛し甚苦痛ありて、三日曉男子をうめり、即時に乳汁出て養育すといへり土浦侯代これをまのあたりみしものゝ、とやは拾歳ばかりの姿にみえ、髪は墨粟にて行狀小女にたがふことなし、乳房は大人のごとし、小兒は健にみえて生育すべき容體なりといへり、父は何ものなりといふ事詳ならず、あやしき事なり。

南史云。張麗華初事龔貴嬪。方十歳。後主見而悅之。因得幸。遂有娠。

十二歳にして子ある事 十二にて産せしことは類聚名物考に見たり、曰僕が舊友の女子十二にして男子を産り、今その子現に近隣に在、尪弱ならずしかも健なる男兒なり、西土にも例あり、輟耕錄卷廿四云。至元丁丑。民間謠言。拘刷童男女。以故婚嫁不問長幼、而亂倫者多。平江蘇遠卿時爲上海使。有女年十二。費里人浦仲明之子

増訂一話一言

増訂一話一言卷三十三

○童子産子 屋代 弘賢

皇朝にては七八歳の女子の子をうめる事あり七歳のものは永祿年中のことなり簡井八歳のものは今茲文化九年のことなり御代官西土には十歳にて娠する事有南といへる文見ゆしのみにて七八歳の例はいまだあらず

筒井記云、永祿七年三月於丹波國七歳ノ小女産子此レ舉レ世天下ノ怪異ナリト云、順慶モ密ニ一士ヲ遣リテ其實ヲ見セシム、翌年果シテ三好ガ弑害アリ。下總國相馬郡藤代宿忠藏といふものあり、もとは常陸國筑波郡城中村忠兵衛といふものゝ次男にて、先年當所百姓三吉といふものゝ養はれ、三吉從弟女よのといふものをめあはせたり、忠藏もとより女子あり、名をこやといふ、とや四歳の年より月事をみる、父母疾なるべしとて醫療をくはふれどもしるしなく、ことし文化九年正月より月事やみ、三四月の比よ

爲婿。明年生一子。弘賢曰十二歳にて嫁して明年子を産 十三歳にして子ある事 男子十三歳にして子ある事龜山院十三歳の御時皇子降誕あり、中御門院十三歳の御時皇子懐妊翌年降誕あり、西土にも例あり、陔餘叢考卷四十四、晉明帝崩時。年僅二十七。其子成帝享國七年。年二十二。則明帝生成帝時。年僅十三耳。北魏獻文帝亦十三歳生孝文帝。とみわたり、又曰。北齊瑯琊王儼被害。時年十四。已有四男。と、これはそのはじめてむまれし子幾歳の時といふ事詳ならず。

日本史。龜山帝后妃傳云。帝早好内。十三始生子。鳩巢小説云、頃日皇子御誕生ニ候主上今年御十四歳にて宮女十七歳ト申候是又異事に候十三ニテノ御子ト申モノハ、此處尙有開文正徳四年三月九日稻若水來書〇弘賢曰増訂運録ニ 主上ハ中御門院ナリ此皇子ハイカハナサセ玉ヒシヤ所見ナシ

榮花物語本のしづく 云かんのこのは御年十五ばかりにおはします春宮は十三にぞおはしますにいみじうめやすきはごの御なからひにおはします 弘賢曰春宮はかんのこのは御室白の女御子なり治安元年二月中旬のこにたりこれ又いさ早き加婚候なり

壬申霜月初四於府中寫了

百十九

○古文書

巳十一月二日願之通相濟

養子願

吉良上野介

上杉彌正大弼二男於在所出生

上杉春千代

己巳四歲

私儀當巳四拾九歲相成候男子無御座候付右春千代養子仕度奉存候可相成儀御座候者被 仰付被下候様奉願候以上

元祿貳己巳年

八月廿九日

大久保加賀守殿

阿部豊後守殿

戸田山城守殿

土屋相模守殿

吉良上野介



大加賀守様
阿豊後守様
戸山城守様
土相模守様

淺野内匠頭

弟

淺野 大學

辰十九歲

大學儀五年以前子之年 御目見之儀奉願候私領内祖父内匠頭代より新田五千石餘御座候右之内三千石弟大學拜領被 仰付被召出被下候者難有可奉存候右之趣奉願候以上

辰七月廿九日

大加賀守様

阿豊後守様

戸山城守様

土相模守様

淺野内匠頭

長 矩



○朝鮮陣以後日本通用始之事

私祖父義智朝鮮在陣七年之間に士卒悉損じ國民及困

匱候に付慶長六辛丑年初て罷登於伏見 權現様へ御目見申上候節被仰付候は朝鮮は隣國にて古來より通交仕來候處不慮之亂にて通用相絶候事不宜被 思召上候其方才覺を以和交之儀可相調候彼國可致同心様子に候はゞ從 公儀之御差圖にて可申達候若敵對之仕形有之候はゞ其儘には難被指置候御馬を可被差向候間其旨相心得候様口被 仰付義智對口被下候て以後も以御書彌無事之儀相調候様可入精旨被 仰付候依之則使者差渡候へ共一向承引不仕候子細は對馬之義は古來より約條之船を渡し商賈之道を通じ年久敷用仕來候處秀吉公無故兵を起し無罪人民を數多殺し剩陣中對馬守先手仕王都を破國王之丘墓を崩崩し朝鮮及亡國候遺恨難忘其上萬事大明之受指圖候へ共私に通交難成由申切候て 御代替り候を曾て實と不存差渡候使者兩度迄殺之承引不仕旨伺 上意一亂之時分諸國へ捕參候朝鮮人數百人數度に送返し殊に薩摩に被捕居候朝鮮國王之一族金光と申人返渡候節於對州筆談を以兩國通交之儀委細申合使者相添爲致歸國候金光於彼國 權現様御代に成日本御辭讓之趣御仕置等之儀具に申傳候に付漸書翰請取通交之道少

々相調候乍然此上にも彌日本之様子爲可承届慶長九年甲辰之秋彼地より松雲大師並孫文哉と申者差渡之翌年乙巳之春義智同道仕罷登候處於伏見御城 御目見被仰付本多佐渡守免長老を以和交之器具に被仰付候則兩使致歸國右之段申達同十二丁末年三使呂祐吉慶選丁好寬渡海依御差圖先江戸へ罷越 臺徳院様へ御禮申上歸國之時於駿府 權現様へ御禮申上候此時より無事之儀相調至于今不相替通用仕來候右之通兩國和交相調如古來通用仕來候此時より彌商賈交易之儀契約仕彼國に望候物を遣し此方に無之物を取可申旨堅申定至于今其通御座候以上

七月廿八日

宗 對馬 守

○筑前宗像阿彌陀經碑墨本跋

西人記。我船載萬安橋碑去。今莫知所在。獨有筑前宗像彌陀經碑儼存。未審來由。或傳彼寄平内府者。其爲宋人書則無疑。已煙沒海嶼之久。墨泐漫漶。殊爲可恨。既有脩建者。搨本亦稍々出。其初謄不甚斬重。逮於近歲。禁謄頗嚴。非有司監視。則不許打搨。是以遠爲難得之寶矣。余向在佐嘉。地與筑前鄰。一日半行。可達宗像。而搨本竟不可得。三年前。筑候延余

談經。因乞得之。椿亭祇役對島。經由筑封。囑有司亦得之。使余題言。余與椿亭始不相謀。各自祈懇。而其得之則在同時。乃書其所以得初易而後難。以詔覽者。并使來裔保愛。

○萬安橋碑

泉州萬安橋。俗名雒陽。在迎恩門東二十里。長江限之。橋墩數千尺。宋蔡忠惠公所造泉郡橋之鉅。與萬安埽。與亞之者。可三四數。而四方之人與泉人。獨好言萬安。其言往々多。恐以謂撰時揆日。畫基所向。銀址所立。皆預徵江水之神而得吉。如世俗所傳醋字者。至于鑿石伐木。激浪以漲舟。懸機以口締。每有危險。神則來相址石所累蟻蟻封之。而公自爲記。及舊泉誌中。皆無是也。公所記。寥寥百十言。但記時日與所費工費耳。亦無折舖張。四百餘年來。後人尙修侈大其事。托于神而美之。當時固視之。漠然與尋常與梁等。古人信不可及哉。橋盡爲公祠。予甲午過其地。拜公祠下。見公所書二碑。無額無欄。製殊古樸。立公像左右。相傳倭變時。倭舟載其右一碑去。後人補之。今官此此地者。預使人標碑。郡人憚遠途。

又索者多。乃別爲木本以應。泉州僞榻。不止銀錠淳化也。

右周樸園撰閩小記

○放下着傳來略記

抑放下着者筑後國柳川江月院前往善洞院なり、同國鶴田長泉寺の庭前に自然に竹二本生じて九年を経たり、或日善洞長泉寺に訪尋して庭前の二竹を閱見し褒賞して云、此竹爲尺八者甚奇笛ならんといふ、即時に住僧笛管と爲事を請ふ、善洞不辭、而大小二管に作る、小一管は江月院に留、大一管は長泉寺に授與す、然るに善洞此一管を吹練するに音聲更に不出、依て常に稽古の笛管となす、然而經年自然に妙音を發す無比類管と成れり、依て魂望の人雖多曾て授與する事なし、爰に閩江といへる虛無僧誣て雖請授與一善洞無三放與一閩江魂望のあまり袋を脱て終に盜取て奔走す、洛陽に至て亦明開寺門人となり、攝州浪華に住す、善洞深く此竹を惜て遠近を尋求む、閩江此消息を聞てたちまち勢州白子普濟寺より過て下り、閩江法を背の條明暗寺より演説す、普濟寺驚惶して閩江盜笛の罪を責め、法に行ひ法具を脱し取て

放此、依て筑の江月院より閩江所持の管筑後州へ可還送旨雖一切也、普濟寺も此竹の妙音を感じて法破を以て脱たる法具なれば普濟寺に留め置べき旨を斷り、終に不返、於此代々普濟寺の寶器となる、こゝに同國白子の住持師井上玄仲といふものあり、多年好竹異他此管の妙音を感じて乞ふ事強ちなれども曾て不許、不得止而暫恩借せん事を求む、普濟寺も又玄仲老の熱心の深きを感じこれゆるすに、纔に五日を約すとといへども變約して三年を経たり、仍て普濟寺より責促頻なれば玄仲老深患て以自筆放下着と管端に銘を書付け則普濟寺に戻す、其後普濟寺守へ訟事在于東都に下着す、其初予聊の愚意加ふる事ありき、其恩を謝てこの一管を讓還す、予此竹を得て吹弄するに殊に古今の妙管たり、其音妙にして神に通ず、仍て鈴法寺爲寶器と永く尺八本手の法燈を挑くべき者也

廓嶺山鈴法寺現住嘯山

于時享保十四己酉歲三月廿一日

勇虎

放下着授與之事

放下着者予多年愛之出時者懷之臥時者爲枕之然予及

衰老而吹笛業不任心仍之門人欲爲授與因我宗吹笛手練之輩雖多其業能者正稀爰白獅子笛管明弄久殊能古風傳仍而此一管授與尺八手之法雨乞普事者也

廓嶺山鈴法寺現住嘯山

于時寶曆十三癸未歲十一月 日

勇虎

白獅子

右放下着の尺八は市谷袋寺町覺雲山淨榮寺什物也

○蝦夷人唄

ユツカラ

兄。妹。一所ニ。山ノ。上ニ。住ム。兄。飲。水。別
ユヒトレンシトランノ。ヌフリ。カシケチ。チカイ。ユヒイ。クワツカシ
ユ。有。我。飲。水。モ。別ニ。有。銀。水。
ナイアン。テウカイ。イク。アツカシ。ナイアン。シロカチ。アツカ
金。水。一日。我。呑。水。無。セ。ン。カチ
ンカチ。アツカシ。チ。テウカイ。イク。アツカシ。ヤマ。ヤイ。ラ。メ。コ
シ。ナイト。思。ヒ。シ。ニ。多ク。浦。飲。ケ。胎。子。生
モ。エ。ク。シ。ニ。コ。ナ。ボ。ロ。ン。ア。ン。イ。ク。ハ。ホ。ニ。コ。ロ。ホ。ン。シ。ヨ。ヘ。ト
兄。腹。立。我。チ。纏。リ。山。ノ。上。ヨリ
ク。ユ。ビ。キ。ン。ク。カラ。テウカイ。ト。シ。サ。マ。ン。ヌ。ア。リ。キ。タ。イ。キ。チ。ロ。ア
。轉。シ。落。ス。泣。ナ。ガ。ウ。山。ノ。下。ニ。居。ル。獸。多。來。リ
ノ。カラ。カ。リ。セ。チ。シ。カ。チ。ヌ。フ。リ。チ。ヨ。ロ。ホ。キ。チ。チ。カイ。アル。シ。ヤ。ラ

榮光院様 五百姫君様同十一年未年 おうた殿

十二月十六日御誕生同
十二年閏四月三日逝
去凌雲院

唯乘院様 亨姫君様和元四年五 みてふ殿

月廿二日御誕生同六年六
月五日御逝去凌雲院

法如院様 同二年七月五日 おみを殿

御流産上野凌雲院

感光院様 舒姫君様同二年五月 おうた殿

月七日御誕生同三年三
月四日逝去凌雲院

馨香院様 壽姫君様同三年十月 おとせ殿

十五日(八月朔日)御
誕生文化元年六月十
四日(十五日)御逝去
傳通院

天淵院様 時之助様同八月朔日 おてふ殿

(十月十五日)御誕生
文化二年九月十四日
御逝去凌雲院

俊岳院様 虎千代様文化三年二 おてふ殿

年十一月一日御誕生同七年
年十月二日御逝去増上
寺

圓琮院様 高姫君様同三年三月朔日 おやち殿

御誕生同七年七月廿三日
御逝去凌雲院

晃耀院殿 晴姫君様文化二年十 おとせ殿

年五月四日御誕生同四年十
年五月十二日御逝去凌
雲院

法量院様 諸姫君様文化八年未年正 おとせ殿

月廿二日御誕生同六年六
月晦日御逝去凌雲院

御小納戸吉
江左衛門殿

精純院様 岸姫君様初安姫君様文 御同人

化四年十一月十四日
(十五日)御誕生同八
未年七月廿八日(廿
七日)御逝去凌雲院

淳脱院様 孝姫君様文化十四年正 おすて殿

月廿二日御誕生同十一年
年七月廿四日逝去凌
雲院

常境院様 與五郎様文化十四年十 おやを殿 阿部勘左

月二日御誕生同十一年
年四月七日御逝去凌雲
院

御内證御方 御四人 おらく御方 御壹人

お梅殿 御壹人 お歌殿 御四人

おし加殿 御壹人 お利尻殿 御壹人

おとせ殿 御五人 おてふ殿 御三人

おみを殿 御貳人 おやち殿 御貳人

おとて殿 御三人 おやね殿 御五人

おいと殿 御壹人 おみや殿 御貳人

西丸

竹千代君 文化十四年十月晦日生同十一戊年八月廿六日逝

玉樹院殿 殿英山知月大童子 増上寺 御藤中様

達姫様 文化十一年九月廿四日生

押田丹波守姫おひさ殿

文化十二年乙亥年二月十七日生

瑞芳院殿 御藤中様

○文化年賀大孫詩論學士

恭值篤生

大孫之鴻禧

徵合酉年

典裕甲觀巨撲不勝欣躍之至

謹奉俚言一章上

千秋萬歲之壽

臣古賀撲頓首再拜

維熊應兆育

文孫宇內同仰天祝繁

保業無疆迎祉福

貽謀不拔固基根祥成菌苗

胞胎異美似環瑜

儀表尊爭賀景雲彌數里公

侯玉帛擁

城門

恭遇篤生

大孫

少微耀倍

幼海潤加臣利用無任抃躍之至

謹奉鄙章一篇上

千秋萬歲之壽

臣依田利用頓首再拜

甲觀祥開喜氣俱能躍入夢

協靈圖

昌期寧假高某請

良月還同聚井符

色變長瀾河薦瑞

文流列宿電繩樞

遙知昊眷休徵萃

萬壽歡聲塞九衢

恭見

大孫如達之洪禧

麟鳳成祥

熊羆報喜臣固不勝欣抃之至

謹裁蕪言八句上

千秋萬歲之壽

臣增島固頓首再拜

離明廣運瑞休彰繞渚流虹協

夢祥

銀榜晨瞻佳氣鬱

銅扉暮望彩雲翔

華封何假三多祝

箕範預知五福昌

守嚮千年基本固 寰區舞躍喜

無疆

恭值

大孫降誕

明兩增輝

河清應運 巨燭不勝歡抃之至

謹奉鄙詩一章上

千秋萬歲之壽

臣古賀燭頓首再拜

堯母門前玄鳥翔香 孩營

裏亦龍驤

青雲成蓋 抵蘭殿

紫氣滿庭 明畫堂

不羨周南 麟趾瑞

休論江左 鳳毛祥繩繩

孫子承丕 構料識 卜年天共長

伏覲

文孫如遠之景福

流星呈瑞

彌月協良 巨温不勝欣躍 謹奉

巴里一篇上

千秋萬歲

臣野村温頓首再拜

恭逢

大樹毓孫 枝肯構長承

萬世基兆 想熊羆符

昨夢祥傳 龍風稟

英姿

守桃端是 添蒼竹

享國何唯 應紫芝 欲傲堯封

三祝意敢 陳周雅 九如詞

○河内古市玉碗記

舊市高屋丘陵はかけまくもかしこくも勾大兄廣國押
武金日天皇の御陵なり御陵は河内國古市郡高屋丘
陵村にあり日本紀延喜式並同扶桑略記に陵の高さ三丈方二町と
いへり日本紀に皇后山田皇女及天皇妹神前皇
女と合葬せらるるよし載られたる或書に天皇の御陵
皇后の御墓と隣る其處を今八幡山といふよし見ゆ、

勾といふは大和國高市郡曲川村の地にして其世の都
の名なり、古事記に勾之金箸宮といふ是なり、舊事
記日本記に金橋に作るこれに同じ、大兄は長子を云
ふ、天皇は男迹天皇雄略天皇の長子にてましませば、かく
はまうすなり、廣國より下津かたはみな贊美の辭な
り、我國のいにしへ上下なべてかうやうの美號なり
しを、後の世に異域にならひて諡たいまつり、安閑
天皇とぞまうすめる、ある人のいはく、金峯山權現
は天皇の御靈を祭れるとぞ、おもふにいにしへより
時に泰否あり、世に治亂あり、泰否は天の消息治亂
は人の臧否なり、されば國家の興亡、人世の汚隆、
時をまぬかれずといへども、禍福は必ず人のまねく
所にして、賢不肖、善不善に由れるのみ、我國中葉
皇綱紐解しより、海内穩ならざること數百年、明德
の役に將軍足利氏の陪臣山某河内國を取ける時、
此地に城を築く、高屋城といふこれなり、其後天正
の始、將軍義昭平信長と挑戰し、義昭の軍破れて城
終に亡ぶ、兵革の後里の民此御陵をあばきしにや、
此の里の長神谷といふ者の奴僕、土中より玉盃一を
獲たり、其家に納ると百餘年にして、終に西琳寺に

寄附す、實にあさましなごいはんもおろかならず
や、西琳寺はもと向原寺といふ、欽明天皇の御とき
蘇我稻目おのが宅を捨て寺をつくり、百濟よりわた
せし釋迦像を置し所なり、上宮太子の天王寺を創建
ありしに先たてること三十年、其寺既に廢ること久
しといへども、官符をはじめそこばくの文書猶存せ
り、寺の來由沿革は別に緣起文ありて詳なればくた
くしく更にいはす、こたび平安の茶博士養壽院の
ぬし宗達てふ人を介として西琳寺住持僧慧雲上人此
殿にまうのほりて、我三山檢校三井長吏聖護院二品
賜牛車盈仁親王に謁しまいらせ、携來し玉盃及び文
書あまたみせためまつりき、やがて其筥のうへに金
泥をもて御鉢の二字を題せられてかへし賜りぬ、か
くやごとなきことごの後の世に傳はらざらんこと
をおそれ、予がしたしく見聞につけて其事を謹て
かいつくことしかり
時寛政八年歲次丙辰夏四月
開國光導天盤排命神孫勢州堤矢花寺城主帶刀先
生高邦十二世聖護王府書室古帶刀國柄景雷謹撰
且誌

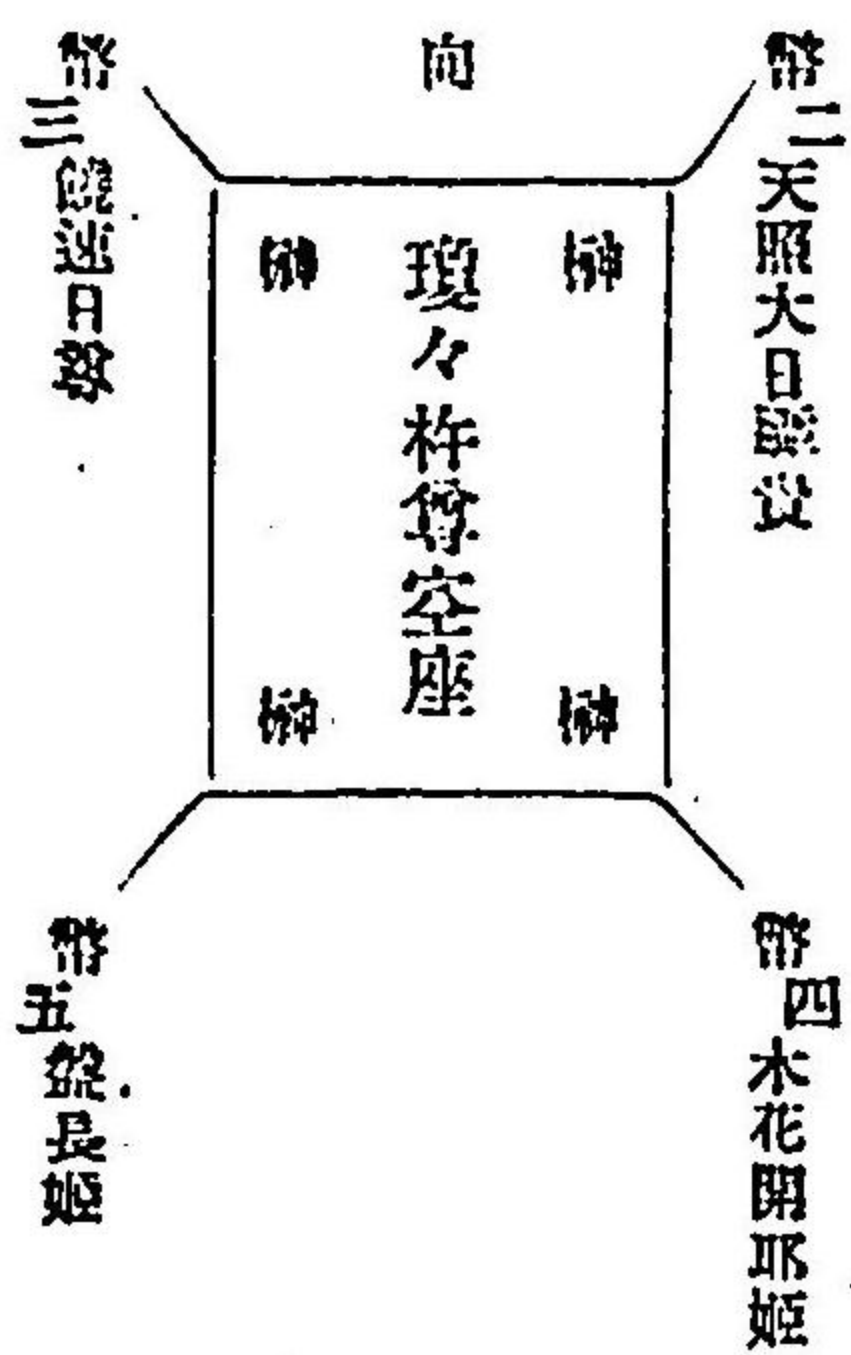
昔日我師友の高橋若狭守宗直朝臣、曾て茶のなまみ
 ごとにいふ、延喜のみかごの御茶めされしは應量器
 と云ものよしなれど、其名ありて其すがたを知ら
 ずときこへしによて、先の年其説につゐて予あらた
 に陶工をし其器を造らしめておくりし、老師いと珍
 とし譽賞しぬ、しかりし此頃河内國古市寺に遊ぶ日、
 此寺に傳へし安閑天皇の服御の玉盤を拜し、更に思
 ふ、紫式部が物語に、所謂せんかうのかけはんんに
 かうさは浅香ならしあはるる香ある材にて造れる
 かけはんならましかは白檀等にいふのたぐひにやしらし
 べき玉盤なりけり、いつら御鉢ごのみへられしも宜
 ざることにや侍るらんと、いとかんじあへり、予が
 造らせし其趣は若くはかなふべからんもたがふ意あ
 るは托子にのすべき器となせしが故に、其せんかう
 のかけはんんにのするの意には違ふぞかし、老師のい
 まさばさせる趣もあるべきにと、おしくおもふもか
 ひなし、さてしも都にかへりて、聖護法王に啓し奉
 りしに、其玉盤を見まほしきよしの御氣色によて西
 琳寺上人ふるきふみあまたごもにもたらせもふの
 ぼり、やがて尊前に奉りしに、いとめで給ひて國栖
 景雷がふみのごとく願命せられてかへし賜りぬ、是

よてある人のいふ、岷江入楚にいへる御法體の後
 なるごよりて之を用ゐらるごといふにすがりて、今
 此玉盤を應量器なめりといふごいと不審すくなら
 し、安閑のみかごの御時、未佛法の天朝にうつらざ
 るにごごがめなすも宜ざる事なるべし、さは其頃に
 して何ごかいへらん、唯玉盤ごかごなへたらしかい
 ざしられど、かの若菜のまきの註者の頃にして、
 器の儀いまだひらげざるにてや斯はのばへたらし、
 今應量器ご名付いふのならひはいと多かるべし、近
 くは井戸伯菴印度 黄瀬月れもるいけるものにして天正の頃
 井戸左馬介曾谷の伯なんごが撰賞しぬるに
 て斯は人よそののたぐひにして、かゝるきはしむてご
 ふさはなれり のたぐひにして、かゝるきはしむてご
 がむるによしなかるべしごなんおぼゆ、また此頃聖
 の宮の御茶のちなみに先にいふおなじふみにもあら
 そなる寛平法皇の御茶の服御のかけはんにな
 らへて、掛臺ごいふものをつめて造らせ奉りし
 によて、小掛臺ご名のられしを、今幸にそへてま
 らすごとしかり

平安

養壽院宗達識

○信太社祭神記並泉州五社次第
 上當社祭神記並泉州五社之次第書
 泉州五社第三信太聖神祭神記



右祭神殿内有神秘神主一家之秘也
 泉州五社大明神次第書

祭神 每月 祭日
 二月十日御 祭日 廿八日十五日
 四月廿八日 祭日 廿八日十五日
 六月十五日 祭日 廿八日十五日
 八月十五日 祭日 廿八日十五日
 十月十五日 祭日 廿八日十五日
 十二月十五日 祭日 廿八日十五日
 正月十五日 祭日 廿八日十五日
 三月十五日 祭日 廿八日十五日
 五月十五日 祭日 廿八日十五日
 七月十五日 祭日 廿八日十五日
 九月十五日 祭日 廿八日十五日
 十一月十五日 祭日 廿八日十五日

大鳥郡

第一大鳥社本社

地神第一

大鳥社

爾波火社天照太神

中津尾社

日本武尊景行天皇御子

鍛鞍社

兩道入姫皇女日本武尊ノ妃也

井瀬ノ社

穴戸武媛同尊ノ母也

泉郡

第二穴師社本社二座

正哉吾勝速日天忍穗耳尊
 栲幡千千媛金右神の妃也

此社ノ神宮寺者泉州一國之惣録所新田義貞公
 の御時

同郡

第三信太社本社五座

地神第三

瓊々杵尊

天照太神

饒速日尊瓊々杵尊ノ兄弟也

木花開耶姬右神妃也

磐長姫右神妃ノ姉也

地神第四

南郡

第四積川社本社五座

彦火々出見尊

天照太神
豐玉媛火々出見ノ姫也
酢芹尊右神ノ兄弟也
火明神右神ノ兄弟也
火酢芹ノ弟

日根郡

第五日根社本社二座 鷗鷺草葺不合尊

玉依姫右神ノ妃也海神ノ妃也
人皇ノ始神武天皇御母也

右五社ノ祭神如斯

巳六月十八日出

泉州信大明神社家

田邊掃部

同長者 中村式部

下社家 平田金太夫

乍恐以書付奉願上候

和泉國泉郡信太聖大明神者人皇四十四代元正天皇依
勅願靈龜年中信太首に勅命在し御鎮座之御社延喜式
内泉州五社第三の社昔者神領も若干御座候而神官社
家も數十人有之四時之祭禮に者官幣被使を爲立給ふ
則御祭神者天津彦火瓊瓊杵尊四神五座之太神を奉祭

神位正しき國內之大社也信長之御時神領も有之候得
共大阪御陣之節神領沒收當時無之社地境内而已に而
其頭相勤居候多數之社人も所々引退累代之古記等を
も散亂仕引殘私共計わづか神畑四反歩程之徳用を以
子孫連綿仕年來歎々敷儀と奉存罷在候其後先規之時
代より段々衰微仕候に付神主社家を蔑に仕既去る四
十二年以前寶曆九卯年氏子郷中七ヶ村社僧萬松院
と一同仕明神境内并正外之儀に付私親共相手取及
出入江戸寺社御奉行阿部伊豫守様へ相願雙方御召出
にて段々御吟味御座候上被仰渡候者雙方彼是相争候
得共證據無之義者御取用難被成旨被仰渡自今神體之
儀者祭禮之節神輿へ相移候旨申上候幣帛を以神體に
相定遷宮之儀中興之萬松院數百年來一人にて相勤來
候段難相立壹岐治部儀萬松院開基以來社家計にて相
勤來候段是又難相立候間以來社頭葺替等之節は正外
遷宮祭禮之節神輿へ遷座之義其外社頭一切之神事社
家社僧申合無異論相勤之氏子七ヶ村より除地境内山
林差配仕候儀年來之事に候得者往古之社家一統之支
配と申儀今更難相立氏子共より社家社僧へ不爲申聞
取計候儀其謂無之に付向後は氏子郷中七ヶ村申合

社家社僧へ相談之上諸事取計年々勘定帳面を仕立七
ヶ村庄屋連印仕社家社僧與印爲仕差置永々社中和融
可仕旨被仰渡一同承知之連印一札伊豫守様へ差上相
濟候御儀に御座候其後又候郷中七ヶ村庄屋并萬松院
御裁許不相守山林境内之儀郷中我儀取計萬松院は遷
宮相勤可申坏と申立候に付寶曆十二年又候及出入
江戸表寺社御奉行毛利讃岐守様御懸りにて段々御吟
味之上於御評定所御裁許被仰渡候者雙方否可申上筋
無御座今般之出入者神體之幣帛をいづれより調可申
哉之段及争論候上は右幣山緒古き方より拵可納儀に
て社人は古來之由緒有之弘安之書付にて社家共先祖
之名前書記社僧は延寶以來相續無紛候得共其以前之
由緒不相知伊豫守様御裁許證文々段にも社僧者中興
と記有之然る上者社僧無之以前も神體無御座候而者
難叶候依之被仰渡候者以來神體之幣帛神主調之正外
遷宮毎年神事之節神輿へ遷候儀者社家社僧立會取計
其外之儀は伊豫守様御裁許之通可相守且先御裁許に
て事濟候儀を品々相争候段不埒に付壹岐治部并白明
共押込被仰付候村庄屋儀は社用に不拘品を勘定帳へ書
載其上供米納之節請取書之儀申争ひ今以不相納段不

届之至に付一同急度御叱被置供米貳石五斗品々相納
以來納之度々受取書取道可仕旨被仰付一同承知之連
判一札御評定所へ差上相濟候御儀に御座候處其後又
候郷中七ヶ村并萬松院と境内并正外遷宮之儀に付及
出入江戸寺社御奉行松平伊賀守様御尋にて段々御吟
味御糾被成下於御評定所明和七寅四月御裁許被仰渡
候者先御裁許之通神體之幣帛神主調之正外遷宮毎年
神事之節神輿へ神主右幣帛遷候節萬松院も罷出遷座
之勤式社家社僧立會可取計旨被仰渡則明和七寅四月
十一日御評定所へ御請書文差上相濟候御儀御座候尤
其比は明神境内谷峯共松古木數萬本御座候處其後社
頭修復等氏子困窮難義を申立無據社木を賣拂右代銀
を以諸繕等致來候儀に御座候最早當時者古本も無之
殊御本社畏かわ坏も及大破數度庄屋年寄へ相談いた
し候得共取づり相談も相極り不申既六年以前子年御
宮修復之手當村々請山之外山年貢定之氏子家別に割
宛十一月宮勘定之節取集め可申筈三方相談之上連印
一札相認め銘々印形等仕置候處是とも初年より一
切不取集兎角困窮を申立候故無據其意にまかせ置候
處追々社頭方及大破候段歎々敷儀共奉存罷有去る

五年以前五年篠田治郎四郎様御領知御廻村被遊候節社頭向諸事御尋被成下候に付先年より成來之所申上候處口上書差出候様にと被仰下候に付口上書指上置候猶又此度從 御公儀様御口分被仰付候に付私共氏子七々村々役人立會信太除地境目御案内仕則御分間被成下候通り相違無御座候右境内之内無益に有之候平地之芝地等も有之御儀に御座候得者是等之地所格別之差支にも不相成義に付 御上様御開發にも被爲仰付被成下候得者第一御爲にも相成可申哉并御宮葺替も出來社頭繁昌仕氏子等も立行諸修復葺替等も時々出來候様に仕度願に奉存候左も無之候而は固窮之氏子共に御座候得者社頭修復は勿論葺替等も大社之儀に而中々當時氏子自力には難行届歎ケ敷奉存候に付何卒 御上様御賢慮を以村役人へも御利解被爲仰聞御開發にも相成候は、御爲にも相成并御宮氏子共も繁昌仕本社末社其外諸建物及大破候乍去葺替式は修復繕等出來候積被爲仰付尙又宮付之者共も日々御供所へ相詰め神供献上仕天下泰平御武運長久五穀成就御祈禱無怠慢相勸社頭繁昌仕候様仕度此段御賢慮御願奉申上候猶又私共先年より薪等之手當社家山

并本社廻り是迄通被爲仰付被成下社家やしき之儀は先御裁許にも有之此地所之儀は御宮續にて則王子村庄屋へ宛遣毎毎年屋敷年貢米一斗五升宛私共方へ取來能有候何卒御賢慮を以社頭葺替修復も出來氏子共も立行私共も日々御供所へ御詰御祈禱相勸御宮も繁昌仕候様被爲仰付被成候は、私共子孫迄も御慈悲難有仕合奉存候以上

一橋殿御領知泉郡信太社

寛政九年巳六月十八日 神主 田邊 掃部 印

長者 中村 式部 印

下社家 平田金太夫 印

御見分

西村左太郎様

○越後國曼茶羅會我禪師房故跡

大織冠鎌足十六代伊豆國住人久須美四郎太夫家繼嫡孫伊東次郎祐親入道寂心嫡男河津三郎祐道ハ、安元二丙申年十月十一日伊豆國久須美ノ庄狩場ノ歸路、赤澤山ノ麓八幡野邑兒倉追立ト云所ニテ工藤左衛門尉祐經ガ爲、八幡野三郎行氏ガ放ッ矢ニ中リ三十一歳ニシテ亡命ス。

河津三郎祐道嫡男曾我十郎祐成同舍弟時致、俱ニ建久四癸丑年五月二十八日夜、駿州富士野於狩場父ノ替工藤左衛門尉祐經ヲ討捕ル、祐成ハ諸士ト戰テ討死シ、時致ハ捕レテ誅ニ伏ス、兄弟ノ骸ヲ富士野松風庄厚原邑ニ葬ル。

河津三郎祐道三男僧ノ實永禪師房幼ハ越後國山東郡今島ニ西越庄眞言宗醫王山曼茶羅寺ニ在シガ、二人ノ兄弟敵討ノ事ニ依テ同年六月鎌倉ニ被召、于時同年七月二日相州甘繩ニ至ル時死刑ヲ蒙ル由ノ巷説ヲ聞、汚名ヲ殘シ事ヲ愁於旅亭自殺ス、于時十九歳、實永ガ骸ヲ越後國曼茶羅寺ニ葬リ今尙存ス曼茶羅寺ヲ改メ曼茶羅寺舊跡ハ今ノ寛益寺ヨリ西南ノ方十五六町山ノ奥ニテ大寺ノ由、其後佐渡國ニ引移リ今以テ佐州ニ曼茶羅寺ト號シ御朱印地五百石被下置由、寛益寺ハ曼茶羅寺ノ塔頭ノ由、依テ實永ノ古墳モ以前ハ曼茶羅寺舊地ニ有之處、後年今ノ寛益寺ノ裏ノ山ノ趾ニ引移ス。又同國同郡國上寺ハ、建久ノ比寛益寺兼帶ノ寺ノ由、依テ實永ハ國上寺ニ在ル由ヲ世ニ言モアリ、實ハ本坊ノ曼茶羅寺ニ在シ也。

○陸奥國平泉中尊寺鐘銘

抑考平泉中尊寺草創歲序長治二年春藤原清衡公忝賜攝河島羽勅詔靈場也爰建武四年回祿成阿闍堊壘賴榮勵推鐘利生志于茲誌
關山曉鐘覺無明眼驚嶺晚嵐拂煩惱塵推伏醜魁威降靈仙悉拯六道下達九泉劔輪輟苦鯨音無邊普配聖賢
四化父母利物心賢鑄施金錢銘加鏤字永不朽傳
康永二年 癸未 七月 日

鑄師散位藤原助信

願立權律師 賴榮

大旦那左近將監平親家

大旦那當國大將沙彌義慶

○平泉醫王山毛越寺義經堂棟札寫

義經廟上梁文
陸奥州高館者。源氏義經故城也。經薨後、遂作荒墟。天和年中。當州大守仙臺羽林綱村公家臣河東田氏長兵衛定恒。來治諸郡之次。登此山訪遺塵。寒煙蕩草。四顧荒涼。故老相傳。五十年前。此地有靈祠。定恒慨然而歎曰。義經大將軍賴朝公令弟。其軍功威名。市暨街童。無不知焉。豈有不封尺寸地。剪一莖茅。而

安厥神靈乎。即與平泉衆徒共議之而白公。太守命之。草創一字。以鐵瓦葺之。威號之曰義經堂。厥功厥德。雖專歸太守。原厥濫觴。實出自郡吏定恒之善心。善心豈可不獲善報乎。可嘉可尚。仍賦一偈。充上梁文。偈曰。

以平等心爲基址。靈廟新成輪奐美。
粗豆來藻川漣漪。靈籙高館城蒼翠。
煮蒿悽愴如見之。勿疑靈靈垂光貴。
蓋代功名昨夢回。從前汗馬總兒戲。
假令四海開英雄。爭似早出離生死。
血流漂鹵古戰場。純白蓮華捧雙趾。
我有一卷了義經。天龍八部常側耳。
幸是猛烈大丈夫。降伏魔軍起佛地。

大功德主與州刺史僊臺羽林伊達英青藤原朝臣綱村公

川田勘助笹成

監造

矢吹宇左衛門良成

天和第三癸亥十一月七日松島山下比丘通玄達敬識

○金田八幡宮記錄

與州栗原郡金田莊吾勝鄉三迫金成邑金田八幡宮并

別當社司古事來歷累代相續記錄覺書之寫

古老の傳に、人王五十代桓武帝の御宇延曆十四年乙亥春坂上田村麿勅を奉て與州霧樹山の賊を御誅伐被成置征夷大將軍に任せられ候處惡路王が子高丸猛惡日に重り月に増し遂に九十万の徒黨を集て亂を起し國郡を侵し候に付仍亦同二十年辛巳の夏將軍田村麿再勅を蒙りて是を征せんが爲に東奥に御下向被遊候節も亦此處に屯し給ふ事あり時に田村麿清淨潔齋にして大小の神祇及び金山彦命に保食神等を祈り奉る其靈感不空して里民多くの砂金を掘得て奉り候ゆへ軍料に乏しからずして數十萬の陳旅を賑かし給ひ終に容易高丸及び諸の凶賊を誅して國中平安の後地名を賜て此處を金田の里と號し御歸京の後平城の聖帝に奏し奉り重て東奥に策打て大同二年に數々の神社佛閣を建給ふ時金の神金山彦命に保食神とを金田の里に刺史縣令に命じて宮社を御造建被成置金田明神と號し給ふ是當山の地主明神なり亦田村麿此地に營し給ふ時神人出現し給ふて告て曰く吾は是天下の土君なり故に國底の神となづく吾は是時に應じ機に隨ひ化生出現のゆへ氣の神と號く吾亦根國底國に危備

疎備來らん物率ひ守護故に鬼神と曰く又仁和太利も蓋し水渡の略音也鬼渡の二字美和太利とよむ朕は是猿田彦太神也神代の太古は鬼太神と號し岐神となりて諸の不順者を誅し給ふ時備後の谷川に石橋を渡し經津主太神武甕槌太神の嚮導となり船軍し給ふ時船玉神と成り海を渡り軍將を守る山川萬里を走り四海を立に渡る故に鬼渡太神と曰く今汝に力を戮して凶徒を誅すべしとのたまひ夢覺て田村麿恭敬禮拜し亦軍に出づ時に神人有りて箭を放つ其姿魁夢見る人に異なる事なし故に田村麿其神人の現給ふ處ごとに社を建て是を祭る其最初栗原郡金田里是則當社也及磐井郡流上油田邑同郡東山與田本吉郡波志上邑等に其社あり常山境内續に神祠ありて大同二年に湧出たる御手洗あり田村麿此靈水を以て祓除して宮殿に登り鬼渡の宮猿田彦大神本地大悲千手觀音を恭して仰ふ付て拜み奉る爾來此神泉を土俗呼て彌會祇の清水と名付世に早魃といへども盡ることなく八千代の下に深々と流れて田地を潤し誠に神變微妙の秘水なる其後人王七十代後冷泉帝の馭宇天喜年中鎮守府將軍伊豫守源朝臣賴義公八幡太郎義家公御父子安倍貞任宗

任を御誅伐のため當國に御下向之時國中所有において大に御合戰被遊候處衣川の合戰に官軍悉く敗北被成置賴義公并御嫡男義家公郎從藤原景通大宅光任清原貞廣藤原範季藤原則明主從七騎に被爲成候而東西に御分れ御落被遊候所磐井郡流郷高倉莊金澤邑に在りて夜明方不思議に御父子一處に御會被成置候故其所を今に東雲里と申傳ひ其地を朝日館と申候是を世に天喜の七騎落と申候由土民百姓等是を見付奉りて飯をかききて奉りし故飯倉と所名を賜はりて右金澤村の内にはへり武勇の百姓ありて近郷の土民を率ひて最初に馳參し御父子を守護し奉りし者に男澤といふ地を被下流郷に其村在り段々官軍集るといへども糧盡弓矢を失ひ旗幕等もなきゆへを以て國人集り見次奉りて頃は八月上旬の事故に土民集りて青稻を刈敷ならべ以下

○越前白山麓

越前加賀白山麓尾添荒谷二ヶ村國郡替候儀糺書付

乍恐以書付奉申上候

一白山麓尾添村荒谷村二ヶ村之儀者元祿年中迄加賀國能美郡に有之候所其後何々之譯を以白山麓と唱

出候儀も度々有之左候へば右尾添荒谷兩村之儀も先年能美郡に付心得違を以白山麓に入候後も能美郡と認候儀可有之哉も難計候得共いづれにも寛文中以以來拾八ヶ村不殘白山麓と相成候儀無相違旨申傳に御座候尤年數相立候儀に付右見合に可成書物等も見當り不申候間老人共申傳之趣を以御尋に付此段以書付を申上候以上

白山麓拾八ヶ村取次惣代

牛首村

文化二丑年四月

本陣

御役所

十郎右衛門印

○松前島郷帳元禄十三年

- 一 從松前西在郷并蝦夷地之覺
- 一 ねふた村
- 一 雨たれ石村
- 一 幾よべ村
- 一 はらくち村
- 一 汐吹村
- 一 木の子村
- 一 さつまい村
- 一 もくさ村
- 一 糸ら町村
- 一 石崎村
- 一 扇石村
- 一 かみの國村
- 一 あか神村
- 一 のしの下村
- 一 おこしへ村
- 一 はねさし村
- 一 瀧澤村
- 一 喜多村

- 一 一とぶ川村
- 一 もしり村
- 一 とよべ内村
- 一 とまり村
- 一 目名澤村
- 一 乙部村
- 一 とつふ村
- 一 あいの間内村
- 一 くま石村
- 一 大島
- 一 從是蝦夷地
- 一 うすべち
- 一 はませたない
- 一 しまこまき
- 一 をたすつ
- 一 いそや
- 一 むいの泊り
- 一 びくに
- 一 もいれ
- 一 かつち内
- 一 ふるべち村
- 一 つばな村
- 一 つめき石村
- 一 おやま村
- 一 ふし木戸村
- 一 小茂内村
- 一 みつ屋村
- 一 泊川村
- 一 ほんむい村
- 一 おこしり島
- 一 ふごろ
- 一 あふら
- 一 夕まき
- 一 たんねしり
- 一 岩内
- 一 ふるう
- 一 ふるびら
- 一 よいち
- 一 おたる内
- 一 せたない
- 一 ちわし
- 一 六條間
- 一 しりべち
- 一 しりぶか
- 一 しやこたん
- 一 ざまき
- 一 しくすし
- 一 はつしやぶ
- 一 こかつて村
- 一 江差村
- 一 おこない村
- 一 田澤村
- 一 こりん澤村
- 一 大もない村
- 一 かはしら村
- 一 けんいち村
- 一 小島

- 一 しのろ
- 一 おしよろこつ
- 一 べつかり
- 一 つるをつへ
- 一 てしを
- 一 つさん
- 一 へうれ
- 一 いしよこたん
- 一 およべ村
- 一 よし岡村
- 一 しらふ村
- 一 わきもご村
- 一 いつみ澤村
- 一 みつ石村
- 一 もへち村
- 一 三屋村
- 一 ある川村
- 一 箱館村
- 一 しやつほろ
- 一 あつた
- 一 ほんごかり
- 一 とまきい
- 一 ばつかいへ
- 一 のつしやむ
- 一 りいしり
- 一 いしかり
- 一 ましけ
- 一 はしへつ
- 一 ういべち
- 一 そうや
- 一 れぶんしり

- 一 しのり村
- 一 石崎村
- 一 汐くひ村
- 一 從是蝦夷地
- 一 はらき
- 一 こぶい
- 一 おとしつへ
- 一 くんぬい
- 一 おこたらへ
- 一 あよう
- 一 まこまへ
- 一 さる
- 一 にかぶ
- 一 浦川
- 一 うんべち
- 一 とまり
- 一 しらぬか
- 一 あつけし
- 一 ちべ内
- 一 りいしやし
- 一 錢神澤村
- 一 おやす村
- 一 しりきし内
- 一 ねた内
- 一 のたへ
- 一 しつかり
- 一 うす
- 一 しらをひ
- 一 あづま
- 一 もんへつ
- 一 しぶちやり
- 一 もこち
- 一 ほろいづみ
- 一 おんべつ
- 一 くすり
- 一 のつしやむ
- 一 しろう所
- 一 べりけ
- 一 汐ごまり村
- 一 うか川村
- 一 ちけし内
- 一 おさつへ
- 一 ゆうらつふ
- 一 べんべ
- 一 ゑんごも
- 一 たるまへ
- 一 む川
- 一 けのまへ
- 一 みついたし
- 一 ほろべつ
- 一 たもち
- 一 どうかち
- 一 ちよろべつ
- 一 べける
- 一 るうしや
- 一 ふなべち

- 一しやる 一りんにくり 一うらいしべち
- 一はぶしり 一のどろ 一つころ
- 一ゆうべち 一のどろ 一しよこつ
- 一おこつべ 一ほう内 一ほうへつ
- 一つうへち 是までゆうへちの内
- くるみせ島の方
- 一いるよ 一つもしり 一きいたつふ
- 一もしりか 一くなしり 一もうしや
- 一はるたまこたん 一まかんるよ 一おやこば
- 一しやむらてふ 一らせうわ 一しりんき
- 一あどるふ 一くるみせ 一ゑかりま
- 一うるふ 一ゑどろほ 一ほんしりおとい
- 一しいあしこたん 一ゑばいと 一もどわ
- 一けごない 一もしや 一しいもし
- 一らつこあき 一うせしり 一れにんげちや
- 一ふかんるよあし 一まきおち 一しいもしり
- 一ゑかるまし 一まかんな 一しりおとい
- 一こくめつら
- いしかりよりいふつままでの蝦夷居所
- 一ぬまかしら 一夕ばり 一あつ石

- 一つうさん 一おさつ 一いちやり
- 一つうめん 一島まつふ 一いべちまた
- 一ついし狩 一かばた 一めさぶつ
- 一タへち
- からと島
- 一つつしやむ 一こくわ 一つなよろ
- 一まぞか 一のたしやむ 一たつちし
- 一きごうし 一いごいまた 一おれかた
- 一ちやほこ 一なふきん 一にくぶん
- 一きんちば 一びんのき 一うへこたん
- 一かれたん 一せうや 一しろいどころ
- 一しいた 一ないふつ 一あゆる
- 一人居村數八拾壹ヶ所 一蝦夷人居所百四拾ヶ所
- 一惣島數四拾八ヶ所 一田地高無御座候
- 永祿十三庚辰年正月日 松前志摩守
- 村岡鐵之助
- 村岡鐵之助は村上義清が乳母の子なり、義清亡びて後は二君に事ん事を口惜く思ひて一處に足を留めず爰かしかしこを徘徊しけり、天性膽氣あり膂力倫を

超ければ人を侮りて孩兒の如くに見下し、諸國を周遊して行李乏しきときは旅人を殺して其たくわゑを奪ひ杯よからぬ行跡もありしが、肥州の山中に白虎禪師といふ機哲悲歎すぐれし名僧にあひて、忽ち猛惡の心をやめ内心慈忍を専らとしけれども、うち見には少もその色をあらはさず、大の男の髭あくまでおひて鬼神羅刹のごとくに見へ、常に鐵の大推を打かたげてあるきければ、路次にあふもの恐れたのまきて魂を冷やすといへども、かつて悪事を行はず、深山なごにて怯弱なる人を見ては送りて村里へ出し、あるひは盜賊なごに遭ひて難儀に及ぶ人を見ては其財寶を取返しなご、専ら仁恵を行ひけり、爰に山田傳吾久種といふ人、生國は勢州の人なりけるが、西國方に仕官してありけるが、故郷に兄ありて病にかゝり其命旦夕に薄るよし飛脚をもて告來りければ、仕を辭して勢州へ趣んどして播州佐夜といふ所にかゝりて日暮けり、此所に赤松彈正左衛門といふ郷士あり、劍術の達人にて關西に名をしられければ往て門人となる人も多かりけり、久種も兼て一面の交りをも結ばんとおもひけるが公務事執掌にて空しく打過

けり、幸よき宿りもなければ赤松氏を尋ね一宿をもし、日頃渴望の志をも逃んとたもひ、門を叩ひて案内す、彈正左衛門左右なく出合ひて互に武邊の物語なごしけり、久種も文學も疎々しからず打物取ても尋常の士にあらざりければ、彈正左衛門も悦びて暫く止まり給はどかたみに藝術をも試たきよし懇に求めけれども、此度は兄のいたはりにて片時も早く故郷へ趣き申たし、國許の用事も相濟侍らば直ての歸路には必ず御尋可申よし念ごろにいひければ、あるじ大によろこびて爰ははしじかなり、賓客のためまうけ置たる一間あり、不掃除なれどもたよりたかしき所なり、こなたへとて伴ひ入る、庭に泉石たもしろく疊みなし、折からつと山吹なご盛にて鳥の聲なごもめづらかにきよなるべき一間へ招じ、盃ごり出て饗應しけり、やゝありて壹人の壯士を伴ひ來りさいはひ入來の士あり、此人諸國を経歴し武事娘稻毛屋金右衛門東作立松懷之子玉手書未書さしてみなす

○遊女玉菊が傳

觀燈の花枝きる事なかなき玉菊がかたみのほかけ

今も心の闇を照らさばたさきまぐらの誇りはまぬかるべしや、そもくうかれめのうきて漂ふ世渡りの始は、漢のひろく江の長き物語にてはてしあるべくもあらねど、月ひかりあざやかにその心のはなほひなつかしきさまは女御更衣の位たかきにもたさらず、まがきのそとすだれのひま見る人の魂はもぬけのからとなりてあふにしかへんいのちはちりあくたさかつきをふくめる唇をながめ、見たこすまなじりをまもりてはたもひなす人おほかれど、そのたひたちのもととは問へば富る家のむすぶにもあらず、あてなるまごにいつきかしのづけるにもなし、父かたくなに母引ずりにしてせをどの君のかほにくさげに、あにはたうさんかけものにせまり、またはあげ代さがりとやらんにつまりて此さへ來たは、ちやうど十二因縁めぐくるまのわたしがすぐせとあきらめてなをかぞいろのうれへを憂ひ断へすはらからのくるしみをくるしみてきはまれる年をきりまじいとをしむたのこをはなれて孝養ふかきこころざしあめつちのめぐみもなごかなからん、終に富貴の家にかしづかれて人の鑑ともてはやす孝子あり、また借老

のかねごとむねにわすれず連理のちぎりたがひもてゆきてたもはぬかたへ根引のまつ人は千とせとこぶけと、身はあさがほの露をはかなみ長からぬ浮世におもはぬ人のむしろはふまじと雪をしの女のみさほ術にふすやいばのまごに、列女義婦の名をこぼむるもおほしとかや、その中に此玉ぎくてふ君のはじめたはりはかのよし原大せんといふものにくはしくのせて見る人袖の露ふかし、さればそのたまをなぐさめはちすのうてなもしなすみなんとて燈しそめつるごうらうもごしに光をまし

是又東作が書きたる草稿なり

増訂一話一言卷之三十三終

増訂一話一言卷三十四

○市谷左内坂書林富田屋新兵衛實母渡邊氏墓の銘

善學心良永壽信女渡邊氏墓銘 杏花園

永壽尼渡邊氏、父名は藤兵衛、東上總新田野の民草なるが東都の市に家居して薪をひさげり、母は浪花江の藻にうつもれしものゝふの流どかや、氏は何がしなりけん、享保七年壬寅九月に生る、幼名はしま、十九年甲寅十月廿八月父をうしなふ、歳五十五、麴まち第八のまぢ淨泉寺に葬る、元文二年丁巳の春はじめて尾陽のみたちにつかふ、時に年十六、名を松風と改め、女がたのみつかひの事をつとむ、三年巳未の春の夜ふるご口織井のもとにあすのみやづかへの事をうけ給はりぬる、麴まぢのわたり焼亡さふらふごつぐ、松風うれふる色おもてにあらはる、織井そのゆゑをこふに、母なるものゝ老たるがすめるあたりさきけば心も心ならずといふ、織井とく人をしてみせしむるに、方たがひぬ心やすかれとて下に

はその孝心を感織井その志をあはれみて千代もといのる心にもさらぬ別のありとしきげば、をなじつはねにぐしてつかへ給へなばうしろやすからめなごすゝむるにうれしく、母のがりゆきてこの事をつぐ、母もての外にむづかりて今われにわかち養ふ所は君の祿のあまりにあらずや、われ老たりといへども何ぞ火のために身をうしなふべき、汝公の事をわすれてわたくしの心をいだきもしみやづかへ無狀なりとて罪せられば不孝これより大なるはなしとてうけひかず、人みなあひつたへていへらく、母も母たり子も子たりと、さらばいつ方にまれ男もごめて母をやしなふ事を得ばるの本意ならめと、上にもおもほしたりしが、このみかごに立入て呉服あきなふ金左衛門となんいへるぞよきたぐひなると、寛保三年癸亥しはすの十あまり三日にはあら玉のとしをむかふるまうけにみたちのちりうちらはらふにきはしきまぎれに御暇給はりぬ、これみけしきよき例也とぞきこへし、同廿日金左衛門に嫁す、六日ばかりありて母そのよろこびにたへすにはかに病て死す、年六十五みづがら子の手をとりて年比の孝養を謝す、はかなしなご

はよのつねにて藤衣はつるゝなるべし、そのうち一男二女をうむ、男名は貴親字は子周新兵衛と稱す、書をひさぎて業とす、長女先だちてうせぬ、次女酒家何某に嫁す、寶曆十二年壬午八月七日夫金左衛門死す年六十八、一身の節を守りて再醮の思ひなし、明和五年戊子剃髮して永壽と改、俊鳳上人につきて一向専修の行をつとめ、日々に三萬遍の佛名をとなへて、上が上なるうてなを願ふ、天明五年乙巳六月廿二日病て死す、歳若干、臨終の念正して念佛の業たこたらず、屬穢の息己に絶るといへども念珠の指猶うごくが如し、嗚呼かなしきかな、東都市谷清光山安養寺に葬る、ことし七かへりといふ年に、孝子貴親みづから行狀のふみとうでとおのこもじなるいしぶみといふものを女文字にうつしてよとせちにもとむ、やつがれはやくより市にけみするよりくその子をしり又其母をしれり、義としていなみがたし、口とく書付ぬ、銘に曰く、孝は高き行ひごなん、松鳳のたど今にひとく、ながく爾の類をたまふ、富田屋の子ともしからず、嗚呼こゝらのふみよむひとふみひさぐ人にはちさらめや

○徒卒隊記事

一號御徒方永代牒 鈴木新右衛門穂積高朝 冷海城彦右衛門藤原親方 孝町
 一大坂御陣之節御供御徒頭神君駿河々御出陣之御供 松平豊前守勝政
 右豊前守組筋者 松平志摩守
 右志摩守組筋は後年大久保荒之助組之節割人に成惣組へ過人に成
 三井左衛門佐
 右左衛門佐組筋は天明年中五番組春田猪左衛門組也
 右三組之外にも有之哉未詳
 一妻徳公江戸より御出馬之御供 阿部左馬之助正吉
 右左馬之助組筋は 松平内膳正重俊
 右内膳正組筋は承應元辰年渡邊八郎右衛門組之節割人に成惣組へ過人に成 内藤市正
 右市正組筋は天明年中四番組稻葉多宮組也

安部彌市郎信盛
 右彌市郎組筋は天明年中八番組仙石次左衛門組也
 松平縫殿助直次

植村志摩守家政
 右縫殿助組筋は天明年中西九貳番組名傳右衛門組也

右志摩守組筋は天明年中西九三番組頼母組也
 鏡漿塵蓋抄云

大御所様御供 御徒頭組切ニ組中瑞々皮無袖羽織ニ而御馬前ニ列歩
 御左 松平豊前守吉勝 松平志摩守信重
 御右 松平右馬介忠頼 阿部左馬之助正吉
 將軍様御供 御徒頭組中瑞々皮無袖羽織ニ而御馬前ニ列歩
 植村志摩守榮政切羽守 内藤主税廣信後市正後見守
 松平内膳市知和守 安部彌市郎信勝後橋津守入道清閑
 一元和二丙辰年神君被遊蕩御奉收神柩于久能山後日光山へ御改收也右之節駿州日光山へ奉供之御徒方番御徒
 一元和四戊午年神君三回御忌於日光山御法會之節勤番御徒
 一元和八壬戌年神君七回御忌御法會之節日光山へ勤番御徒
 一元和九癸亥年秀忠公御官職御辭退奉稱大御所様と

從是家光公御代也
 一寛永三丙寅年公方様 大抵で御上洛此時御徒不殘從駕 大御所様 台德公御上洛此

一右御上洛御留守にて九月十五日大御臺様薨御麻布野外に被建御火屋御火葬奉納増上寺奉號崇源院殿一品大夫人昌譽和貞仁清大禪定尼豊臣秀吉公之御養女に而實淺井備前守長政之女也御母は織田信長公之女崇源院殿御腹之姫君被爲有御入内被立中宮後奉稱東福門院様百拾代又女帝明正帝之國母也右以所謂淺井長政從三位中納言之御贈官位有之夫婦之靈牌崇源院様御別當最勝院に有之

右大御臺様薨御に付駿河亞相忠長卿京都より早々御歸府
 徒卒隊記事補遺
 一御徒之名目元祿六酉年迄ハ御歩行ト認メ同七戌年ヨリハ御徒ト認ル御番所日帳表題モ如此武鑑ニハ御徒歩頭トアリ林家官職擬名ニハ徒兵 御徒トアリ紀州陰山氏職役配當抄ニハ御徒期門虎賁ノ類トス澁井太室ガ書ニハ先馬 御徒トアリ足利時代走衆

御徒ノ勤方ニ近シ

室町家ノ時走衆ト云者ハ重キ役也然トモ當時御能御前置勤方敷革ノコナド走衆ノ役也

一元和元年四月四日神君駿府御動座大御所様御供御徒頭組切ニ組中強々皮紙袖御持繼之而御馬前ニ列歩

御左 松平豐前守吉勝 松平志摩守信重

御右 松平右馬介忠頼 阿部左馬助正吉

一同十日臺徳院様江戸御動座將軍様御供 御徒頭組切ニ組中強々皮紙袖御持繼之而御馬前ニ列歩

植村志摩守榮政初孫六後 内藤主税廣信後市正

松平内膳重知後大 安部彌市郎信勝後津守

右鏡葉盛蓋抄ニ出 神君御供

松平豐前守勝政 松平志摩守重成

臺徳君夏御陣供奉御徒頭 阿部左馬介忠正 松平半四郎重利后任内 三井左衛門

松平左馬介乗次是監物事 右武徳編年ノ説也 一元和二年公ノ臺命ヲ奉テ大御所御神號奏達ノ事ニ依テ天海僧正赴京師途中爲警衛御步行衆一組ヲ指

副ラル

右東武實録ニ出

宇治行之内名乗相知レ候分

寛永十 榎木與五郎友綱 同十一 神尾宮内少輔守晴

同十二 近藤五左衛門用行 同十三 喜多見久太郎重勝

同十五 彦坂平六重定 同十六 坪 半三郎定次

同十七 能勢市十郎頼永 同十八 石野故八兵衛氏照

同十九 近藤勘右衛門用清 同二十 兼松又四郎正尾

同二十一 猪子佐太夫一明 同二十二 會我太郎左衛門包助

同二十三 岡部小右衛門忠次 同二十四 初鹿野傳右衛門信唯

同二十五 多門傳八郎信勝 同二十六 小出起中守尹貞

同二十六 黒田源右衛門直相 同二十七 中山故勘解由直高

同二十八 中西圖書元照 同二十九 天野佐左衛門雄連

同三十 永見新右衛門重廣 同三十一 石谷五右衛門武清

同三十二 大森半七郎増長 同三十三 大久保彦兵衛忠種

同三十四 大岡彌右衛門忠高 同三十五 岡部左近勝重

同三十六 北條後新藏氏平 同三十七 安藤故治右衛門正程

同三十八 安藤傳右衛門定次 同三十九 宮城主殿和澄

同四十 松平内藏助正勝 同四十一 能勢惣十郎元之

大岡忠右衛門忠真

同三 松平左門忠治 同四 吉田故小右衛門盛孝

同五 榎植五太夫正信 同六 山口勘兵衛直之

同七 安藤後治右衛門定房 同八 林藤四郎忠勝

同九 吉田小右衛門盛治 同十 向井兵庫政陣

同十一 寛永正保慶安御成之記ノ中ヨリ抄書之分

同十二 寛永十七庚辰年三月十九日日光へ御供ニ參候分

同十三 小出越中守 岡田淡州 石野八兵衛 枋木與五郎

同十四 大彦十 堀權右衛門 松平新平 宮城三左衛門

同十五 近藤勘右衛門 牧野佐渡守 北條新藏

同十六 兼松又四郎 曾根太郎右衛門

同十七 御留主に四組 彦坂平六 依田内藏助 坪内半三郎 能勢市十

同十八 御成日數四十四日也 同十九 同晦日日光道中火事有之時之御定書御老中被仰渡

候 同二十 一四月三日二九御對面所へ晝過ニ召今度日光御成ニ付道中御法度之通相背申間敷候火事又喧嘩有之共御泊之御殿むざと懸集申間敷候左様之刻狼に有之

候ては人之褒貶如何に思召候組中へも其段々可申渡候御目付衆にも右之通被仰付候間右之通相背候はと諸頭共耻と可被思召候間可申候由色々之上意之義御書院御小姓組小十人組御步行頭計也同日仰渡濟九ツ過に高田へ御成ふち打在之六ツ時分に還御

一五日四ツ過に御本丸へ御移徙不殘御供上下にて罷出る御玄關より御入殿長上下也御移ニ付國持衆大名衆出仕六日國持大名又は三千石迄太刀にて御禮勿論大納言殿方御出仕

一七日近藤勘右衛門兼松又四郎松平新平所より日光へ召連人數御定之外之義民部へ御斷申御定之外之人數書出目付衆へ渡置可由由觸狀來る會我太郎右衛門書出候は高四百石人數十人此外乘馬一疋侍三人狭人馬取二人各持一人以上

一八日八ツ過被爲召會我太郎右衛門なご日暮時分枋木民部少輔内田信濃守被仰渡上意之通小十人頭御步行頭御駕籠之左右を二人宛四人歩行にて御供申候右より目安等上候はと御右之方之者取次様子可申上候か又は御老中へ様子可申との事也御左なら

ば同前也一方之方にて取次候はゞ殘一方はかまひ申間敷候但狼籍者候共其方者計支配仕一方はかまひなく御供可申と堅被仰出候組中之御徒衆にも其心得可申付との事也年寄一人若き者一人組合二人宛御供申等也

一十一日より御留主之御番會我太郎右衛門請取御傳馬之手形受申候

一十二日四ツ前に小十人組頭御歩行頭民部前へ出る彌先日之通御供之様子に可仕候成敗程之者は御社參候間しかり候て置候へ之由上意也同日増上寺へ四ツ時御成

一十三日四時御當地御發駕日光へ御參詣也

一廿三日八時過江戸へ御着也

一五月二日酒井讃岐守下屋舖へ九ツ時御成六時還御八ツ前より御能五番御座候其跡にて加賀肥前守小姓にてわさり七おごり御座候

惣而鐵砲之音仕候とて阿部豊後守被仰付近所之同心町へ會我太郎右衛門組三人遣三所へ申遣御城之内鐵砲打申間敷由申遣

一七日明八日御能御座候付而御勝手方役人究諸役人

も出仕也

一公卿響應奉行高田庄右衛門彦坂平六組共に

一殿上人響應奉行堀權右衛門組共に

一坊官北面御座敷御勝手共に落合小平治三宅半七組共に

一武門公家衆並無官之衆響應奉行松平新平朽木與五右衛門宮城三左衛門室賀源七組共に

一惣御振舞奉行兼松又四郎會我太郎右衛門

一樂屋奉行高木筑後守北條新藏

一芝居之役坪内半三郎組共に能勢市十郎は組計也

一御前置石野八兵衛牧野佐渡守坪内半三郎能勢市十郎兼松又四郎朽木與五郎堀權右衛門松平新平宮城三左衛門彦坂平六會我太郎右衛門依田内藏助

以上十二組一組より三人宛合卅六人夜之内より町人共御白洲へ入る

一八日御能御座候公家衆國持衆大名衆御馳走御徒頭前口之通四ツに初千人振舞兼松又四郎會我太郎右衛門組四ツ時御能はじまる

一十二日御城御成田安御門より外川を御成赤坂御門より内へ御成掃部屋敷下を御通り御厩にて何も

に水被仰付候御番近藤勘右衛門會我太郎右衛門勘右衛門組より四人太郎右衛門組より四人源左衛門喜左衛門十左衛門九左衛門あひ申候七ツ半過還御

一十六日紀伊大納言殿へ早朝より國持年寄衆御普代衆大番頭御書院番頭御小性組番頭弓鐵砲之頭御使番御徒頭被召寄御振舞能五番在之候

一御徒衆年寄又は御供成かね申ほこの者十人出し申候様にと志摩守申渡牧野佐渡より廻狀來る則紀州様御屋敷にて出入之公事取仕る也

一十七日紅葉山へ御社參御供番能勢市十郎牧野佐渡守同日二九へ御成御能

一廿七日朝六ツ半に出御水戸殿前とび坂傳通院前藥種島にて朝之御膳被召上候高田通還御被成候九ツ前に還御御供番會我太郎右衛門近藤勘右衛門

一廿九日六ツ半に品川御殿へ少之間御入澤庵へ御成終日被成御座候御兵法など御座候御供番近藤勘右衛門北條新藏

一六月二日酒井讃岐守下屋敷へ御成七ツ半に還御御供番坪内半三郎北條新藏馬場にて小性衆馬乗候事

一三日堀田加賀守下屋敷へ朝六ツ半に御成晝之九ツ過に還御小性衆水上覽

一七日柳生但馬守下屋舖へ八ツ時御成五ツ過に還御御兵法御座候御供番堀權右衛門朽木與五郎也

一八日讃岐守下屋舖へ御成八ツ半過に御入夜五ツ半過に還御御兵法御座候御供番松平新平大彦十

一十二日御城廻水戸殿前より牛込筋御成日暮に還御御供依田内藏彦坂平六朝加賀筑前守へ何も振廻に參家督の悦に能任之候

一十三日大僧正御馳走御能被仰付僧正御振廻七五三奉行彦坂平六組共に僧正同所次之間振廻三左勝手年寄衆兼松又四郎千人前大彦十依田内藏助樂屋朽木與五郎

一十七日紅葉山へ御社參御供番坪内半三郎北條新藏御宮番松平新平近藤勘右衛門

一廿六日火之番之衆八ツ時御老中被仰付候會我太郎右衛門組より小池甚兵衛と申者出也

一七月三日高田藥種島へ御成御供番坪内半三郎北條新藏いよめ取に御歩行衆并頭衆もはいり申候事

一四日田安口より赤坂邊迄御成日暮還御御供番堀權

右衛門朽木與五郎
 一十一日八ッ過に市谷筋外川を御成麻生柳生下迄御成夫より還御御供番彦坂平六松平新平芝に火事之火元へ彦十郎參事
 一十二日讚岐守下屋敷へ御成夜五時出御五半に還御ふち打御鐵砲花火有之御供番太郎右衛門三左衛門
 一十三日西丸へ八半に御成日暮還御御應のとや仕候上覽被遊候御供番内藏平六
 一廿二日柳生下屋敷へ御成御供番彦十又一郎也
 一廿四日増上寺へ九ッに御成法問有之御供番新平彦十
 一廿八日高田藥種島へ御成御供番勘右平六
 一八月五日堀田加賀守へ御成日暮候而還御御供番又四郎半三
 一十二日九ッ時俄に御成八ッ前に田安口牛込水戸殿前又田安之御門内より土居内市谷之土居内半藏町御門へ御出紀伊殿下屋敷赤坂より麻生に御出それよりため池通還御日暮前御入御供番太郎右衛門三左衛門
 一十三日海へ御成之由に候へ共千壽より御鐵砲被遊

候隅田川にて御膳上る日暮に御舟にて還御五ッ過に御城へ御入被遊候御供又四郎平六
 一八月十七日紅葉山へ四ッ過に御成御供番八兵衛新藏
 一九月十五日大彦十郎組之者一人國母様へ被遣事御切米百俵程に候也會我太郎右衛門組より書出し一人遣候事
 一十月十一日此間大僧正煩に付中根壹岐守申渡候とて市橋三四郎被申渡候上野に喜庵玄竹御付置候而御步行衆五人此内一人組頭上野に付置候氣色之様子御城へ注進可申由也急成事故御臺所番を遣候由是は御徒頭申合也
 一廿一日大久保筋へ御成日暮還御伊豆守被仰渡候明廿二日尾張大納言殿水戸中納言殿爲御馳走石神井にて鹿狩被仰付伊豆守參候就夫御步行衆一組頭共に參候筈也堀權右衛門組共に參候其後權右衛門吳服三大納言殿より被下候
 右寛永十七年へ中御成之記ノ中ニ御徒頭名前見へ候分並組中へ掛リ候分抄出之
 此年御成日數百五十八日也按此比御成御供ハ二組計ト見ユ

同十八年ヨリ慶安三年マテ十二ケ年之間日記述々抄出スベシ
 大田草誌

○武藏國豊島郡の事

武藏國四神地名録の内抄書
 豊島郡之上
 日本惣國風土記第八十四古名義記ヲ尋ルタメニ按帶ス此故ニ全カラズ
 武藏國豊島郡
 名浦二ヶ所 岡一ヶ所 河二流 池二ヶ所 泉三拾ヶ所 宮祠九ヶ所 寺院七ヶ所 墳墓六基 豊島郡 或祇島東限下谷岡西限箕田南限藍田川北限向岡
 占方或浦方
 占方神社 瑞齒別天皇御宇六年戊申六月所祭大物主神也
 隨願寺 慶雲三年丙午依不比等之願而立之月頭
 白鳥神社 白雉二年辛亥五月所祭日本武尊也
 德業院 白鳳二年甲戌少僧都義也
 江戸或荏土
 江戸神社 大寶二年壬寅所祭素盞鳴尊也
 眞如院 和銅元年戊申九月

荒世陵 小泊瀬稚鶴天皇庚辰二月野見茂臣有復死于茲
 湯島 湯島神社雄オス 天皇御宇二年癸丑八月自宮所祭天手力雄神也
 神田或韓田
 下谷岡
 篠輪津池
 荒郷墓
 荒墓神社大化二年丙午所祭猿田彦
 廣岡
 箕田
 箕田八幡神社 天平六年辛未八月十五日自宇佐宮遷御于茲
 右二書ハ信ズベキ古書ナリト云ヘモ今地名ラウシナウ所多シ何國モカクノゴトシ
 角筈村
 六所山長樂寺と號せる新義の眞言宗有り、大猷院様府中六所明神へ詣ふでさせ給ふ還御のみぎり此寺へならせ給ひしとて、夫より六所山と稱せし由、此寺

に大猷院様の御眞跡とて至て古き横ものゝかけ地一
幅寶物として珍藏す、是を拜し奉りし時、其文に

以一張弓勢定天下

以三尺劔光安國土

眞偽の事はしらざれども御文章にて御武將たる君
の語といふべし、かくの如きの掛物にこそ目に見へ
ぬちみもうりやうのいもたぢたるべし、恐れあ
り有事ながら御氣象周の武王にも劣り給ふまじと感
伏して拜せし事なりし

角筭村十二所權現之略圖

方言ニ土俗十二双ト稱ス、圖ノゴトク別當成願寺
ヨリ隱居所ト稱シテ樓ヅクリノ家アリ、參詣ノ人
爰ニ休ス茶店トモ云フベシ

池ノ長サ百二十餘間横五十間三十間又二十間
社傳に曰、昔時紀州より鈴木九郎何がしといへる
浪士來りて中野の郷に住すすべて此邊は古本國なる
の中野郷なりゆへに熊野十二社權現をわのが宅外に勧請して信
心渴仰たこたる事なし、此故にやありけん家富榮
へて金銀倉に滿、爰を以て國民中野の長者と稱す、
長者が性質客かにして金銀をかくさん事を欲し、

上石神社

奴僕をしてひそかに彼金銀を負しめて近郷の幽林
人なき所へ運び、原野をほりて埋み隠事數回なれ
ば持運びし奴僕人に告知らさん事を忌みきらひ歸
路にたよぶ比は必ず目をくらし橋のもとに切り殺
して水に流す事數人にたよべり、此故に土俗姿不
見の橋と稱し、又俵橋ともいふ、言ふ心は奴僕の不
を負ふて往くは見れどもかへる姿を不見正保年中の
比と傳ふいつの時にや有けん、大君御放鷹のみぎり當郷へ
ならせ給ひ還御の節長者が事蹟上聞にいり姿見す
の名よろしからず、是よりして淀橋と稱すべしと
鈞命有り、此故に今は淀橋といふ也、さて長者が
隱惡報應すみやかにして壹人の愛女蛇身の姿をあ
らはず、長者大に悲しみ泰屋禪師を招請して正觀
禪女の血脈をうけさせ經文數卷池に投せしむ、こ
のゆへを以て彼女佛果を得て上天せりと、爰にた
ゐて長者一念發起して剃髮し正蓮と法名し金銀を
なげうち、今玉郡なる多寶山成願寺を建立す十二
所の別當
寺なり則長者が住居せし宅地なりと言傳ふ也、
是より玉郡成願寺の所にしるす

龜頂山三寶寺新義眞言宗にて守護不入の檀木を建た
り、御朱印十石古跡所とさきて立寄りに燒亡によつ
て寶物なしと答ふ、外村にてきけば小田原北條氏康
氏政の書簡ありといふ、住持いかゞ心得しにやなし
といふて見せず、いかなともなしがたし

同村

三寶寺池と稱せるあり、凡圖のごとし圖ナ三寶寺池
いへども三寶寺の池にはあらず地名也

此池は井の頭の池より小なりといへども池の面ざれ
いにて水清し、いかなる早りにも水少しも減せず、是
より下流の村々用水として益ある池なり、水鳥鯉鮒
も多、中にも卯月の頃よりは大鳩來るといへり、大鳩
とは平生の鳩よりは甚大いにて味ひ佳也、上方にて
は至て賞翫せる夏鳥也、井の頭より互へ野井村の善
福寺池此三寶寺池水脈通せりと見へて關村土支田村
の出水も水道ならんか、何れも水滿々としていかな
る旱魃にも減せる事なし、且井の頭の池と此三寶寺
池は中に至て深き所ありて底知れずと云、按に此の
るにやあるべし、虬は形粗龍に似て深き水にすむも
のと云、土人池と稱すれども堤もなく自然と其池

窪くして水の涌出る所なければ小といへども湖とい
ふべし、此池つゞきに古城跡あり、豊島左衛門何某
といひし人の居城なりしに太田道灌の爲に討亡され
て家滅亡せりと云云、此古城跡分内平にして廣く北
に深き池を帶す、大手は沼田にて左右はから堀深く
堀廻しなかくよき平城なり、今に其形をうしなは
ず所々に橋にても建し所と見へて築山の小山もあ
り、豊島氏故ありし人にや詳ならず

豊島家譜親常追加

元亨年中武藏國足立郡多摩兒玉新倉豊島五郡領主
豊島郡石神井城主豊島左近太夫景村

關村

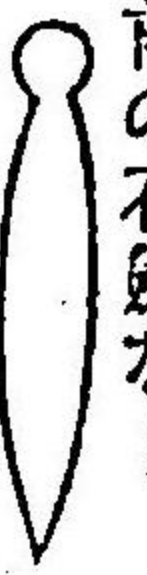
此所は新座郡豊島郡多摩郡の界なる大いなる村也と
云ひ傳ふ、上古に上方より奥羽への行道筋にて關の
ありし所にて關村と稱し來りしといふ未詳

同村

水の涌所二百間餘の池あり、一面にあしかや生じて
池とも見へず、しかれども水出る事おひたしく五
月入梅の節是より下の村々水損せる事にて川もなき
所にて難儀せる事不思議といふべし、扱三年以前此

池のうちにはうなる聲あり、其おと怪しき聲にしてし
 かも高き事其あたりに響くほど也、數日の事にて晝
 はうならずして夜の九ツ過よりうなり出す事有、近
 郷の者はを聞んとて後にはおびたゞしき聞人にて大
 勢にて聲をあげ石をなげうちてうなる方へ四方より
 何によゝか投かけしかば大い成水鳥飛出て立去り
 しといふ、何鳥といふを知らず、或人の云、蘆切鳥
 といふものよし、されども古しへより蘆切鳥と稱
 せる大鳥未聞、怪しといふべし、虚説にはあらず
 下石神井村土人の方言にしや
 村といふ也

この村に石神の神社と號せる僅なる小社あり、神體
 は石にて神代より己前の石劔なり
 圖のごとし



石劔之長サ二尺餘九サ太キ所にて一尺色薄青く
 質至てカタク重キ事鐵のごとし
 世に云、日本の開闢は天神七代を初とす、夫より以
 前にも人なきにはあらず、今の臺灣呂宋蝦夷など
 のごとくに仁義五常といふをしらず、たゞ禽獸のご
 とくなりしを國常たちの尊勇智ありて終に海内を略
 し給ひしかど、劔刀類さらになく、遙の後素盞鳴の尊

山田の大蛇オホヘビを退治ありて初て天の村雲の劔を鑄給ひ
 しとやらにて、それまでの開闢の具は木石を以製せ
 し物にて、今の世に思ひ察せるは大いに異なる風
 俗なり、曲玉の類にても神代のむかし察し給ふべし、
 爰に圖せる器は神代以前の石劔にまされなきものに
 て天下の珍器といふべし、僕近江の石亭が珍蔵する
 を見其由來も聞し事也、土人の言傳ふは井をほりし
 時地中より出しとなり、村名を石神井村と稱せるも
 古人よりの事といへば定て故ありし事なるべし、事
 長く爰に略す

谷原村

谷原山妙樂院長命寺と稱す眞言地也、土人ひがし高
 野山といふ、遠からぬ世に此村に増島某といひし人
 佛心を發し、紀州高野山に登りて年久敷木食の僧と
 なる、或夜弘法大師の夢相を蒙りて靈佛を得てひが
 し高野山を建立す、尤大概能寺院なり、縁記にはさ
 まんの夢物語の不思議を記せり、佛家の虚言は夢
 にかたらず事にて重寶といふべし

中村

瑠璃光山南藏院醫王寺眞言宗にてよき寺なり、御朱

印十二石八斗餘、由緒もあらんと住持に對面して開
 山などを聞しに、近年よりの住職にて何も不存く
 と云、かゝる出家の世に多きも世の流行といふべし
 柏木村

醫光山圓照寺眞言宗にてよき寺院也、本尊藥師の靈
 佛にて醍醐帝の御宇筑波の眞崇僧都の安置と云云、
 平將朝敵となり逆威を振ふの時藤原の秀郷是を亡
 さん事を謀るに折ふし重病におかざる、當時の藥師
 に祈りしに病忽に平癒せり、秀郷大なるよろこび總
 州にはせむかひ終に將門が首を得たり、凱陣の後此
 地に大伽藍を建立して將門が着せる處の甲冑を此所
 に納む、今よろひの渡し兜の森と稱せる地是也、今
 小社を建て鑑大明神と號す、兜を埋しといふ地にし
 るしの松あり、至ての大木年ふりし松と見へ侍る老
 樹也、それより後故ありて衰廢せしに建仁年中の比
 江戸民部太輔頼介といひし人再興せり、それよりも
 また相州鎌倉合戦の時、爰かしこにて相戦ふ事あり
 て賊の爲に燒崩さる永仁の比以下

○義殘後覺抄

松永彈正少弼洛東在郷合戦之事附永原壹岐守討

死之事

一色殿に僭功せし老士のいはく、尊氏公の御治世も
 累代にをよび給ふといへども慈照院までは御威光も
 めでたく、諸國よりかしづき奉りしなり、はじめは
 室町に御座ありしが後には東山白河をひらかせ給ひ
 て爰すませ給ふ、去程に大名高家東山殿と號して
 出入し給へば京白河とて富貴せしなり、これより末
 々になりたまひては次第に權威もかろくなり御價も
 うするのみならず、稍ともすれば國人等逆心をおこ
 して京中も修羅の眷となりぬれば、在家の人も落う
 せていつとなくあれはて錦地たちまち田土となる、
 諸方の修理をくはゆる人もあらざれば賀茂河貴布彌
 河ひとつになりて萬里小路通りへ落くる程に、井せ
 きをくませ柳をうねて河よけとす、後には在家とな
 りて俗柳の馬場といふ、しかる所に萬松院義晴公の
 代にあつて四國の三好筑前のかみ長慶同宗三同修
 理太夫等智略をもつて攝津國河内大和をうちなび
 け、津のくに江口中嶋に城をとりたて四國勢をこめ
 をき便宜をうかひて萬松院殿をほろぼしたてまつ
 るべき計略をなすほどに、つゝむとすれど綺すでに

露顯しければ義晴公大きにいきごをり給ひ、其義ならばいそぎ江口の城をふみくづせとて細河武藏守晴元に一千五百の人数をあひそへてつかはし給ふ、武藏守はせむかひさんくせむるといへども三好多勢なるによつて手たひ死人たほく出来て引しぞく、かさねて勢をもよほして一命をすてたかひけれども長慶修理太夫等猛威をふるふによつて武藏守さんくうちになされ半從二騎になつて京都をさしておち来る、義晴公やすからぬ事におぼしめして江州佐々木六角判官定頼に加勢をつかまつるべきよし再三おほせられけれども、定頼御うけを申さず、その仔細は當時公方の權威も末にならせ給ふ、又三好はすでに五畿内の權威をもつて巳の時とかやけり、かゝる猛將を敵にうけて何かせんとして御見かたをつかまつらねば、萬松院ごの力なく江口の城をせめほぐし給ひ、いかがすべきと深案行略し給ふ處に、不慮に腫物いできさせたまふ、されは醫術さまくつくさせ給へども定業このときをかきりけるにやつるにこれにて御他界まします、されば御長男光源院義輝公あひつがせ給ふ所に、三好左京大夫岩成主税介松

永彈正少弼久秀等京都にしのび入て義輝公を一時にほろばし奉るこそむざんなれ、そのうち松永京都の守護として在京の地子諸役をあらためけるに、名にしおふ都もあれはてたうきびをつかねて柱としたるわらや所々に、ければ、たゞ在郷のごとし、かくあるによつて、久秀さらは都近邊を手につけんとてさくむらくを仕置せしにたやすく屬せず、先田中には渡邊善定、しゆかく寺には十乗坊の律師、山中には磯谷民部少輔等近郷の權をとつてあへて松永をものごもせず、彈正その儀ならばかたはしにふみつふせよとて一千五百の人数を卒して田中おもてへたしいるところに、渡部十乘磯谷等二千の人数を追まはしみたらし河にうついで、なんぞ惡逆無道の三好にしよせんや、松永が弓箭の手ぶりはしつづるぞあますなもらすなとてみたらし河を打越無二無三につきかゝるほかに、一陣二陣打やぶられしかば松永案に相違して京都をさしてひきしりぞく、郷人ごもはのきおくれたるものごもをこかしこに追つめ、百三十あまりと打とつて勝ごきあげてかへりにけり、そのうち松永たびくよするといへども一

度も勝利はなかりけり、かゝるほかに佐々木祥禎はみたらし河のむかふに一城をかまへて永原壹岐守重宗を城主としてあふみをぞ守護させにける、ある時松永二千の人数を卒し壹岐守が城へおしよせける、かねて用心したりければ、ことくいであひ火花をちらしたるかひけるが、又松永うちまけてしごろになりて敗軍し、うちらされたる兵ごも南をさして落けるを、こゝに追詰かしこに追ふせ、うちどる所二百五十とぞきこへける、かちぞきを三度あげてめんく居館へぞかへりける、さるほかに久秀は夜にいりて敵はさだめて晝のいくさに大利をわてくつろきぬべし、いざや夜うちに入て手いたくあてふみんとて、荒手をすぐつて五百人みたらし河をうちわたつてながはらが城へおしよせとぞきとぞぎ上につける、その折節壹岐のかみは粥をまいてありしが、膳なかばにさきの聲きこければあややたれなるらんといへば、番のものごも敵がつきて候と申、もよりひるの軍にくたひければ手まはりの者ごもめんくが私宅にかへりて前後もしらずふしたり、城のうちには上下二十人ばかりならではなかりけ

り、されども壹岐のかみちつごもさはがす鐵かぶとの緒をしめ手鎧をひつさげ出たまへば、小性に少太權太馬淵八郎兵衛由良源内茨木傳之丞をさきとして以上七人壹岐守が弓手妻手をぞつめにける、寄手大手の門をうちやぶり雲霞のごくみだれ入るをやには十人ばかりつきふせたり、このいきほひに群鳥してむらくはつごにげくづす、久秀馬上にていふやうはたごものせも射されや矢種おしみそと下知しければ、雨のふるほむたたりけり、壹岐守よろひにたつ所の矢は九すちおりかけたり、きたなきやつばらかなものごも城へ入しとて主従さつごひきたりけり、かゝる所にたいまつにやぶそれけん又さきの聲にやぶごろきけん馬武者一騎城中へ一もんじにかけいりけり、馬淵これをみてはしりかゝつて馬のふとばらあなたへとをれとつくほかに屏風をかへすとく弓手へさうとたふれければ、壹岐守この武者をおきもなをさすつきふせたり、そのうちよせ手我先にとこみいりければ中間六人ありけるが晝のいくさに兵具あれて弓はあれども矢はなし、鎧長刀も手廻りになかりしかばこゝに雨坪の水たゞきに手ごらな

る石一間四方にうめ置けるを究竟の事こそあれど、六人してこゝをせんごうつはせに甲の見けんむな板むかふずねをきらは透まもなく打はごに、さしもの寄手も暫これにてさゝねたり、かゝるうちに壹岐守は廣間へかへつて鑑ぬきすて、腹十文字に切てぞ失たまふ、七八人の兵ども、諸方に火をかけみなく、自害してこそうせにけれ、松永は火の手をみてすは敵は自害したりけるぞ、思ふ圖にのせたる布討かなどかちごき擧てぞかへりける、武略智謀のほまれあつて剛強の名を得たる壹岐守も運つきぬれば勝てかぶとの緒をしめざるごぞいひあへりける、

百座之數奇の事附別寛が事

古き數奇者の無類なる物語のついでにいはいはく、あるとき太閤玄以法印をめてたほせいだされけるは、北野の右近の馬場に於て一日に百座の數奇を興行すべし、このむねを大名小名によらすしらせよとたほせいたされければ、徳善院うけたまはつて諸大名へこのよし申わたし給へば、こはありがたき御興起かなどて、われもくご數奇屋をたてたまひ和漢の珍器をあつめ山海の珍せんをつくし御茶をあらためて

御まうけをぞしたまひける、かゝりける所にこゝに堺の町人別寛といふ數奇者あり、この御會をきよ及びつら／＼あんじけるは、あつばれ前代未聞の美麗かな、さればそれがし身不肖にありといへども茶湯に入魂しさしやくをあぐる事世にしれり、末代の物語にこの御會をよそながら見物せずんば數奇道の名たりと思ひて、いそぎ京へのぼりて右近の馬場のみなみのほづれに竹柱にかやぶきの數奇屋をたてとぞぬれば還御ありけるに、みなみをはるかに御らんじて玄以をめてむかふに見ゆるは何ものぞと御たづねある、徳善院うけたまはりて申されけるは、さん候あれは堺の町人に別寛と申候ひてちやのゆを心かくるものにて御座候が、この御會をよそながらたがみたてまつらんごて昨日よりもまかりあるごぞ申さるゝ、太閤きこしめし一興あるやさしきものかなとわらはせ給ひて、ここのついでに風情をみんすとおほせられていらせたまふ、別寛まかりいでと謹てかしこまる、その出たちは下には紙籠ひごつうへにはしぶかたびらをうははり下しゆきんを帯にしてぞる

たりける、秀吉公おかしくおぼしめし亭主おもしろし一ぶく所望せんとて座につかせ給ふ、べちくわんうけたまはつてかねて支度せしは土間に蘆屋のかまをじざいにかけて湯をたぎらかしをきければ、あら茶碗にて雲脚をぞたてまつりける、太閤きこしめしてさても亭主は日本一の作意かな、百座の珍味飽腹をかねてぞんし香煎をいだす事今會の最上なりと御感あつてたよせ給ふ、それよりべちくわん數奇屋のくわんじやうをうつたりとよろこびける事かぎりなし、そのうちふしみの御城へめしよせられ御茶をくだされ珍器など拜領つかまつりにける、都鄙にその名をよばれてうらやまざるはなかりけり

覃按書畫一覽ノ貫姓稱未詳住山科醫師古道三ト友タリト云

於聚樂伊豫徳猪入江大藏相撲の事

こゝに伊豫の徳猪之丞と申て天下無双の大ちからあり、十四五の比ほひより四國の中に肩をならぶ者なかりしかば、秀吉公きこしめしをよばれて二千石にてめしをかれける、又毛利のちうなごん輝元の家に入江大藏之丞とて凡日本一の大ちからあり、あ

るとき太閤聚樂へ御成なされければ、諸大名伺公したまふ、そのとき秀吉公おほせ出されけるは、いかに毛利中納言の家中に入江大藏之丞とて大ちからあるよしをききよび申されば、予がかゝへをく伊豫の徳猪之丞とすまひをどらせ見物せばやとおほせいだされければ、輝元それこそやすき御望に候ておほせつけられければ、則兩人すまひの出立にて行事つれて御しらすにまかり出る、兩人一禮してちから足をふんだる氣色はつくりつけたる二王にちつともちがはざりけり、徳猪之丞そのせいは六尺七寸かたのはゞのひろき事きるもの背中三幅なり、尋常のものゝ夜着におなじ、又大藏之丞はせいは六尺八寸筒づくりきるもの右におなじ、諸大名これをみたまひてさてもくかゝるいかめしき人間も世にあるものかな、つたへきく河津また野といふともかほごにはあらじ、あつばれ今日は比類なき見物をするものかなと羽づくろひしてぞ見給ふ、しばらくありて大はゞの緞子一卷づゝいだされたり、兩人はこれをとつてひつしごきこしにしむ、そのうち秀吉公なにとても力をみせよとおほせいだされければ、大竹

のまはり一尺五六寸ばかりに見わけけるをながさ二間半にきつて一本づゝ兩人が前にをく、大藏はこれをとつて本口のふしぢかなるところよりひし／＼と押ししき下帯の上にくみかけたるはたゞ筒桶にこそならず、徳猪之丞もたつとつてひし／＼とひしきてこれも腰にぞおしまきける、秀吉公御覽じて力業はなにか／＼とおほせらるれば徳猪之丞つゝと立て三間ばかりさつてはしりかゝつて弓手のかひなを大地へぐつとつきこふたりければ、かひなのひぢしりまでぞ入にける、大藏これをみて四間ばかりさつて弓手のかひなをにぎりつめてゑひやつとたしこみければ肩さきまでつきこふたりしはしあひしらふてぬきければ御前一同にごつとほめさせ給ふ、秀吉公御らんじて力のほどは見てありすまふあはするにをよばす、みな／＼入よと御誑ありければかしまつてぞいりにける、相撲の勝負を御らんせぬ御作意のほどかんじたまはぬはなかりけり

松山高野山へ發向之事

或沙門のいはく、むかし守屋の大臣は、佛法をわが敵なりと心得て根をほつてほろぼさんとせしが却て

その身ほろびぬ、信長公も守屋が變化にや、我朝のおつぼううさん延曆寺すでに八百年このかたはんじやうせしを一時に焼亡し滅塵し給ひ、さて又高野山をほろぼさんとしたまふに、高野法師たやすくまけられぬ事を立腹し給ひ、多勢をもつて一時にほろぼせとて松山城州に五千人の軍兵をぞつかはし給ふ、即時にはせむかひ高野山より七里ばかりこなたなる谷内といふところに陣をさつて先陣後陣をぞ相定ける、さるほどに山法師會合してせんぎしけるはかなしきかなや、このときにあつて常山滅却うたがひなし、そのしさいは敵は日々にせいをかさむ味方は日をおふて滅盡す、これを思ふに佛法はめつの時きたつて大師も山をさり四所の明神も應護むなしくなきがごとし、松山數千の軍勢をもつて明日よりするなれば今度滅亡うたがひなし、蟻螂が斧なりともわか法師はむかふべし、老僧は四所の明神大師に祈誓をぬきんづべしとて谷々に退散して甲冑をよろひむかふ法師三百人には過ぎりけり、たうけの川たりふし水かさまさりてたやすくわたりぬぬおりのれば河のこなたにたてをつきなならべ矢ぶすまつくりてまぢか

けたり、松山が先陣かはのむかふにはたさしものかぶとほしをかゝやかして雲霞のごとくに陣取たり、かくて時刻もうつればたがひに矢いくさを分ははじめにける、松山がせいはいかにもして河をおしわたらんはかりごをめぐらしけるが、たゞ騎馬を乗いれて水をせかせてかち武者をば下をわたせと下知しければ、そなへをくづして色めきたつて見れば法師どもこれを見て矢だねをすしませ射てたせと、さしとり引つめすこしもすかさず射たりける、かゝる所に俄に河霧たりたつてものゝいろあひもさだかに見えざるに、松山が先陣むかふをきつとみわたせば山も野もはたさしものにて軍勢は十萬もあるらんと見るほどに、こはいかなる事にやと氣をうしなふとところに、四所の明神の使者に白犬黒犬は霧間がくれにかけいでゝ軍勢の中へ一文字にむかふ程に、てきのまなこには何と見わけんわれさきにとくづるゝ程に後陣のせいもこらゆべきやうあらすしてごうに敗軍したりけり、松山もやう／＼谷内さしてぞたちたりける、このとき松山が人數三百あまりうちとられけり、後にこれをきけば八面八臂の赤體千の

矢をもつて獅子に乗じてむかふほどにきもたましるもなくにぐるに手足もなねはてゝ東西もわきまへざるときこねけり、奇妙ふしぎと申もをろかなり。

木食上人登城之事

そのうち秀吉公の御治世となりて、高野の長吏ならびに老僧御禮にあがるべきよし御誑使をぞ請たりける、八谷會合してせんぎしけるは、この秀吉公の主君はこの山を大敵にしたまへば今たばかりよせて死刑流罪におこなはれんためにこそ候はめと、おの／＼ぞんするによつてあれにゆづりこれににじりて日々評議しけれども、ゆかんといふ僧一人もなし、かくて遅參にをよびなばいよく御ふしんかうふるためしいかゞせんごあるところに、ある僧申されけるは、所詮あんするにちかき比この山へのほりし木食をたのむべし、かれはよろづさいかくにしてあんふかきものなれば公儀のとりつくのひにしたちあるまじきごぞんするよしを申されければ、僧等まことにこれこそ至當のれうけんなれ、さあらば木食をめせとてよびよせける、そも／＼この木食は生國江州北部の住人なりしが一所懸命の地にはなれしかば世を

うらみてしよせん高野山にのぼり木食をたてて往生の素懐をどぐべきと思ひさだめて、たうけの河にてこりをとつて御山のかたをふしたがみ、我ふるさをさつて大師をたのみ高野山にのぼるよりしめてはふたとびこの河をわたるべからずと大願をたてて高野にのぼりけり、かくてしばのいほりをむすび木のみをしよくして經をよみ念佛し、つれづれなるおりふしは歌をよみ獨吟に連歌などをして光陰をくくるほごに寺院の僧等ちかづきて寺へよびて茶をひかせ掃除などをさせてあなたなたへもくじきくごぞめしつかひける、されば衆徒會合のざしきへまかりいでて沓ぬぎのあたりにかしこまりなにの御用候やらんとぞ申されければ、長吏申されけるはたごいままなんちをよびよする事別の子細にあらず、御邊もさだめてきよ及び申べし、殿下さまより高野の老僧にいそぎ御れいにまいるべきよしの御誼使をくださるゝ、しかれども山僧の事なれば公儀の調法なし、なんちは年比といひそのうへ才覺ある人なれば山の代僧にまいりてたび候べし、さもあらば向後其方の望みなにてもあらばかなふべしとぞ申されける、も

くじきうけ給ておのくかやうに御たのみ候うへはいなひがたく候へども、それがしこの山へのぼらんとぞんずる時たうけの河にて大師へふたとびこの川を今生にてわたるまじきと申ちかひをたて候へば常山をおり申事はなるまじく候と申、諸僧きと給ひてその義は心やすく思ひ候へ、一山が大師へわび申べきのあひだ罪はいさよかも御へんにはかくまじきぞと申されければ、木食このうへはちからなしとて支度して大坂へこそまいられけれ、諸僧よろこぶ事かぎりなし、さるほごにもくじきまいりたるよし申あぐれば秀吉公まぢかくめして御邊は高野山の長吏なるかたはせくだされければ、さん候木食上人とは愚僧がことに候と申上る、秀吉公きこしめしてまことに木食をたつる事殊勝にこそ覺ゆれと御氣色よくして逗留させ給ひて高野山のやうすを段々に御尋ある、もとより文才深厚のもくじきなればなにかひがごとあるべき殿下大きに感悦ましめてその儀ならば向後高野山の支配を木食上人にまかせをくなり、もし異議にをよぶ僧等これあるにおいては上人こころ次第にいかやうにもはからひて無事におさむ

べし、大師の仕置のごとく佛法勤行をむかしに歸し經學を業とすべし、甲冑武具等出家のうへにいるべからずはやく點檢してかりおろすべしとぞおほせわたされける、御上意をうけたまはつて木食はまかり立ければさまゝのろくどもくだされけり、かくて上人は大坂よりこしにのり足輕五十人たまはりてければこの人々にしゆせられて高野のふもと木の目たうげに一宿してこより山へつかひをたて給ふ、一山の老僧を初としてのこらす上人のむかひにまいるべきよし申つかはしければ、満座の僧等大にたごろきこはなにとしつる事ぞや、かゝる慮外千萬のつかひを木食は越ものかなと評議しけるが、又一方にはいや／＼さにあらず殿下様よりいかやうの事をおほせらるゝもはかりがたし、先いはんまゝにゆくべしとて、老若の僧衆は木の目たうげへぞつをひける、もくじきは座上にすはつて、いかに高野の法師ばら向後一山をもくじき仕置いたすべし、子細は山にてきかすべし、僧等木食がこしをかきて山へあげよと申さるゝほごに、六七十人の侍前後にあつてきびしくことを制すれば異議にをよばずたのくこしをか

きて山へこそあがりけれ、一山の長吏となつて制法をこの木食よりをかれける、さてこそ山もたさまりつゝがなきこそめでたけれ

○雲茶會初集文化辛未四月二日發會 會主 平々山人

雲茶集序

雲茶店は大威殿のうしろ韓田の神社の前にありて茶は雲脚と卑下すれども花香は御茶の水にもまされりこゝに月ごとの二日を約し玉くしげフタギ二百年のかたの書畫器物をあつめて中古をしのぶ媒とすそのつごへる人々の鳥の跡はちかき宮居の納鳥よりも多く椎の木のみなきの千筋にわかれて湯島にかけし松竹梅二重の塔と高きをあらそふ猶傘谷の晴雨をいとはず苗木山のしげりゆく後の榮をまつものならし

文化ときこゆる曆も八まき重なれるとし卯月のはじめ遠櫻山人鶯谷のやごりにしるす

雲茶會客品

- 一慶長の比縫箱小袖のきれ
- 一丹繪二枚 竹のき五郎 鳥居清信
- 一古板市川才牛不破伴左衛門のせりふ
- 一元祿の比ほめ詞

- 一元祿板雨夜三盃機嫌二冊
- 海菜園花障佐々木高彦
- 一寛永中古烟管一
- 一元祿中興鋪招牌一
- 一青樓盞臺シチヤカレン一
- 一宮川長春自畫白像一軸
- 一戸田茂睡翁官途にある日鑄印受取渡し書付
- 老樹菴主所藏
- 一万治高尾自筆色紙 合装一幅
- 一揚屋さし紙二張高尾
- 一延寶年間よし原の圖葵川師宣筆
- 一雜屋立間作美少年人形
- 山東菴所藏
- 慶長十八年より正徳二年迄淨
- 一瑠理太夫説經等口宣之寫 二冊
- 正徳三年四條河原 名代改帳
- 一野郎立間雜波 貞享三年 三冊
- 一しぐれのせりふ 三の巻一二巻開一冊
- 一八重垣雲のたねま 四の巻
- 一中村慶子菊畫一幅

- 一日清流水唐餅餅屋のめせの帳
- 杏園主人
- 一慶長庚戌近衛殿下一筆天神像 一幅
- 一大坂落城圖并古瓦二箱
- 一青山石越後妙高山産
- 青山主人
- 一元祿寶永の日記
- 一昔戸隠御開帳の童謡引番四天王大江山入
- 享保中九百羅漢建立俚歌
- 明和元申年初而秩父開帳諸所より奉納附
- 一貞享中伊豆山中鹿笛
- 一花むらさき贊
- 一志道軒芳月堂 奥村文角政信筆 はしら繪根元
- 紀東所藏
- 主品
- 一古こよみ板木菓子盆十八前
- 一慶長四年産元祿三九十二歳の書澁江英三年賀
- 一傾城かけ物
- 一明暦三丁酉板花傳書五冊
- 一人形つかひおやま掛物
- 雲茶店主景山所藏

當日品類の中抄書目録 杏花園主人

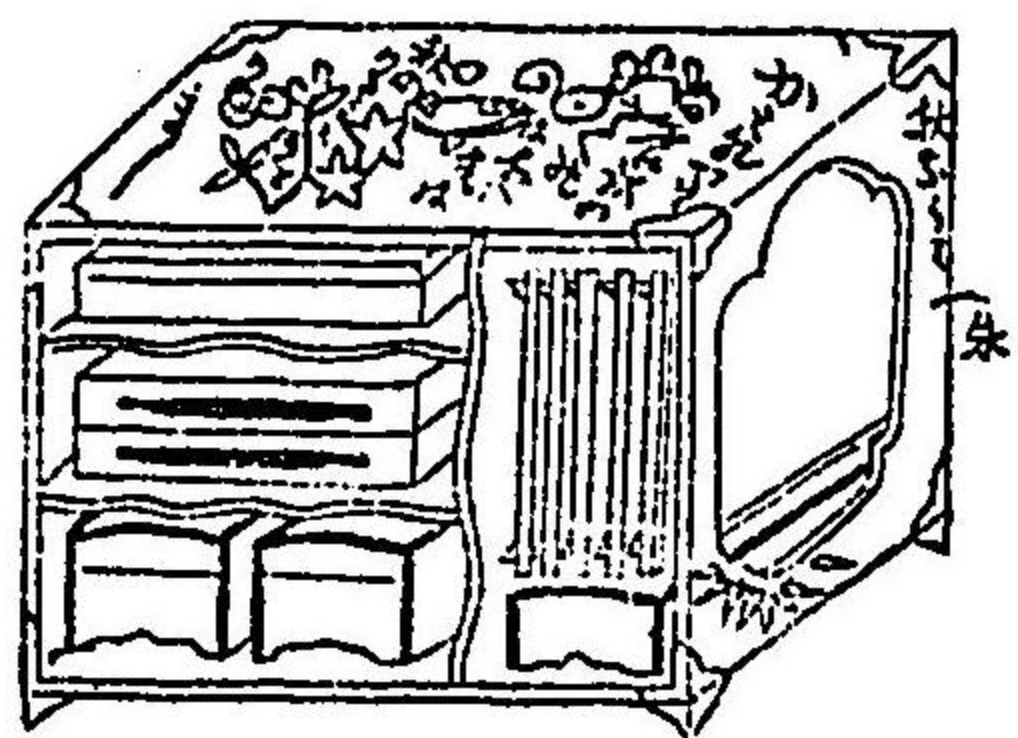
- 一山村長太夫座芝居機嫌入用書付
- 一大名温飽盆器一式同類書付、井、初代踏考の盃
- 一伊万里柿右衛門燒物人形
- 一寶永四年來り犬の義に付書付
- 一寶永六年丑二月十五日御書付寫
- 一享保七年寅質屋仲間連判帳
- 一元祿五年質屋簡板渡候書付並簡板
- 一大和繪師東川堂里風
- 一宮川長春
- 一雨夜三盃機嫌
- 一市川柏筵なる神狂言の時のうた
- 一大石内藏介手鏡
- 一雜屋立間所作美少年像ふくさ模様
- 一芝居機嫌入用書付反古履藏

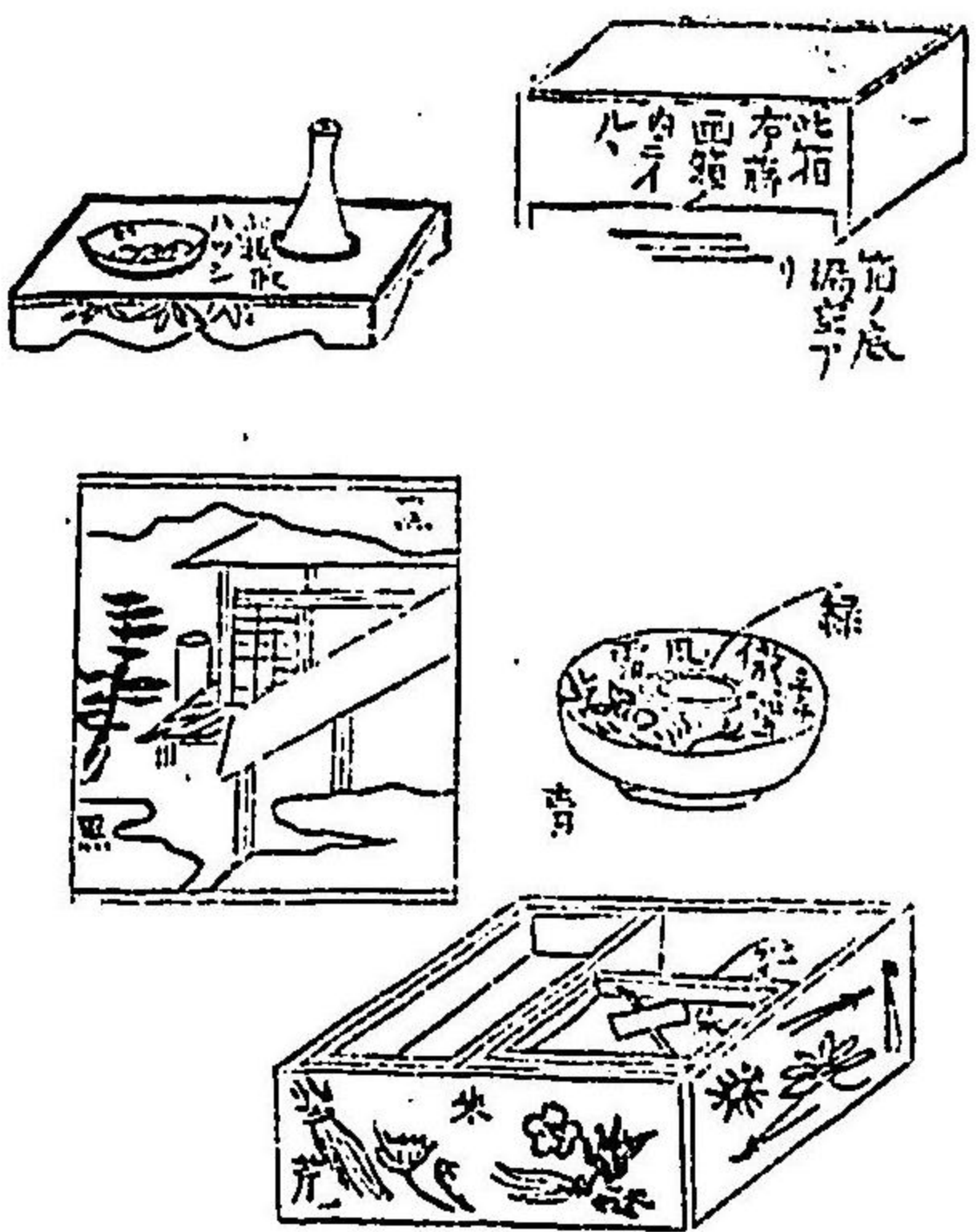
以上

霜月三日
星野文十郎様
山村南三がい登
一壹分 機嫌
一六分 しる物

- 一百文 茶辨當
- 一八匁 二出もの
- 一拾匁 りやう利

- 一大名温飽盆器青山堂所藏
- 箱ノ蓋ニ書付候寫
- 一寶永元年小石川傳通院前升屋與左衛門店米津
- 屋長左衛門道具大名うんごん器物一式
- 享保元年蕎麥一式





一伊万里柿右衛門作美人像振袖打かけ松
に膝下着菊
別ニ圖アリ 右青山堂所藏

一來リ犬之儀ニ付訴訟申上候口上書之寫
一傳通院門前町之者共申上候此比町内ニ來リ御犬殊之外多御座候て不斷かみあひ晝夜共に所之者又は往來之者にほゑ掛り候に付近所之者出合追かけ申候得共夜更候ては道通り又は所之者諸人難儀仕候自然怪我も御座候ては如何と奉存候に

付御訴訟申上候御慈悲に御移し被遊被下候様被爲仰付被下候は、難有可奉存候以上
寶永四年亥五月 傳通院門前町

御奉行所様

月行持 市郎右衛門
同 五郎右衛門
同 伊兵衛
同 三五郎
同 武兵衛
同 與惣右衛門
同 市郎左衛門

一寶永六年丑二月十五日大納言様定意之趣寫
一北丸御普請停止之事
一飯田町其通りに可爲居成事
一美濃守父子西丸窺御機嫌に罷出御側衆へ對面可致退出事
一對馬守越中守西丸へ不能出御本丸計相勤可申事
一佐渡守御用之節御前にて老中上座可爲事
一近江守義月番計相勤上へ申上候義何にても可致無用候下々より訴可承事
一美濃守以來平川口より乗物可致無用事

一上寮所町上り候節御免可爲居城事

一惣而町中前々より致賣買候物何にても前々之通無遠慮可致賣買事

一生類前方思召被仰出候上は以來下々難儀に不及様に諸事可申付事

一中野犬小屋以來無用町中より出候犬扶持御免之事

一近年檜山御留候得共以來御免之事

一大錢通用彌堅無用之事

一惣而奥通り御普請前之通御用之事
一御出棺以後御小性御小納戸桐之間計御番相勤其外爲引可申事

一大名與御詰停止之事

一間部越前守殿へ何にても何方よりも音信可致無用事

一成滿院護持院西丸登城無用之事
右之通十九ヶ所御張紙に出申候
丑二月十五日

右西川氏所藏古帳の中より抄出す

一享保七年質屋仲間連判帳寫考摺雜藏

覺

一質物取候節置主請人住所見届兩判取質物取可申候自今以後相違仕間敷候事

一毎月寄合仲間相互に判形吟味仕紛失物品廻相廻り候節仲間中別而入念吟味可仕候少も油斷有間敷候事

一從前々新規に仲間入致候節者爲仲間弘め振廻等並に料紙代金子三百疋差出し候處に中興は猥に罷成定置候品相取不届に付此度仲間中相談之上にて相極前々致來候弘め振廻向後相止自今爲料紙代金子三百疋可被差出候仲間中相談にて急度相究め候上は少も違背有間敷候依之仲間金爲金賣人前より金百疋宛差出都合壹兩也勿論壹分に付壹ヶ月に利足八文宛相加元利共に仲間帳面に相添次々之月行事へ無相違急度相渡可申候事
右之通仲間申合せ之上向後少も違背無之急度可被相心得候爲後日連判證文仍而如件

享保七壬寅年

七月

井筒屋庄右衛門
伊勢屋三右衛門

上書ニ

享保七壬寅年

質屋仲間連判帳

七月吉日

覺

老樺龍藏すきかへし半切紙也

本郷六町目

伊勢屋三右衛門

右之仁新規に質屋致候に付御定書並に簡板相渡候
其元組合へ被入向後申合候以上

元祿五年

未九月六日

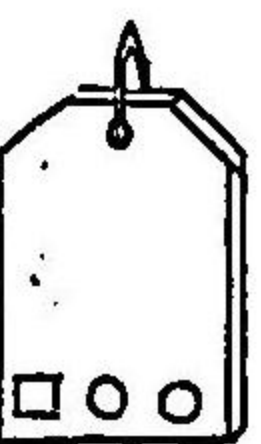
本郷六町目

質屋

月行持衆

質屋 役所 (徳)

質屋の野
懸は簡板



此丸印書
ニ要ナリ

伊勢屋勘七
伊勢屋善三郎

一美人圖 大和繪師東川堂里風圖之青山堂所藏
一寛保二正月元旦宮川長春六拾一歳自像自書老樺龍藏
一雨夜三盃機嫌二卷花柳子藏

序文の中に

寶や水道一盃難波一盃白河一盃此三水を呑ぬ人
のならぬ事とも冷しく其品々を定められたればこれ
なん雨夜の三盃機嫌と名付侍らんか
于時元祿六若水日浸筆於加茂川流

水笛庵瘦牛口

此書文政二年己卯春收得藏于南畝文庫中 己卯孟夏
雨申書七
十一翁

一市川柏筵なる神の狂言せし時大名題に書へしう
た

あま雲の空にたつ名やかみつに有といふなる

鳴神か嶽

右花禪子所談

一大石氏館 兩國橋今川焼もち屋主
人所持談洲樓馬掛米

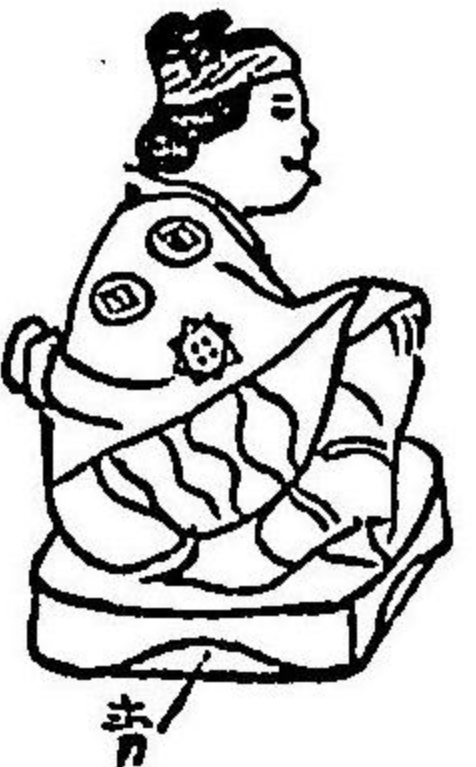
故淺野侯の義臣復讐の遺器を拜して

器のみ残りてぬしはなき魂になみたの外は何を
手向けん

一雛屋立圖所造偶人山東子藏

日州佐土原城主島津氏家臣

能勢澤右衛門源陳秀上



右人形
こいみけ
古色紙



一昔戸隠御開帳之童謡並享保中五百羅漢建立之節流
行俚歌

紀束

こんど深川戸がくし開帳みこの評判つよければそん
なじやないくそんではないわいなア
右文化八未年に七十二歳翁十五六歳の時戸がく

増訂一話一言

し開帳有之せつはやりしうた也

引書 繪本四天王大江山入東藏

五百らかんのしつべいちやうじゆくこん度おしや
かのごうくやうひの木のおがさに江戸まちくを朝
はなんぼう日はなんぼうかんすいんでんちやの木と
ならばいんすやさんすやちよつきりなむおみとうふ
なむちよつきり大ばさつばんさんしんせませう
是は東姉八丁堀五町目廻船問屋川島家へ嫁し當年
六十五歳十六歳の節縁付若年の節しうとめに三味
線共に習覺申候

わたなべがやかた

いはらきごうじ

はふをけやぶり

雲中へ

にげる

繪本四天王大江山入東

藏本

おぼの手じや

ないわいな

そんなじや

書入如此

紀束



百七一

○雲茶會二集文化辛未
仲夏初二

青山堂

- 一 相州鎌倉七里濱關江漢司馬峻
愛宕山額 大一幅
- 一 太閤豊臣公千なり瓢箪二鈴
- 一 御上覽角力之式番附附珍雲解一冊二葉(箱入)
- 一 一万治高尾所持龍菱の櫛一枚(箱入)
- 一 宮本武藏永禎書一卷元和二丙辰歲春
三月十六日書
- 一 尙志堂
- 一 寛永の比神史
- 一 樽やおせん戯場之冊子
- 一 名人佐野川市松肖像桂かくし二枚
- 一 元文三午年赤坂玉川の引札
- 一 紀東
- 一 享保六年貸金券元乾金貳拾貳兩
新金六拾壹兩
- 一 吉原京町大文字屋古烟草盆但燒印
- 一 明和年和歌四天王石野廣道詠歌之短冊
- 一 附寶曆八寅年春興双六江戸宗匠之發句
- 一 杏園
- 一 童蒙先習慶長板小海市巻
一冊
- 一 五節供盆描金
九月雜アリ 五孟箱入

一 寛政七年三芝居假名手本忠臣藏狂言時澤村宗十郎

所持鹽屋判官腹切刀並敵地案内圖

附橘千蔭翁長歌 寛政六年十一月顔ミセ入代

リ番付同七年都座番付

雲茶店

一 三浦屋孫三郎杯臺大文字屋市兵衛監定
文樓之燒印

一 吉原商人若衆姿の繪

但此若衆繪うり 荷物は吉原の體を拵繪うり

後骨董集ニ入

一 吉田蘭香設筆鷹之繪古障子に得たり

附

下總八幡不知之標題黑表紙神史作者四方赤人
工鳥居清經

此本古板の草双子に表題を新にかへたるも

の也

中ニ 作者吳増左 あり

一 青山堂所藏古印



若入所角印 中筆松後鋪印村本

一 大開千なり瓢箪二ツ



金箔色甚ヨシ中ニ石了り鈴カシ

一 宮本武藏書卷

門外講
經說法

- 兵法地理之大事
- 方圓分度之規矩
- 圓者周旋而有不定
- 方者大定而合周旋
- 大圓分度
- 前後南針
- 上下懸線
- 遠近準繩
- 險易水平
- 小圓分度
- 地平南北正
- 十二支宮線

増訂一話一音

宮本武藏

元和二丙辰年

春三月十六日

松平伊織殿



長六寸
幅中央一寸六分
幅兩端一寸二分

龍菱の蒔繪也

一 萬治高尾櫛青山堂所藏

一 相撲田樂曳尾巻所藏

備前國和氣郡吉永村民家ニ文字刻タル味噌桶蓋あり
同村武元周平ト云者讀見ルニ正和中ノ物ナリ即
石搦トナシ四方好士ノ愛玩ニ供ス其桶ノ蓋今ハ同
村春日宮寶庫ニ藏ムト

吉永保

注進大明神九日相撲田樂事

一 相撲行

一番 守行

三番 成友

五番 時茂

七番 末長

左成遠
右武久

二番 久光

四番 光友

六番 則次

八番 貞則

百七十三

九番 末利

十番 利永 久之

一口 流馬分

一番

重元

二番

成時

武元 光茂

正和四年九月十日 俱仕白昔注文

一海西子休甫戲筆

春風

堪畫處恰如楊柳靡

玉章舒卷濃麗質天々

纏紅結紫碧雲袖手執

休甫は泉州堺の人俳諧師也貞徳と時を同じう
せり季吟法師の山の井に其句を多く載ぬ然則
此繪は寛永正保の比のもの也畫者詳ならずと
いへども六尺袖紫足袋の古風をみるにたれり

醒々齋識

合香繡蒔



京山人模
坐間走幸
不二

クスキアリ
錦巻芝ル
八若衆ナリ

繪蒔香合考

按に是寛永時代の蒔繪也洛北修學寺村或は松ヶ崎
等の題目躍の圖なるべし肩にかけたるたすきの如
きは丹前帶といふもの也松の葉一の巻三絃鳥組の
歌に京ては一條といへるは是也これは始て本手組
をつくりたる時の歌なれば寛永の時代にあたり

山東菴

一新撰ひいたがたの序

瓢水子京傳云瓢水子ハ
昔は異國の始人みな鳥獸の肉を茹毛を著たり黄帝
初て蠶を養て衣を作出したまふ後の人色々衣紋

増訂一話一言卷三十五

○南市令罪案抄 自寛政八年辰
至享和文化年

中之郷瓦町

家持久藏親

小左衛門

辰五十五歳

増訂一話一言卷三十四終

を工めり本朝には天せう太神の御女稚日女尊保食
命の蠶となりしを飼て齊服殿にこもりし神の御衣
を織初たまふ應神天皇の御宇に吳國より吳服穴織
兄弟に縫工女をそへて渡されしより本朝普く機織
事を知れり其後其錦は高麗國より來る故に殆錦と
歌にも讀り綾絹皆異國より御調に渡せり繡は吉備
大臣人唐して習傳らる是よりさまの衣紋を工
て織縫染て着といふ此ひいながた二百種はわかき
老たるそのほごく好所此外に漏べからず今改め
て往當の模様をばかへすといふ

時寛文六年七月吉日

山田市郎兵衛開板

繪様以上二百

寛文六年八月吉日

寺町通二條上ノ町

山田市郎兵衛板

右之者儀先達而到何方燈籠佛と唱候三尊之彌陀
分身讓受所持いたし候旨申立候得共同人身元も不
相糺殊に貸金引當に候は、佛像先方へ差置返金滞
候節別に讓證文を以請取内佛に可致處無其儀素人
にて質物同様之取引致し讓請候と之申分は難立其
上俗家にて神佛諸人へ為拜人集いたし候儀者不相
成儀に不心附日々參詣人引請初禪禮物等受納いた
し候儀には無之候得共燈籠佛之教と名目を附食物
藥種灸治等を申教又は心得方板行いたし相渡候段
奇怪異説人集に相當り不届に付所持之燈籠佛取上
江戸拂

同年

酒井雅樂頭足輕
源内事
真田文次
辰三十五歳

右之者義伯父次兵衛養娘みね事袖岡義新吉原町に遊女奉公いたし居候に付妻に相成候様度々文通致し又は罷越候處一向取敢不申候に付酒狂之紛刀を抜立喉被捕押其後孫兵衛方へ罷越袖岡を妻に貫吳候様彼是難澁申懸其上仲人庄七取計不宜と相疑同人を威し可申と存常四月廿二日夜主人より預り置候鐵砲を密に隠し持出し同夜四半時頃庄七居宅へ鐵砲打込逃去り候段市中之無厭其上御曲輪近邊をも不憚刺 御城之方へ筒先を向ケ打候段旁不憚公儀を仕形重々不届に付存命に候得は獄門

同年

尾張殿家來
伊東金藏
辰二十四歳
右之者儀吉田梅庵家來榎本友次并中間友平兩人往還

伊東三之助

還にて上げ候風落懸り尾は此者居宅家根より庭へ下り候に付家根損し候より事起り弟五之助憤り表へ出風を踏破り候は、相制可申處無其儀此ものも俱々破り一旦宅へ立歸候處右友次友平儀破り候風を表より屏越に投込候上聲高に悪口たよび候に付右之者共を取鎖不聞入候は、梅庵方へ相届候様父金藏申付候は、取計方も可有之處友次取懸候様子に候迎刀を抜友平は棒を以可打懸體に付五之助も罷出是又刀を抜兩人にて友平へ切付候處門内に逃込候を猶も理不盡に門内迄附入梅庵方勝手より住居へ亂入致し與庭にて友平へ數ヶ所爲手負既同人疵所之内左之手中指無名指は切落食指は屈伸不叶片輪にいたし右體狼藉之始末旁尾張殿家來伴之身分にては別而不届に付遠島

尾張殿家來

伊東金藏

辰六十三歳

右之者義吉田梅庵家來榎本友次中間友平兩人往還にて上ヶ候風落懸り尾は此者居宅家根より庭へ下り候に付家根損し候より事起り次男五之助憤表へ

出風を踏破り候處惣領三之助も俱々破り一旦立歸り候處右友次友平義破り候風を表より屏越に投込候上聲高に悪口および候に付三之助へ申付取鎖に遣候處手間取候間居宅窓より見候處相手友平は棒を持三之助へ可打掛體に付五之助へ申聞候處是又刀を抜打合友平へ手疵爲負猶又梅庵内へ追入候間驚悴共を可制と罷出候處梅庵方住居へ亂入致し候様子に付此者も門内迄入悴共を呼出引連歸候義にて此者申付右體狼藉爲致候には無之候へ共相手之者共悪口におよび難捨置候は、梅庵へ懸合取計方も可有之處殊疵人友平息有之儀承り貫受悴共に爲討果慮外もの討捨之届差出候は、可相濟と押量梅庵身分御醫師と申儀乍辨居友平を貫受度旨使を以申込候始末尾張殿家來之身分にては別而不届に付百日押込

文化三寅年

淺草三好町
善兵衛店

辰 五 郎

寅二十八

右之者儀當十月廿二日夜五半時頃渡世先より罷歸候節居宅前にて其砌は名前不存西丸小十人都筑金吾儀此もの妻かねを往還へ押伏罷在かね儀助け吳候様申泣居候間譯は不相分候得共理不盡之儀と存し右金吾を突退ヶかねを逃し遣候處金吾儀刀を抜切掛り候迎直に右刀をもぎ取候上は取計方も可有之處無其儀其刀にて金吾を及殺害候始末不届至極に付死罪

文化六巳年

大岡久之丞御代官所

攝州西成郡曾根崎村

播磨屋次兵衛借家

住吉屋もて代判

南豊等

永 助

巳四十九歳

右之もの儀兼て身分之世話致し遣候秀弘より講釋之手續にも致し候様差越候書面は近來異國人渡來之異説を認有之講釋等には致がたく候得共珍説に付讀本に綴候は、品に寄俵屋五兵衛方にて貸本に可致旨申聞候迎利欲に泥み兼て承りおよび候風説

又は住所不知ものより借受寫取候書面へ作意を加へ秀弘より差越候書面之趣をも實事と聞候様増補致し剩至て恐多儀又は重き御役人之名前を顯し別而右之内には無跡形儀を以對 公儀恐入候儀共實事之様書顯し合卷拾冊に綴立北海異談と表題を記五兵衛へ賣渡其上大坂町奉行吟味之節右體讀本に綴候儀は押隠し秀弘より差越候書本之儘五兵衛へ賣渡候旨申僞候始末不恐 公儀仕方不届至極に付引廻し之獄門

當時無宿にて

軍書讀渡世致し候

秀

弘

此者儀攝州會根崎村南豐事永助は兼て世話に相成候近來蝦夷地へ異國人渡來之異說認候書面を講釋之手續にも可相成哉と駿府本通貳丁目忠五郎より借受寫取右書面へ作意を加古來之軍書等に附會いたし重御役人之儀迄無憚書顯永助へ差遣し候故既同人儀猶又増補致し風説又は外より借受候書面を取交無跡形虚偽を實事と聞候様致し度迎恐多儀共品々書顯讀本に綴北海異談と表題を記大坂大豆

葉町俵屋五兵衛へ賣渡候始末に相成候段不恐 公儀仕方不届に付遠島

大坂大豆葉町

佐渡屋重助借家

俵屋

五 兵 衛

巳四十二歳

右之もの儀猥成異説に取交候書物は寫本にても取扱間敷旨兼て御觸も有之處攝州會根崎村南豐事永助知人より貰ひ候近來異國人渡來之異說認候書面を讀本に綴貸本に致し候はゞ利徳も可有之旨申聞候故永助儀無跡形恐多き虚偽を書綴北海異談と表題を記合卷拾冊に仕立候得其他見を可憚事共有之貸本には如何と乍心付買受七郎右衛門町剛藏へ賣遣既同人其外之もの共貸本にいたし候始末に成殊絶板之繪本太閤記信長記をも貸本に致し候段旁不届に付輕追放

大坂七郎右衛門町二丁目

尾崎屋長兵衛借家

奈良屋仙右衛門本

剛

藏

大坂三郷拂

申渡同様之事故略す

巳五十二歳 外 貳 人

寛政十二申年

下目町

忠助店

忠兵衛存仕

喜

八

申十九歳

右之者義幼年之娘かよを押而強淫いたし同人相果候には無之かよ儀乍幼年色情之心有之常々此ものへ戯れ候義者一件吟味之上無相違候得共かよは主人の娘殊に幼年ものに候處色情を以此ものを慕ひ候共交合いたしかよ相果候始末不届に付死罪文化五辰年

奥坊主

永井久清祖交にて

出奔いたし候

來

旦

辰五十六歳

右之者儀道具市相僱し口錢を取可申と本所相生町四丁目五郎右衛門武州寺島村利兵衛坂本町壹丁目

三右衛門申合五右郎衛門利兵衛は會主に成須崎村料理茶屋にて道具市相僱代金は百日目勘定之積にて當日取引不致尤直段下直にては口錢之高も少く候此者は道具目利功者之積に致し假令ば壹兩位之道具を壹兩貳分又は貳兩位と發言いたし夫より段々爲難上高直段之者へ賣渡其上三右衛門發意にて北鞘町徳兵衛店三郎次郎を相招同意之者共申合此道具買受候はゞ格別之徳用も可有之杯申成三郎次郎儀連衆に加り候様致し成多分之道具同人へ爲買受剩右始末露顯可致存候出奔いたし候儀共旁不届に付遠島

坂本町一丁目

長兵衛店

三 右 衛 門

辰三十九歳

外 壹 人

右之もの義來旦申に同意致し五郎右衛門並武州寺島村利兵衛は會主に成道具市相始來旦は目利功者之積にいたし成道具不相應之直段を以高直に賣買いたし五郎右衛門は口錢配分受其上三右衛門儀北

鞆町三郎次郎を申救連衆に引入可申旨發言致し同人を連参り多分之道具爲買受候始末不届に付三右衛門は敵之上輕追放五郎右衛門は家財取上江戸十里四方追放

大買次右衛門御代官所

武州葛飾郡西葛西領

寺島村百姓

茂兵衛借家

利兵衛

辰三十八歳

右之者儀來且申に同意致し此者并本所相生町五郎右衛門は會主に成坂本町三右衛門一同道具市相始來且は目利巧者之積に致し成道具不相應之直段を以高直に賣買いたし口錢配分受其上三右衛門申に任せ北鞆町三郎次郎を連衆に引入多分之道具爲買受剩右道具代金滯四百三拾兩を此者より三郎次郎へ貸金之積にいたし同人俸三谷三九郎より金子爲差出三郎次郎へも配分可致旨申談此もの名宛之金子借用證文三郎次郎より受取三九郎方へ右證文を以及懸金候儀共旁不届に付敵之上中追放

坂本町二丁目上納地

濱兵衛店

源七親

夜

辰五十八歳

外九人

右之者共儀來且申に任せ武州寺島村利兵衛本所相生町五郎右衛門坂本町三右衛門一同打交り須崎村金太郎宅へ寄合道具市相儀來且儀下直之品をも高直に發言いたし銘々持寄候道具高直に賣れ候故面自存尤買受候品も右に准じ高直に候得共相互之儀に付損金は有之まじくと存賣買いたし百日目勘定合之節差引買方多き者は金子差出賣方多き者は金子受取不體不正之賣買いたし候段不届に付夜梧外七人は過料拾貫文づゝ吉藏宗融は自訴いたし候儀に付同三貫文

北鞆町

徳兵衛店

三郎次郎

辰三十三歳

右之もの儀從弟三右衛門申に任せ來且宅へ罷越同人并三右衛門五郎右衛門寺島村利兵衛一同道具賣

享和二戌年

神田紺屋町二丁目

金子郎店

文藏

右之もの儀不如意にて取續難相成候連不斗存付年號元明と改元有之旨僞自分にて板行に致し又は相認壹枚に付四文づゝに賣歩行候段不輕義不恐公儀を仕方不届に付中追放

○茅野和助書簡

頃日者預貴札辱致

拜見候先以貴様御家内

彌々御堅固被成御座候由珍重

奉存候然者當城之儀

如來意候拙者共心底

御察之通乍此上與五郎殿

申談諸事首尾好引

渡し等相濟以後以參

可得御意候早々被懸御心

預貴札忝奉存候恐惶

謹言

買いたし候を見物いたし居來且は目利功者之由にて夫々直段發言等いたし賣買致し候を面白存右道具買受買捌候は徳用も可有之趣に候連多分之道具買受代金差引勘定之節五百拾兩之内六拾五兩差出殘金拂方差支候連利兵衛申に随ひ三九郎より金子爲差出配分可致と利兵衛名宛にて此もの借主之證文認利兵衛へ相渡候義共旁不届に付江戸拂

享和元酉年

黃蘗宗最乘寺

元弟子

徳芳

西四十八歳

右之者義先年一滴菴に有之即非和尚之木像道具屋内に有之趣及承歎々敷存右木像を取戻度又は同宗貧地之寺々へ助力致し法類共之身分取立遣度と一途に存込信心歸依之もの多く相成候は右心願成就可致と宗法に無之援刀を其外手品を附加持祈禱いたし候段利欲に拘り候儀には不相聞候得共右體之儀に付本山より申渡提等も有之處相背右始末に及び候段不届に付脱衣江戸拂

茅野和助

常成

神崎半右衛門様

貴報



茅野和助書狀美作國勝南郡勝田田驛本陣庄屋多吉方にて申請候神崎與五郎親半右衛門は右庄屋多吉親之伯母智にて有之候に付多吉方へ別家作り差置候由に付和助方より之文通有之其外書通有之致一覽候事

明和七寅九月

右本書は中山半太夫と申者作州往還の節貴請候由に付伴直三郎より借得て寫申候

右池田正樹より借得て寫

○室新助書簡

八月十三日の貴翰九月四日に至て到來忝拜見仕候何方に淹滞仕候哉南部兄より之副書も同日にて御座候先以尊履御清勝旨欣躍不過之奉存候今以 公務殷繁不被得官暇候由御賢勞之段奉察候先頃准呈仕候軍器考序相違御慰勉之御謝詞恐入存奉候口共願應賢意候旨被仰下多幸之至に存奉候同文通考序之義蒙仰委細御書體被仰下且又別幅に目錄題注被記之候被入御念候儀と奉存候點黠技窮可申候へ共先如何様共構思仕

候て追て可受御指教候

一常仲秋上丁釋菜 先聖廟へ 御拜謁之儀委細被仰下忝仕合奉存候凡吾黨之士に在て恐喜感動不可過之御儀に奉存候 先聖御尊崇之禮古今にこえ候儀天下の耳目を新に可仕候是より追日奉仰 聖朝之外無他候但近年藩國之衰弊以之外に罷成物價騰貴之上には先口日盛に候故列國も其風に罷成物價騰貴之上には先朝に至而進奉多端御營造之御手傳など申儀相繼候故士は常祿を減し民は常賦を倍し候て士民之窮彌益に御座候其餘弊于今已歟是は強幹弱枝の策と申者有之候へ共 聖代四海一家の儀に御座候へは左様にて有之間敷奉存候畢竟太平日久罷成候へは自然にかやうに有之物と相見申候近來賄賂路爽此一事にても諸國のくつろぎ申儀不大形候此上は奢靡を抑へられ恭儉を崇びられ土木之役日息衣食之源日開候て一統安泰之 御代に罷成候様にと杞人之憂を貽し申迄に御座候世俗醜陋の徒には是等の儀どもに語るにたらず候尊兄に非ば争でか及此可申候哉御一覽の後被投火中可被候

一南部兄ももはや其元發足にて可有之やと奉存候久

○雨森東五郎書簡

正月十七日の貴札乍御廻報致拜見委曲之御紙上誠如面晤圭復仕候先以貴書彌御堅固被成御座候由珍重不過之候先年以來四五度も御狀被下候由邊方之義に御座候故何方に沉浮いたし候哉何れも相違不申遺恨千萬に御座候其内同室松浦氏へ御寄附被成候御狀は成程相違申候其折節私朝鮮に罷在候て委細に御返事申述候尤物名御尋之義も其御狀に相見へ大概分明に相知申候者は書付御返事申入候ても是又其元へは相違不申候由殘憾之義に奉存候右之書狀頼申候仁に相尋候所遣に木下公御家來に頼置候由申候へども最早去々年之義に御座候へは相知申間敷と奉存候先以貴書御義段々御格式も結構に被 仰付殊預攀龍附鳳之榮被成候段偏稽古之力同門之榮不過之奉存候殊 世子君御學術御精研に被成御座候段不尋常候之由被仰聞誠に闔國之大慶と乍恐奉存候我々義邊地に罷在段々白髮も生候へは精神も以前には違申候殊に去年以來は左脚腫痛仕行歩も不任候處有馬へ投浴いたし候以後過半も快罷成候へ共兎角は廢人にも罷成可申候哉就夫候ても一しは舊日之御參會存出し暗涙滿面之外他

々にて歸家候て大慶之段分察候去年以來尊兄無御暇御參會も稀疎成様に承及候御意外之義に奉存候頃日承候へば尊兄近々御用に付御上京のさた有之由申候彌事實に候哉向寒天御苦勞成御儀に奉存候 一田鶴樓佳章御傳示辱奉存候何れも古雅に相見へ珍重に存候就中寶鏡量生書來爲隣なごたもしろく奉存候和韻之事被仰下候貴命難默止候に付不殘和候て進し申候乍恐被相違可被下候本詩韻字巧妙之處は中々和韻難計候得共腐材今更可仕様も無之候此間高様が和唐人早朝大明宮作の詩を見申候て不勝技癢いさゝか效察候間別幅に書付候て進呈之仕候高評承度候へは御慰にもと存候て序ながら越申候 一望九左衛門田中左源次へ之御狀共相達申候左源太へは相届申候九左衛門は儉家用事に付只今在京仕候に付一類共迄遣申候早速便に京師へ遣可申候稻若水へ御傳言も京都へ可申遣候只今京へ罷歸申萬々期後間之時候首再拜

九月十八日

新井勘解由様

座前

室新介

直清



事無御座候南山氏又は岡島氏不絶御參會も御座候由
萬々御浦山敷奉存候
一先年松浦氏へ御附送被成候御書簡之内に被仰開候
物名御返答は申入候へ共相違不申候由被仰開候故相
知候處左に録し候御目候

鯉魚

青魚リズの子のをや魚にて對馬にてはセカイと申候江戸に
大口魚たぐきんに有之者に御座候てし名を失念いたし候
大口魚 作吞魚非なり

此分朝鮮にて分明に相知れ申候物に御座候此外は朝
鮮にて物名は方語多御座候て不分明候尤館所へ參
り候者之内には思之外博物之人も無之候て物ごとの
吟味難仕候朝鮮とて中華とは土地隔絶なる事に御
座候故物名などの分明に無之候義は日本に大違は無
之相見へ申候其内典章文物又は風俗禮義守國の法教
人の術などは感入申候事多相見へ申候筆紙には難申
述候あわれ近年之内得貴面委曲之御物語仕度奉存候
霞の事御吟味被成被置候事も可有御座候へども我々
兼て存候は山のかすみ候事を申候ものと存居申候
て紅霞彩霞など申候言葉不審に存候所朝鮮にて承
候へばやけの事を霞と申候其後字書考見申候へは日

傍形氣と有之候へば朝鮮にてやけと申候義分明と被
存積年の疑を晴し申候宮刑之割勢と申義も朝鮮にも
官官有之候とく様子を承候に墨丸を扱去候事に御
座候海參之事を如男子勢など申候へば勢と申は陰
莖の事の様に相聞申候へども醫書に勢は外腎也と有
之候へは是も朝鮮にて申候通にても可有之候哉其上
官官之義陰莖を切り申事にては無之由申候へは日本
の覺達にても可有之候哉ケ様之義に付朝鮮之義は中
華へ毎度往來仕候故吟味精敷事多御座候三國の内
ては日本ほど諸事不吟味成事は無之様に相見へ申候
あわれ近年之内得貴面諸事御物語仕度奉存候
一木下平三郎公にも惟今は結構に御務被成候へども
御暇も無御座御學術研習の義も無御座候由先年の御
狀にも被仰下候左様可有御座と奉存候何とぞ御門下
にも名譽之人出來仕候様に有之度義と奉存候貴様に
は只今學問の義御免許を御蒙被成候由結構成御首尾
御美敷奉存候義に御座候當所之義毎々韓人に出合申
候義に御座候へは暫時も學問廢惰いたし候ては間に
逢申事にて無御座候へば思召之外苦心いたし候事に
御座候元來不才の拙者事に御座候に段々精神もた

ぼるも減損いたし候故難義仕候事に御座候其外にも
不任心事のみ多御座候て木島の官仕今更追悔いたし
候事に御座候

一先年私心腹の語申進候義別の事にて無御座候此
段は貴様思召之程も如何に奉存候へども切迫之餘顯
於言辭申候事に御座候拙者逗留斯島已過十稔人情風
俗無一適意觸景感懷如坐針氈日夕愁嘆不勝推胸第窮
鳥困魚已墮籠釣之中終無解脫之望此生遺憾何以加此
足下以龍潛之舊膺寵任之榮不知亦有意於援諸泥淖推
之青雲肯爲司馬之楊得意耶唐人之俗語陰溝洞裡蝦蟇
思量要天鵝肉喫と申申御座候是は雲に梯など中心
と同然にて御座候私存寄の義も蝦蟇之思量に違申事
無之如何程御心易奉存候ても被申入筈にても無御座
候へども右申候通當地之住居萬々殘念之義に存候委
細之義は筆紙に難申盡候殊爲邊地之鬼候事一生之大
憾と存候乍然今更脱身之計決て無之候富貴榮耀を望
候念は天日在上毛頭も無之候へどもとぞ一生之内
に邊地羈留之苦を免たく存候に付萬々の一も貴様之
御力にて預御提拔候事も可有之哉と不得已心腹之趣
委細之書付致呈覽候へども其書狀相違不申候由是又

天數と奉存候其折節龜品成絶句二首致進呈候左に録
之懸御目候

一從辭紫陌鬚髮日蒼々惆悵上林賦難逢得意揚
四海誰知已乾坤一病身休怪彈冠急青雲有故人

御閑暇之節高和所希御座候此度南山氏へも以書中申
入候乍慮外御傳達奉願候猶期後音之時候恐惶謹言

三月朔日

雨森東五郎

名乘



新井勘解由様

○富士山本門寺會我物語
會我物語卷第一

并序 本朝報恩合戰謝德圖評集

夫申日域秋津島從國常立尊以來天神七代地神五代都
合十二代神代爾置地神五代末御神申早且居尊出御
代御在治本朝七千五百三十七年其次出御代御補申大
和日高見尊治本朝十二萬八千七百八十五年其次出御
代御神申早富大足尊治本朝七千五百三十二年其次
初卷の初丁に

會我物語卷第一

富士山本門寺住

日義

初卷の末に

干時天文廿三年甲寅卯月五日書之訖 日義



末卷の末に

當山第十在日殿聖人初名日義天正十壬午年二月

六日逝年五十七 富士山北山本門寺什物

右會我物語何人ノ作ニヤ定テ偽書ト知ヘシ。

○正徳六年日記抄

正月正徳六丙申年

一朔日日和夕邊よりの火事明けがた迄もえ鍛冶町南側家中焼申候南側福田や市郎兵衛家のやねにも飯田町定火消溝口式部消口取被申候横町釘屋長左衛門家の角池田屋のやねをばひぢ方民部消し被申候火しづまりて道具杯運びもせし一日骨折はたらき申候

一二日天氣けふも餘りの荷物穴藏よりいだし一日つ

かれ申候

一三日日和帳とじ上書杯いたし申候此日火事焼場見物いたし候風吹申候

一四日日和よし

一五日日和風はげしく吹申候此日宗師様習初め餅を焼て銘々菓子盆に入出して仕舞申候

一六日日和半切箱竹永包紙折出し包紙はりかへ荷買入終日荷拵いたし申候

一七日日和濱町へ禮勤申候名主へ紙貳そく扇箱一ツ箱中へさんぶた箱五ツ木工左衛門へ紙一そく杉箱一ツ錢百文年玉此日築地へも禮勤申候祖父へ半切百枚祖母へ紙一東年玉にいたし候

一八日雪少ふり候此朝六ツ時分芝の焼跡に火事有之候此夜薬師参りいたし候

一九日日和今日より初商に出申候 一錢貳貫九百六拾文ツ、

一十日日和今日夕方大風吹申候 一錢三貫文ツ、 一壹分に七百四拾文ツ、

一此夜四ツ谷新宿の中程より火出内藤宿不殘焼失いたし候同夜八ツ過四ツ谷御たんす町より火出火事

有之候

一十一日日和風吹申候夜五ツ前谷中池の端柳原式部守屋敷表門脇より火出池の端通りより南へ神田白銀町本町石町不殘河岸より吳服御用後藤縫殿介家通りぬし町釘店通り大傳馬町伊勢町堀江町小網町堺町通り不殘焼失いたし靈岸島永久橋向西南殘申濱町東横町通りより北八丁堀五丁目へかより靈岸島向焼失日本橋東南茶碗店より通三丁目雲切散目薬屋の角迄焼此所木挽町定火消松平駿河守様消口取申候其より万町横町通り不殘焼本材木町四丁目迄焼失松平因幡守様やしき南表長屋片側殘不殘焼失此通りはかや場町同心町通り九鬼大隅守様屋敷通り焼來り本多遠江守様屋敷残り是よりはすなり北八丁堀へ焼出申候

一十二日風吹申候夕へ仕舞候道具不取出して休居申候晝九ツ時本郷に火事有之大火にて候本郷二丁目より火出下谷の焼跡迄焼失いたし止り候よし

一十三日天氣曇り此夜下谷に火事有之千壽之由に候 一錢貳貫八百文ツ、

一此頃所々大火事に付材木殊外高直にて松板壹兩に

八拾五枚程せしが廿五枚壹兩にいたし候大工八日

壹兩にて一日貳朱いたし候能き大工は一日五百文四百文にて候左官小まいかきも同断大八車殊外運賃高直にて候

一末晦日之火事本多中務少輔屋敷より出候此御屋敷に前廉より鬼門に當り候此度を鬼門切不申候故

此度御切被成候火事出候前に怪異有之候御門のかざり松の真木折候事竹三度迄立替折れ申候此夜本

多様の御泊り番にて御城に詰被成候留守にて候火事七口より出候よし御臺所御廊其外七所よりもね

出申候よし申あへり

一十三日之夜の火事千住二町目より出女郎町不殘焼申候

十四日之相場

一錢貳貫九百三拾文ツ、

一十四日日和のどかにて候今日屋敷町にても柳にてもけづりかけに致し門にかけ横木に一年の月の數を書門に立置申候相模邊之在郷にては今日柳の枝に團子をさし家の廻りへさし置又神にも祭る由此夜芝居町に手あやまち有之候由

一十五日日和木挽町勘彌初狂言若水仕合會我狂言一番目より見物いたし候
 一今日國々にてしめかざりをつみ上やき申候よし上には扇杯を結付焼申候又中國尾張杯にはしめかざりをつみ上其前にわらを一だかへ程つゝになひ申木を兩方かたごりて左義長焼申候大勢打よりて綱を引面々に伊勢の國の錢金を半田村に引とる近江の國の糸綿を尾張の半田に引とるなど云はやし手を上げて引候内につみ重しかざり焼き申候又田のくろつゝみ杯をも一に焼ありき申候よし
 木挽町勘彌初狂言
 津仕合會我森田勘彌
 祐成はすわふに残す村千鳥
 三つ有とても蝶は時宗
 一和田義盛 仙國彦助 一一萬 市川門太郎 後に鬼王
 一箱王 袖岡庄太郎 一鬼王 勝山又五郎 後に祐成
 後に團三郎 後に祐成
 一團三郎 市川團藏 一朝比三郎 富澤半三郎 後に時宗

一工藤介經 濱崎磯五郎 一又野五郎松本四郎五郎
 一大いそ虎 藤村半太夫 一けはい坂少將 玉澤林彌
 丙申正月初狂言
 一今度十一日之火事に方々にて人死有之候前度々火事にも人死御座候
 一十六日日和のごかに候
 一錢貳貫九百五拾文 一横檜壹分三拾四把
 一此日晝七ッ過八町堀稻荷之前角屋より火出家三間焼失いたし候雨風有之候
 一十七日天氣風吹申候
 一壹分に錢七百貳文
 一十一日之火事に日本橋西にて橋板二間に三間程焼柱四本關干五間程焼失いたし竹やらいを附馬車通し申さず候
 一十七日之夜八ッ時築地松平左京太輔様中屋敷より火出候前酒井修理亮様屋敷跡南北橋板まで末は飯町町北側裏を焼通りて此所角定火消溜池之端近藤彦九郎様消口御取候それより鐵砲洲材木屋へ出さぶさ橋邊り東は海際之方三町に豎五六町程焼失築地松屋裏右衛門方に見舞働申候夜七ッ過迄九ッの

頃より焼出し明日迄火消不申候て曉にしめり申候風西北にて候
 一十八日日和風吹申候晝九ッ時淺草十王町銀座會所より火出東へ本庄新大橋廻向院近邊土屋相模守下やしき阿部豊後守下やしき不殘焼失いたし候回向院は焼不申候松平越中守隠居やしき不殘焼失其より筋邊に深川雲向院之堂は不燒寺中片側焼申候て火しづまり申候風は西北風にて候
 一十九日天氣曇る此夜口いたし申候
 一廿日風吹申候天氣よし晝七ッ時權太原に火事有之大火にて暮時分しづまり申候
 一廿一日風吹申候晝九ッ過芝田町七丁目の邊に大火事有之晝七ッ時分火しづまり申候後に開候へば品川門前町より火出濱川佐水邊迄焼失いたし候由
 一錢貳貫九百五拾文づゝ
 一廿二日終日雪降申候今日富之介誕生日之由正徳五年乙未正月廿二日晝八ッ辰の刻に富之介生れ申候一此頃の火事付火も多く有之候由にて殊外用心いたし裏店路次出入夜五ッ切にて錠をおろし御屋敷も暮六ッ切にて仕舞申候中橋下横町にては火付をど

らへ公義へ出し候へば小傳馬町籠屋十一日之火事に燒候故先町内へ御預け被成候其外麻布百姓町にても裏に火付候を見出しとらへ申候由又鈴木町にては裏店のひあはひに有之候白の上になら御座候上へ熊野炭の起りを見出し消し申候よし
 一廿三日雪降申候夕べよりの雪風の吹まわしにて一尺程つもりし所もあり又二寸計の所有之候晝八ッ前より七ッ前迄之内降止候て終日ふり申候
 一廿四日天氣雪消申したどり雨のごとくに候
 一廿五日日和いまだ雪消やらず候
 一廿三日之夜雪降候折から本郷追分より火事出土物店迄不殘焼失いたし候由
 一今年伊勢山田焼失同龜山東海道油井かん原不殘焼失致候由
 一廿六日日和今日が河岸湯屋平右衛門湯たき申候て入申候
 一廿七日天氣今日裏の屋根指板いたし吹申候
 一廿八日天氣よし此夜庚申待に紺屋善兵衛方へ行申候
 一廿九日日和よし今日又屋根吹來り屋根吹申候

一 錢貳貫九百六拾八文ツ、
申正月新板本

一 好色和装束 三卷 彩色繪
八文字や八左衛門板

一 同万石船 三卷

一 同一代能 三卷

一 役者願紐解 三卷 八文字屋敷

一 好色風流情色紙 貳卷 江戸山泉新板

一 輕口めつた的 五卷 はなし本
京伏見や板

一 同手箱の玉 五卷 江戸板也

一 役者我身寶 三卷 中のさしの評判
鳴屋市郎右衛門板

正月中火事 拾三度

正月日和日 廿六日 同降日 三日
以上

申二月記

一 正月廿九日今夜九ツ半時豊島町より火出ばくらう町四丁村松町富澤町よりかまくら町牧野備後守様やしき焼失水野隼人様屋しき切にて火しづまり申候西北風にて候

一 正月十一日火事以後堺町薩摩太夫外記四五日煩和果申候よし宿はかやば町に有之候よしの説

一 朔日和風はげしく吹申候晝九ツ過弓町さうふやのこやより火出即時に消し申候よし

一 正月晦日豊島町火事に豊島町にて人死有之候よし新大橋迄不殘焼失橋きわにて横田備中守様やしき焼残り候松平因幡守様秋元伊賀守土屋相模守間部越前守杯不殘焼失

一 同夜東海道新町九ツ時より曉迄焼失いたし候

一 久我焼失有之候宇都宮なども江戸のごとく切々出火にして一間屋にて焼留り候に今度の火出来家四五拾間程ヅ、一度に相焼申候

一 大坂なども切々火事有之候よし

一 二日和

一 三日和晴明

一 四日天氣曇る九過より雨ふり候

此日堺町小芝居大坂三國小太夫手まりの曲見物拾文ツ、にて見せ申候同みせ物長崎島小人飛捕長西官五拾八歳かるわざ長拾二三歳成子共程にて候顔口ありからだより大きく一寸法師と云にて候拾文ツ、にて見せ申候

一 五日日和堺町土佐上るり藏開大福長者見物歸り根

津御旅にて四國野父太郎みせ物見物いたし候

一 今日より夜不寢之番鍛冶町貳丁表店之分亭主と河岸之床と自身番と兩所貳人ツ、相詰夜中相廻り申候町中何れも如此にて候

一 今日阿部豊後守様京都へ御參勤にて江戸御立にて候

一 公儀様より火の元念入不審なる者有之候は、召連番所可能出旨被仰付候

一 近頃横木炭高直に成申候

一 熊野炭賣候にて 上五百文 一 槓登分ニ上拾六把迄
次四百文 一 槓登分ニ下廿七八迄

一 五日白米相場

一 壹分ニ 白米壹斗五升

一 六日曇る八ツ過より雨ふり申候

一 七日曇る此夜本郷四丁目本多中務様下やしきより火出餘程焼失いたし候

一 八日曇る鳥森稻荷祭禮今日有之候七日は練にて候晝七ツ前あられ降申候

一 九日日和初午宗傳様へ行申候寺登り男子十三人女子四人都合十七人有之候此日築地矢の倉稻荷祭禮屋臺四五有之候

一 十日日和晴明夜八ツ時分に大き成地震ゆり申候築地夷講に行申候

一 十一日和よし

一 十二日曇る夜雨少ふり申候

一 十三日朝曇る風有晝より天氣

一 十四日日和朝風吹申候朝五ツ過日本橋平松町通り丁之北側より火出向側へうつり北側之末は左内町迄不殘片側焼不申候平松町火元之際藤堂民部様消口被取候其上北側焼残り申候向南がわは材木町河岸迄焼出し筋違に材木町三丁目迄焼申候て火鎮り申候通町之方は一町半程つゝ町並不殘焼不申候晝四時分火消ぬ申候風北風にて候

一 同日九ツ時神田鎌倉河岸之方に火事有之早速消申候

一 同時番町之方に火事有之早速火しづまり申候

一 此日焼残りし日本橋人通り多く有之候中間より橋踏落候人二人川へ落候へ共干潮にて候故泥に成出申けがは無之候

一 同夜八ツ時分上さや町湯屋より火出早速消申候火消二頭被參候

一松平土佐守様やしきから木立に二月廿日迄に一万六千兩一坪に付八兩つゝに請負人有之候
 一南鍛冶町吉田自菴殿屋形金貳百兩に一切請負人有之候
 一十五日雨少降る晝より日和よし
 一十六日終日雨ふり申候
 一錢三貫拾文つゝ
 一十七日日和曇る
 一錢三貫拾文つゝ 一切賃四拾文つゝ
 一壹分に七百五拾貳文うり 一銀七拾壹匁七分
 一米相場古米兩に五斗かへ
 一横槍壹分に三拾把 一炭壹俵三百八拾文つゝ
 一十八日曇り天寒く風吹申候折々あられふり殊之外寒申候
 一十九日天氣風はげしく吹申候東西土烟を上恐しき風にて候
 一廿日風吹申候天氣寒く候
 一廿一日曇る時々雨あられ降申候
 一廿二日朝九ツ雪ふり申候三寸程つゝつもり晝より天氣晴風吹申候

一錢三貫五文がへにて候
 一此日晝七ツ過に五郎兵衛町中程傘屋裏より俄に火出すぐに五郎兵衛町新道西河岸北こんや町川際迄燒候付壘町半町燒申候此所本多遠江守様消口御取候依之壘町通り京橋際迄表通り店不殘燒残り北こんや町の火乗物河岸より南京橋向南一町目半町餘不殘燒失此火金六町へも出半町餘燒申候此火水谷町へ燒出一町不殘燒失いたし是にて火しづまり申候暮六ツ過迄燒申候西北風にて候但し五郎兵衛町河岸より表通り北こんや町迄不殘燒のこり申候
 一廿三日日和今日はきのふ穴藏へ入候道具終日取出し候晝麻布六本木の邊に火事有之候早速きね申候夜五ツ過より雨ふり出し申候
 一廿四日日和よし晩方愛宕参りいたし申候此日晝九ツ前櫻田酒井石見守様御臺所より火事出早速きえ申候
 一廿五日日和のごかにて南風吹申候晩方麴町天神参いたし今日は天神眞筆の御影開帳有之候境内狭く堂の前に松梅柳など多く有之縁日はにぎやかにて候見せ物猪鷺見物いたし候

一同夜九ツ過本郷に火事有之候此夜四時より雨ふり申候
 一廿六日雨天晩方日和にて候朝五ツ時初雷なり申候只一ツ
 一廿七日日和のごかにて候晝九ツ時日に筥有之候八ツ前消申候堺町竹之丞芝居万歳女鉢木四番目見物いたし候都太夫一中風流そとは小町鉢たきさ上るり竹之丞が所作有之候同日根津御旅にて島狼見せ物見申候牛の如くにて角なく牙大きにて黒き長き毛一身にはへ牛のうなるごこく成聲有之候
 一同夜山王前ながと馬場間部隱岐殿屋敷火出四五間燒申候
 一廿八日日和のごか今日阿蘭陀商唐人御城へ上り歸りに御老中へ廻り申候本多中務様前にて見物致し候唐人四人参り候
 一廿九日南大風吹申候天氣よし晝七ツ時築地島山下總守様隣やしき藏のやねより火出やね覆ひ不殘やけて火消申候同様五ツ過青山の方に火事有之早速きえ申候
 一卅日日和堺夢想權之助兵法芝居見物拾文つゝにて

候芝居は今月廿八日より始め申候
 一錢三貫三拾五文つゝ
 中二月新板本
 一世間子息氣質 全五卷 未の極月より出申候 作者其
 一今源氏空舟 全六卷 江島や一即右衛門板 頑
 一好色万寶節用 全三卷
 一好色不老門 全五卷
 一堺町勘三初狂言
 今年十三年忌閏二月十九日に法事をいたし申候よし狂言に政之助會我の老母に成團十郎に異見のしうたんに申候二月は火事故世間さわがしく有之候間閏二月にいたし候よし
 一紙子にて傾城をこなし候は大坂にて坂田藤重郎江戸にて中村七三郎兩人にて候よし此度團十郎老母の紙子を着て居候 大谷廣右衛門狂言に申候右二人の事は風流三國志と云本に有之候よし
 閏二月一日より二の替り
 ○南朝賸粉
 南朝賸粉 南朝妹麗本風流。義士將軍共一儔。三百年來陵谷變。祇

有房王一酒籌。燕子演成已困闔。桃花會唱過江春。繁華終古舊明月。照向誰家哀怨眼。

右雲程所作粉本。偶於篋中檢得先生桃花扇夢中花葉自笑之語。重光協洽姑洗上浣。曉泉姜璣曉泉

南朝賸粉

蜀山樓畫本一印

按するに、これ南京の名妓李香の像にて、手中の扇は桃花扇なり、李香明末にいで明亡るの後の後にも聲譽いよく高ければ、南朝賸粉といへるなるべし、たゞし板橋雜記及び侯朝宗が李姬傳には、李香といひ桃花扇傳奇及び吳鏡庵等のいふ所はみな李香君と稱せり、板橋雜記に李香身軀短小。膚理玉色。慧俊宛轉。調笑無双。人名之爲香扇墜。余有詩贈之。曰。生小傾城是李香。懷中婀娜袖中藏。何緣十二巫峯女。夢裡偏來見楚王。武塘魏子中爲書于粉壁。貴陽楊龍友寫。崇蘭詭石于左偏。時人稱爲三絕。由是香之名盛于南曲。四方才爭一識面。以爲榮。とあり、四方の才子ひとたび面をしるを得れば榮とすといふをみれば、當時聲價の高き事知るべし

按するに、生小傾城の詩桃花扇傳奇には何縁を縁何に作りて楊龍友の作とし、標注にこの詩は

余滄心代作なりといへり、又樂戸の盛なるを舉て李十爲首。沙願次之。鄭頓崔馬又其次也。といふをみれば、李香十玉京の技の絶妙なる事知るべし、また李貞麗者李香之假母。有豪俠氣。嘗一夜博輸千金立盡。與陽美陳定生善。香年十三。亦俠而慧。從吳人周如松受歌。玉茗堂四夢。皆能妙其音節。尤工琵琶。與雪苑侯朝宗善。聞兒阮大誠欲納交于朝宗。香力諫止。不與通。朝宗去後。有故開府田仰以重金邀致。香辭曰。妾不敢負侯公子也。卒不往。とあり

按するに、侯公子に勸めて阮大誠の交をしりぞけし事、并に田仰が金三百緡をもて李姬をひかへて一見せんといふを固くしりぞけし事詳に李姬傳に出せり

これによれば李香の幼年より音曲に妙に且見解あり、節操ある事しるべし、桃花扇傳奇によるに李香君はじめ侯朝宗に梳櫛をゆるせし時、朝宗一柄の扇に詩を題するを送る、夾道朱樓一徑斜。王孫初御富平車。青溪盡是辛夷樹。不及東風桃李花。と云詩なり、香君此扇を秘藏せしに世の亂れにあひて行わかれ田仰の強て香君を迎んとせし時

も、此扇にて人を亂打しつゝに暈倒して頭の血にて扇を汚す、後侯朝宗を思ひて扇をみるく眠りしに楊文驄といふ人訪ひ來りて扇に血の點じたるを見て盆草をしぼりて繪の具とし、畫て葉を添へ血點を花として折枝の桃花の圖をなしぬ、此扇此傳奇の種也、最後に張璠星といへる道士の壇場にてはからず兩人めぐりあひし時扇は道士に破りすてらる、扱このふたり道士の教化を得て悟道し侯朝宗は丁繼之の弟子となりて道士となり、香君も十玉京の弟子になりて女道士となり、をのく南北に別れ去りて修鍊せしといへり、桃花扇は雲亭孔氏の作にて大に流行せしものよし也、燕子箋は石巢傳奇武種の一なりと云、桃花扇傳奇には阮大誠が献する所の曲なりといへり

南朝賸粉圖一幅晴陽春孫二郎惠藏于家

右寫山樓谷文晁所考也

文化癸酉孟夏念七甲子寫于緇林樓中 杏花園

○酒井鞞負亮裁判

酒井鞞負亮殿小兒及及傷御裁斷

文化四丁卯年九月十六日於若州小濱渡邊應作劍術稽古場にて青山鐵一郎右馬之助三浦熊次郎茂八郎弟口論之上鐵一郎事熊次郎へ切付候處熊次郎刀之鯉口堅く不拔合内に疊かけ三刀迄眉間を切付候に付熊次郎は倒れ候由其中に應作鐵一郎を取押へ刀を奪ひ取押鎮候熊次郎疵わづかに付歩行にて罷歸候由其後双方より其趣訴疵平愈之上打果し申度段申達之右に付追て御裁斷之趣如左

青山右馬之助より江戸都筑助太夫方へ文通寫一筆致啓上候、然者一昨五日老中江見米馬方より以手紙鐵一郎へ御直に被仰出候御用御座候間七ツ時御作園場へ私共并親類之者兩人致同道罷出候様申來私鐵一郎本多孫左衛門八木原傳次郎方同道にて罷出候様先方も同様にて茂八郎熊次郎加藤祖太夫行方儀太郎同道にて罷出候處無程殿様被爲入只今罷出候様大目付中差圖にて何れも一緒に御次之間へ罷出候處鐵一郎熊次郎方へ是へ出よと御意被遊則兩人席を進み罷出候處被仰出者鐵一郎熊次郎先達て於稽古場致爭論及及傷候之始末委細御聽候右之上は鐵一郎に有之而は一旦切付候處外より引合存分に得不達候上